

茅ヶ崎市地域防災計画 資料編

令和6年2月修正
茅ヶ崎市防災会議

目次

第1節 組織・制度関係

第1	茅ヶ崎市防災会議条例	1
第2	茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿	3
第3	茅ヶ崎市防災会議運営要綱	4
第4	茅ヶ崎市災害対策本部条例	5
第5	茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱	6
第6	茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱	15
第7	茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例	17
第8	茅ヶ崎市地震災害警戒本部運営要綱	18
第9	茅ヶ崎市地震災害警戒本部員名簿	20
第10	自主防災組織	21
第11	13地区を区域とした活動	23
第12	茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱	25

第2節 情報受伝達関係

第1	関係機関連絡先	39
第2	情報伝達手段	44
第3	茅ヶ崎市防災行政用無線局管理運用規程	46
第4	茅ヶ崎市防災行政用無線局取扱要綱	48
第5	情報通信手段	50

第3節 消防関係

第1	茅ヶ崎市消防対策本部設置要領	57
第2	消防庁舎所在地	59
第3	車両配置別内訳	59
第4	消防団器具置場所在地	60
第5	消防水利設置数	61
第6	防災資機材格納庫設置場所	62
第7	地震対策用街頭消火器設置状況	62

第4節 医療救護関係

第1	茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	65
第2	医療救護所一覧	67
第3	医療救護所備蓄薬品・医療器材	68
第4	医療機関等	69
第5	市内調剤薬局一覧	75
第6	トリアージについて	78

第5節 地震対策関係

第1	震度計の設置場所	81
第2	気象庁震度階級関連解説表	81
第3	南海トラフ地震	85
第4	茅ヶ崎市耐震改修促進計画の概要	89

第6節 津波対策関係

第1	津波警報・注意報等	93
第2	津波一時退避場所一覧	96
第3	津波監視体制	100

第7節 水防対策関係

第1	防災気象情報	103
第2	水防警報	114
第3	水防対策時連絡先一覧	115
第4	水防法第15条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設	117
第5	土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設	121
第6	海岸・河川・港湾図	122
第7	相模川水系利水状況概要図	123
第8	相模川水系流域図及び城山ダム管理施設等位置図	124
第9	城山ダム容量配分図	125
第10	城山ダム放流警報施設位置図（相模川）	126
第11	城山ダム放流量と到達時間・水位上昇（相模川）	127
第12	宮ヶ瀬ダム容量配分図等	128
第13	ダムの放流操作	129

第8節 避難対策関係

第1	災害対策地区防災拠点（避難所）一覧	133
第2	二次避難所一覧	134
第3	指定緊急避難場所一覧	136
第4	茅ヶ崎市災害対策地区防災拠点設置運営要綱	140
第5	防災備蓄倉庫設置場所一覧	143
第6	その他の防災備蓄倉庫等一覧	144
第7	公立小・中学校防災備蓄倉庫備蓄資機材基準一覧	145
第8	土砂災害危険箇所及び市が警戒を要すると認める急傾斜地	146
第9	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	148

第9節 帰宅困難者対策関係

第1	一時滞在施設一覧	153
第2	駅周辺公共施設及び避難所	153
第3	災害時帰宅支援ステーション	155

第10節 保健衛生・防疫対策関係

第1	感染症患者対策	159
第2	ごみ対策	159
第3	し尿対策	159
第4	神奈川県広域火葬計画	160
第5	遺体取扱施設	163

第1 1 節 救援物資対策関係

第1	飲料水兼用貯水槽（100m ³ ）設置場所.....	167
第2	公立小・中学校受水槽貯水量.....	167
第3	耐震性プール設置場所.....	168
第4	配水池.....	168
第5	給食施設.....	169
第6	緊急物資の物資拠点.....	169
第7	市の主な防災備蓄倉庫等.....	169
第8	市の主な防災備蓄物資.....	170

第1 2 節 教育・保育対策関係

第1	教育・保育施設一覧.....	173
第2	公立小・中学校応急教育実施予定場所一覧.....	178

第1 3 節 危険度判定対策関係

第1	神奈川県建築物震後対策推進協議会規約.....	181
第2	神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱.....	186
第3	神奈川県被災宅地危険度判定実施要綱.....	188

第1 4 節 緊急輸送対策関係

第1	神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画図.....	193
第2	緊急交通路指定想定路一覧.....	194
第3	大規模災害等発生時の交通規制計画.....	195
第4	交通規制の対象から除かれる車両.....	198
第5	茅ヶ崎警察署管内緊急交通路指定想定路図.....	199
第6	緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路一覧及び道路図.....	200
第7	ヘリコプター臨時離着陸場一覧及び位置図.....	201
第8	交通規制標識.....	202
第9	緊急通行車両標章.....	202
第10	緊急通行車両の確認申出・確認事務の概要.....	203
第11	緊急通行車両及び規制除外車両の確認申出書・確認証明書.....	204
第12	車両用燃料補給所一覧.....	205
第13	陸上運送業.....	205
第14	タクシー業者一覧.....	205
第15	漁業協同組合漁船一覧.....	206
第16	茅ヶ崎建設業協会災害応急工作隊規約.....	207
第17	茅ヶ崎建設業協会会員一覧.....	208

第1 5 節 広域応援・受援対策関係

第1	広域応援活動拠点.....	211
第2	臨時宿泊施設.....	211
第3	茅ヶ崎市災害派遣手当の支給に関する条例.....	212
第4	茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度要綱.....	213

第16節 災害救助法関係

- 第1 被害の分類認定基準..... 219
- 第2 神奈川県との災害救助法による事務委任に係る事前の取決め..... 222

第17節 特殊災害対策関係

- 第1 航空事故等連絡協議会規約..... 227
- 第2 航空事故等に係る緊急措置要領..... 229
- 第3 軽微な航空事故等に係る措置..... 231

第18節 協定関係

- 災害協定等一覧..... 235
- 第1 自治体等相互応援協定等..... 243
- 第2 情報受伝達関係..... 268
- 第3 医療救護関係..... 278
- 第4 津波対策関係..... 282
- 第5 避難対策関係..... 286
- 第6 駅周辺混雑緩和対策関係..... 343
- 第7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係..... 346
- 第8 災害復旧対策関係..... 384
- 第9 緊急輸送対策関係..... 408
- 第10 葬祭関係..... 420
- 第11 ボランティア関係..... 439
- 第12 災害廃棄物関係..... 443
- 第13 その他の協定..... 469

第 1 節 組織・制度関係

第1 茅ヶ崎市防災会議条例

茅ヶ崎市防災会議条例

昭和38年4月1日
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、茅ヶ崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平11条例19・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認める公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、45人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平14条例24・平24条例18・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(平21条例6・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平21条例6・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第24号)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行により増員される茅ヶ崎市防災会議の委員の選任のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則(平成21年条例第6号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第1条関係)

防災会議委員	日額	10,000円
同専門委員	日額	10,000円
同幹事	日額	5,000円

附 則(平成24年条例第18号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市防災会議条例第3条第5項第9号の規定によりこの条例の施行後最初に茅ヶ崎市防災会議の委員に任命される者の任期は、同条第7項本文の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。

第2 茅ヶ崎市防災会議委員及び幹事名簿

令和6年1月1日現在

選出区分	組織名	委員	幹事
会長／幹事長	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市長	くらし安心部長
指定地方行政機関の職員	農林水産省関東農政局神奈川県拠点	総括農政推進官	総括農政推進官
	第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）	署長	次長
	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所長	防災情報課長
	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所湘南出張所	所長	管理第二係長
	気象庁東京管区气象台横浜地方气象台	台長	防災管理官
陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊座間駐屯地第4施設群	第4施設群長	第3科長
神奈川県知事部内の職員	神奈川県藤沢土木事務所	所長	道路維持課長
	神奈川県湘南地域県政総合センター	所長	県民・防災課長
	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所	所長	工務・配水課長
	神奈川県衛生研究所	所長	管理課長
県警察の警察官	神奈川県茅ヶ崎警察署	署長	警備課長
市長部内の職員	茅ヶ崎市	副市長	－
	茅ヶ崎市	副市長	－
	茅ヶ崎市	経営総務部長	財政課長
	茅ヶ崎市	企画政策部長	総合政策課長
	茅ヶ崎市	くらし安心部長	市民自治推進課長
	茅ヶ崎市	市民部長	市民課長
	茅ヶ崎市	経済部長	産業観光課長
	茅ヶ崎市	文化スポーツ部長	多様性社会推進課長
	茅ヶ崎市	福祉部長	地域福祉課長
	茅ヶ崎市	こども育成部長	こども政策課長
	茅ヶ崎市	環境部長	環境政策課長
	茅ヶ崎市	都市部長	都市計画課長
	茅ヶ崎市	建設部長	建設総務課長
	茅ヶ崎市	下水道河川部長	下水道河川総務課長
	茅ヶ崎市	保健所長	保健企画課長
茅ヶ崎市	病院事業管理者	病院総務課長	
教育長	茅ヶ崎市	教育長	教育総務課長
消防長及び消防団長	茅ヶ崎市	消防長	警防救命課長
	茅ヶ崎市消防団	消防団長	副団長
指定公共機関及び指定地方公共機関の職員	日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局	郵便局長	総務部長
	東日本旅客鉄道株式会社湘南・相模統括センター茅ヶ崎駅	副所長兼駅長	副長
	東日本電信電話株式会社神奈川西支店	支店長	総括担当課長
	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社	支社長	次長
	東京ガス株式会社神奈川支社神奈川西支店	支店長	副支店長
	一般社団法人神奈川県トラック協会	会員	県南サービスセンター長
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部安全管理担当課長	茅ヶ崎営業所長
公共的団体の役職員	一般社団法人茅ヶ崎医師会	理事	理事
	茅ヶ崎商工会議所	副会頭	専務理事
	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	会長	事務局長
	茅ヶ崎市まちぢから協議会防災部会	防災部会長	－
学識経験のある者	茅ヶ崎市防災危機管理アドバイザー		－
	株式会社危機管理教育研究所 代表		－
	株式会社マザー湘南代表		－

第3 茅ヶ崎市防災会議運営要綱

茅ヶ崎市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市防災会議条例(昭和38年条例第11号)第6条の規定に基づき、茅ヶ崎市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(幹事会)

第5条 会議は、茅ヶ崎市地域防災計画の実施に関する事務を円滑かつ効率的に推進するため、茅ヶ崎市防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び茅ヶ崎市防災会議条例第5条第2項に規定する幹事をもって組織する。

3 幹事長は、くらし安心部長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、議長を務める。

5 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、防災主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第4 茅ヶ崎市災害対策本部条例

茅ヶ崎市災害対策本部条例

昭和38年4月1日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平24条例18・一部改正）

(組織)

第2条 茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 茅ヶ崎市災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 茅ヶ崎市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（平24条例18・一部改正）

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

第5 茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱

茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、茅ヶ崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対処方針 市の災害対策に関する全般的な方針をいう。
- (2) 実施構想 対処方針を踏まえた主要な対策についての考え方及び方法等を示したものをいう。
- (3) 実施計画 災害対策に関する措置の時期、場所、実施主体、内容、理由及び方法を具体的に示したものをいう。
- (4) 動員構想 災害対策の措置を遂行するために人を集め動かすための考え方及び方法等を示したものをいう。
- (5) 受援構想 本市が他地域からの援助を受け入れるための考え方及び方法等を示したものをいう。

(本部の組織及び分担業務)

第3条 条例第2条第2項に規定する茅ヶ崎市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 本部に部を置き、その名称は、別表第1のとおりとする。
- 3 部に部長を置き、別表第1に定める職にある者をもって充てる。
- 4 部は業務に応じて班を編成し、班に班長及び副班長を置くものとする。
- 5 部（統括調整部においては各班）の業務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第4条 部長及び班長は、上司の命を受けてそれぞれの業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 部長は、部の業務を処理するため、必要な簿冊、機材等を整備しておかなければならない。
- 3 部長は、対処方針及び実施構想を達成するため必要な措置を実施しようとするときは実施計画を策定し、災害対応の実行及び進捗管理を行うものとする。

(本部員会議)

第5条 本部に災害対策に係わる重要事項の意思決定及び指示を行うため、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、条例第2条第1項に規定する茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び同条第3項に規定する茅ヶ崎市災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部員会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。

(職員の任命)

第6条 統括調整部に配備する職員は、市長が任命する。

(配備の基準)

第7条 本部は、災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため迅速に配備体制を整える。

- 2 前項の配備の種別は、事前配備、第1号配備、第2号配備及び第3号配備とし、配備体制の基準は、別表第3のとおりとする。
- 3 部長は、前項の配備体制基準に基づき、あらかじめ配備編成計画を定めておくものとする。

(事前配備下の体制)

第8条 大雨、洪水等により、災害の発生するおそれが見られるときの災害対策本部設置前の事前配備下の体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ぐらし安心部長は、県及び関係機関等と連絡をとり、気象その他災害予防に関する情報を収集し、関係各部に連絡する。
- (2) ぐらし安心部長は、必要に応じ統括調整部を設置する。
- (3) 統括調整部各班長は、予測される被害や影響等に応じ、必要な班員を招集し、体制を整える。
- (4) ぐらし安心部長は、関係各部との協議または統括調整部班長会議等を開催し、今後起こりうる最悪事態を想定し、必要な対策及び予防措置を検討する。
- (5) ぐらし安心部長は、災害リスクの高まりや災害による被害の発生が予測されるときは、茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱（平成28年4月1日施行）第8条に定める会議を開催する。
- (6) 市長は、必要に応じ茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱第5条に定める会議を開催する。
- (7) 市長は、前2条の結果を踏まえ災害対策本部の設置について決定する。

（第1号配備下の体制）

第9条 第1号配備が指令された場合の体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 統括調整部は、県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に連絡するとともに関係各部に連絡しなければならない。
- (2) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化するとともに、装備、物資、器材等を点検し、必要に応じて事前措置を講ずる。

（第2号配備下の体制）

第10条 第2号配備が指令された場合は、各部長は、前条に規定するもののほか、次の措置をとり、防災体制を整えるとともにその状況を統括調整部長を通じて本部長に報告するものとする。

- (1) 災害の状況を班員に周知させ、配備編成計画に基づき、その所要人員を警戒体制につかせる。
- (2) 災害対策に係る関係機関及び関係各部との連絡を密にし、協力体制を強化する。

（第3号配備下の体制）

第11条 第3号配備が指令された場合は、各部長は、災害対策活動に当たるとともに、その活動状況を随時統括調整部長を通じて本部長に報告する。

（配備の指令及び解除）

第12条 配備の指令及び解除は、本部長が指示するものとする。

（動員計画）

第13条 配備の職員配置は、当該災害の種類及び規模により、配備編成計画に基づき部長が行う。ただし、班員は事態が急迫し、部長の指示を受けるいとまがないときは、その指示を待たずに直ちに業務に着手し、事態に対処する措置を講ずることができる。

2 前項ただし書の場合において、班員は、その旨を速やかに部長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

（招集等）

第14条 配備編成計画に基づき招集を受けたときは、特に招集場所を指定された場合のほか、所属勤務場所に出動するものとする。ただし、災害その他の事情により指定された場所又は所属勤務場所に着できないときは、最寄りの場所に出動し、その旨を所属長に報告し、指示を受けなければならない。

2 招集の有無にかかわらず、配備編成計画に基づき配備要員に指名された班員は、災害が発生したこと又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

3 前項に規定する班員は、災害時において自ら進んでラジオ、テレビジョン等により災害に関するニュースの視聴取に努めるものとする。

（災害情報及び被害状況の取り扱い）

第15条 災害時における命令、指示及び連絡は、次項及び第3項で定めるものを除き、特に必要な事項は、災害対策連絡表により行う。

2 気象情報の受信及び伝達は、気象情報連絡表により行い、台風に係る情報は、台風情報連絡表により行う。

3 被害状況の報告は、被害状況報告書により行う。

(委任)

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部の名称	部長
統括調整部	くらし安心部長
経営総務部	経営総務部長
企画政策部	企画政策部長
くらし安心部	くらし安心部長
市民部	市民部長
経済部	経済部長
文化スポーツ部	文化スポーツ部長
福祉部	福祉部長
こども育成部	こども育成部長
環境部	環境部長
都市部	都市部長
建設部	建設部長
下水道河川部	下水道河川部長
保健所部	保健所長及び副所長
消防部	消防長
会計部	会計管理者
市立病院部	副病院長兼事務局長
議会部	議会事務局長
選挙管理部	選挙管理委員会事務局長
監査部	監査事務局長
教育部	教育総務部長並びに教育推進部長及び教育指導担当部長

別表第2 (第2条関係)

部	分担業務
各部 共通 (統括調整部を除く)	(1) 所掌事務の全般状況の把握、把握結果の報告と必要に応じ進行の管理 (2) 所掌事務に係わる情報の収集、分析と報告・提供 (3) 職員の安否情報の収集と関係班への報告 (4) 所管施設の被害状況の把握と報告 (5) 所管施設に係わる指定管理者に対する必要な指示 (6) 避難対策に関する実施構想に基づく所管施設の一時滞留者に対する措置
統括調整部	<p>総括・情報班</p> (1) 本部長決定事項、統括調整部長決定事項などの指示・伝達 (2) 対処方針の策定と実行管理 (3) 応急対策の検討に必要な収集情報の検討と各部に対する収集指示 (4) 各部収集情報の集約、整理、分析と分析結果の報告、提供 (5) 防災気象情報、地震情報、河川関連情報、火山情報など気象台発表情報の収集、整理、分析と分析結果の報告、提供 (6) 対策本部の運営に係わる進捗の管理及び総合調整と本部員会議の運営 (7) 避難対策に関する実施構想の策定と避難措置の実施 (8) 動員構想の策定 (9) 災害時広報対策に関する実施構想の策定 (10) 一般ボランティア対策に関する実施構想の策定 (11) 緊急消防援助隊の派遣要請・自衛隊の災害派遣要請の求めに係わる要否の検討、検討結果の報告、県に対する要請と関係部署への通知、広域応援部隊の運用に係わる総合調整 (12) 発災初期における他自治体等との災害協定等に基づく応援要請 (13) 近隣自治体との情報共有及び連携 (14) 必要に応じた国、県、他自治体等との連絡調整 (15) 発災中期以降における受援構想の策定 (16) 警戒区域の設定に係わる事務 (17) 県知事に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請 (18) 所掌不明事項に係わる総合調整の実施
	<p>避難所対策班</p> (1) 避難対策に関する実施構想に基づく避難措置の実施 (2) 避難所避難者及び在宅避難者に対する救援措置の検討と関係部署との調整 (3) 住民に係わる安否情報の収集と収集情報の提供 (4) 避難所の開設及び運営に関する方針の策定及び各避難所の総合調整 (5) 避難所周辺地域の被害状況等の情報収集 (6) 各避難所への市域全体の情報提供
	<p>救援物資対策班</p> (1) 避難所及び在宅避難者に係わる救援物資対策に関する実施構想の策定
	<p>保健医療対策班</p> (1) 健康管理及び精神保健の対策に関する実施構想の策定 (2) 感染症対策に関する実施構想の策定 (3) 医療対策に関する実施構想の策定 (4) 医療対策に係わる市立病院、医師会・歯科医師会など医療機関、県、寒川町、日本赤十字社など関係機関との調整 (5) 広域医療搬送に係わる県又は市立病院との調整
	<p>要配慮者対策班</p>

	(1) 要配慮者対策に関する実施構想の策定
	衛生・災害廃棄物対策班
	(1) 防疫対策、多数遺体取扱対策及びペット対策に関する実施構想の策定 (2) 仮設トイレ、汚物処理、公衆浴場その他の衛生関連の対策に関する実施構想の策定 (3) 災害廃棄物対策に関する実施構想の策定
	被災者生活再建対策班
	(1) 被災者生活再建対策に関する実施構想の策定
	応急復旧対策班
	(1) 下水道、道路、漁港、橋梁に係わる応急復旧対策に関する実施構想の策定 (2) 上水道、電気、ガス、電話、鉄道の優先復旧に係わる総括・情報班との連絡調整
経営 総務 部	(1) 市災害対応記録に係わる災害統計資料の収集と整理、部活動の記録 (2) 職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置の検討・実施 (3) 職員動員構想に基づく市の職員の動員に係わる細部調整 (4) 発災中期以降における職員動員構想に基づく人員の調整及び他自治体に対する職員の派遣要請 (5) 受援構想に基づく受け入れ施設の準備、受け入れ (6) 災害応急対策従事職員の服務、公務災害補償及び宿泊・給食に係わる措置 (7) 災害時緊急印刷ニーズの把握と印刷の実施 (8) 災害関連に関する所管課からの法的解釈等の相談 (9) 災害応急対策及び復旧対策の予算措置に係わる総合調整と執行指示 (10) 災害時の義捐金品の受付 (11) 庁舎施設の警備及び電気通信設備の保守に係わる措置 (12) 公用車両に対する緊急通行証の交付 (13) 災害対策用車両のニーズ把握と調達 (14) 救援物資対策に関する実施構想に基づく物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理 (15) 災害対策用物資に係わる各部要望の把握、調達、配分に係わる措置
企画 政策 部	(1) 本部長及び副本部長の行動予定の作成・調整・管理 (2) 他自治体等に対する救援物資の提供要請、避難住民・廃棄物の受け入れ要請に係わる手続きの実施 (3) 避難に関する情報、被害情報、生活支援に関する情報その他の災害関連情報の広報の実施 (4) 情報機器の保守・運用 (5) 災害時広報対策に関する措置の総合調整
くらし 安心 部	(1) 住民及び自治会・自主防災会など住民団体への災害関連情報の伝達・通知 (2) 本部及びその他対処体制の設置に係わる要否の検討並びに設置手続きの実施 (3) 統括調整部の開設、運営 (4) 災害時相談業務 (5) その他統括調整部長より命ぜられた事項の実施
市民 部	(1) 小出地区住民の状況把握と必要に応じ住民関連対策に係わる関係班との連絡調整 (2) 住宅被害調査に係わる協議、調整、調査の実施 (3) 住宅被害調査に係わり災証明の発行に係わる措置 (4) 市税の減免措置及び徴収猶予に係わる対応方針の策定、措置の実行並びにその他の税に係わる関係機関との調整
経済 部	(1) 救援物資対策に関する実施構想に基づく協定先からの物資の調達、物資集積場所への要員の配置 (2) 中小企業関係被災者に対する融資方針の策定と措置

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 農業水産に係わる応急対策実施計画の策定、調整及び実行措置 (4) 畜産に係わる応急対策実施計画の策定、調整及び実行措置 (5) 防疫対策に関する実施構想に基づく家畜関連防疫対策の実施 (6) 災害廃棄物対策に関する実施構想に基づく廃棄物の措置 (7) 農業、水産業、畜産関係被災者に対する融資方針の策定と措置 (8) 救援物資対策に関する措置の総合調整
文化 スポ ーツ 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難対策に関する実施構想に基づく文化スポーツ部所管施設に対する措置 (2) 本部長指示又は本部員会議の意思決定に基づく所管施設の開館及び運営協力 (3) 災害時における生活用水の提供 (4) 災害時広報対策に関する実施構想に基づく外国人に対する災害時広報に関する関係機関との連絡・実施の要請
福祉 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害ボランティアセンターに対する要員の派遣 (2) 所管業務に係わる保健師の要請及び保健師班との活動調整 (3) 社会福祉協議会及び保健福祉事業者など関係機関との連絡調整 (4) 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金及び見舞金配分委員会に係わる委員の選任、会の運営並びに義捐金・見舞金の配分 (5) 被保護者の安否確認 (6) 要配慮者対策に関する実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 (7) 要配慮者対策に関する措置の総合調整 (8) 被災者生活再建対策に関する措置の総合調整
こども 育成 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引き渡し (2) 被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談の実施 (3) 災害孤児に対する対応 (4) 応急保育に係わる実施計画の策定、総合調整、報告及び対策の実行
環境 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの調達・配分・設置指導・回収、ごみの収集・処分、適正処理困難廃棄物の一時保管 (2) ごみ・廃棄物処理に係わる住民からの苦情の受付、対応 (3) 災害廃棄物対策に関する実施構想に基づく公害対策の実施 (4) 災害廃棄物対策に関する実施構想に基づく廃棄物処理の実施 (5) 災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係わる広報の実施 (6) 衛生関連対策及び災害廃棄物対策に関する措置の総合調整
都市 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急危険度判定に係わる実施計画の策定、総合調整と応急危険度判定の実施 (2) 各部から派遣される応急危険度判定要員の運用 (3) 避難対策に関する実施構想に基づく避難者輸送用バスの調達 (4) 被災宅地危険度判定に係わる実施計画の策定、総合調整と被災宅地危険度判定の実施 (5) 復興対策本部の設置に係わる要否の検討並びに設置手続きの実施 (6) 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係わる相談及び審査、検査業務 (7) 被災市街地における建築制限についての指定 (8) 応急仮設建築物の制限を緩和する区域の指定 (9) 災害救助法に基づく住宅の応急修理の相談・審査
建設 部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急復旧対策に関する実施構想に基づく道路・橋梁・がけ地・交通安全施設の応急復旧の実施 (2) 応急復旧対策に関する実施構想に基づく公園緑地の応急復旧の実施 (3) 応急復旧に係わる関連協定先への要請 (4) その他所管に係わる軽微な応急復旧の実施 (5) 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく応急仮設住宅の建設 (6) 応急復旧対策に関する措置の総合調整

下水道河川部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援物資対策に関する実施構想に基づく応急給水の要請、必要により飲料水の配分 (2) 経営総務部に対する応急対策に係わる所要資機材調達の要望 (3) 所管施設の応急復旧計画の作成、調整、実行 (4) 応急復旧対策に関する実施構想に基づく応急復旧の実施 (5) 内水はん濫、洪水など河川及び下水道に係わる災害発生時における応急対策の実施 (6) 被災状況に応じ公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和30年法律第150号）に基づく関係手続の要否の検討、調整、実行 (7) 公共下水道及び河川の現地調査及びその他災害復旧の実施
保健所部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所避難者など被災者に対する疾病予防及び心身の健康管理の指導 (2) 防疫対策に関する実施構想に基づく感染症対策の検討、措置 (3) 防疫対策に関する実施構想に基づく防疫活動の実施、消毒剤の調達 (4) 多数遺体取扱対策に関する実施構想に基づく遺体収容の実施、遺体安置関連資機材の調達 (5) ペット対策に関する実施構想に基づく保護施設の設置、運営 (6) 医療対策に関する実施構想に基づく医療救護所の開設・運営、医療救護班の運用、必要に応じた助産に係わる措置 (7) 各部保健師及び専門ボランティアの運用 (8) 医療対策に関する実施構想に基づく医薬品の調達、配分 (9) 要配慮者対策に関する実施構想に基づく難病患者に係わる措置 (10) 医療対策及び防疫対策並びにペット対策にかかる寒川町との連絡調整 (11) 災害時の地域災害医療対策会議の開催及び運営 (12) ペットの保護対策に係わるボランティアの要請 (13) 衛生関連対策に関する実施構想に基づく他自治体へ応援要請するための総括・情報班又は経営総務部との調整 (14) 保健医療対策班の各対策に関する措置の総合調整
消防部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防計画に基づく応急対策の実施
会計部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策に係わる緊急支払いの措置 (2) 被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金品の保管
市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設・設備の応急復旧 (2) 患者の安全確保、避難誘導、帰宅調整、被災患者の受け入れ
議会部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市議会議員への情報提供
選挙管理部	<ul style="list-style-type: none"> (各部共通事務)
監査部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害ボランティアセンターに対する要員の派遣 (2) 一般ボランティア対策に関する実施構想に基づくボランティア確保に係わる手続きの実施
教育部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の安否情報の収集・整理、報告 (2) 避難対策に関する実施構想に基づく提供施設に係わる施設提供方針（仮称）の策定と関係部署との調整、学校に対する指示 (3) 管理施設に係わる応急復旧計画の策定、報告と統括調整部との実行調整 (4) 学校給食施設、共同調理場施設の学校給食外利用に係わる運用方針の策定、調整、報告と関係施設に対する運営指示 (5) 教職員の確保方針の策定、県への要望 (6) 避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導、保護に係わる実施計画

<p>の作成と学校に対する実行指示 (7) 応急教育、教育再開に係わる方針及び細部実施計画の作成、調整、関係部署への指示 (8) 教科用図書等、教育活動再開のための教材教具の補充、配備</p>
--

別表第3 (第5条関係)

区分	種別	配 備 体 制	配 備 時 期
災害対策本部設置前	事前配備	情報収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	1 気象警報又は津波警報若しくは津波注意報が発表され、災害の発生するおそれが見られるとき。 2 市内の震度計で震度4を記録したとき。 3 その他状況により必要があるとき。
災害対策本部設置後	第1号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	市内に局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要があると認めたととき。
	第2号配備	1 第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 2 第1号配備体制で班員の一部が動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	市内の広い地域に災害が拡大し、又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要があると認めたととき。
	第3号配備	要員の全員をもって当たる体制とし、状況により各班が直ちに活動できる体制とする。	1 市内の全域に災害が発生したとき。 2 市内の震度計で震度5弱以上を記録したとき。 3 その他状況により本部長が必要があると認めたととき。

第6 茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱

茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する対策の検討及び連絡調整を行うため茅ヶ崎市危機管理対策検討会議（以下「対策検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 危機管理に関する対策の検討及び連絡調整に関すること。
- (2) 危機管理に関する指針の策定及び修正並びに推進に関すること。

(組織)

第3条 対策検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、くらし安心部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、対策検討会議の会務を総理し、対策検討会議を代表する。

- 2 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 対策検討会議には、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(意見の聴取等)

第6条 対策検討会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(調査委員会)

第7条 対策検討会議は、発生した危機事態について、発生状況を調査し、原因を分析し、再発防止を図るために、調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長及び委員は、市長が任命する。
- 4 委員長は、調査委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 調査委員会は、当該事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。

(危機管理対策検討課長会議)

第8条 危機管理に関する情報の共有及び対策の調整を行うため危機管理対策検討課長会議（以下「課長会議」という。）を置く。

- 2 課長会議は、会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、くらし安心部長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。
- 5 会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、課長会議における調査及び検討の結果を委員長に報告するものとする。
- 7 第4条から第6条までの規定（第4条第2項を除く。）は、課長会議について準用する。

(庶務)

第9条 対策検討会議及び課長会議並びに調査委員会の庶務は、くらし安心部防災対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が対策検討会議に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(茅ヶ崎市危機管理連絡調整会議要綱の廃止)

2 茅ヶ崎市危機管理連絡調整会議要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所管の副市長 その他の副市長 教育長 経営総務部長 企画政策部長 くらし安心部長
市民部長 経済部長 文化スポーツ部長 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長
建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 病院長 病院事務局長 消防長 会
計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育委員会教育総務部
長 教育委員会教育推進部長 教育委員会教育指導担当部長

別表第2（第8条関係）

財政課長 総合政策課長 市民自治推進課長 防災対策課長 市民課長 産業観光課長 文
化推進課長 地域福祉課長 こども政策課長 環境政策課長 都市計画課長 建設総務課長
下水道河川総務課長 保健企画課長 病院総務課長 消防総務課長 議会事務局次長 選挙
管理委員会事務局次長 監査事務局次長 教育総務課長 社会教育課長

第7 茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例

茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月26日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、茅ヶ崎市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 消防長及び消防団長

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(6) その他市長が必要と認める公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第8 茅ヶ崎市地震災害警戒本部運営要綱

茅ヶ崎市地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市地震災害警戒本部条例（昭和54年茅ヶ崎市条例第19号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、茅ヶ崎市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織及び分担業務)

第2条 条例第2条に規定する地震災害警戒本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 本部に部を置き、その名称は、別表のとおりとする。

3 部に部長を置き、別表に定める職にある者を持って充てる。

4 部は業務に応じて班を編成し、班に班長を置くものとする。

5 本部は、大規模地震対策特別措置法第21条第1項各号に定められた地震防災応急対策等の実施及び実施の推進を図るものとする。

6 部の分担業務は、茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱により定められた各部の分担業務を準用し地震防災応急対策等の実施に必要な業務とする。ただし、各部は地震防災応急対策の実施に当たり、次の業務を行うものとする。

(1) 地震予知情報及び本部対応体制等の市民及び関係機関等への周知、伝達

(2) 関係機関等における地震防災応急対策の実施状況の確認及び実施の推進

(3) 所管施設及び設備の整備及び安全点検

(4) 発災後に実施する応急対策の準備

(職務)

第3条 部長及び班長は、上司の命を受けてそれぞれの業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 各部長は、部の分担業務を処理するため、必要な簿冊、機材等を整備しておかなければならない。

(本部員会議)

第4条 本部に、警戒宣言が発令された場合に地震防災応急対策に係わる重要事項の意思決定及び指示を行うため本部員会議を置く。

2 本部員会議は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び条例第2条第5項に掲げる本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めたときは、本部員会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(配備)

第5条 本部は、警戒宣言が発令された場合に地震の発生による災害を防御し、又は最小限に防止するための応急対策が迅速かつ確に実施できる配備体制を整える。

2 前項の配備体制は、茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱を準用するものとする。

(動員)

第6条 前条の規定により配備された職員（以下「配備要員」という。）は、東海地震注意情報が発表されたときは各部長の指示により出動し、それぞれの所掌業務を行い、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令されたことを報道機関等により知ったときは自発的に参集するものとする。

2 前項の配備要員は、特に指定された場合以外は、所属勤務場所に出動するものとする。

(配備の指令及び解除)

第7条 配備の指令及び解除は、本部長が指示するものとし、おおむね配備の指令は警戒宣言発令の時とし、解除は警戒解除宣言の発令及び災害対策本部設置の時とする。

(補則)

第8条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

茅ヶ崎市地震災害警戒本部組織

部	部長
統括調整部	くらし安心部長
経営総務部	経営総務部長
企画政策部	企画政策部長
くらし安心部	くらし安心部長
市民部	市民部長
経済部	経済部長
文化スポーツ部	文化スポーツ部長
福祉部	福祉部長
こども育成部	こども育成部長
環境部	環境部長
都市部	都市部長
建設部	建設部長
下水道河川部	下水道河川部長
保健所部	保健所長、保健所副所長
市立病院部	病院長、副病院長兼事務局長
消防部	消防長
会計部	会計管理者
議会部	議会事務局長
選挙管理部	選挙管理委員会事務局長
監査部	監査事務局長
教育部	教育総務部長、教育推進部長、教育指導担当部長

第9 茅ヶ崎市地震災害警戒本部員名簿

本部長 茅ヶ崎市長

副本部長 茅ヶ崎市副市長、教育長

選出区分	組織名	職名
県警の警察官	神奈川県茅ヶ崎警察署	署長
消防長及び消防団長	茅ヶ崎市	消防長
	茅ヶ崎市	消防団長
市長部内の職員	茅ヶ崎市	経営総務部長
	茅ヶ崎市	企画政策部長
	茅ヶ崎市	くらし安心部長
	茅ヶ崎市	市民部長
	茅ヶ崎市	経済部長
	茅ヶ崎市	文化スポーツ部長
	茅ヶ崎市	福祉部長
	茅ヶ崎市	こども育成部長
	茅ヶ崎市	環境部長
	茅ヶ崎市	都市部長
	茅ヶ崎市	建設部長
	茅ヶ崎市	下水道河川部長
	茅ヶ崎市	保健所長
	茅ヶ崎市	保健所副所長
	茅ヶ崎市	病院長
	茅ヶ崎市	副病院長兼事務局長
	茅ヶ崎市	会計管理者
	茅ヶ崎市	議会事務局長
	茅ヶ崎市	選挙管理委員会事務局長
	茅ヶ崎市	監査事務局長
茅ヶ崎市	教育総務部長	
茅ヶ崎市	教育推進部長	
茅ヶ崎市	教育指導担当部長	
指定公共機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社 湘南・相模統括センター茅ヶ崎駅	副所長兼駅長
	東日本電信電話株式会社神奈川西支店	総括担当課長
	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社	支社長
	東京ガス株式会社 神奈川支社 神奈川西支店	支店長
	一般社団法人神奈川県トラック協会	副支部長
指定地方公共機関の職員	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部安全管理担当課長
	相模川左岸土地改良区事務所	事務局長
公共的団体の役員	一般社団法人茅ヶ崎医師会	理事
	茅ヶ崎商工会議所	副会頭

第10 自主防災組織

茅ヶ崎市内の自主防災組織（135組織）

令和6年2月1日現在

茅ヶ崎地区 19	本町第一	湘南地区 8	中島	松浪地区 14	浜竹一丁目	
	本町第二		柳島		浜竹二丁目	
	本町第四		松尾		浜竹三丁目	
	茅ヶ崎グリーンハイツ		浜見平団地		浜竹四丁目	
	パークタウン茅ヶ崎		松風		松浪一丁目	
	パークタウン茅ヶ崎第二住宅		エクシード茅ヶ崎		松浪二丁目	
	元町第一		ベルパーク湘南茅ヶ崎		富士見町	
	元町第二		グランヴェアグ茅ヶ崎		L G 富士見町	
	新栄町第一	鶴嶺東地区 9	円蔵		常盤町	
	新栄町第二		矢畑		緑が浜	
	十間坂		西久保		汐見台	
	矢畑南		浜之郷		出口町	
	ニューライフ		下町屋		ひばりが丘	
	茅ヶ崎グランドハイツ		TBS		美住町	
	藤和茅ヶ崎ハイタウン		サニータウン茅ヶ崎	三が丘		
	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎		ホームタウン茅ヶ崎	菱沼南部		
	パークスクエア湘南茅ヶ崎		ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ	菱沼海岸緑		
	レクセルマンション茅ヶ崎		鶴嶺西地区 10	萩園	平和町	
	ザ・パークハウス茅ヶ崎	新田		松浜		
茅ヶ崎南地区 6	若松町幸	今宿		浜須賀		
	共恵中央	今宿グリーンハイム		浜須賀住宅		
	共恵東	コスモ茅ヶ崎プレシオ		翠松会		
	幸町	萩園サンハイム		菱沼海岸		
	共恵海岸通り	ファミリー茅ヶ崎		松濤会		
	中海岸	第一ハイツ茅ヶ崎		松が丘ハイツ		
海岸地区 12	東海岸北一丁目	松林地区 9		ライオンズマンション茅ヶ崎第三	湘北地区 7	オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
	東海岸北二丁目			リステージ茅ヶ崎ツインマークス		甘沼
	東海岸北三丁目		菱沼	香川		
	東海岸北四丁目		室田	松風台		
	東海岸北五丁目		上赤羽根	鶴が台団地		
	東海岸南一丁目		中赤羽根	鶴が台一街区		
	東海岸南二丁目	下赤羽根	ライトタウン茅ヶ崎			
	東海岸南三丁目	高田	みずき			
	東海岸南四丁目	ニュータウン茅ヶ崎	堤上			
	東海岸南五丁目	シヨクサンビラ	堤下			
	東海岸南六丁目	オクトス湘南茅ヶ崎	下寺尾			
	パシフィックガーデン茅ヶ崎	小和田地区 6	新宿	小出地区 17		行谷
南湖地区 6	茶屋町		本宿		芹沢西部	
	鳥井戸		赤松町		芹沢久組	
	上町		赤松		芹沢中部	
	中町		菱沼小和田		芹沢東部	
	下町		ブランヴェール湘南茅ヶ崎		二本松	
	新南湖		八王子原			
			芹沢ひかりが丘			
			芹沢清水台			
			湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎			
			湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎			
			湘南ライフタウン羽根沢第一住宅			
			やよい会			
			芹沢細谷紺谷村			

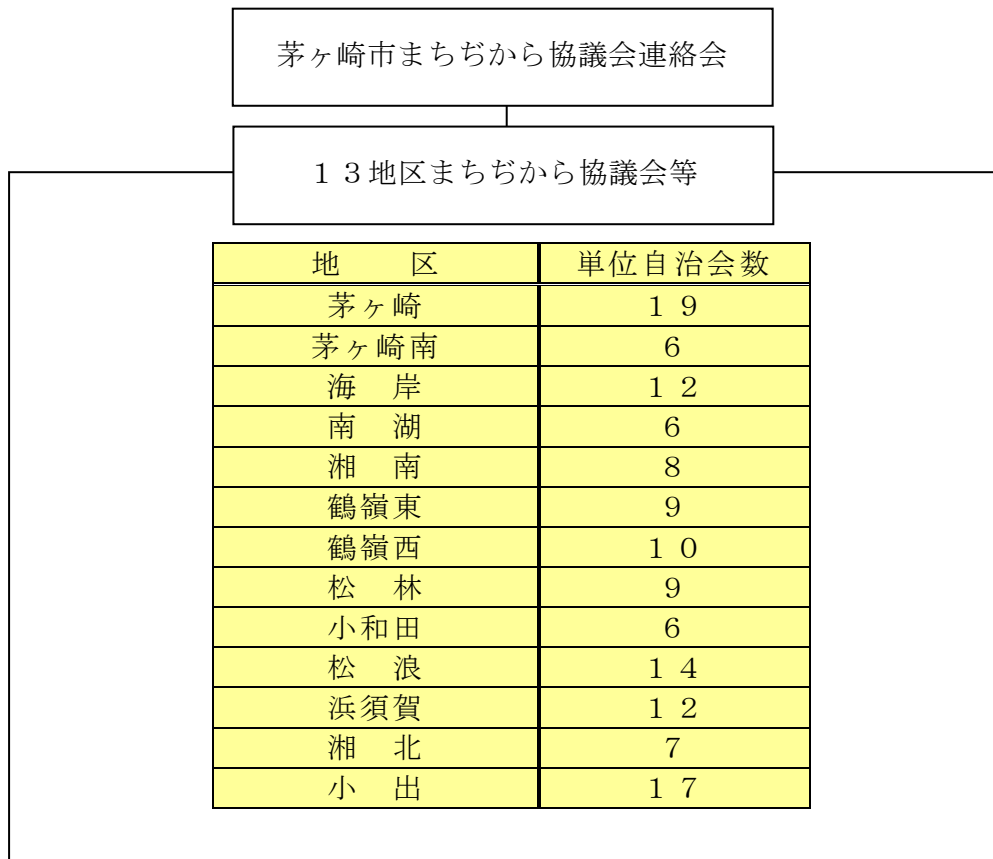
地区別防災リーダー登録人数一覧表

令和6年2月13日現在

地区名	防災リーダー人数		
		男性人数	女性人数
茅ヶ崎地区	232人	177人	55人
茅ヶ崎南地区	178人	118人	60人
海岸地区	315人	198人	117人
南湖地区	98人	74人	24人
湘南地区	207人	151人	56人
鶴嶺東地区	262人	187人	75人
鶴嶺西地区	110人	85人	25人
松林地区	210人	153人	57人
小和田地区	187人	136人	51人
松浪地区	328人	226人	102人
浜須賀地区	160人	101人	59人
湘北地区	154人	114人	40人
小出地区	245人	190人	55人
合計	2,686人	1,910人	776人

第11 13地区を区域とした活動

1 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の構成



- ※ 湘北地区は、まちぢから協議会未設立のため、自治会連合会として参加。
- ※ 単位自治会数は令和6年1月1日現在届出のあるもの。

2 位置図

13地区まちぢから協議会等の位置関係は以下のとおりです



※1 区域線については、一部不整合のところがあります。

※2 湘北地区のみ自治会連合会。

第12 茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱

茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式及び提出期限並びに交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

2 対象事業が終了後に補助金の交付を受ける場合においては、規則第12条の除外に基づき、実績報告書は提出することを要しない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成5年9月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。
(茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱の廃止)
- 2 茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱(平成5年4月1日制定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の茅ヶ崎市自主防災組織運営補助金交付要綱に基づく補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成11年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の4の表の規定は、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日の前日までに着手したブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事についても適用する。この場合に

において、同表中「補助対象事業に着手する日の14日前の日」とあるのは「平成32年1月31日」と、「見積書の写し」とあるのは「領収書の写しその他の支払いを証する書類」と、「実績報告書提出後1月以内」とあるのは「補助金交付決定通知後1月以内」と読み替えるものとし、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条～第4条、第6条、第9条～第10条関係）

1 自主防災組織育成事業補助金

補助金交付の目的	自主防災組織がその活動を行うために必要な資材又は機材（以下「防災資機材」という。）や自主防災組織活動マニュアルを整備すること、自主防災組織内における防災知識の普及・啓発を行うことにより、地域の安全を促進する。	
補助対象者	自主防災組織	
補助対象事業	防災知識の普及・啓発事業、自主防災組織活動マニュアルの作成、市長が認めた防災資機材の購入、点検、及び修繕（以下「防災事業」という。）	
補助金額	防災事業に要した費用の額の2分の1の額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）以内で、予算の範囲内において市長が定める額（各自主防災組織から補助金の交付の申請をされた額の総額が予算の額を超えた場合にあつては、当該申請をされた額の総額に調整率を乗じて得た額）とする。ただし、1組織に対する限度額は、300,000円とする。	
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	1月31日（休日にあつては、翌営業日）
	添付書類	1 防災事業に要した費用の額を確認することができる書類 2 防災事業の内訳を確認することができる書類 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式	第3号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後2月以内	

2 地区防災訓練補助金

補助金交付の目的	大規模な災害が発生したことを想定し、実践に即した訓練を行い災害時における市民の自衛心の育成と防災組織の高揚を図る。	
補助対象者	地区自治会連合会、認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。以下同じ。）	
補助対象事業	地区自治会連合会、認定コミュニティが実施する防災訓練	
補助金額	事業に要した経費の4分の3の額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）以内で、市長が定める額とする。ただし、補助金額の限度額は、毎年4月1日現在の各地区の自治会連合会に加入している世帯数により、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。	
	世帯数	補助金額
	3,000世帯未満	40,000円
	3,000世帯以上4,000世帯未満	50,000円
	4,000世帯以上5,000世帯未満	60,000円
	5,000世帯以上6,000世帯未満	70,000円
	6,000世帯以上7,000世帯未満	80,000円
	7,000世帯以上8,000世帯未満	90,000円
	8,000世帯以上	100,000円
交付申請書	様式	1号様式
	提出期限	補助対象事業を実施する日まで
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		3号様式
交付の時期		補助金交付決定通知後2月以内
実績報告書	様式	5号様式
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	事業終了後1月以内

3 コミュニティ助成事業補助金

補助金交付の目的	地域住民によるコミュニティ活動（自主防災組織育成）を促進し 自主防災組織資機材の整備強化を図る。	
補助対象者	神奈川県のコミュニティ助成事業補助金の交付決定を受けた自主 防災組織	
補助対象事業	地域の防災活動に必要な施設又は整備に関する事業	
補助金額	予算の範囲内において市長が定める額	
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	10月31日
	添付書類	1 事業計画書
		2 収支予算書
	3 その他市長が必要と認める書類	
補助金等交付決定 通知書様式	第3号様式	
交付の時期	補助金交付決定通知後1月以内	
実績報告書	様式	第5号様式
	添付書類	1 事業実施報告書
		2 収支決算書
		3 その他市長が必要と認める書類
提出期限	事業終了後1月以内	

第1号様式（第3条、別表関係）

補 助 金 交 付 申 請 書	
年 月 日	
(あて先) 茅ヶ崎市長	
申請者	住 所
	名 称
	代表者氏名 会長
	電 話 ()
年度	補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。	
1 補助事業の目的及び内容	
(1) 目的	
(2) 内容	
2 補助事業の着手及び完了の期日	
	年 月 日～ 年 月 日
3 交付申請額	
	円
4 交付申請額の算出方法	
5 補助事業費の経費の配分及び経費の使用方法	

第2号様式（第5条関係）

補助事業変更・中止・廃止承認申請書	
年 月 日	
(あて先) 茅ヶ崎市長	
申請者	所在地
名 称	
代表者氏名 会長	
電 話 ()	
年 月 日付け 茅防第 号で交付決定を受けました	
補助金に係る補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したい	
ので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。	
1 変更・中止・廃止の内容	
事 業 内 容	
(変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止) 前	(変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止) 後
2 変更・中止・廃止の理由	

第3号様式（第6条、別表関係）

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書	
茅防第	号
年 月 日	
所在地 茅ヶ崎市 名 称 代表者氏名 会長	様
	茅ヶ崎市長 印
年 月 日付で申請のありました自主防災組織育成事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。	
1 補助金額	円
2 補助の条件	
(1) この補助金の対象となる事業は、	年 月 日付補助金交付申請書記載のとおりとします。
(2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。	
(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。	
(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告しその指示を受けなければなりません。	
(5) 規則及び茅ヶ崎市くらし安心部防災対策課所管に係る補助金交付要綱の定めに従ってください。	
(6) この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。	
3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受領した日から10日を経過する日までの間、申請を取り下げることができます。	
4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保存しなければなりません。	
5 所在地若しくは名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書を持ってその旨を市長に届けなければなりません。	
(事務担当 くらし安心部防災対策課防災担当)	

第4号様式（第8条関係）

<p>補助金交付決定（一部）取消・変更通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>名 称</p> <p>代表者氏名 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">茅ヶ崎市長 印</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付け 茅防第 号で交付決定しました</p> <p style="text-align: center;">補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取消・変更 しましたので通知します。</p>	
事 業 内 容	
（ 取 消 し ・ 変 更 ） 前	（ 取 消 し ・ 変 更 ） 後

第5号様式（第10条、別表関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名 会長

年 月 日付け 茅防第 号で交付決定を受けました、
年度 補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告しま
す。

1 事業実績

別添事業実績報告書のとおり

2 収支実績

別添収支決算書のとおり

第 2 節 情報受伝達関係

第1 関係機関連絡先

1 神奈川県（代表番号 045-210-1111）

局 名	課 名	グループ名	電 話 番 号		防災行政通信網
			F A X 番 号		
くらし安全防 災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829		
		企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829		
		情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	3422、3423、3424	
	危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829	3425、3579	
		応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	3427、3581	
		計画グループ	045-210-5945 045-210-8829	3426、3580	
		訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829	3428、3582	
	消防保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829	3429、3583	
		消防グループ	045-210-3436 045-210-8829	3430、3584	
		L P ガス・火薬・電気グループ	045-210-3484 045-210-8830		
		高圧ガス・コンビナートグループ	045-210-3489 045-210-8830		
	休日・夜間の 気象予報	当直員	— 045-201-6409	3400、3401、3501、 3502	
	機 関 名		所 在 地	電 話 番 号	
			F A X 番 号		
湘南地域県政総合センター		〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 0463-23-0599		3611、3711
横須賀三浦地域県政総合センター		〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 046-824-2459		3600、3700
県央地域県政総合センター		〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 046-224-9820		3607、3608、3609
県西地域県政総合センター		〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 0465-32-8111		3718、3719、3720
神奈川県藤沢土木事務所		〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1	0466-26-2111 0466-26-4853		3725、3726
神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所		〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22	0467-52-6151 0467-51-2402		2644、4678
神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所		〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	0467-85-1172 0467-85-1175		

2 警察機関

機 関 名		電 話 番 号	防災行政通信網	所 在 地
警察本部 危機管理対策課	対策第一係 (風水害)	045-211-1212 (5771～3)	2655、2656、2657	〒231-8403 横浜市中区海岸通 2-4
	対策第二係 (地震・火山・津波)	045-211-1212 (5781～3)		
	対策第四係 (事故災害等)	045-211-1212 (5775～6)		

第2節 情報受伝達関係
第1 関係機関連絡先

茅ヶ崎警察署	0467-82-0110	—	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-16
--------	--------------	---	-----------------------------

3 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
農林水産省関東農政局神奈川県拠点	045-211-0584	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 (横浜第2合同庁舎)
第三管区海上保安本部(横須賀海上保安部湘南海上保安署)	0466-22-4999	〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東日本旅客鉄道(株)横浜支社茅ヶ崎駅	0467-57-0391	〒253-0043 茅ヶ崎市元町 1-1
東日本電信電話(株)神奈川西支店	0466-22-8961	〒251-0054 藤沢市朝日町 1-6N T T 藤沢ビル
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0570-03-9909	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町本館ビル
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店	045-226-8009	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3
東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	0120-995-008	〒254-0047 平塚市追分 1-4
東京ガス(株)神奈川支社神奈川西支店	0466-28-3751	〒251-0032 藤沢市片瀬 92
日本赤十字社神奈川県支部	045-681-2123	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7
神奈川中央交通(株)茅ヶ崎営業所	0467-52-7101	〒253-0002 茅ヶ崎市高田 4-1-15
相模川左岸土地改良区事務所	046-231-3247	〒243-0422 海老名市中新田 3-35-1
一般社団法人神奈川県トラック協会県南サービスセンター	045-471-8005	〒252-0811 藤沢市桐原町 22 湘南貨物自動車運送事業協同組合内
日本郵便(株)茅ヶ崎郵便局(株)ゆうちょ銀行茅ヶ崎店	0467-82-2260	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-20
中日本高速道路(株)東京支社	03-5776-5655	〒105-6011 東京都港区虎ノ門 4-3-1
KDDI 株式会社南関東総支社	045-211-1671	〒220-0011 横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビル 25 階

5 公共の団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
さがみ農業協同組合茅ヶ崎支店	0467-87-0030	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-44
茅ヶ崎市漁業協同組合	0467-82-3025	〒253-0061 茅ヶ崎市南湖 6-12988
茅ヶ崎商工会議所	0467-86-6811	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-29
一般社団法人茅ヶ崎医師会	0467-87-2731	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-23
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会	0467-62-0981	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-23
一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会	0467-38-8063	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-23

公益社団法人神奈川県LPガス協会 湘南支部茅ヶ崎・寒川部会	0467-57-7717	〒253-0082 茅ヶ崎市香川 4-11-3
(一社)茅ヶ崎建設業協会	0467-86-6202	〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 995
(株)ジェイコム湘南	0466-60-7200	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 2-2-41
(株)湘南平塚コミュニティ放送 (FM湘南ナパサ)	0463-23-7111	〒254-0034 平塚市宝町 3-1 平塚MNプラザ
藤沢エフエム放送(株)(レディオ湘南)	0466-25-7000	〒251-0054 藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 1階
(株)茅ヶ崎エフエム	0467-73-8929	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-14
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	0467-85-9650	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-44 農協ビル 2階

6 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地	防災行政通信網
陸上自衛隊 第4施設群本部第3科	046(253)7670	〒252-0378 相模原市南区新戸 2958	2812、2813、3802、 4814
陸上自衛隊 東部方面混成団本部	046(856)1291	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1	2809、3800、4810
海上自衛隊 横須賀地方総監部防衛部第3 幕僚室	046(822)3500	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 無番 地	2814、4816
海上自衛隊 第4航空群本部	0467(78)8611	〒252-1101 綾瀬市無番地	2815、3803、4818

7 県内市町村防災担当課

市町村名	室 課 名	電 話 番 号		防災行政通信網
		F A X 番 号		
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171 045-641-1677		2010、2011、3010
川崎市	危機管理本部	044-200-2840 044-200-3972		3022
相模原市	危機管理局危機管理課	042-769-8208 042-769-8326		3030、3033
横須賀市	市長室危機管理課	046-822-8357 046-827-3151		2040、3040
平塚市	市長室災害対策課	0463-21-9734 0463-21-1525		2050、3050
鎌倉市	市民防災部総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373		2060、3060
藤沢市	防災安全部危機管理課	0466-25-1111 0466-50-8401		2070、3070
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855 0465-33-1858		3080、3082
逗子市	経営企画部防災安全課	046-873-1111 046-873-4520		2100、3100
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111 046-864-1166		2110、3110
秦野市	くらし安心部防災課	0463-82-9621 0463-82-6793		3120、3122
厚木市	市長室危機管理課	046-225-2190 046-223-0173		3130、3132
大和市	市長室危機管理課	046-260-5777 046-261-4592		2140、3140

第2節 情報受伝達関係
第1 関係機関連絡先

市町村名	室 課 名	電 話 番 号	防災行政通信網
		F A X 番 号	
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4865 0463-95-7613	2150、3150
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790 046-231-2343	2160、3160
座間市	市長室危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	3170、3172
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	3180、3182
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701	3190、3192
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	3200、3202
寒川町	町民部町民安全課	0467-74-1111 0467-74-9141	3210、3212
大磯町	政策総務部危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991	3220、3222
二宮町	総務部防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134	3230、3232
中井町	地域防災課防災班	0465-81-1110 0465-81-1443	3240、3242
大井町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965	3250、3252
松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229	3260
山北町	地域防災課	0465-75-3643 0465-75-3660	3270、3272
開成町	防災安全課	0465-84-0326 0465-82-5234	3280
箱根町	総務部総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577	2291、3290
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 0465-68-5119	3300、3302
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991	3310、3312
愛川町	危機管理室	046-285-2111 046-285-4091	2320
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767	3330、3332

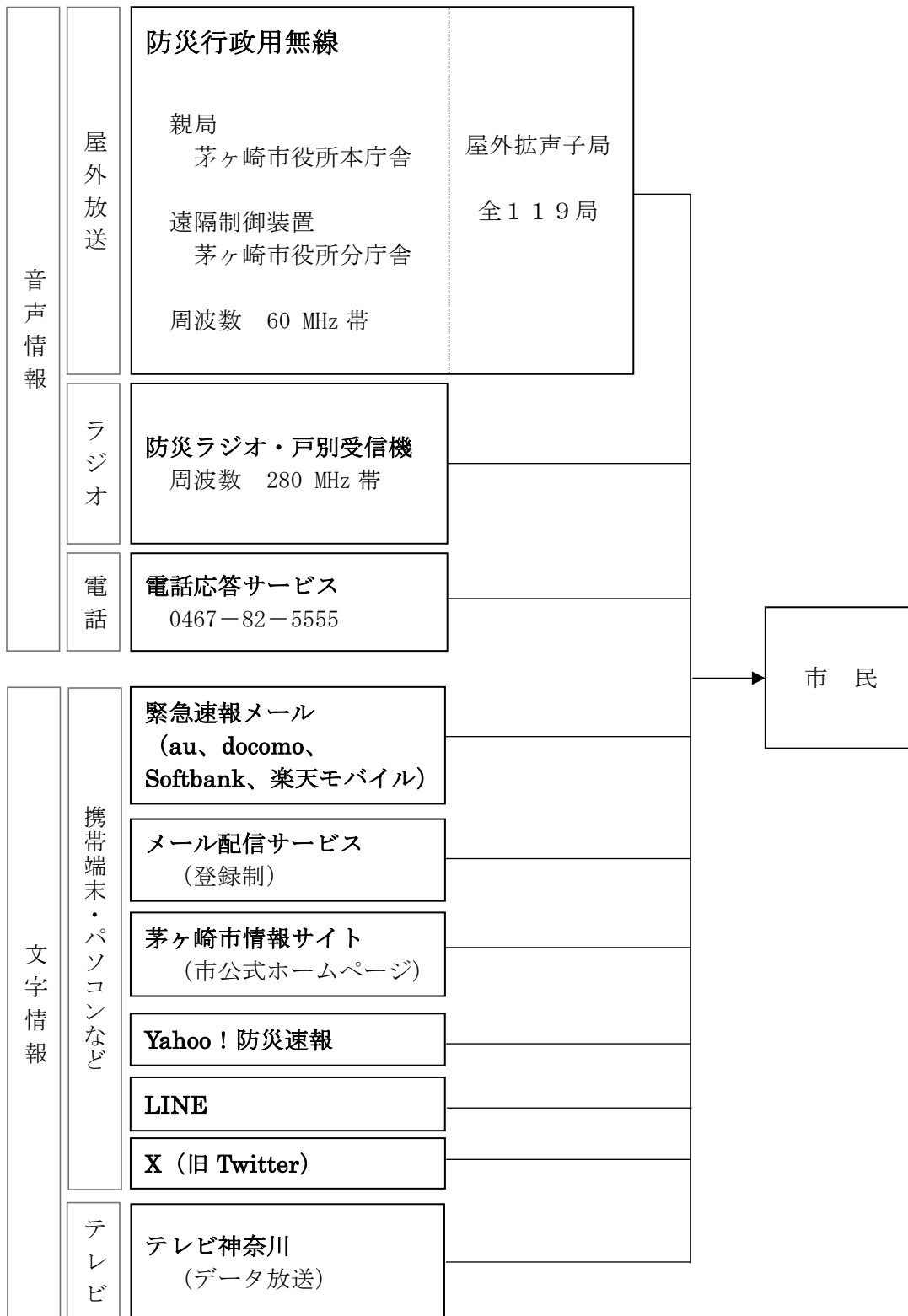
8 県内消防(局)本部

名 称	電 話 番 号	防災行政通信網
	F A X 番 号	
横浜市消防局	045-332-1351 045-331-5221	2012、3011
川崎市消防局	044-223-1199 044-223-2654	2020、3023
相模原市消防局	042-751-9111 042-751-9284	3034、3032
横須賀市消防局	046-822-0119 046-823-3920	2042、3041
平塚市消防本部	0463-21-3240 0463-24-0119	2051、3051
鎌倉市消防本部	0467-44-0119 0467-44-6665	2062、3061

藤沢市消防局	0466-22-8182 0466-22-8184	2072、3071
小田原市消防本部	0465-49-4410 0465-49-2591	2080、3080
逗子市消防本部	046-871-0119 046-872-4330	2102、3346
秦野市消防本部	0463-81-0119 0463-83-0022	2120、3123
厚木市消防本部	046-221-2331 046-223-8251	2130、3133
大和市消防本部	046-261-1119 046-264-8327	2145、3141
伊勢原市消防本部	0463-95-2119 0463-97-2158	2152、3151
海老名市消防本部	046-231-0355 046-234-7541	2162、3163
座間市消防本部	046-256-2211 046-256-2215	2170、3173
綾瀬市消防本部	0467-76-0119 0467-77-9200	2190、3193
葉山町消防本部	046-876-0119 046-876-1263	2200、3203
大磯町消防本部	0463-61-0911 0463-61-7412	2220、3223
二宮町消防本部	0463-72-0015 0463-72-0117	2230、3233
箱根町消防本部	0460-82-4511 0460-87-0911	2292、3291
湯河原町消防本部	0465-60-0119 0465-63-7669	2310、3313
愛川町消防本部	046-285-3131 046-285-9119	2322

第2 情報伝達手段

1 情報伝達手段体系図



2 防災行政用無線屋外拡声子局一覧表

令和6年1月1日現在（全119局）

局番	局名	局番	局名	局番	局名
1	下馬楽観音跡	42	新田・八幡神社	83	松浪1丁目10
2	宝蔵寺西	43	今宿第1公園	84	柳島第3公園
3	芹沢久組自治会館	44	今宿自治会館	85	しろやま公園
4	消防署小出出張所	45	鶴嶺八幡宮東	86	ハマミーナ
5	赤羽根1号公園	46	円蔵第1公園	87	南湖・住吉神社
6	善谷寺南	47	円蔵中学校	88	中海岸第2公園
7	小出支所	48	松林中学校	89	市美術館
8	長岡病院東	49	松林・網久保公園	90	警察署独身寮東
9	丸山公園	50	松林小学校	91	平和町第2公園
10	西羽根沢公園	51	菱沼市営住宅東	92	松浪小学校
11	茅ヶ崎北陵高校旧校舎跡地	52	中島番屋	93	松浪コミュニティセンター
12	せせらぎ公園	53	下町屋・神明神社	94	柳島記念館
13	白峰寺	54	下町屋河畔公園	95	ちがさき柳島キャンプ場
14	ふれあいの森南	55	鳥井戸橋参道	96	茅ヶ崎西浜高校
15	正覚院	56	浜之郷公園	97	西浜中学校南
16	第17分団器具置場	57	矢畑・本社宮	98	西浜小学校南
17	子どもの園	58	消防署本署	99	茅ヶ崎漁港
18	妙伝寺南	59	小和田・熊野神社	100	茅ヶ崎公園
19	市民の森	60	本宿町4	101	駅南口入口交差点南
20	湘南カントリークラブ	61	赤松公園南	102	東海岸南第3公園
21	浄心寺	62	小和田小学校	103	第一中学校
22	香川第2公園	63	中島・日枝神社	104	茅ヶ崎ゴルフ場
23	諏訪神社	64	旧筏川広場	105	ヘッドランド東
24	松風台西公園	65	浜之郷第4公園	106	小和田浜公園
25	香川小学校	66	第六天神社	107	チサン南
26	鶴が台小学校	67	市役所	108	平和学園
27	鶴が台中学校	68	本村・八王子神社	109	緑が浜自治会防災倉庫
28	なぎさ保育園東	69	市立病院	110	茅ヶ崎里山公園
29	殿山公園	70	松が丘保育園	111	県衛生研究所
30	赤羽根長太郎団地	71	ひばりが丘4	112	浜之郷小学校
31	萩園走内公園	72	美住町13	113	松浪中学校
32	萩園第2公園	73	浜竹幼稚園	114	茅ヶ崎駅北口
33	満福寺	74	中島中学校	115	環境事業センター
34	萩園第3公園	75	善福寺	116	汐見台小学校
35	西久保・日吉神社	76	金刀比羅神社	117	上赤羽根自治会館
36	円蔵・神明神社	77	茅ヶ崎小学校	118	柳島小学校
37	高田第1公園	78	徳洲会病院	119	小出小学校
38	神奈川中央交通	79	若松町5	120	小桜町防災倉庫
39	室田小学校	80	茅ヶ崎高校		
40	中赤羽根自治会館東	81	浜須賀中学校		
41	菱沼一丁目7	82	松浪自治会館		

※局番号7「小出支所」と局番号119「小出小学校」は同じ受信機を使用しているため、全119局となっています。

各地区の屋外拡声子局の設置台数

地区名	局数	地区名	局数	地区名	局数	地区名	局数
茅ヶ崎	6	南湖	6	松林	14	浜須賀	6
茅ヶ崎南	5	鶴嶺東	14	小和田	4	湘北	9
海岸	6	鶴嶺西	9	松浪	11	小出	19
湘南	10						

第3 茅ヶ崎市防災行政用無線局管理運用規程

茅ヶ崎市防災行政用無線局管理運用規程

昭和58年3月25日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、茅ヶ崎市地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する茅ヶ崎市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正な管理及び運用を図るため、電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線電信 電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線電話 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (3) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (4) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まないものとする。
- (5) 固定系親局 固定系子局に各種通報の制御操作を行う無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局からの電波を受信し、拡声放送をする無線設備をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線局の構成)

第3条 無線局は、固定系親局及び固定系子局から構成される。

(無線局の管理体制)

第4条 無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、くらし安心部長をもって充てる。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、くらし安心部防災対策課長をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を遂行する。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者が本市職員のうち無線従事者の資格を有する者の中から指名したものをもちて充てる。

2 通信取扱責任者は、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る業務を掌握する。

(無線従事者)

第8条 無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、無線局の管理運営を行うとともに、通信取扱者の行う無線局の操作を指揮監督する。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な員数を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員をもって充てる。

2 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に、無線局の運用を行う。

(故障等の報告及び措置)

第10条 無線従事者は、無線設備に故障等が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、通信取扱責任者にその内容を報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに復旧に必要な措置を講じなければならない。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、総括管理者が別に定めるものとする。

(点検)

第12条 通信取扱者は、無線設備を操作する前に無線設備の外観及び動作の異常の有無その他の点検を行わなければならない。

2 管理責任者は、定期的に無線設備の保守点検を行わなければならない。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、通信取扱者の通信技術の習熟を図るため、年1回以上、通信訓練を行わなければならない。

(委任)

第14条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第4 茅ヶ崎市防災行政用無線局取扱要綱

茅ヶ崎市防災行政用無線局取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市防災行政用無線局管理運用規程（昭和58年茅ヶ崎市訓令第1号）第11条及び第14条の規定に基づき、茅ヶ崎市防災行政用無線局の運用について必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第2条 防災行政用無線は、茅ヶ崎市地域防災計画に定める通信手段及び全国瞬時警報システム（全国瞬時警報システム業務規程（総務省消防庁平成22年12月15日制定）第1条に規定する全国瞬時警報システムをいう。）との通信手段として使用するほか、次に掲げる場合に使用できるものとする。

(1) 平常時の無線放送

ア 光化学スモッグ等の公害に係る注意報等の発令及び解除があったとき。

イ 火災警報が発表されたとき。

ウ 所管課から子どもの犯罪被害の防止のための協力依頼があった場合において、総括管理者が必要と認めるとき。

エ 茅ヶ崎警察署から行方不明者等の捜索及び既に発生した犯罪の被害の拡大防止のための協力依頼があった場合において、総括管理者が必要と認めるとき。

オ 水道、電力その他生活関連施設の損傷等により、市民生活に混乱が生じるおそれがあり、かつ当該施設の管理者からの要請があった場合において、総括管理者が必要と認めるとき。

カ その他市長又は総括管理者が特に必要があると認めるとき。

(2) 災害時の無線放送

ア 震度4以上の地震が発生したとき。

イ 津波注意報が発表されたとき。

ウ その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(放送の依頼等)

第3条 防災行政用無線による放送をしようとする者は、管理責任者に放送依頼書を提出しなければならない。ただし、前条第2号に掲げる場合については、この限りでない。

2 防災行政用無線による放送の内容に関する問い合わせについては、前項の規定による依頼をした者が対応するものとする。

(放送の担当)

第4条 勤務時間（茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）中は、管理責任者が防災行政用無線による放送をするものとする。ただし、前条第1項の規定による依頼があった場合については、原則としてかかる依頼をした者が主任無線従事者（無線従事者であって、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、電波法（昭和25年法律第131号）第39条第4項の規定によりその選任の届出がされたものをいう。）の監督の下に、防災行政用無線による放送をするものとする。

2 勤務時間以外及び週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）は、消防本部指令情報課長が防災行政用無線による放送をするものとする。ただし、この場合において、管理責任者の判断により自ら防災行政用無線による放送を行うことを妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、茅ヶ崎市災害対策本部（茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第12号）第1条に規定する茅ヶ崎市災害対策本部をいう。）が開設された場合で、管理責任者が必要と判断したときは、企画政策部広報シティプロモーション課長が防災行政用無線による放送をするものとする。

(放送の運用時間)

第5条 防災行政用無線による放送は、24時間行うものとする。ただし、第2条第1号ア及

びウからオまでの放送については、午前8時30分から午後9時までの間に限り行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。
(防災行政用無線遠隔制御器取り扱い要綱の廃止)
- 2 防災行政用無線遠隔制御器取り扱い要綱（昭和57年4月30日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

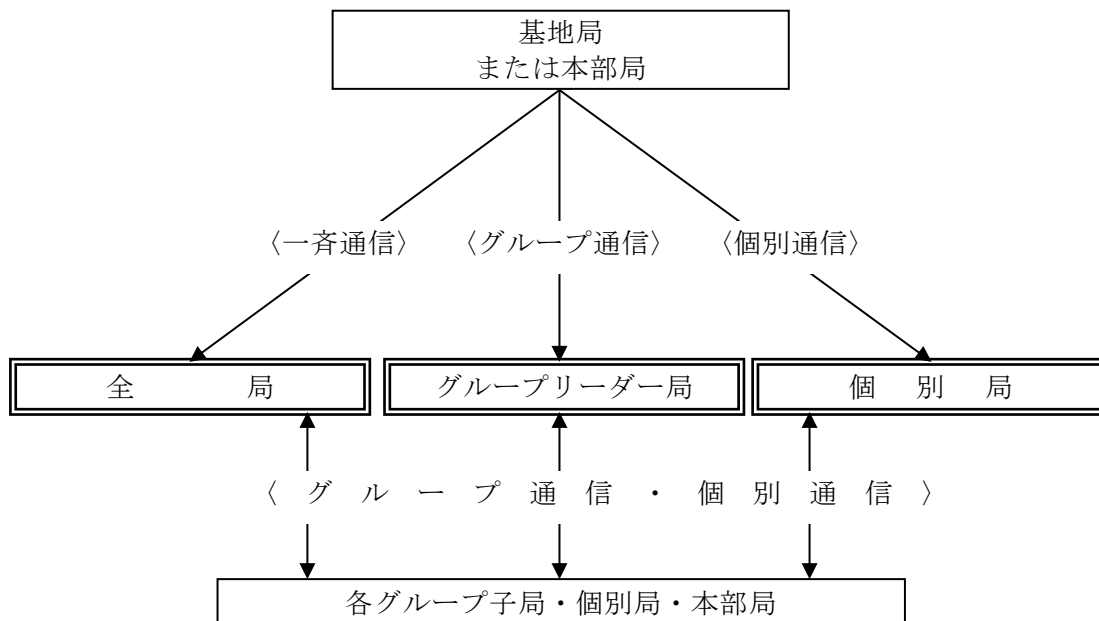
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第5 情報通信手段

1 地域防災無線（防災用MCA無線）通信系統図



2 地域防災無線（防災用MCA無線）構成表

（令和6年1月1日現在）

災害時における学校、病院、福祉施設、各協定先との連絡用無線で、基地局からの一斉放送や局ごとの呼び出し、グループ間一斉通信、また、各局同士の通信が可能な緊急用無線設備です。

(1) 個別局番号表

【本部関係】

基地局 1（統制局）	999	基地局 2	998
本部 1～5（防災対策課）	901～905		

【市庁舎内部局】

市民自治推進課	700	市民課	701	広報シティプロモーション課	702
建設総務課	703	資産経営課/文書法務課	704	契約検査課	705
安全対策課	706	産業観光課 1	707	産業観光課 2	709
農業水産課	708	文化推進課	710	スポーツ推進課	711
多様性社会推進課 （いこりあ）	712	地域福祉課	713	障がい福祉課	714
高齢福祉課	715	資源循環課	716	都市政策課	717
建築指導課	718	開発審査課	719	道路管理課 1	720
道路管理課 2	721	下水道河川総務課	722	下水道河川管理課	723
保健企画課	724	地域保健課	725	衛生課	726
教育総務課 1	727	教育総務課 2	728	青少年課	729
社会教育課	730				

【公用車】

防災対策課（キャラバン）	880	防災対策課（水防用パトロールカー）	881
防災対策課（支援車）	882	道路管理課（パトロールカー）	890

道路管理課（ダンプ） 1	891	道路管理課（ダンプ） 2	892
道路管理課（ダンプ） 3	893	道路管理課（ダンプ） 4	894
公園緑地課（ダンプ）	895	下水道河川総務課（アルト）	896
下水道河川管理課（ライトエース）	897		

【活動用】

本部用携帯機 1～4	951～954	
本部用携帯機 5～8	955～958	全国対応
災害対応用携帯機 1～14	801～812 820～821	
教育部（災害対策本部） 1～3	830～832	3のみ携帯機
建設部活動用携帯機 1～6	840～845	
下水道河川部活動用携帯機 1～6	850～855	
応急危険度判定士活動用携帯機 1～8	860～867	
被災宅地危険度判定士活動用携帯機 1～2	870～871	

【公共施設等】

小出支所 1	600	小出支所 2	601	辻堂駅前出張所	602
ハマミーナ出張所	603	香川駅前出張所	604	茅ヶ崎市斎場	606
浜須賀会館	610	南湖会館	611	茅ヶ崎コミセン	612
鶴嶺東コミセン	613	小出コミセン	614	小和田コミセン	615
海岸コミセン	616	コミセン湘南	617	鶴嶺西コミセン	618
高砂コミセン	619	松浪コミセン	620	市民活動サポートセンター	621
シルバー人材センター	630	市民文化会館	640	美術館	641
柳島スポーツ公園	650	旧体育館	651	環境事業センター(業務担当)	660
環境事業センター(管理担当)	661	今宿ポンプ場	670	柳島記念館	671
小和田公民館	680	香川公民館	681	鶴嶺公民館	682
松林公民館	683	南湖公民館	684	博物館	685
青少年会館	686	うみかぜテラス	687	図書館	688

【公立小学校】

茅ヶ崎小学校	500	鶴嶺小学校	501	松林小学校	502	西浜小学校	503
松浪小学校	504	梅田小学校	505	香川小学校	506	浜須賀小学校	507
鶴が台小学校	508	柳島小学校	509	小和田小学校	510	円蔵小学校	511
今宿小学校	512	室田小学校	513	東海岸小学校	514	小出小学校	515
浜之郷小学校	516	緑が浜小学校	517	汐見台小学校	518		

【公立中学校】

第一中学校	530	鶴嶺中学校	531	松林中学校	532	西浜中学校	533
松浪中学校	534	梅田中学校	535	浜須賀中学校	536	鶴が台中学校	537
中島中学校	538	北陽中学校	539	円蔵中学校	540	萩園中学校	541
赤羽根中学校	542						

【高校等】

県立茅ヶ崎高校	550	県立茅ヶ崎北陵高校	551	県立鶴嶺高校	552
県立茅ヶ崎西浜高校	553	アレセイア中学・高校	554	県立茅ヶ崎支援学校	555

【医療機関等】

市立病院	400	茅ヶ崎医師会	401	地域医療センター	402
------	-----	--------	-----	----------	-----

茅ヶ崎中央病院	403	茅ヶ崎新北陵病院	404	長岡病院	405
茅ヶ崎徳洲会病院	406	湘南東部総合病院	407		

【福祉施設等】

茅ヶ崎市社会福祉協議会	300	福祉総合援助施設 空と海	301	ひざしの丘	302
つつじ学園	303	社会福祉法人 碧	304	特別支援相談事業所 ちがさきの木魂	305
ちがさきA・UN (あ・うん)	306	特別養護老人ホーム カトレアホーム	310	特別養護老人ホーム 芹沢ホーム	311
特別養護老人ホーム アザリアホーム	312	特別養護老人ホーム ふれあいの森	313	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	314
特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ	315	特別養護老人ホーム つるみね	316	特別養護老人ホーム 湘南くすの木	317
特別養護老人ホーム ハピネス茅ヶ崎	318	介護老人保健施設 ふれあいの丘	319	老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	321
介護老人保健施設 ふれあいの渚	322	介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎	323	ケアハウスふれあいの里	324
元町ケアセンター	325	萩園ケアセンター	326	松林ケアセンター	327
湘南鬼瓦	328	ふれあいの麗寿	329	リフシア萩園	330
リフシア香川	331	リフシア矢畑	332	ふれあいの百合	333

【関係機関・協定先等】

陸上自衛隊	100	茅ヶ崎警察署	110	(株)湘南平塚コミュニティ放送	120
藤沢エフエム放送(株)	121	(株)ジェイコム湘南	122	—	—
藤沢土木事務所汐見台庁舎	124	神奈川中央交通	125	タクシー協会	126
茅ヶ崎商工会議所	127	勤労市民会館	128	茅ヶ崎ラスカ	129
ハスキーズギャラリー	130	(株)イトーヨーカ堂茅ヶ崎店	131	相鉄ローゼン(株)高田店	132
(株)たまや	133	イオン(株)茅ヶ崎中央店	134	マルエツ茅ヶ崎店	135
生活協同組合コープかながわ	136	カギサン	137	(株)すずきや(エスパティオ小和田店)	138
イオンスタイル	139	フードマーケット Mom 湘南みずき店	140	茅ヶ崎水道営業所	141
(株)木内	142	(社)神奈川県プロパンガス協会湘南支部	143	神奈川県石油商業組合茅ヶ崎支部	144
大村紙業(株)	145	(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場	146	建設業協会本部	147
建設業協会北西地区隊	148	建設業協会北東地区隊	149	建設業協会南東地区隊	150
建設業協会南西地区隊	151	茅ヶ崎建設業協会	152	チガサキレンタル	153
(社)神奈川県トラック協会湘南支部	154	第一カッター興業(株)	155	電源開発(株)技術開発センター茅ヶ崎研究所	156
(株)スズケン	157	アルフレッサ(株)	158	東邦薬品(株)	159
歯科医師会	161	県立茅ヶ崎里山公園	162	東邦チタニウム(株)	163
郵便事業(株)茅ヶ崎支店	164	パームインターナショナル湘南	165	東海カーボン(株)湘南工場	166
茅ヶ崎市漁業協同組合	168	TOTO(株)	180	モリタ宮田工業(株)	181
(株)アルバック	182	アルバックテクノ茅ヶ崎	183	真如苑	184
衛生研究所	185	文教大学	191		

(2) グループ番号表

No.	登録名称	詳細	No.	登録名称	詳細
1	1 市役所	各課	2	2 小学校	市内公立小学校

3	3 中学校	市内公立中学校	4	4 高校	高等学校等
5	5 公民館	公民館	6	6 コミセン	コミュニティセンター等
7	7 広報	広報機関	8	8 燃料	燃料協定先
9	9 物資	物資協定先	10	10 薬品	薬品協定先
11	11 1 飲料水	飲料水協定先	12	12 1 2 医療	医療機関
13	13 1 3 障害	障害者施設	14	14 1 4 高齢	高齢者施設
15	15 1 5 道路車	建設部局（車）	16	16 1 6 下水車	下水道河川部局（車）
17	17 1 7 防災車	防災部局（車）	18	18 1 8 携帯G	災害対応用携帯機
19	19 1 9 半固G	災害対応用半固定機	20	20 2 0 携帯本	本部活動用携帯機
21	21 2 1 建設G	建設部局活動用携帯機	22	22 2 2 下水G	下水道河川部局活動用携帯機
23	23 2 3 建築G	応急危険度判定士活動用携帯機	24	24 2 4 開発G	被災宅地判定士活動用携帯機
25	25 2 5 訓練G	災害対応用携帯機	26	26 2 6 資源G	環境部局用
27	27 2 7 建業G	建設業協会用	28	28 2 8 市民G	市民課窓口出張所用
29	29 2 9 スポG	スポーツ推進課（総合体育館）・市体育館・柳島スポーツ公園用	30	30 3 0 駅G	駅ビル・関係課
31	31 3 1 安置G	市体育館・歯科医師会・関係課	32	32 3 2 文化部	文化スポーツ部

*グループに属さない局もあります。

(3) 設置機種別内訳

機種	台数
基地局（半固定機）	2 台
半固定機	38 台
携帯機	226 台
車載機	11 台
全 277 台	

第 3 節 消防關係

第1 茅ヶ崎市消防対策本部設置要領

茅ヶ崎市消防対策本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市消防計画（以下「消防計画」という。）の規定に基づき、消防対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防対策本部に消防統括調整班、部隊運用指揮班、災害分析班及び災害情報連絡班を置くものとする。

- 2 消防統括調整班は、消防総務課に所属する職員をもって充てる。
- 3 部隊運用指揮班及び災害分析班は、警防救命課に所属する職員をもって充てる。
- 4 災害情報連絡班は、指令情報課に所属する職員をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、消防対策本部長が指名する職員を前各項に定める班（以下「各班」という。）に充てることのできるものとする。

(設置要件)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、消防対策本部を設置するものとする。

- (1) 茅ヶ崎市災害対策本部又は寒川町災害対策本部が設置されたとき
- (2) 消防本部内調整会議において必要と認めるとき
- (3) その他消防長が認めるとき

(担任業務)

第4条 消防統括調整班の担任する業務は次のとおりとする。

- (1) 消防対策本部員会議の招集と進行調整
- (2) 災害対策本部の決定事項の部内周知
- (3) 消防対策本部長の補佐

第5条 部隊運用指揮班の担任する業務は次のとおりとする。

- (1) 消防計画第2章第1節第2号に規定する警防救命課の事務分掌
- (2) 大規模火災対策実施計画、広域応援部隊運用構想と総合調整
- (3) 緊急消防援助隊、自衛隊等広域応援所要の見積と派遣要請の調整
- (4) 行方不明の捜索実施計画の策定と総合調整、救助部隊などに対する捜索要請

第6条 災害分析班の担任する業務は次のとおりとする。

- (1) 火災延焼シミュレーションによる火災延焼危険の分析
- (2) 災害による被害の拡大または収束の見積

第7条 災害情報連絡班の担任する業務は次のとおりとする。

- (1) 専用電話、加入電話、災害情報メール等災害情報の収集
- (2) 指令情報課及び消防対策本部の情報共有の推進

(相互援助)

第8条 各班は密接に連携し、担任外業務であっても緩急に応じ、相互に協力しなければならない。

(消防対策本部員会議)

第9条 消防対策本部の意思決定及び部内統制を図ろうとするとき、もしくは、消防対策本部長が必要と認めるときは、消防対策本部員会議を開催することができる。

- 2 消防対策本部員会議は、消防長、消防次長、消防署長、課長等（茅ヶ崎市消防本部組織等規則（昭和54年茅ヶ崎市規則第17号）第7条に規定する課長及び同規則第8条に規定する担当課長並びに茅ヶ崎市消防署組織等規程（昭和54年茅ヶ崎市消防本部訓令第1号）第8条に規定する課長及び同規程第9条に規定する担当課長をいう。）及び消防団本部員の出席をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、消防対策本部長がやむを得ないと認めるときは欠席させ、又は必要と認めるときは他の者を出席させることができる。

(機能が開始する旨の宣言)

第10条 消防対策本部の設置を要する災害が発生した場合において、各班が第4条から第7条に規定するそれぞれの担任業務（以下「各担任業務」という。）を十分に遂行できる態勢が構築されたと判断したときは、消防対策本部長は、消防対策本部の機能が開始する旨の宣言（以下「機能開始宣言」という。）をするものとする。

2 前項の規定に基づき機能開始宣言がなされたときは、当該宣言をもって各班は各担任業務を、各課は消防計画第2章第1節第2号に規定する分掌事務を開始するものとする。

3 第3条各号に規定する設置要件に該当する場合であっても、機能開始宣言がなされていないときは、消防対策本部が設置されていないものとみなす。

4 消防対策本部長は、消防対策本部の機能を終了するときは、その旨の宣言をするものとする。

(災害情報の取り扱い等)

第11条 119番通報による災害情報、災害対策本部からの災害情報その他の災害に関するすべての情報の取り扱いの方法及び受伝達の方法は、消防計画の規定によるもののほか、消防対策本部員会議で決定するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、消防対策本部の運営に関し必要な事項は、消防対策本部員会議で定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第2 消防庁舎所在地

消防庁舎所在地

名称	所在地
消防本部	茅ヶ崎 1-1-1
指令情報課	茅ヶ崎 1-1-1
消防署（本署・本署北棟・本署東棟）	矢畑 1280-3
小和田分署	常盤町 1-7
小出出張所	行谷 1090-8
鶴嶺出張所	今宿 911-6
松林出張所	赤羽根 338-1
海岸出張所	中海岸 4-2-41
寒川分署	高座郡寒川町宮山 396

第3 車両配置別内訳

車両配置別内訳（令和6年1月1日現在）

種別	総数	本部	本署	小和田分署	小出出張所	鶴嶺出張所	松林出張所	海岸出張所	寒川分署
消防ポンプ自動車	8		1	1	1	1	1	1	2
非常用消防ポンプ自動車	2		1			1			
水槽付消防ポンプ自動車	2						1	1	
指揮車	1		1						
化学自動車	1		1						
非常用化学自動車									1
梯子消防自動車	2		1	1					
救助工作車	2		1					1	
非常用救助工作車									1
高規格救急自動車	9		2	1	1	1	1	1	2
非常用高規格救急自動車	3		2						1
資機材搬送車	1		1						
特殊災害対応自動車	1		1						
燃料補給車	1		1						
防災活動車	1	1							
水防指揮車	1	1							
広報車	1	1							
人員運搬車	2		2						
その他の緊急車両	2	1	1						
緊急車両以外の車両	4	2	1			1			
合計	44	6	17	3	2	4	3	4	7

第4 消防団器具置場所在地

消防団器具置場所在地（令和6年1月1日現在）

分団名	地区名	所在地
第1分団	本村	本村 2-2-6
第2分団	新町	新栄町 3-8
第3分団	十間坂	十間坂 3-17-19
第4分団	上町	南湖 3-4-40
	茶屋町・鳥井戸	南湖 1-9-2
第5分団	仲町	南湖 4-1-18
	下町	南湖 5-5-1
第6分団	円蔵	円蔵 2282
第7分団	西久保	西久保 553-3
第8分団	下町屋	下町屋 2-10-48
	浜之郷	浜之郷 443
第9分団	萩園	萩園 1717
	新田	平太夫新田 79
第10分団	中島	中島 1134
	今宿	今宿 588-1
第11分団	柳島	柳島 1-8-9
	松尾	松尾 3-28
第12分団	小和田	代官町 4-11
第13分団	菱沼	菱沼 2-2-10
	室田	室田 3-5-5
第14分団	上赤羽根	赤羽根 2220
	中赤羽根	赤羽根 4441
第15分団	下赤羽根	赤羽根 338-1
	高田	高田 1-9-38
第16分団	甘沼	甘沼 582-5
	香川	香川 3-29-4
第17分団	堤	堤 2381-1
第18分団	芹沢	芹沢 1068
第19分団	下寺尾	下寺尾 1213
	行谷	行谷 433
第20分団	東海岸・中海岸	東海岸南 2-3-41
第21分団	矢畑	矢畑 580-9
第22分団	全地区	茅ヶ崎 1-1-1

第5 消防水利設置数

令和6年1月1日現在

1 消防水利設置数（公設・私設）

	合計	公設	私設
市内の消防水利	3,121	2,613	508

2 消火栓

	合計	公設	私設
全ての口径	2,429	2,338	91

3 防火水槽

	合計	公設	私設
計	623	233	390
100 m ³ 以上	39	29	10
60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	57	10	47
40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	424	159	265
20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	99	31	68
20 m ³ 未満	4	4	0

4 その他の水利

	合計	公設	私設
計	69	42	27
プール	39	32	7
その他	30	10	20

5 公設消火栓現有数

容量 管区	合計	水道管口径 (mm)											
		75	100	150	200	250	300	350	400	450	500	600	700
合計	2,338	7	1,358	444	298	18	84	5	48	5	12	44	15
本署	551	0	303	103	93	7	16	0	28	0	1	0	0
小和田	428	0	270	78	15	3	15	1	19	0	3	14	10
小出	322	1	215	48	39	0	19	0	0	0	0	0	0
鶴嶺	186	2	113	25	29	0	1	1	0	0	0	15	0
松林	459	0	255	102	70	0	3	3	1	5	8	7	5
海岸	392	4	202	88	52	8	30	0	0	0	0	8	0

6 公設防火水槽現有数

容量 管区	合計	水槽容量 (m ³)				
		10~19	20~39	40~59	60~99	100以上
合計	233	4	31	159	10	29
本署	61	1	5	48	3	4
小和田	30	0	3	21	0	6
小出	47	1	15	28	2	1
鶴嶺	17	0	0	13	0	4
松林	42	1	8	26	2	5
海岸	36	1	0	23	3	9

第6 防災資機材格納庫設置場所

防災資機材格納庫設置場所

設置場所	所在地
茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3
平和町第一公園	平和町 7
室田小学校	室田 1-1-1
梅田中学校	十間坂 3-6-25
県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1

設置場所	所在地
高田第一公園	高田 4-13
宮ノ前第二公園	今宿 333
住吉神社	南湖 5-5-1
松風台東公園	松風台 10
鶴が台グラウンド	鶴が台 10

第7 地震対策用街頭消火器設置状況

令和6年1月1日現在

	茅ヶ崎地区	茅ヶ崎南地区	南湖地区	海岸地区	鶴嶺東地区	鶴嶺西地区	湘南地区	松林地区	湘北地区	小和田地区	松浪地区	浜須賀地区	小出地区	合計
箇所数	235	155	129	204	343	166	117	241	206	141	244	136	229	2,546

第 4 節 医療救護関係

第1 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議

茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）、茅ヶ崎市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）及び寒川町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）と連携して、茅ヶ崎市及び寒川町の区域（以下「市町の区域」という。）における災害時医療救護に関する活動等を調整するために設置する茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議（以下「会議」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、災害発生時及び平時の際に、災害時医療救護活動に関する情報共有、意見交換を行うものとする。

(委員)

第3条 会議の委員は、市町の区域を単位として、次に掲げる災害時医療救護に従事する機関・団体の関係者を委員とする。

- (1) 災害医療救護関係機関（市町の区域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）
- (2) 災害拠点病院及び災害協力病院
- (3) 災害医療コーディネーター
- (4) 寒川町職員（保健衛生担当部局、危機管理担当部局、消防等）
- (5) 茅ヶ崎市職員（保健衛生担当部局、危機管理担当部局、消防等）
- (6) 茅ヶ崎市保健所
- (7) その他必要と認められる者

2 委員の任期は2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び職務代理者)

第4条 会議に会長を置き、茅ヶ崎市保健所長をもって充てる。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理し、職務を行うものとする。

(意見の聴取等)

第5条 会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(災害発生時の取組)

第6条 地震等の大規模災害が発生し、市町災害対策本部が設置された場合、会長は、市町の区域の被災状況を勘案した上で、速やかに会議を開催し、次に掲げる医療救護活動に関する情報共有、調整等を図るものとする。

- (1) 市町の区域にある医療機関等の被災状況及び診療状況並びに市町の区域にある避難所、救護所、医療救護施設等における医療ニーズの情報収集、整理に関すること。
- (2) 保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること。
- (3) 県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣、医薬品等の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと。
- (4) その他医療救護活動に関すること。

2 前項の規定に関わらず、市町の区域の被災状況により会議を開催することが困難な場合には、防災通信網を活用する等あらかじめ指定した方法による情報伝達、調整に代えることができるものとする。

(平時の取組)

第7条 平時においては、災害発生時の会議の円滑な運営に資するため、会長は必要に応じて会議を開催し、災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、茅ヶ崎市保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第2 医療救護所一覧

医療救護所（令和6年1月1日現在）

	名 称	所在地	救護所等開設予定場所
1	第一中学校	東海岸南 4-10-1	家庭科室、心の教室
2	鶴嶺中学校	浜之郷 500	史料室、被服室
3	松林中学校	室田 3-1-1	数学科室、木工室
4	西浜中学校	南湖 6-15-3	製図室、工作室
5	松浪中学校	松浪 2-6-47	第1理科室、工作室
6	梅田中学校	十間坂 3-6-25	調理室、第一理科室、技術科室
7	鶴が台中学校	鶴が台 2-7	保健室、ひだまり相談室、第一理科室
8	浜須賀中学校	松が丘 2-8-54	第一・第二理科室
9	北陽中学校	下寺尾 1660	保健室、家庭科室
10	中島中学校	中島 1469-2	技術室、第二理科室
11	円蔵中学校	円蔵 1-15-1	保健室、1階プレイルーム、特別支援学級A教室
12	小和田小学校	小和田 3-10-1	第二理科室（被服室）
13	萩園中学校	萩園 2425	多目的ホール、被服室
14	地域医療センター	茅ヶ崎 3-4-23	診療室等

※小和田小学校は平成31年2月15日より医療救護所として指定。

※地域医療センターは医療救護本部出先機関、医薬品集積所の機能を兼ねる。

第3 医療救護所備蓄薬品・医療器材

令和6年1月1日現在

区分	品名	数量	区分	品名	数量
蘇生用具	救急用人工蘇生器	1個	歯科用診療材料	治療ピンセット	10本
	足踏式吸引機	1個		ミラーフォルダー	10本
診察用具	聴診器	2個		ミラートップ	10本
	アネロイド血圧計	2個		片頭エクスプローラー	10本
	舌圧子	1箱		両頭鍊成充填器	10本
	ペンライト	2本		ディスポーザブルマスク	2箱
	体温計	1箱		注射針	1箱
	雑剪	3本		カートリッジシリンジ	1本
	洗面器	1個		B型エレベーター2反	1本
	パルスオキシメーター	1台		B型エレベーター3反	1本
縫合セット	持針器	4本		B型エレベーター4反	1本
	ピンセット	2袋		クリーンパット	1個
	外科剪刀	2本		ジンジカインゲル	1個
	眼科剪刀	2本		キシロカインカートリッジ	1個
	止血鉗子 ペアン無かん	2本		アフタゾロン	1箱
	止血鉗子 コッヘル有	2本		フジワンセット	1箱
	止血鉗子 モスキート無	2本		I Rセメントセット	1箱
	金属カップ	2個		歯科用健診器具セット	1箱
	ゴム手袋(L) オペ用手袋(7.5号)	2箱			
	シリンジ 5ml	1箱		消毒薬付綿棒	外皮用殺菌消毒剤(エタノール)
	シリンジ 10ml	1箱	外皮用殺菌消毒剤(ポビドンヨード液)		1箱
	シリンジ 20ml	1箱	生理食塩水	生理食塩水	10袋
	注射器針 18G	3箱	麻酔薬	キシロカイン	10本
	注射器針 21G	3箱	止血薬	アドナ(注射)(静脈用)	1箱
	メス フェザースカルペル NO.11	1箱	熱傷・感染	ゲーベンクリーム	1箱
	メス フェザースカルペル NO.20	1箱		ゲンタシン軟膏	5本
	穴あきオイフ	2箱		リンデロンVG軟膏	6本
	縫合糸	5箱	消炎鎮痛解熱	ロキソニン錠	1箱
	結糸	6包		ソセゴン(注射)	5A
	衛生材料	ガーゼ		13袋	カロナール錠
紙絆		8個	強心剤	ワソラン(注射)	1箱
油紙		1箱		ネオフィリン(注射)	1箱
綿棒(5本入)		5袋	血管拡張剤	ニトロール錠	30錠
カット綿(30枚入)		8箱		アダラート	30錠
三角巾(M)		60個	副腎ホルモン剤	ボスミン(注射)	1箱
三角巾(L)		40個		ソル・コーテフ(注射)	1箱
包帯 5cm×9m 10巻		2箱	輸液	ソルアセットF	10袋
包帯 7.5cm×9m 10巻		2箱	鎮痛剤	アトロピン硫酸塩(注射)	1箱
包帯 9cm×9m 10巻		2箱	不安鎮静	セレネース(注射)	1箱
ソフトシーネ		10本	気管支拡張剤	メブチンキッド(吸入)	2個
生理用品		5袋	点滴用具	輸液セットI型(成人用)	10set
マスク		2箱		輸液セットII型(小児用)	10set
手袋		1箱		サーフロ留置針C 20G	11本
脱脂綿		1袋		サーフロ留置針C 22G	11本
アルコール綿容器		2個		サーフロ留置針C 24G	11本
ウエルパス		1本		翼状針 18G	7本
プラスチックエプロン		40枚		翼状針 21G	7本
シューカバー		100枚		翼状針 22G	7本
ライトキャップ		50枚		翼状針 23G	7本
ディスポーザブルシート	50枚	絆創膏		1箱	
ニトリルグローブM	200枚	アメゴム	2本		
ニトリルグローブL	200枚				

第4 医療機関等

1 県内災害拠点病院・災害協力病院一覧

令和6年1月1日現在

所管保健所	二次保健医療圏	災害拠点病院	災害協力病院
横浜市保健所	横浜北部 ・鶴見区 ・神奈川区 ・港北区 ・緑区 ・青葉区 ・都筑区	昭和大学藤が丘病院（青葉区） 横浜労災病院（港北区） 昭和大学横浜市北部病院（都筑区） 済生会横浜市東部病院（鶴見区） 横浜市立市民病院（神奈川区）	菊名記念病院（港北区） 高田中央病院（港北区） 汐田総合病院（鶴見区） 大口東総合病院（神奈川区） 牧野記念病院（緑区） 脳神経外科東横浜病院（神奈川区） 横浜総合病院（青葉区）
	横浜西部 ・西区 ・保土ヶ谷区 ・旭区 ・戸塚区 ・泉区 ・瀬谷区	聖マリアンナ横浜市西部病院（旭区） けいゆう病院（西区） 国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）	聖隷横浜病院（保土ヶ谷区） 上白根病院（旭区） 戸塚共立第1病院（戸塚区） 戸塚共立第2病院（戸塚区） 国際親善総合病院（泉区） 戸塚共立リハビリテーション病院（泉区） 横浜鶴ヶ峰病院（旭区） 東戸塚記念病院（戸塚区） 平成横浜病院（戸塚区） 西横浜国際総合病院（戸塚区）
	横浜南部 ・中区 ・南区 ・港南区 ・磯子区 ・金沢区 ・栄区	横浜市大市民総合医療センター（南区） 済生会横浜市南部病院（港南区） 横浜市大附属病院（金沢区） 横浜南共済病院（金沢区） 横浜市立みなと赤十字病院（中区）	県立循環器呼吸器病センター（金沢区）
川崎市保健所	川崎北部 ・高津区 ・宮前区 ・多摩区 ・麻生区	聖マリアンナ医科大学病院（宮前区） 帝京大学医学部附属溝口病院（高津区） 川崎市立多摩病院（多摩区）	新百合ヶ丘総合病院（麻生区） 総合高津中央病院（高津区） 麻生総合病院（麻生区）
	川崎南部 ・川崎区 ・幸区 ・中原区	川崎市立川崎病院（川崎区） 関東労災病院（中原区） 日本医科大学武蔵小杉病院（中原区） 川崎市立井田病院（中原区）	宮川病院（川崎区） 日本鋼管病院（川崎区） 太田総合病院（川崎区） 川崎幸病院（幸区） 川崎協同病院（川崎区）
相模原市保健所	相模原 ・緑区 ・中央区 ・南区	北里大学病院（南区） 相模原協同病院（緑区） 相模原赤十字病院（緑区）	国立病院機構相模原病院（南区） 東芝林間病院（南区）
鎌倉保健福祉事務所（横須賀市保健所）	横須賀・三浦 ・横須賀市 ・鎌倉市 ・逗子市 ・三浦市 ・葉山町	横須賀共済病院（横須賀市） 横須賀市立市民病院（横須賀市） 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）	横須賀市立うわまち病院（横須賀市）
藤沢市保健所	湘南東部 ・藤沢市	藤沢市民病院（藤沢市）	藤沢湘南台病院（藤沢市） 藤沢御所見病院（藤沢市） 藤沢脳神経外科病院（藤沢市） 湘南藤沢徳洲会病院（藤沢市） 湘南中央病院（藤沢市）
茅ヶ崎市保健所	湘南東部 ・茅ヶ崎市 ・寒川町	茅ヶ崎市立病院（茅ヶ崎市）	茅ヶ崎徳洲会病院（茅ヶ崎市） 湘南東部総合病院（茅ヶ崎市） 寒川病院（寒川町）

第4節 医療救護関係
第4 医療機関等

平塚保健福祉事務所	湘南西部 ・平塚市 ・秦野市 ・伊勢原市 ・大磯町 ・二宮町	東海大学医学部付属病院（伊勢原市） 平塚市民病院（平塚市） 秦野赤十字病院（秦野市）	伊勢原協同病院（伊勢原市）
厚木保健福祉事務所	県央 ・厚木市 ・大和市 ・海老名市 ・座間市 ・綾瀬市 ・愛川町 ・清川村	厚木市立病院（厚木市） 大和市立病院（大和市）	東名厚木病院（厚木市） 仁厚会病院（厚木市） 南大和病院（大和市） 海老名総合病院（海老名市） 湘南厚木病院（厚木市） 座間総合病院（座間市）
小田原保健福祉事務所	県西 ・小田原市 ・南足柄市 ・中井町 ・大井町 ・松田町 ・山北町 ・開成町 ・箱根町 ・真鶴町 ・湯河原町	県立足柄上病院（松田町） 小田原市立病院（小田原市）	山近記念総合病院（小田原市） 小澤病院（小田原市）

※被災により災害拠点病院等の機能が失われた場合は、同一ブロックあるいは隣接ブロックの災害拠点病院等がバックアップを行う。

2 市内医療機関一覧

令和6年1月1日現在

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団ナイズ キャップクリニック茅ヶ崎	茅ヶ崎 2-7-71 そよら湘南茅ヶ崎 1階	0467-39-5862
湘南健康管理クリニック	茅ヶ崎 2-2-3	0467-86-6570
茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎 2-2-3	0467-86-6530
茅ヶ崎市 休日・夜間急患診療所	茅ヶ崎 3-4-23	0467-38-7532
ラスカ茅ヶ崎さとう眼科	元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎 6階	0467-39-6643
湘南いしぐろクリニック	元町 2-4 山鉄ビル 6階	0467-57-1100
弓削耳鼻咽喉科	元町 4-33	0467-86-8368
山岡クリニック	元町 6-5	0467-87-6221
ゆみ眼科	元町 6-5 山岡ビル 3階	0467-86-1005
じんざクリニック	元町 6-13 ルミスタール茅ヶ崎 1階	0467-88-5510
早川眼科	元町 6-13	0467-87-5343
医療法人社団成和会 いしい整形外科	元町 15-1 メディコム元町	0467-82-6766
なつ皮ふ科	元町 16-4	0467-84-7412
おおさこ医院	元町 18-1	0467-86-8393
皮フ科・斎藤医院	若松町 1-5	0467-82-3826
森田内科医院	若松町 6-23	0467-87-0531
茅ヶ崎南口クリニック	幸町 2-10 ジョイ茅ヶ崎パート 1 207号	0467-53-7004
シーサイド眼科茅ヶ崎	幸町 2-18 武藤ビル 2階	0467-33-4335
茅ヶ崎みなみ診療所	幸町 2-18 武藤ビル 1階	0467-53-9798
おの皮ふ科クリニック	幸町 3-32 ブレインビル 3階	0467-84-5885

医療機関名	所在地	電話番号
ライフクリニック	幸町 3-32 ブレイビル 2 階	0467-84-6577
医療法人社団 順風会 茅ヶ崎メディカルクリニック	幸町 5-8-201	0467-58-3958
茅ヶ崎セントラルクリニック	幸町 6-1	0467-87-3322
田村小児科	幸町 6-16 キャロルマンション 201 号	0467-86-0415
医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院 ※2	幸町 14-1	0467-58-1311
幸町クリニックなごみ	幸町 16-2MKビル 3 階	0467-86-0753
下田産婦人科医院	幸町 19-8	0467-82-6781
相州メンタルクリニック茅ヶ崎	幸町 21-3 エニマツ茅ヶ崎駅前ビル 8 階	0467-84-6550
茅ヶ崎金沢内科クリニック	幸町 22-6-202 ジョイ茅ヶ崎第二ビル	0467-87-8282
川原眼科医院	幸町 24-1	0467-82-2830
ひきのクリニック	新栄町 1-1 山治ビル 2 階東	050-1561-0985
内山クリニック	新栄町 1-4	0467-87-6511
林糖尿病内科クリニック	新栄町 3-2 AbeasaMedical 2 階	0467-84-0884
茅ヶ崎わかば内視鏡クリニック	新栄町 3-2 阿部浅ビル 3 階	0467-38-8590
おおつか形成外科クリニック	新栄町 3-2 阿部浅ビル 2 階	0467-58-2000
湘南あかしあクリニック	新栄町 3-2 阿部浅メディカル 1 階	0467-84-0234
茅ヶ崎信愛クリニック	新栄町 5-8	0467-82-2554
茅ヶ崎泌尿器科・皮フ科	新栄町 6-14 サ・パークハウス茅ヶ崎 1 階	0467-89-6000
今泉クリニック	新栄町 7-1 岸ビル 3F	0467-85-2121
湘南えぼし整形外科	新栄町 7-5 1 階	0467-87-0022
緑の湘南皮フ科クリニック	新栄町 7-16 日光堂ビル 2 階	0467-88-7860
茅ヶ崎ウエストサイドクリニック	新栄町 13-45 鴨志田ビル 2 階 1 号室 及び 4 階	0467-81-3826
医療法人社団修林会 青木クリニック	新栄町 13-45 鴨志田ビル 5 階	0467-84-5223
ちぐさ眼科	新栄町 13-45 鴨志田ビル 3F	0467-84-0988
茅ヶ崎こどもの森クリニック	本村 4-22-23	0467-50-1260
湘南みわクリニック	本村 4-22-25	0467-50-1611
サークルクリニック茅ヶ崎	本村 5-9-6 2 階	0467-54-0134
茅ヶ崎市立病院 ※1	本村 5-15-1	0467-52-1111
十間坂皮膚科	十間坂 1-2-25	0467-87-4112
はしもと脳神経外科クリニック	十間坂 1-1-28	0467-86-8410
高橋医院	十間坂 1-2-16	0467-82-2231
メンタルクリニック ちがさき	共恵 1-2-4 木村ビル 301 号室	0467-40-3063
けやきの森心療クリニック	共恵 1-7-11 わけ茅ヶ崎 3 階	0467-88-6663
共恵内科クリニック	共恵 1-11-9 アイパレス湘南 1 階	0467-73-7011
堀越医院	共恵 2-5-52	0467-82-4641
佐久間クリニック	南湖 2-13-31 1 階	0467-89-2810
海老原耳鼻咽喉科医院	南湖 2-14-5	0467-82-8053
西浜内科クリニック	南湖 3-4-35	0467-86-8183
医療法人社団 正次会 成田クリニック	南湖 5-1-12	0467-58-6222

第4節 医療救護関係

第4 医療機関等

医療機関名	所在地	電話番号
オアシスクリニック	南湖 5-20-10	0467-50-0730
高田医院	南湖 6-17-18	0467-82-2541
福山クリニック	中海岸 1-1-7	0467-58-5204
近藤クリニック	中海岸 3-8-43	0467-83-2451
五島耳鼻咽喉科医院	東海岸北 1-1-16	0467-85-6124
イトウ眼科	東海岸北 1-2-19	0467-83-7771
笹井医院	東海岸北 1-7-15	0467-82-2737
前川クリニック	東海岸北 2-1-44	0467-86-0120
茅ヶ崎内科と呼吸のクリニック	東海岸北 2-1-52	0467-82-2602
ちがさき整形外科クリニック	東海岸北 2-1-52 茅ヶ崎メディカルビル 2階	0467-58-6226
中村メンタルクリニック	東海岸北 2-1-55 KNビル 2F	0467-83-7878
茅ヶ崎東海岸クリニック	東海岸北 2-8-6	0467-85-3353
みよし内科クリニック	東海岸北 3-4-36	0467-39-6711
守屋おとなこどもクリニック	東海岸北 3-10-14	0467-86-5834
医療法人社団五陽会 愛生会クリニック	東海岸北 5-10-48	0467-88-6560
内倉整形外科	東海岸北 5 - 11 - 10 1F	0467-84-0070
茅ヶ崎クリニック	東海岸南 1-22-1	0467-86-2123
サザンクリニック耳鼻咽喉科	東海岸南 2-1-1 ジュネスビル 1階	0467-87-4338
みうらレディースクリニック	東海岸南 4-11-41	0467-59-4103
町田胃腸科外科医院	萩園 2305-27	0467-85-2013
湘南東部クリニック	西久保 117	0467-84-6882
湘南東部総合病院 ※2	西久保 500	0467-83-9111
オリーブクリニック	円蔵 1365	0467-51-1081
至誠堂医院	円蔵 2427-8	0467-85-2101
新泉こころのクリニック	円蔵 2443-6	0467-55-8051
ともの整形外科クリニック	円蔵 2512-6	0467-87-7178
医療法人寿会 大木医院	円蔵 1-24-32	0467-52-0085
藤川整形外科	円蔵 1-23-13	0467-51-2121
井上内科クリニック	矢畑 725-1	0467-83-6565
茅ヶ崎耳鼻咽喉科クリニック	矢畑 725-1	0467-59-4133
小杉クリニック	浜之郷 952-95	0467-82-8526
つや子プライマリーケアクリニック	浜之郷 1224-4 パラシオ 1F	080-7612-0201
湘南キッズクリニック	今宿 181-1	0467-84-0866
富山皮膚科	香川 1-11-25	0467-51-7755
かつまた小児クリニック	香川 1-38-18	0467-54-5588
緒方医院	香川 4-4-23	0467-57-7353
香川クリニック	香川 6-8-33	0467-52-9687
医療法人社団湘南健友会 長岡病院	赤羽根 3685	0467-53-1811
原クリニック	高田 2-1-23	0467-54-5400

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人 和田内科医院	高田 5-1-19	0467-51-8221
あらまき眼科	高田 5-1-15 エスケーメディックビル 1F	0467-55-2055
山崎耳鼻咽喉科医院	高田 5-2-3	0467-51-5030
水沼医院	高田 5-5-10	0467-52-5550
三輪内科クリニック	松風台 24-15	0467-52-3969
湘南中央クリニック	松林 1-16-52	0467-52-5252
かごた整形外科クリニック	松林 2-5-33	0467-55-1710
茅ヶ崎みみ・はな・のどクリニック	松林 2-10-18	0467-50-1135
おおえ内科クリニック	松林 2-12-47	0467-55-2325
小松田クリニック	松林 3-3-10 1F	0467-54-7778
やまもと内科クリニック	みずき 2-8-1	0467-40-4976
おひさまクリニック 湘南	みずき 4-9-16	0467-55-2515
湘南みずき内科クリニック	みずき 4-9-20	0467-50-3320
医療法人社団オーエフシー おざさ医院	菱沼 1-4-11	0467-55-0201
みやさきクリニック	小和田 1-7-28-2	0467-40-5411
佐藤クリニック	小和田 3-1-2	0467-51-3550
平野こどもクリニック	本宿町 3-6	0467-54-7775
前田整形外科・内科クリニック	ひばりが丘 1-10	0467-85-4312
湘南すずきクリニック	ひばりが丘 7-10	0467-84-0630
湘南リウマチ膠原病内科	美住町 5-4	0467-83-5566
丸山内科クリニック	美住町 14-10	0467-88-1101
医療法人社団 m a m a C L I N I C 茅ヶ崎 m a m a クリニック	常盤町 1-29	0467-57-4120
野村消化器内科	富士見町 15-1	0467-84-3987
医療法人社団 新家クリニック	富士見町 11-4	0467-26-8801
兼本眼科医院	平和町 4-26	0467-87-1511
えのもと耳鼻咽喉科	平和町 13-7	0467-85-0322
医療法人 大野クリニック	緑が浜 4-29	0467-88-0330
緑が浜こどもクリニック	緑が浜 7-3	0467-82-8561
はまたけ診療所	浜竹 2-5-24	0467-38-7612
真下医院	浜竹 2-6-19	0467-87-2981
三上医院	浜竹 3-1-23	0467-82-0322
加納外科・整形外科医院	浜竹 3-3-14	0467-82-7472
蓮沼眼科クリニック	浜竹 3-4-2	0467-87-4005
佐藤医院	浜竹 3-4-50	0467-82-0677
やまぐちクリニック	浜竹 3-4-53	0467-82-2760
こどもクリニック松が丘	松が丘 2-1-19	0467-82-3818
医療法人社団 松が丘内科クリニック	松が丘 2-8-20	0467-87-0363
茅ヶ崎新北陵病院	行谷 583-1	0467-53-4111
湘南さくら病院	下寺尾 1833	0467-54-2255

医療機関名	所在地	電話番号
二階堂整形外科クリニック	浜見平 3-1BRANCH 茅ヶ崎 2 1 階	0467-88-1154
湘南茅ヶ崎ARTレディースクリニック	浜見平 10-2 ブランチ茅ヶ崎 3 2F G2042 区画、G2043 区画	0467-87-5726
茅ヶ崎はまかぜ皮膚科	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2 階	0467-89-4112
はまみこどもくりにつく	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2 階	0467-84-8972
浜見平診療所	浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 1 階	0467-82-0727
小沢整形外科・こずえ心療クリニック	浜見平 17-13	0467-82-5181
田口眼科	浜見平 17-13	0467-82-8868
医療法人行徳会 鶴が台菅原医院	鶴が台 10-7-103	0467-52-3275

※1 災害拠点病院

※2 災害協力病院

第5 市内調剤薬局一覧

令和6年1月1日現在

薬局名	所在地	電話番号
シーエス薬局ひばりが丘店	ひばりが丘 1-8	38-6101
桜道薬局	ひばりが丘 7-11	84-6444
ニック湘南みずき薬局	みずき 2-8-1	55-5660
しんわ薬局湘南みずき	みずき 4-9-21	40-5217
はるかぜ薬局 茅ヶ崎旭が丘店	旭が丘 8-65	84-4088
今井薬局円蔵店	円蔵 1-23-12	52-0898
マリン薬局円蔵店	円蔵 2089-5	84-8161
クリエイト薬局茅ヶ崎円蔵店	円蔵 2-12-6	55-6061
マリン薬局茅ヶ崎中央店	円蔵 2443	87-4770
薬局みらい	茅ヶ崎 2-1-36 ルート茅ヶ崎 1F	84-8816
ほほえみ薬局中央店	茅ヶ崎 2-1-8 古谷ビル 1F	84-6227
陽だまり薬局 中央店	茅ヶ崎 2-1-8	84-1588
イオン薬局茅ヶ崎店	茅ヶ崎 2-7-71	68-4062
茅ヶ崎寒川薬剤師会地域医療センター薬局	茅ヶ崎 3-4-23	38-5086
イオン薬局茅ヶ崎中央店	茅ヶ崎 3-5-16	66-3383
茅ヶ崎薬局	共恵 1-7-11 わけ茅ヶ崎 102号	38-7866
ともえ薬局	共恵 2-1-43	53-8760
薬局トモズラスカ茅ヶ崎店	元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎 2階	84-1326
薬樹薬局 茅ヶ崎	元町 16-7	82-0981
なかじま薬局茅ヶ崎店	元町 17-4	58-6558
今井薬局	元町 2-4	85-1721
アイ薬局	元町 5-29-A ライブリーⅢ	57-8876
元町光薬局	元町 6-10	87-5337
日本調剤 茅ヶ崎南薬局	幸町 15-19	81-5515
ヤマグチ薬局茅ヶ崎南口店	幸町 21-3 エニマツ茅ヶ崎駅前ビル 1F	84-0561
株式会社 岩澤薬局	幸町 22-6-105	58-0570
みなみ薬局	幸町 3-32 ブレイビル 1階	84-0772
ドラッグセイムス 茅ヶ崎南口薬局	幸町 4-40 茅ヶ崎 DRビル 1F	50-0571
シンワ薬局 茅ヶ崎店	幸町 5-8 茅ヶ崎メディカルアセンター 102	53-7451
湘南ひまわり薬局	幸町 6-16-101	83-9383
アスカ薬局茅ヶ崎本店	幸町 7-20 ブルスカイ湘南 A	89-3883
スギ薬局 茅ヶ崎香川店	香川 1-1-38 マルエツ茅ヶ崎店 1階	55-0262
くすりの玉野	香川 1-38-18	54-7622
健愛薬局	香川 4-4-7	55-8681
タマノ薬局	高田 1-14-6	53-2029
クリエイト薬局茅ヶ崎高田店	高田 2-1-21	55-0885

第4節 医療救護関係
第5 市内調剤薬局一覧

薬局名	所在地	電話番号
木下薬局高田店	高田 4 - 5 - 13 BELAV i STA 湘南	52-8332
稲垣ファーマシー	高田 5-1-15	51-8223
マリン薬局	高田 5-3-34	54-4132
薬局マツモトキヨシ 茅ヶ崎高田店	高田 5-5-14	53-6371
おひさま薬局鶴嶺店	今宿 176-1	57-2817
ハックドラッグ茅ヶ崎今宿薬局	今宿 266-1	84-1089
サトノ薬局	若松町 19-19	55-9348
えぼし薬局	若松町 6-20	38-6653
中村薬局 十間坂店	十間坂 1-2-16	89-3370
にじいろ薬局	出口町 7 - 80	38-8900
薬局マツモトキヨシ茅ヶ崎小和田店	小和田 2-17-1	53-2600
株式会社 あさひ薬局	松が丘 2-10-19	87-0123
薬局マツモトキヨシ 茅ヶ崎松が丘店	松が丘 2-12-17	83-7887
サンドラッグ茅ヶ崎浜見平薬局	松尾 1-20	84-1360
ふじみ薬局松林店	松林 1-16-43	51-8821
湘南フレンド薬局	松林 2-10-20	38-4596
シーエス薬局松林店	松林 2 - 12 - 46	53-7113
クリエイト薬局 茅ヶ崎松林店	松林 2-6-20	55-2031
株式会社アサヒファーマシー室田薬局	松林 3 丁目 3 - 11	54-8885
クリエイト薬局茅ヶ崎常盤町店	常盤町 1-35	57-4551
まつの実薬局	常盤町 4-35 住和常盤ビル 102	85-1233
ウイング湘南薬局	新栄町 13-45	57-3939
あらえ薬局	新栄町 2 - 19	33-4919
株式会社 寺田薬局	新栄町 2-25	82-2220
スギ薬局茅ヶ崎新栄町店	新栄町 2-29 エビックスカサキ 1 階	53-8107
クリエイト薬局茅ヶ崎新栄町店	新栄町 3-2	84-0072
ほほえみ薬局 本店	西久保 124-2	84-4661
陽だまり薬局 本店	西久保 394-1	84-6860
クリエイト薬局辻堂駅西口店	赤松町 13-11	51-5455
きたの薬局	鶴が台 10-2-103	51-0468
ボニー薬局 茅ヶ崎海岸店	東海岸南 1-22-1	81-3222
クリエイト薬局茅ヶ崎雄三通り店	東海岸北 1-5-11	84-5230
田辺薬局茅ヶ崎南店	東海岸北 1-5-4	84-6160
なぎさ薬局	東海岸北 1-7-21	59-1131
中村薬局	東海岸北 2-1-55	82-2927
はるかぜ薬局 茅ヶ崎東海岸店	東海岸北 2 - 8 - 3	88-4994
クリエイト薬局茅ヶ崎東海岸北店	東海岸北 3-10-18	84-0024

薬局名	所在地	電話番号
スバル薬局	東海岸北 5-10-48	86-6777
フォーユーファーマシー	南湖 2-13-29	88-6821
クリエイト薬局茅ヶ崎南湖店	南湖 4-4-10-1F	58-8207
てっぼうみち薬局	南湖 5-18-10-2	38-8566
ちとせ薬局	萩園 2301-1	38-8115
しんわ薬局 松林店	菱沼 1-4-7	40-4105
あんず薬局	浜見平 10 - 2 BRANCH 茅ヶ崎 3	88-5050
なの花薬局ハマミ店	浜見平 11-1	86-5807
たけもと薬局	浜見平 17 番 8 号	73-7891
浜竹エルム薬局	浜竹 2-8-39	85-1323
ホシ薬局	浜竹 3-2-31	87-3513
あおば薬局	浜竹 3-4-3 エクセルオール湘南辻堂 102	89-2689
ハックドラッグ辻堂薬局	浜竹 3-4-47	59-1589
株式会社 さかえ薬局	浜之郷 952-11	85-1843
ハト薬局茅ヶ崎店	富士見町 15-3	84-3865
湘南たんぽぽ薬局	富士見町 2-12	88-3939
ニコニコ平和町薬局	平和町 1-5	88-3952
フレイズ薬局	本宿町 3-4	53-7667
ニコニコ薬局茅ヶ崎本村店	本村 4-22-23	39-5204
日本調剤 湘南茅ヶ崎薬局	本村 5-16-10	50-1055
ダリヤ湘南薬局	本村 5-9-6	55-2027
クリエイト薬局茅ヶ崎市立病院前店	本村 5-9-6	52-9061
クリエイト薬局茅ヶ崎矢畑店	矢畑 274-1	84-0081
薬局日本メディカル	矢畑 725-1	40-5902
クリエイト薬局茅ヶ崎柳島店	柳島 1-9-41	82-1008
今井薬局 緑が浜	緑が浜 2-24	88-5666

第6 トリアージについて

1 トリアージとは

多くの負傷者が同時に発生した場合にできるだけ多くの命を救うため、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者とそうでない負傷者を選別し、治療や後方搬送の優先順位をつけることです。救命の可能性が非常に低い者よりも、可能性の高い者に対して優先的に治療・搬送を行うことで、より効率的・効果的な治療を行います。

2 トリアージの実際

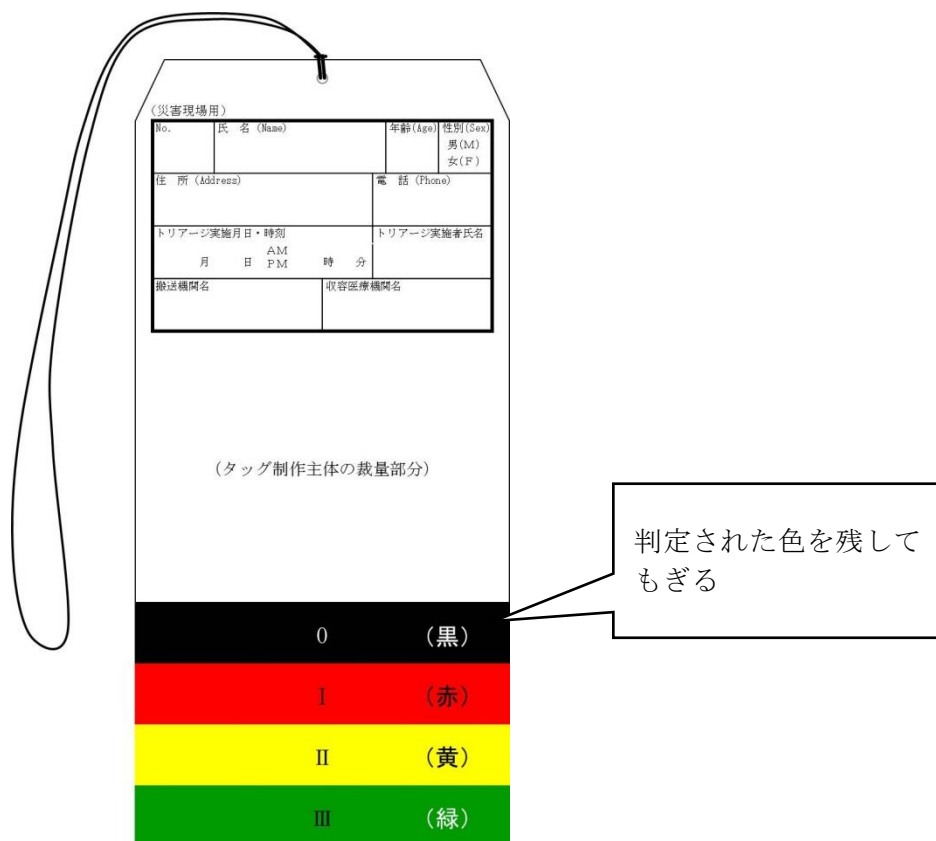
トリアージは、その結果を明示するためトリアージタグという認識票を使用します。

タグ用紙は3枚つづりで、1枚目は災害現場用、2枚目は搬送機関用、3枚目本体は収容医療機関用となっています。

負傷者の右手首にタグのゴム輪を二重に巻き付けますが、不可能な時は左手首→右足首→左足首→首の順になります。

3 トリアージタグの順位

順位	識別色	分類	傷病等の状態
1位	赤	最優先治療群 (重傷群)	直ちに処置を行えば救命可能
2位	黄	待機治療群 (中等症群)	多少治療が遅れても生命に危険がない
3位	緑	治療保留群 (軽傷群)	上記以外の軽易な傷病で専門医の治療を必要としない
	黒	不処置群 (死亡群)	既に死亡しているまたは処置を行っても明らかに救命不能



第 5 節 地震対策関係

第1 震度計の設置場所

震度計設置場所

設置場所	所在地	備考
総合体育館	茅ヶ崎 1-9-63	気象庁震度観測点（名称：茅ヶ崎市茅ヶ崎）

第2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁 震度階級関連解説表（抜粋）

1 使用にあたっての留意事項

- 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- ※木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- ※鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤、斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

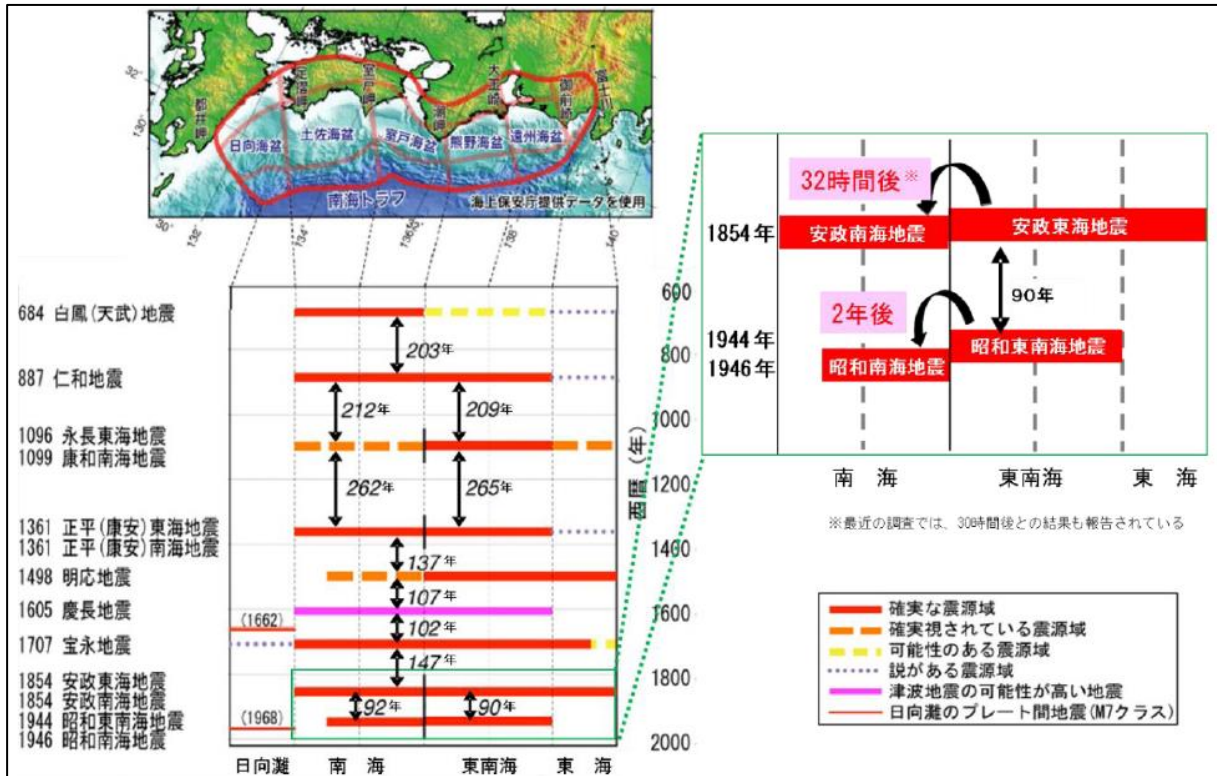
7 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

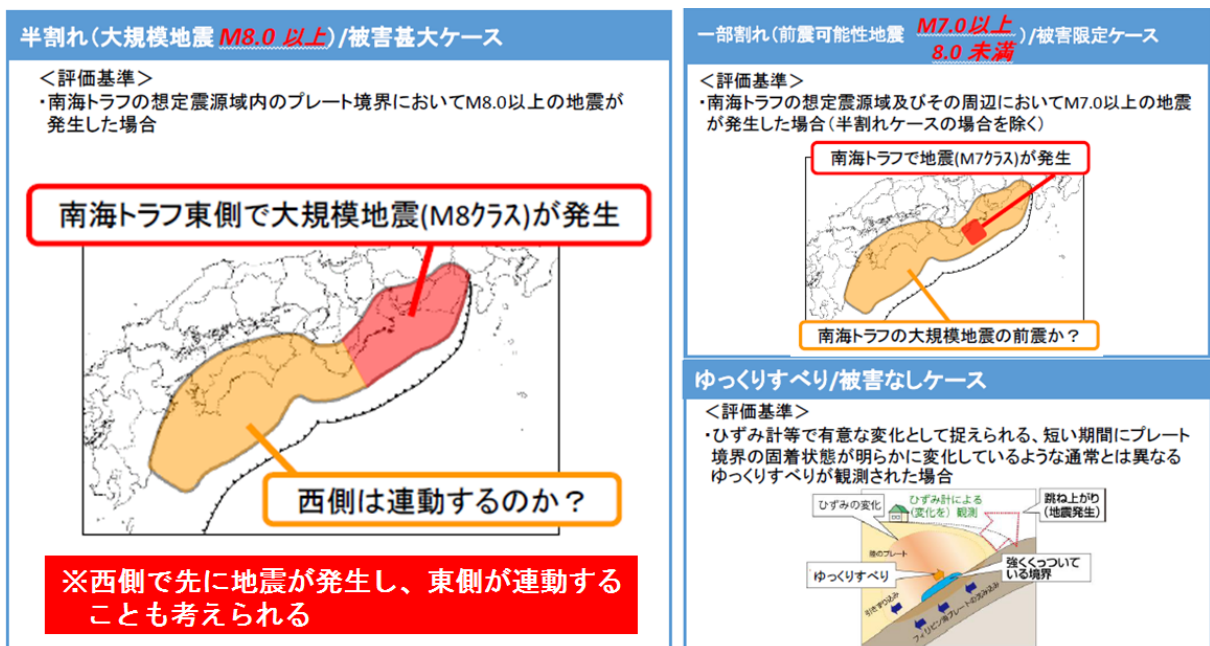
第3 南海トラフ地震

1 南海トラフ沿いで過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布



出典 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

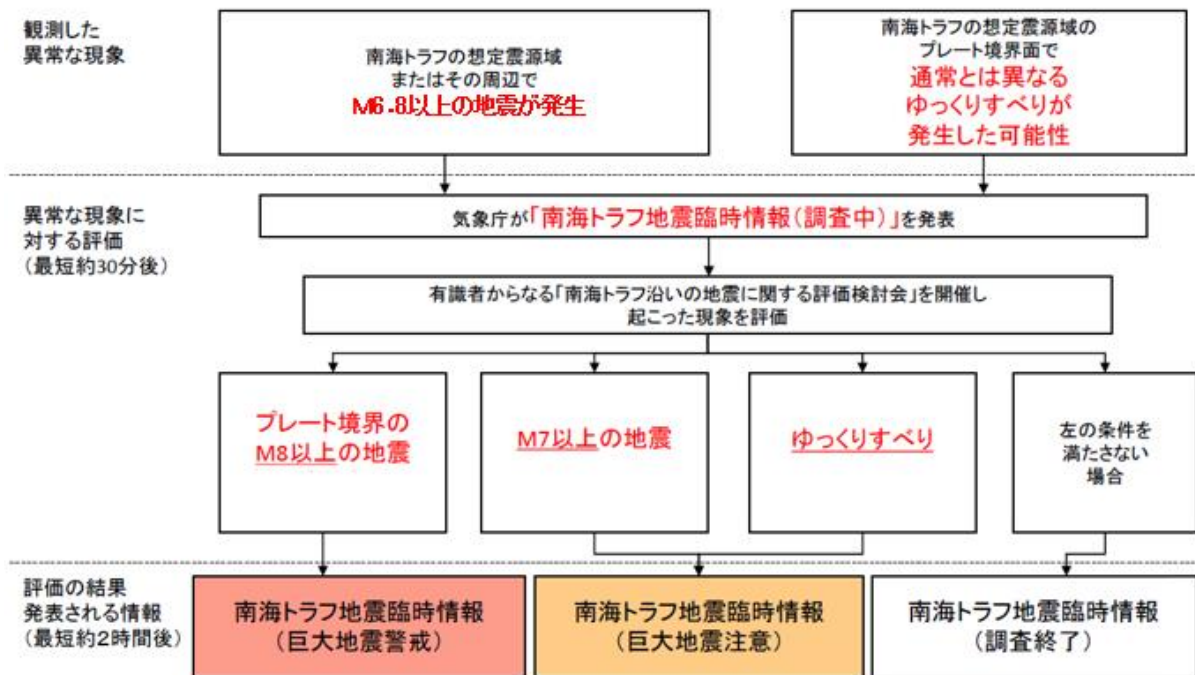
2 南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価される3ケース(異常な現象)



出典 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインをもとに作成

3 南海トラフ地震に関連する情報の発表の流れ

(1) 異常な現象を観測した場合の臨時情報発表までの流れ



出典 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインをもとに作成

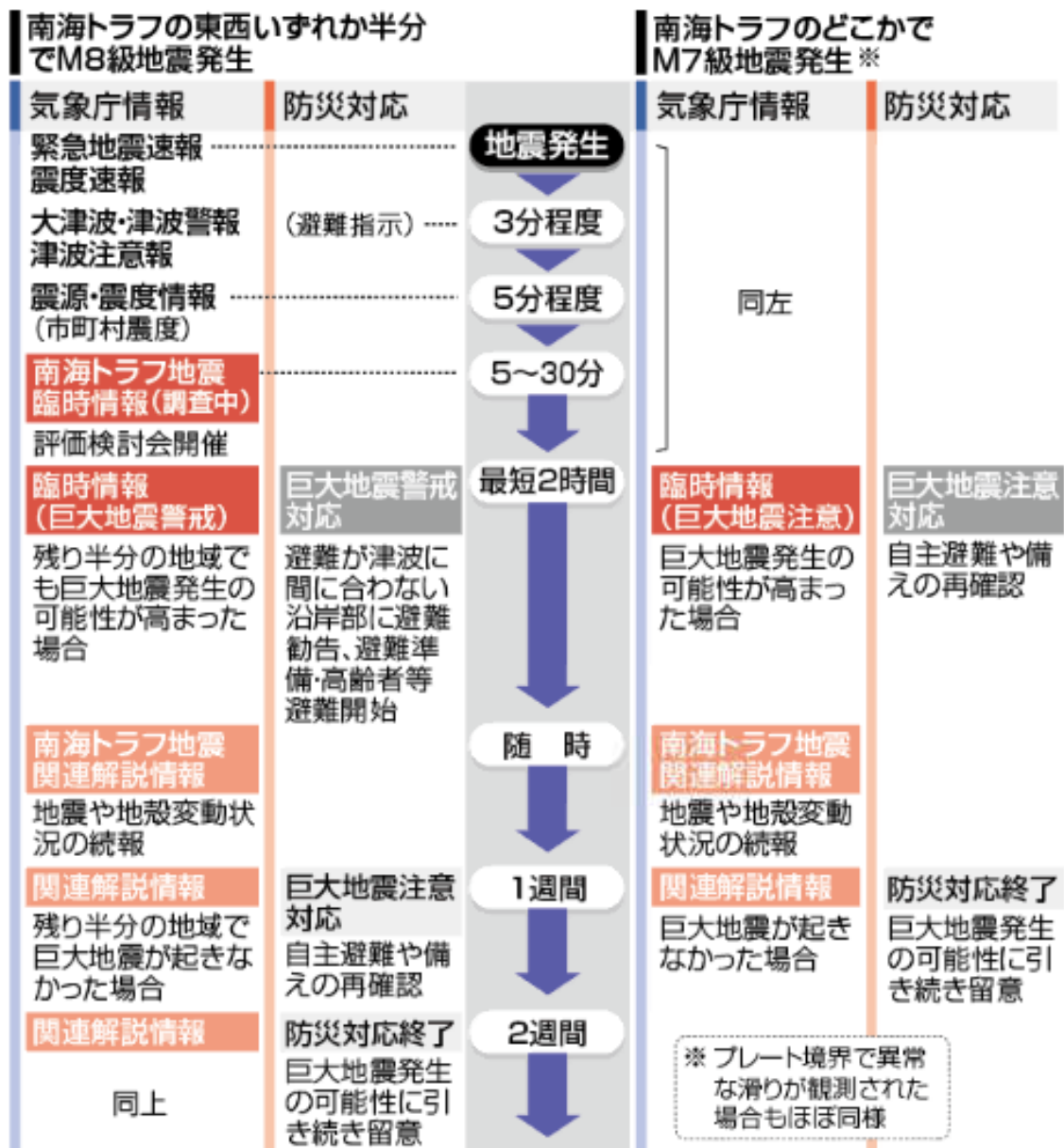
(2) 国から発表される情報の具体的な内容イメージ

異常な現象を観測してからの経過時間	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
(最短)5分程度以降 <small>※津波警報等や震度情報の発表状況を踏まえ、できるだけ速やかに発表 ※「ゆっくりすべりケース」は調査が必要と認められた場合</small>	今回の地震と南海トラフで想定されている大規模地震との関連性についての調査を開始しました。 今後の情報に注意し、できるだけ身の安全を守る行動を取ってください。	今回の地震と南海トラフで想定されている大規模地震との関連性についての調査を開始しました。 今後の情報に注意し、できるだけ身の安全を守る行動を取ってください。	ひずみ計等で有意な変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性があるため、南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。 今後の情報に注意してください。
南海トラフ地震臨時情報（調査中）			
(最短)2時間程度 大規模地震の発生可能性が高まったと評価された時	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 1週間程度、あらかじめ定められた避難対象者*は避難するなど、警戒してください。 <small>※「避難対象者」は市町村等が定める</small>	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。	大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。 引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。
巨大地震警戒対応		巨大地震注意対応	
1週間 あらかじめ定めた最も警戒する期間の経過後 <small>※「ゆっくりすべりケース」は、変化が収まり、変化していた期間と概ね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合</small>	地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 避難を解除し、引き続き日頃からの地震への備えを再確認するなど、警戒してください。	地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送ってください。	通常と異なるゆっくりすべりは概ね収まったと見られますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。
2週間 避難を前提とした期間(1週間) + 警戒レベルを上げることを中心とした期間(1週間)	地震活動は当初に比べて徐々に低下してきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。 地震の発生に注意しながら、通常の生活を送ってください。	南海トラフ地震関連解説情報	

出典 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインをもとに作成

(3) 南海トラフ地震臨時情報と防災対応の流れ

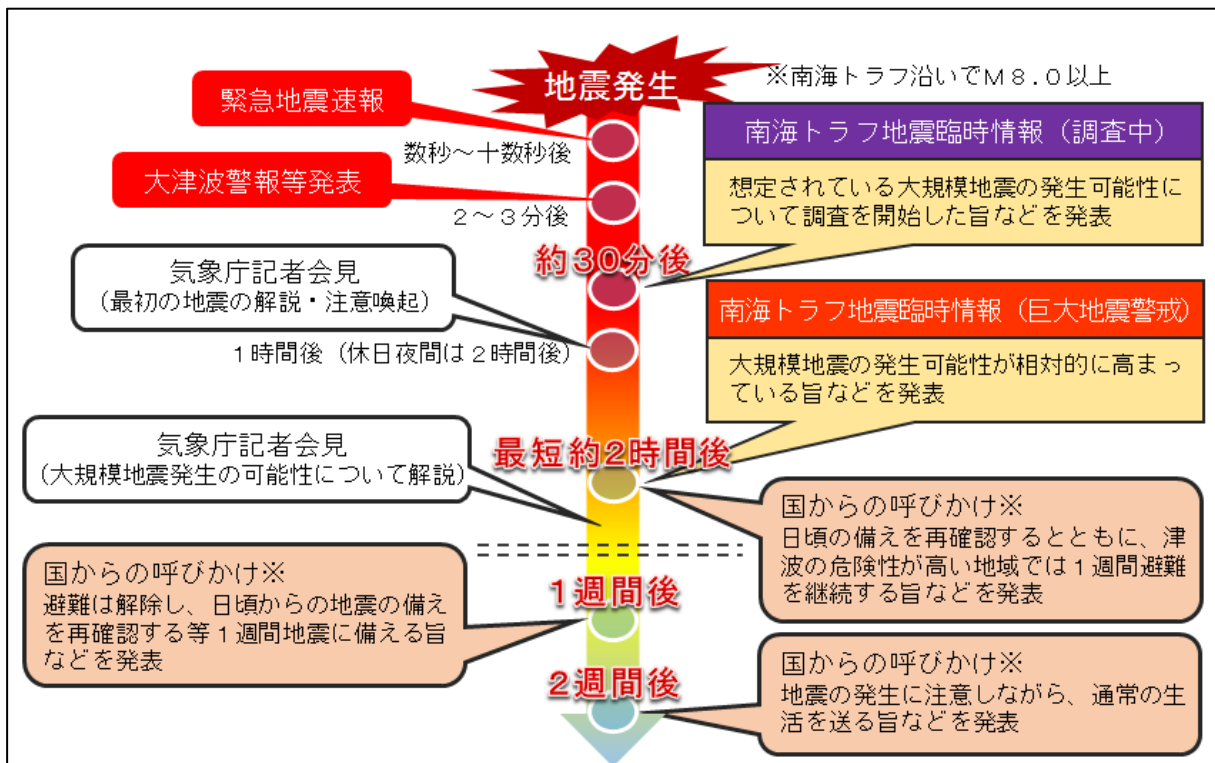
南海トラフ地震 臨時情報と防災対応の流れ



(気象庁、内閣府資料より)

4 「半割れケース」（巨大地震警戒）に該当する場合の防災対応

(1) 情報発表の流れ

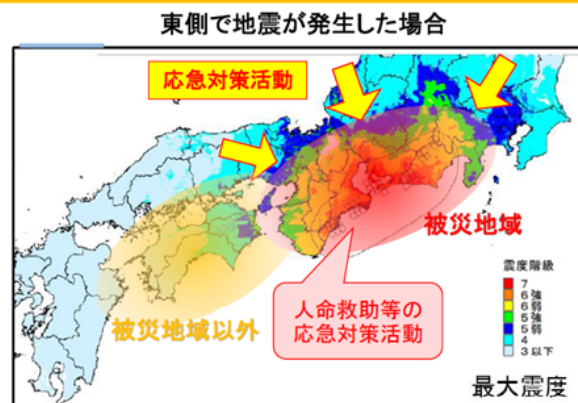


出典 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインをもとに作成

(2) 防災対応の基本的な方向性

○発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持

- ・ 最初の地震により甚大な被害が生じていることが想定されることから、まずは、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意する必要がある
- ・ 自らの地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限することは望ましくない



被災地域で甚大な人的・物的被害が発生している状況において、後発地震に対して備える必要がある地域では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくことが必要

第4 茅ヶ崎市耐震改修促進計画の概要

茅ヶ崎市耐震改修促進計画の概要（平成20年3月策定、令和5年3月改定）

計画の目的等	
目的	本促進計画は、新耐震基準が導入される以前の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、まち全体の防災力を高め、地震による災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とします。
位置付け	国の基本方針及び神奈川県耐震改修促進計画を踏まえ、茅ヶ崎市地域防災計画を含む本市の関連計画等との整合を図ります。
計画期間	令和5年度～令和12年度（8カ年） 本促進計画の施策方針の実現化に向けて、各種施策により耐震化を進めると共に、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて本促進計画の見直しを行います。
想定する地震の規模・被害の状況	本市に影響を与える地震のうち、地震の発生確率が高く被害が大きいものとして、都心南部直下地震が予測されています。

耐震化に関する目標			
■住宅の耐震化の目標と課題			
住宅の耐震化率	策定時(平成18年度)	令和3年度	目標(令和12年度)
住宅	65.4% (棟数による算出)	89.3%	おおむね解消
(課題) 木造戸建て住宅を中心に、新たな施策効果により約6,400戸の耐震化が必要です。			
■民間特定建築物の耐震化の目標と課題			
民間特定建築物の耐震化率	策定時(平成18年度)	令和3年度	目標(令和12年度)
多数の者が利用する建築物	87%	90.0%	おおむね解消
危険物等の貯蔵等に供する建築物	61%	73.9%	95%
避難路沿道の建築物	80%	89.4%	95%
(課題) 耐震改修に関する補助制度を創設するなどの施策が必要です。			
■公共建築物の耐震化の目標と課題			
公共建築物の耐震化率	策定時(平成18年度)	令和3年度	目標(令和12年度)
災害時の拠点となる建築物	95%	100.0%	100%
不特定多数の者が利用する建築物	81%	88.9%	100%
特定多数の者が利用する建築物	38%	41.9%	100%
その他	69%	92.3%	100%
合計	85%	92.6%	100%
(課題) 災害時の拠点となる建築物を優先的に耐震化する必要があります。			

建築物の耐震化を促進するための施策	
基本的な考え方	公共性の高い建物を優先的に取り組みます 建物所有者の自主的な取り組みが基本です 建物所有者等への支援（耐震化に取り組みやすい環境づくり）
耐震化を促進するための施策	周知・啓発 ■啓発資料・ホームページを活用した普及啓発 ■セミナー・講習会の開催 ■防災マップ等の活用 ■民産官協働による普及啓発
	環境整備 ■市民相談体制等の充実 ■耐震診断技術者の養成等への協力 ■リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ■情報収集の継続 ■自主防災組織との連携
	耐震診断・改修を促進する施策 ■国や県の補助制度の活用
	木造住宅の耐震化 ■無料簡易耐震診断の実施 ■木造住宅耐震改修促進事業の推進(継続拡充) ■区分所有された木造住宅の耐震化の推進 ■除却補助支援制度(新規)
	非木造住宅の耐震化（分譲マンション等） ■分譲マンション耐震診断事業の推進 ■分譲マンション耐震改修の促進 ■分譲マンション建て替え・耐震改修アドバイザー制度 ■区分所有建築物の決議要件の緩和
	民間特定建築物の耐震化 ■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進 ■避難路沿道の建築物の耐震化の推進 ■耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 ■建築物の地震に対する安全性の表示制度
	税の特例措置 ■所得税、固定資産税等の控除・減額
	その他の地震時における安全対策 ■落下物対策 ■ブロック塀等の安全対策 ■家具の転倒防止対策 ■エレベーターの安全対策 ■耐震シェルター等設置への支援(継続拡充) ■感震ブレーカー設置への支援 ■天井脱落対策 ■宅地の液状化対策(新規) ■屋根瓦の耐震対策

計画の推進に向けて	
推進体制	神奈川県及び県内32市町村と連携、関係各課及び「茅ヶ崎たいあっぷ推進協議会」と連携
法による指導・助言の実施	法に基づく指導助言、指示及び公表を適切に実施
施策のフォローアップについて	施策の検証、計画の見直し

第 6 節 津波対策関係

第1 津波警報・注意報等

気象庁 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について（抜粋）

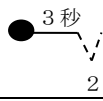
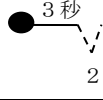
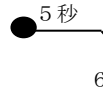
1 津波注意報等の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	定性的 表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表 記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

2 防災行政用無線（全国瞬時警報システムによる運用：茅ヶ崎市）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放送内容
大津波警報（東日本大震災クラス）（特別警報）		大津波警報。大津波警報。東日本大地震クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。（3回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
大津波警報（特別警報）		大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（3回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波警報		津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（3回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。

※ホームページでサイレン音を聞くことができます。

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001314/1001388.html>)

3 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表します。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報(※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報(※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻となります。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。また、津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合があります。

※2 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。
- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を發表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

※3 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなります。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もあります。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もあります。
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しません。大津波警報または津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値で

はなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

5 津波予報区

気象庁は、予報区ごとに津波注意報等を発表します。

津波予報区	区 域
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

第2 津波一時退避場所一覧

令和6年1月1日時点

	名称	住所	階数
1	南湖会館	南湖 4-6-1	3
2	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	元町 10-33	3
3	高砂コミュニティセンター	中海岸 1-2-42	3
4	茅ヶ崎市美術館	東海岸北 1-4-45	2
5	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	2
6	萩園ケアセンター	萩園 1215-4	3
7	環境事業センター	萩園 836	6
8	相模川流域下水道柳島管理センター	柳島 1900	3
9	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	4
10	藤沢土木事務所 汐見台庁舎	汐見台 1-7	3
11	県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	4
12	茅ヶ崎館	中海岸 3-8-5	2
13	茅ヶ崎迎賓館	中海岸 4-12986-121	3
15	株式会社アルバック	萩園 2500	6
16	ちがさきニューハムレット	中海岸 4-2-5	4
17	ライオンズガーデン湘南緑が浜	緑が浜 12-14	14
19	レゾン茅ヶ崎中海岸	中海岸 4-1-14	6
20	パークスクエア湘南茅ヶ崎	矢畑 897-1	16
21	医療モール湘南	本村 1-2-14	6
22	クリオ茅ヶ崎中海岸壱番館	中海岸 1-4-1	5
24	茅ヶ崎緑が浜シティハウス	緑が浜 7-63	4
25	ライオンズマンション湘南緑が浜	緑が浜 8-15	7
26	ベルヴィル茅ヶ崎松が丘	松が丘 1-8-21	5
28	ライツ茅ヶ崎	中海岸 4-1-18	5
29	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	中島 736-1	3
30	ライオンズマンション茅ヶ崎サザンビーチ	中海岸 3-11-10	9
31	サザンコースト	浜須賀 12-21	3
32	クレール東海岸	東海岸南 2-10-31	3
33	第一ハイツ茅ヶ崎	今宿 1215-1	12
34	スリーウッド湘南	東海岸北 1-7-26	3
35	湘南ベルビューマンション	浜竹 1-1-9	7
36	ランドステージ茅ヶ崎オーシャンビュー	緑が浜 9-15	8
37	ウェルライフヴィラ湘南ちがさき	浜竹 1-1-33	3
38	恵泉幼稚園	中海岸 3-1-19	2
39	山治ビル	新栄町 1-1	7
40	パークホームズ湘南茅ヶ崎海岸	汐見台 3-10	5
41	ヴェルビル東海岸	東海岸南 2-13-24	3
42	特別養護老人ホーム つるみね	西久保 596	3
43	ベルパーク湘南茅ヶ崎	中島 1379-2 ほか	15
44	アレセア湘南中学・高等学校	富士見町 5-2	4
45	ズーデン南第一ビル	十間坂 3-19-28	6
46	介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 8-1	3
47	コンフォール茅ヶ崎浜見平団地	浜見平 14	8
48	児童養護施設 白十字会林間学校	富士見町 4-54	2
49	ビッグヴァングランヴァーグ茅ヶ崎	中島 1056-1	14

	名称	住所	階数
50	キイハイツ東海岸	東海岸南 2-5-28	3
52	介護付有料老人ホーム アンリ茅ヶ崎	東海岸北 3-10-9	5
53	KRビル (富士見町郵便局)	富士見町 16-8	5
54	マイキャッスル湘南辻堂	小和田 2-11-48	6
55	アドリーム湘南茅ヶ崎	富士見町 16-35	3
56	TOTO 株式会社茅ヶ崎工場体育館	本村 2-8-1	2
57	サニータウン茅ヶ崎	円蔵 1-8-10	5
58	パークハイム茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 3-8-31	8
59	湘南ステーションビル (ラスカ茅ヶ崎)	元町 1-1	7
60	ボヌール湘南	富士見町 3-8	3
61	ポム・ドゥ・パン	富士見町 3-26	3
62	リステージ茅ヶ崎ツインマークス	今宿 965-1	15
63	ルネス湘南茅ヶ崎	緑が浜 12-10	13
64	ブルードゥシエル	中海岸 3-10-56	7
65	Y・S リベリユール	中島 782-2	3
66	ダイアパレスエクシード茅ヶ崎	今宿 911-3	11
67	コート湘南茅ヶ崎	共恵 1-15-19	5
68	ロイヤルマンション中海岸	中海岸 1-6-3	4
69	ライオンズプラザ湘南茅ヶ崎	共恵 1-5-11	13
70	ライオンズプラザ茅ヶ崎駅前	共恵 1-3-14	10
71	グループホーム円蔵	円蔵 2-7-6	3
72	ソフィア湘南茅ヶ崎	若松町 3-16	5
73	クレスト辻堂	浜竹 2-8-1	4
74	茅ヶ崎メディカルケアセンター	幸町 5-8	13
75	パールサラン	下町屋 1-10-2	4
76	ハモース湘南	甘沼 601	4
77	スクリップス	甘沼 601	9
78	ブルークロス湘南	高田 5-4-8	4
79	ゴールドウイン湘南	今宿 516-1	8
80	ラルジュテール	今宿 811-1	4
81	シアンサーージュ湘南	小和田 1-1-57	6
82	ノブルシャトー湘南	小和田 2-1-6	4
83	シルクドミール	小和田 3-4-8	4
84	グランシルヴァ	松林 1-9-14	3
85	イルヴィラージュ	赤羽根 2247-1	4
86	ブルームコート	赤羽根 2593-1	4
87	クローバーガーデン	萩園 1196-1	3
88	ハイブリッジ湘南Ⅲ	萩園 1223-1	6
89	ウエストガーデン	萩園 2375-3	4
90	ルナスクエア	美住町 1-15	5
91	フェリズ茅ヶ崎	美住町 4-5	4
92	フィオーレ茅ヶ崎	美住町 4-5	4
93	グラビス	菱沼 1-11-67	5
94	トゥジュールヴェール	浜竹 1-14-5	8
95	平和町マンション	平和町 5-13	4
96	ネージュ湘南	本村 4-5-25	4
97	エーデルハイム湘南	矢畑 74-1	8
98	グリーンハイツ茅ヶ崎	東海岸北 4-2-18	3

第6節 津波対策関係
第2 津波一時退避場所一覧

	名称	住所	階数
99	介護付有料老人ホーム ソノラス・コート茅ヶ崎	汐見台 3-28	5
100	コンフォール茅ヶ崎 (武藤ビル)	幸町 2-11	8
101	汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10	4
102	メゾンド・ピア7	出口町 11-3	5
103	ザ・パークハウス茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 1-23-3	3
104	茅ヶ崎ガーデンハウス	柳島 1-4-6	6
105	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎	矢畑 680-1	13
106	東急ドエル・シーサイドコート茅ヶ崎東海岸南	東海岸南 3-8-24	6
107	ライオンズマンション茅ヶ崎富士見町	富士見町 16-12	5
108	ライオンズマンション茅ヶ崎第三	萩園 2722-3	7
109	ネオ・サミット茅ヶ崎	東海岸南 4-3-3	3
110	ダイアパレス茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 460	8
111	日神パレスステージ茅ヶ崎	松林 1-1-50	9
112	神奈川県衛生研究所	下町屋 1-3-1	7
113	グレイス湘南茅ヶ崎	十間坂 3-19-13	7
114	ヴェレーナ茅ヶ崎海岸	汐見台 3-21	5
115	シティ茅ヶ崎東海岸	東海岸南 2-6-2	5
116	ルリアン湘南	美住町 2-1	4
117	アルス茅ヶ崎	幸町 3-5	14
118	アルバックテクノ株式会社	萩園 2609-5	5
119	複合支援施設 ちがさきA・UN (あ・うん)	今宿 473-1	4
120	ルシオン茅ヶ崎	本宿町 1-16	6
121	ニューイースト湘南茅ヶ崎	南湖 4-22-42	8
122	クリオ茅ヶ崎柳島海岸	柳島海岸 8-1	5
123	ザ・パークハウス茅ヶ崎	新栄町 6-14	14
124	コスモ茅ヶ崎サザンヒル	ひばりヶ丘 3-35	6
125	茅ヶ崎看護専門学校	今宿 390	4
126	オーベル茅ヶ崎ラチエン通り	旭が丘 5-40	5
127	スリーハンドレッドクラブ	甘沼 441	3
128	ライツ茅ヶ崎東海岸	東海岸南 1-16-11	4
129	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	南湖 1-6-11	3
131	パシフィックガーデン茅ヶ崎	東海岸南 6-4-37	6
132	茅ヶ崎ゆかりの人物館	東海岸南 6-6-64	1
133	マリブコート茅ヶ崎	菱沼海岸 7-66	3
134	松浪コミュニティセンター	常盤町 2-2	2
135	オハナ茅ヶ崎ガーデニア	浜見平 422-9	7
136	ザ・テラス茅ヶ崎サザンビーチ	中海岸 4-15-19	5
137	サザンビーチトキワ	常盤町 3-18	3
138	ハマミーナ (BRANCH茅ヶ崎)	浜見平 11-1	3
139	フォルスコート茅ヶ崎ラチエン通り	松が丘 1	5
140	クレッセント茅ヶ崎松韻	中海岸 1-2-7	6
141	アイディコート茅ヶ崎海岸	汐見台 2-17	7
142	セルテシティオ湘南辻堂	赤松町 8-56	14
143	グレーシア茅ヶ崎	共恵 1-8-6	14
144	ふれあいの麗寿	南湖 1-6-15	5
145	サン・ライフファミリーホール湘南海岸	常盤町 6-29	3
146	BRANCH茅ヶ崎 2	浜見平 3-1	4
147	柳島スポーツ公園	柳島 1300	2

	名称	住所	階数
148	茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス	中海岸 3-3-9	2
149	ダイアパレス茅ヶ崎	幸町 6-13	7
150	市営小和田住宅外複合施設	小和田 3-2-44	6
151	キコーナ茅ヶ崎店	南湖 1-6-22	3
152	BRANCH茅ヶ崎3	浜見平 10-2	3
153	ヴェレーナグラン茅ヶ崎東海岸	東海岸南 4-2-6	4
154	ダイアパレス茅ヶ崎南湖	南湖 1-1-7	11

※14、18、23、27、51、130は欠番のため、計148か所

公立小中学校は津波一時退避場所を兼ねています。

	名称	所在地	階数
1	茅ヶ崎小学校	共恵 1-10-23	3
2	鶴嶺小学校	浜之郷 477	3
3	松林小学校	菱沼 1-1-1	3
4	西浜小学校	南湖 6-5-8	3
5	小出小学校	芹沢 944	4
6	松浪小学校	松浪 1-1-61	3
7	梅田小学校	茅ヶ崎 1-6-1	4
8	香川小学校	香川 1-33-1	4
9	浜須賀小学校	白浜町 3-1	3
10	鶴が台小学校	鶴が台 12-1	4
11	柳島小学校	柳島 1594	3
12	小和田小学校	小和田 3-10-1	4
13	円蔵小学校	円蔵 1-13-1	4
14	今宿小学校	今宿 192	4
15	室田小学校	室田 1-1-1	4
16	東海岸小学校	東海岸南 4-10-1	3
17	浜之郷小学校	浜之郷 90	3
18	緑が浜小学校	緑が浜 1-1	3
19	汐見台小学校	汐見台 3-11	3
20	第一中学校	東海岸南 4-10-1	4
21	鶴嶺中学校	浜之郷 500	4
22	松林中学校	室田 3-1-1	4
23	西浜中学校	南湖 6-15-3	4
24	松浪中学校	松浪 2-6-47	3
25	梅田中学校	十間坂 3-6-25	3
26	鶴が台中学校	鶴が台 2-7	4
27	浜須賀中学校	松が丘 2-8-54	4
28	北陽中学校	下寺尾 1660	4
29	中島中学校	中島 1469-2	4
30	円蔵中学校	円蔵 1-15-1	4
31	赤羽根中学校	赤羽根 3030	4
32	萩園中学校	萩園 2425	4

津波一時退避場所備蓄品（参考）

ポータブルテント（1人用テント）	2張	防水シート（ブルーシート）	2枚
簡易トイレ（ポータブルトイレ）	2個	ちり紙（3000枚入り）	1セット
汚物処理セット（100回分／箱）	2箱	ブランケットアルミシート	120枚

※場所により異なる場合があります。

第3 津波監視体制

1 津波監視カメラ設置場所

	設置場所名称	所在地
1	茅ヶ崎迎賓館	中海岸 4-12986-121
2	神奈川県流域下水道整備事務所	柳島 1900
3	オクトス湘南茅ヶ崎	甘沼 200-1

2 津波高所見張り場所

津波警報等発表時に状況により職員が津波高所見張りをする場所

	名称	所在地
1	ライオンズガーデン湘南緑が浜	緑が浜 12-14
2	ビッグヴァングランヴァーグ茅ヶ崎	中島 1056-1
3	リステージ茅ヶ崎ツインマークス	今宿 965-1
4	ルネス湘南茅ヶ崎	緑が浜 12-10

第 7 節 水防対策関係

第1 防災気象情報

1 警報・注意報等の定義

気象庁HP 特別警報、警報、注意報（抜粋）、 同 気象警報・注意報（抜粋）

分類	説明
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

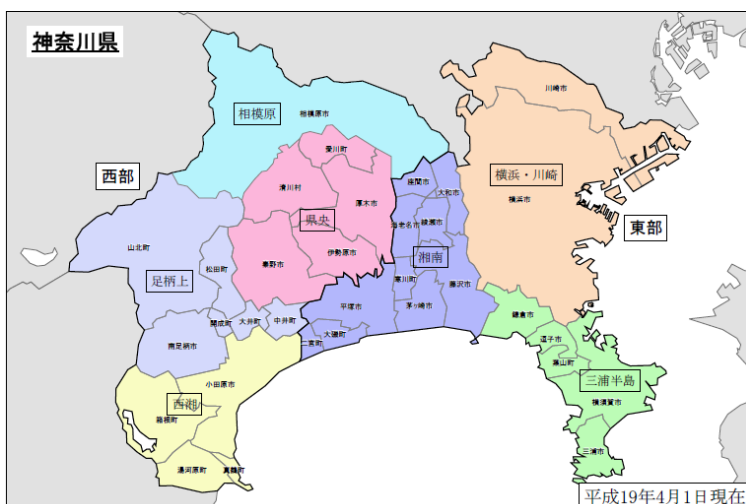
気象警報・注意報は、対象とする現象の発生が予想された場合に発表しており、予想される現象が発生する概ね3～6時間前に発表されることになっています。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね2～3時間前に発表することになっています。

また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示されます。

なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が**防災機関や住民に伝わって避難行動などがとれるまでに要する時間**を考慮して設けられていますが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあります。

2 気象警報・注意報や天気予報の発表区域

	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域の名称
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
県 央		秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村	
足 柄 上		南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	
西 湘		小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	



気象庁HP
「気象警報・注意報や天気予報の発表区分」

3 茅ヶ崎市の特別警報・警報・注意報発表基準

気象庁HP 特別警報の発表基準について（参照）
同 警報・注意報の発表基準（神奈川県）（参照）
発表官署 横浜地方気象台（令和5年6月現在）

○特別警報

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断がされます。

○警報・注意報

警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準 ^{※1} 土壌雨量指数基準 ^{※2}	15 115
	洪水	流域雨量指数基準 ^{※3}	千の川流域=9.9、小出川流域=15.9
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]、相模川中流[相模大橋]
	暴風	平均風速	陸上 25m/s、海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s、海上 25m/s ※雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高	5.0m
高潮	潮位	1.5m ^{※4}	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	11 83
	洪水	流域雨量指数基準	千の川流域=7.9、小出川流域=12.7
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]
	強風	平均風速	陸上 12m/s、海上 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s、海上 12m/s ※雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m、海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%、実効湿度 55%	
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬季：最低気温 -5℃以下	
	霜	最低気温 4℃以下、発表期間は原則として 4月1日～5月20日	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm	

※1 表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データからタンクモデルを用いて数値化したものです。

※2 土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データからタンクモデルを用いて数値化したものです。

※3 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。

※4 潮位

潮位とは、基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したものです。防災気象情報における潮位は「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T. P.）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは平均潮位（MSL）を用いる。

4 その他主な防災気象情報

気象庁HP 発表する情報の解説（参照）

分類	説明
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、神奈川県を対象地域として発表されます。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表された後の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表しています。 気象情報は、発表する地域によって、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、都道府県（北海道や沖縄県ではさらに細かい単位）を対象とする「府県気象情報（神奈川県気象情報）」の3種に分けて発表されます。また、「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」など、現象の種類によって様々な種類の気象情報が発表されています。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（神奈川県内の発表基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。
台風情報	台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速等の実況値等のほか、5日先までの台風予報、進路予想など台風に関する情報を見ることができます。
指定河川洪水予報	（横浜地方気象台が神奈川県又は京浜河川事務所と共同で発表） 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報です。 指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表されます。警戒レベル2～5に相当します。

土砂災害警戒情報	<p>(横浜地方気象台が神奈川県と共同で発表)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できます。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p>
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒) : 【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫) : 【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤) : 【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄) : 【警戒レベル2相当】
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。</p>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報です。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。</p> <p>【色が持つ意味と相当する警戒レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒) : 【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫) : 【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤) : 【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄) : 【警戒レベル2相当】
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報です。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新しています。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>10km四方の領域ごとに竜巻等の発生のしやすさの解析結果を提供する情報です。竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができます。</p>

5 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	雨の音で話し声が良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりができる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。 			ワイパーを速くしても見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

出典：気象庁リーフレット「雨と風（雨と風の階級表）」

6 風の強さと吹き方

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていないうちと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h							
30~35 ~約125km/h						固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。 	50
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	外表材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 	
40~ 約140km/h~						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	

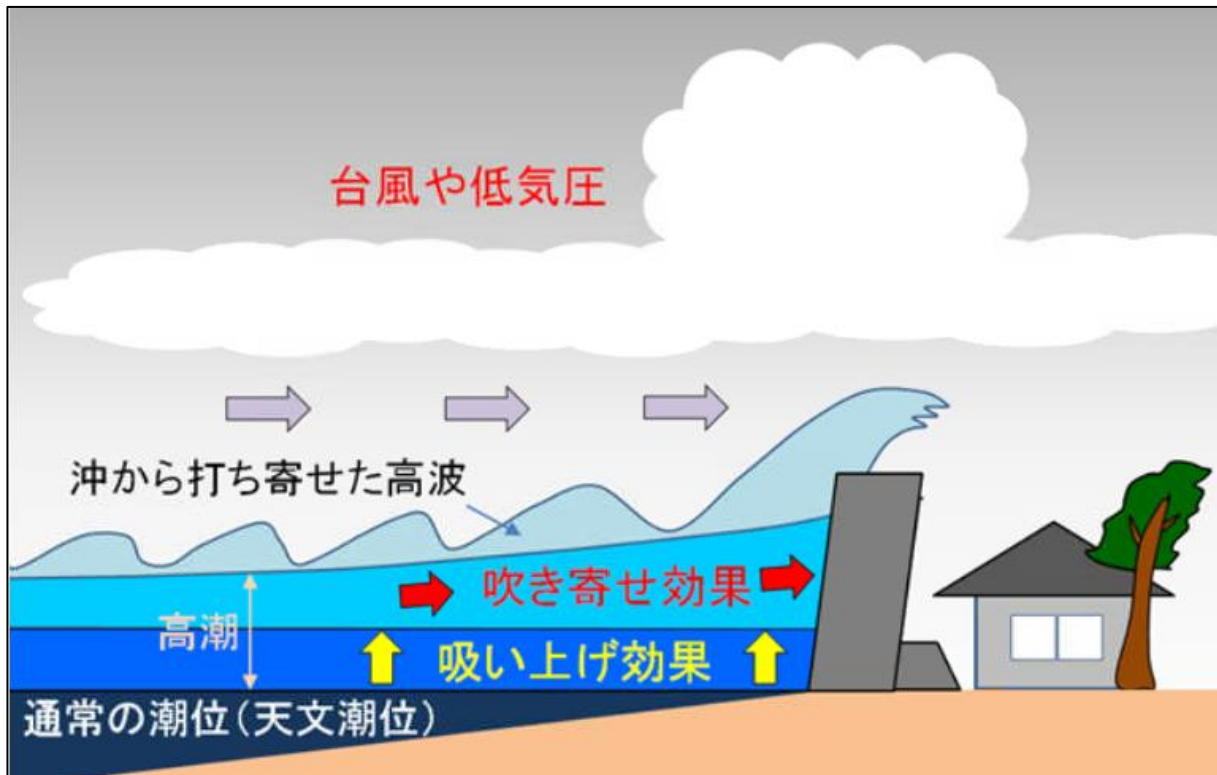
出典：気象庁リーフレット「雨と風（雨と風の階級表）」

7 波浪、高潮

高潮は、台風や発達した低気圧に伴って、潮位が著しく上昇する現象です。これは主に、台風や低気圧の中心付近で気圧が周辺より低いことで海水が吸い上げられる効果(吸い上げ効果)と、強い風が沖から岸に向かって吹くことで海水が岸に吹き寄せられる効果(吹き寄せ効果)によって発生します。

実際の潮位には、潮の満ち引き(天文潮位(満潮、干潮、大潮、小潮))がこれに加わります。また、黒潮大蛇行といった海洋変動の影響も受けます(異常潮位)。

高潮が満潮と重なると、潮位がいっそう上昇して広い範囲で浸水被害が発生する可能性が高まります。また、さらに、台風等が接近・通過して高潮で潮位が高くなっているときに高波が重なると、ふだんは波が来ないようなところまで波が押し寄せ、浸水被害が拡大することがあります。



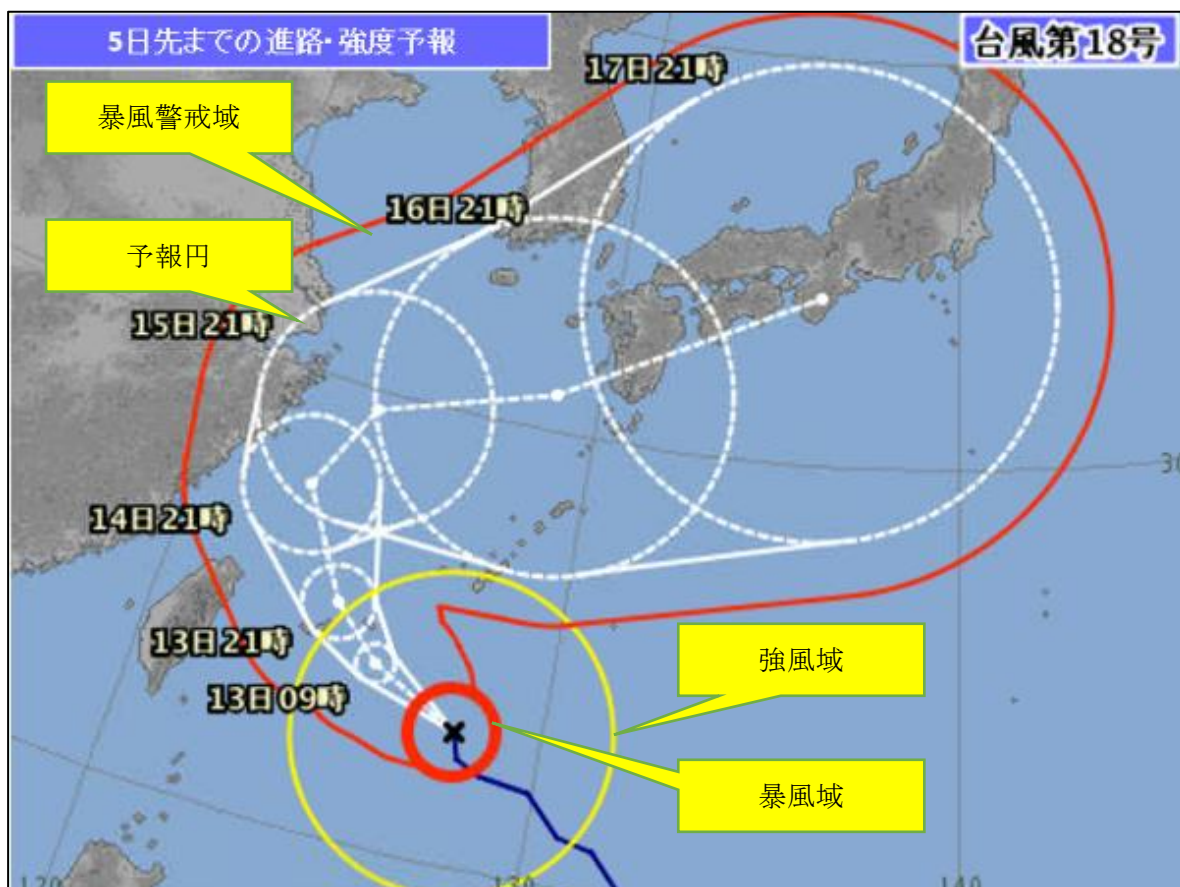
出典 気象庁HP

8 台風情報

気象庁は、台風の実況と1日（24時間）先までの12時間刻みの進路・強度予報を3時間毎に発表します。それより先の5日（120時間）先までの24時間刻みの進路・強度予報を6時間毎に発表します。台風が日本に接近し、影響するおそれがある場合、実況は毎時発表し、24時間先までは3時間刻みの進路・強度予報を3時間毎に発表します。また、台風が日本に接近し、暴風域に入るおそれがある場合には、5日（120時間）先までの暴風域に入る確率（地域ごとの確率、確率の分布）を6時間毎に発表します。

また、台風及び24時間以内に台風が発達すると予想される熱帯低気圧（以下、「発達する熱帯低気圧」）について、台風接近時の防災行動計画（タイムライン）に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表しています。

■実況と5日（120時間）進路・強度予報

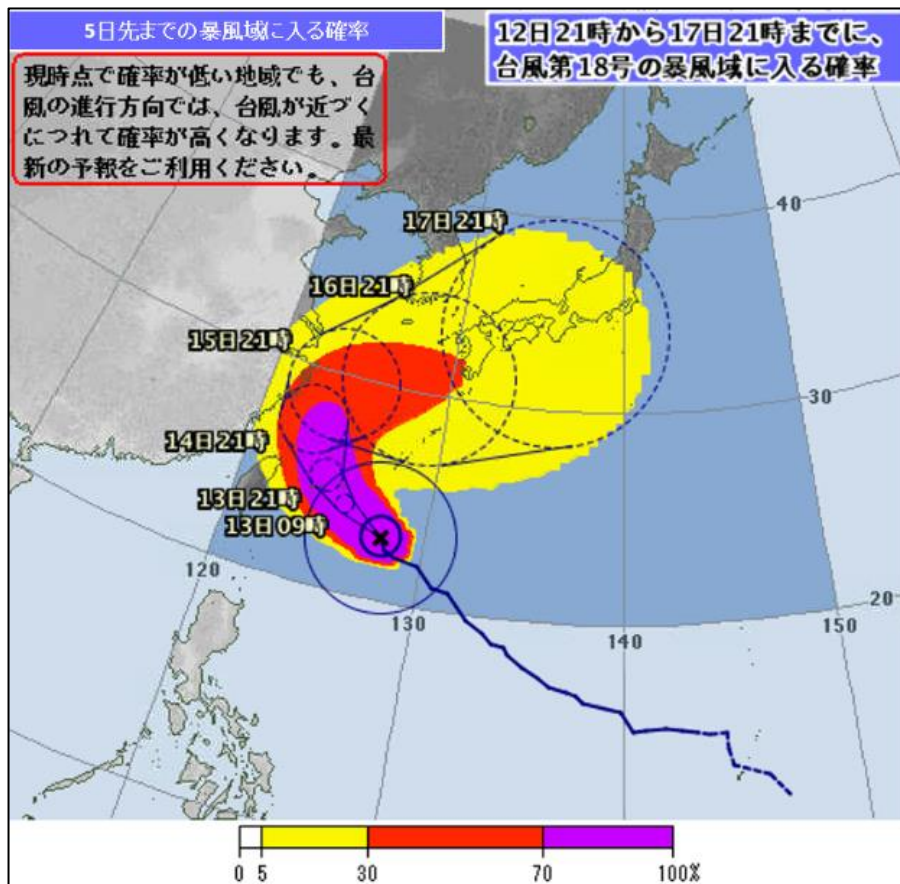


出典 気象庁HP

■台風情報で用いられる用語

予報円	70%の確率で台風の中心が位置すると予想される範囲
強風域	10分間平均風速で15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風域	10分間平均風速で25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風警戒域	台風が予報円内に入ったときに暴風域に入るおそれがある範囲

■ 暴風域に入る確率（確率の分布）



出典 気象庁HP

■ 台風情報内容

内容	発表時間	予報時間	発表要素
実況	0時、3時、6時、9時、 12時、15時、18時、21 時の約50分後（※3）		中心位置、進行方向・速度、中 心気圧、最大風速、最大瞬間風 速、暴風域、強風域
	毎正時の約50分後（※1、 3）		
1時間後推定（※1）	毎正時の約50分後（※1）		
1日（24時間）予報	0時、3時、6時、9時、 12時、15時、18時、21 時の約50分後（※3）	12時間先※2、 24時間先	予報円の中心・半径、進行方 向・速度、中心気圧、最大風速、 最大瞬間風速、暴風警戒域
		24時間先まで 3時間毎※1	
5日（120時間）予報	3時、9時、15時、21時 の約50分後（※3）	5日先まで24 時間毎	

※1 台風が日本に接近し、影響のおそれがある場合に発表

※2 台風の動きが遅い場合は省略

※3 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～90分後になることがある

■暴風域に入る確率の内容

内容	発表時間	発表要素
分布表示／地域ごとの時間変化	3時、9時、15時、21時の約60分後（※1）	5日（120時間）先までの3時間ごと及び24・48・72・96・120時間先までの確率

※1 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～110分後になることがある。

■気象庁の発表する台風の強さ・大きさ

強さ	最大風速	大きさ	強風域の半径
猛烈な	54m/s 以上	超大型（非常に大きい）	800km 以上
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満	大型（大きい）	500km 以上 800km 未満
強い	33m/s 以上 44m/s 未満	表現しない	500km 未満
表現しない	33m/s 未満		

台風の強さや大きさを明示するのは、防災的な警戒事項をわかりやすくするためです。強さは、通常の台風と比べてより大きな災害が発生するおそれがあることを、大きさは、通常の台風と比べてより広い範囲で災害が発生するおそれがあることを示唆します。

9 防災気象情報と警戒レベル

様々な防災情報のうち、避難指示等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すことを目的としています。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 <small>(下段：国管理河川の洪水の危険度分布^{※1)})</small>	水位情報がない場合 <small>(下段：洪水警報の危険度分布)</small>	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 <small>(下段：土砂災害の危険度分布)</small>	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 <small>(必ず発令されるものではありません)</small>	氾濫発生情報 <small>(危険度分布：黒)</small>	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} <small>(危険度分布：黒)</small>		大雨特別警報(土砂災害) <small>(危険度分布：黒)</small>	高潮特別警報 ^{※3}
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 <small>(令和3年の改正以前の避難勧告のタイミングで発令)</small>	氾濫危険情報 <small>(危険度分布：紫)</small>	洪水警報 <small>(危険度分布：紫)</small>	内水氾濫危険情報 <small>(水防団が準備に必要となる情報)</small>	土砂災害警戒情報 <small>(危険度分布：紫)</small>	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布：赤)</small>	洪水警報 <small>(危険度分布：赤)</small>		大雨警報(土砂災害) <small>(危険度分布：赤)</small>	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布：黄)</small>	洪水警報 <small>(危険度分布：黄)</small>		大雨警報(土砂災害) <small>(危険度分布：黄)</small>	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報、他、暴風や日没の時刻、堤防や橋脚等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からアラート型で提供される情報)
下段赤字：即時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。

※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台

風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

出典 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月 内閣府)

第2 水防警報

1 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越える流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

2 洪水予報を行う河川・水位情報の通知及び周知を行う河川

(1) 相模川（洪水予報河川）

名称	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
神川橋	4.50m	5.50m	7.80m	8.70m
相模大橋	3.70m	4.30m	5.80m	6.50m

(2) 小出川（水位周知河川）

名称	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
新鶴嶺橋	1.40m	2.00m	2.50m	2.70m
一ツ橋	2.40m	2.90m	2.90m	3.00m

(3) 千の川（水位周知河川）

名称	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
梅田橋	1.20m	1.90m	2.20m	2.50m

第3 水防対策時連絡先一覧

	区分	関係機関名	電話番号
1	神奈川県	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課（応急対策グループ）	045-210-3430
2		茅ヶ崎警察署	82-0110
■河川・ダム			
3	相模川（中流）	神奈川県県土整備局河川下水道部河港課（県水防本部）	045-210-6520
4	相模川（下流）	京浜河川事務所（災害対策室）	045-503-4054
5		京浜河川事務所（相模出張所）	0463-21-3713
6	小出川・千の川	藤沢土木事務所（水防室）	0466-28-1299
7	城山ダム	城山ダム管理事務所	042-782-2831
■道路			
8	国道	横浜国道事務所（湘南出張所）	0466-37-2588
9	県道	藤沢土木事務所（道路維持課）	0466-28-3557
10	サイクリングロード	藤沢土木事務所（汐見台庁舎なぎさ港湾課）	0466-58-1280
■避難所			
11	避難所	茅ヶ崎 小学校	83-4535
12		鶴 嶺 小学校	85-3155
13		松 林 小学校	51-1243
14		西 浜 小学校	85-1247
15		小 出 小学校	51-8814
16		松 浪 小学校	83-4571
17		梅 田 小学校	85-1125
18		香 川 小学校	51-3153
19		浜須賀 小学校	85-1184
20		鶴が台 小学校	52-3341
21		柳 島 小学校	85-1180
22		小和田 小学校	51-1266
23		円 蔵 小学校	52-7433
24		今 宿 小学校	85-1120
25		室 田 小学校	53-1241
26		東海岸 小学校	87-1351
27		浜之郷 小学校	87-6325
28		緑が浜 小学校	88-5711

第7節 水防対策関係
第3 水防対策時連絡先一覧

	区分	関係機関名	電話番号
29		汐見台 小学校	84-0031
30		第 一 中学校	85-1181
31		鶴 嶺 中学校	85-2247
32		松 林 中学校	52-5147
33		西 浜 中学校	85-3167
34		松 浪 中学校	85-1127
35		梅 田 中学校	85-1263
36		鶴が台 中学校	51-1170
37		浜須賀 中学校	85-1262
38		北 陽 中学校	51-8311
39		中 島 中学校	85-1183
40		円 蔵 中学校	53-1244
41		赤羽根 中学校	53-2011
42		萩 園 中学校	82-9192
■広報			
43	緊急放送協定	株式会社ジェイコム湘南	0466-60-7200
			0466-37-4251 (FAX)
44		株式会社湘南平塚コミュニティ放送	0463-22-0783
			0463-23-7200 (FAX)
45		藤沢エフエム放送株式会社	0466-25-7000
			0466-25-7511 (FAX)
46		株式会社茅ヶ崎エフエム	0467-73-8929
			0467-73-8938 (FAX)

第4 水防法第15条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

令和6年1月1日現在

	施設名称	所在地	洪水		高潮
			相模川	小出川・千の川	
1	今宿小学校	今宿 192	○	○	○
2	茅ヶ崎看護専門学校	今宿 390	○	○	
3	こどもセンター	今宿 444-2	○	○	○
4	カランドリエ湘南	今宿 469-4	○	○	○
5	社会福祉法人翔の会特別養護老人ホーム ゆるり	今宿 473-1	○	○	○
6	おーらい	今宿 473-1	○	○	○
7	児童発達支援センター うーたん	今宿 473-1	○	○	○
8	今宿・鶴嶺児童クラブ ぼぼんたクラス	今宿 589	○	○	○
9	ハッピーハッピー茅ヶ崎	今宿 589	○	○	○
10	とまとさんの保育室	今宿 623-21	○	○	○
11	仲間づくりかよう会なかまの家(鶴嶺)	今宿 774-2	○	○	○
12	あいらの杜 茅ヶ崎	今宿 817-1	○	○	○
13	ひまわりの家	今宿 1050-1	○	○	○
14	今宿・鶴嶺児童クラブ にこにこクラス	今宿 1224-1	○	○	
15	今宿児童クラブ たんぼぼクラブ	今宿 1225-1	○	○	
16	グループホームふわふわ茅ヶ崎	円蔵 2621-1	○	○	
17	こどもプラス茅ヶ崎教室	香川 4-4-9 1F	○	○	
18	ふれ〜ず保育室	香川 4-20-1 1-A	○		
19	香川富士見丘幼稚園	香川 4-50-27	○	○	
20	高齢者デイサービスセンター汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10			○
21	短期入所事業 汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10			○
22	特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ	汐見台 3-10			○
23	汐見台児童クラブ くじらクラブ	汐見台 3-11			○
24	汐見台小学校	汐見台 3-11			○
25	湘南幼児学園	汐見台 3-15			○
26	S. Y. G Kram-Skolan	汐見台 3-15			○
27	ソノラス・コート茅ヶ崎	汐見台 3-28			○
28	梅雲保育園	下町屋 2-14-15	○	○	○
29	十間坂保育園	十間坂 2-2-13	○		
30	梅田中学校	十間坂 3-6-25	○	○	
31	通所 且座	十間坂 3-8-34	○	○	
32	梅田第2児童クラブ にじいろクラブ	茅ヶ崎 1-5-32	○	○	
33	梅田児童クラブ つくしんぼクラブ	茅ヶ崎 1-5-46	○	○	
34	梅田小学校	茅ヶ崎 1-6-1	○	○	
35	ウェルネス保育園茅ヶ崎	茅ヶ崎 2-7-71	○		
36	生活リハビリクラブ茅ヶ崎	茅ヶ崎 234-1	○		

第7節 水防対策関係

第4 水防法第15条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

	施設名称	所在地	洪水		高潮
			相模川	小出川・千の川	
37	ぼかぼか保育園	茅ヶ崎 234-1	○		
38	社会福祉法人かがやき特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	中島 736-1	○	○	○
39	医療法人社団康心会介護老人保健施設 ふれあいの渚	中島 1220	○	○	○
40	中島中学校	中島 1469-2	○	○	○
41	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	南湖 1-6-11	○	○	
42	介護老人保健施設 ふれあいの百合	南湖 1-6-14	○	○	
43	ふれあいの麗寿	南湖 1-6-15	○	○	
44	リハビリホームボンセジュール茅ヶ崎	南湖 1-10-21	○	○	
45	生きがい工房茅ヶ崎	南湖 2-15-27	○	○	○
46	めもか助産院	南湖 2-15-36	○	○	○
47	ケアステーションあさひ茅ヶ崎	南湖 4-11-21	○		
48	デイサービス r i b b o n	南湖 5-2-29	○		
49	デイサービス O h a n a 倶楽部	南湖 5-17-61 1F	○	○	○
50	リハビリ特化型デイサービスムーブメントプロ茅ヶ崎	柳島 2-9-18-2	○	○	○
51	ふれあいの家みのり	南湖 6-2-24	○		
52	茅ヶ崎南湖ホーム	南湖 6-2-24	○		
53	晴れハレ にしはま	南湖 6-4-24	○		○
54	西浜中学校	南湖 6-15-3			○
55	茅ヶ崎 太陽の郷	南湖 7-12869	○		
56	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	○		○
57	神奈川県立茅ヶ崎支援学校	西久保 29-1	○	○	
58	浜之郷児童クラブなかよしクラブ	西久保 180	○	○	
59	湘南東部総合病院	西久保 500	○	○	
60	社会福祉法人茅徳会特別養護老人ホーム つるみね	西久保 596	○		
61	のびの木 茅ヶ崎西久保	西久保 1533-6 2F	○		
62	ニッショウスマイルステーション茅ヶ崎	西久保 2008-1-104	○		
63	ミモザ茅ヶ崎萩園	萩園 1202	○		
64	社会福祉法人翔の会 萩園ケアセンター	萩園 1215-4	○		
65	ぼとふ茅ヶ崎	萩園 1230	○		
66	サイン	萩園 1270-205	○		○
67	モンキーポッド	萩園 1602	○		
68	あいあいクラブ	萩園 1602	○		
69	ブルーベリー	萩園 1624	○		
70	ケアホームホットケーキ	萩園 1624	○		
71	ケアホームはちみつ	萩園 1624	○		
72	ケアホームマーマレード	萩園 1624-2	○		
73	ケアホームパルマ '99	萩園 1624-2	○		

第4 水防法第15条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

	施設名称	所在地	洪水		高潮
			相模川	小出川・千の川	
74	福寿草デイサービス	萩園 2114-79	○	○	
75	茅ヶ崎みなもと幼稚園	萩園 2217	○	○	
76	からんころん	萩園 2336-2	○	○	
77	かざぐるま辻西	萩園 2349-33	○	○	
78	クロスK	萩園 2349-33	○	○	
79	萩園中学校	萩園 2425	○	○	
80	ウェルネスパーク萩園	萩園 2483-4 1F-A	○	○	○
81	悠楽 萩園	萩園 2767	○		○
82	悠楽の家 萩園	萩園 2767	○		○
83	リフシア萩園	萩園 2822-1	○		○
84	放課後等デイサービス ふいーる	萩園 3146-2	○		
85	カランドリエ萩園	萩園 3191-3	○		
86	萩園愛児園	萩園 665-1	○		
87	鶴嶺小学校	浜之郷 477	○	○	○
88	鶴嶺中学校	浜之郷 500	○		
89	鶴嶺児童クラブ ひまわりクラブ	浜之郷 603	○	○	○
90	医療法人徳洲会介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	浜之郷 8-1	○	○	
91	ノーブル	浜之郷 64-1	○	○	
92	リード	浜之郷 64-3	○	○	
93	イオニア	浜之郷 66-2	○	○	
94	浜之郷小学校	浜之郷 90	○	○	
95	鶴嶺フェルマータ保育園	浜之郷 436-1	○	○	○
96	リフシア浜之郷	浜之郷 738-1	○	○	○
97	パトリア湘南	浜之郷 788-15	○	○	○
98	マザーグース BRANCH 茅ヶ崎2保育園	浜見平 3-1	○	○	○
99	マザーグース Baby&Kids	浜見平 3-1	○	○	○
100	Caf' e caretta caretta	浜見平 3-1	○	○	○
101	浜見平保育園	浜見平 11-1	○	○	○
102	東海岸児童クラブ マリンキッズクラブ	東海岸南 4-10-40			○
103	ネオ・サミット茅ヶ崎	東海岸南 4-3-3			○
104	ネオ・サミット茅ヶ崎ケアレジデンス	東海岸南 4-3-3			○
105	第一中学校	東海岸南 4-10-1			○
106	東海岸小学校	東海岸南 4-10-1			○
107	茅ヶ崎浜見平幼稚園	松尾 6-11	○	○	○
108	ファミリー松尾Ⅱ	松尾 6-21	○	○	○
109	らぶら松尾	松尾 6-30	○	○	○
110	ファミリー松尾	松尾 6-33	○	○	○
111	茅ヶ崎松尾グループホームそよ風	松尾 6-34	○	○	○
112	ココファン健康リハ浜見平	松尾 6-72	○	○	○
113	青和保育園	松尾 8-23	○	○	○

第7節 水防対策関係

第4 水防法第15条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

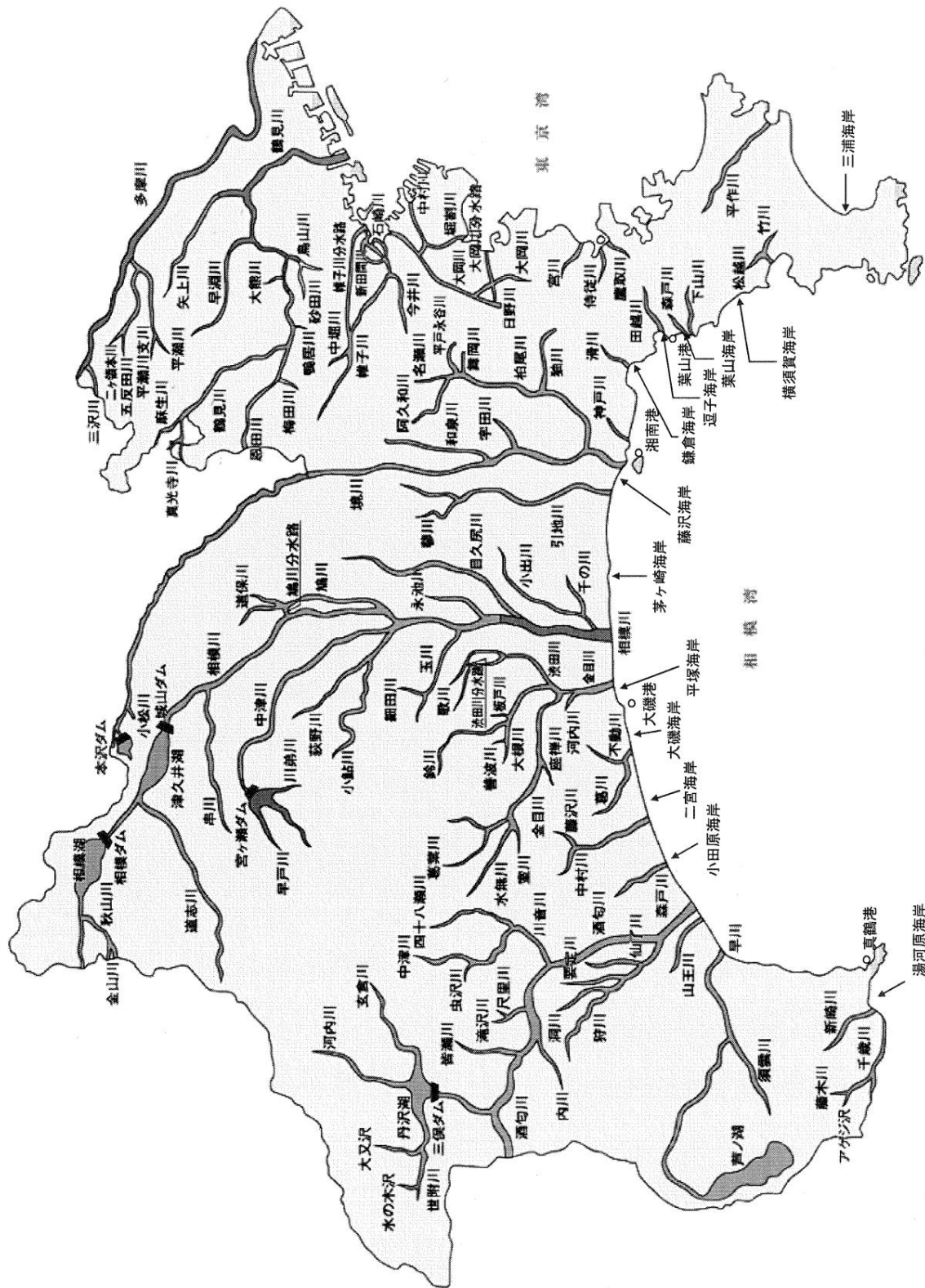
	施設名称	所在地	洪水		高潮
			相模川	小出川・千の川	
114	緑が浜小学校	緑が浜 1-1			○
115	デイサービスさくらの木	柳島 1-3-34	○	○	
116	にじ	柳島 1-9-8	○	○	○
117	療養通所マザー こどもデイサービスにじ	柳島 1-9-8	○	○	○
118	ベストキッズ茅ヶ崎保育園	柳島 1-9-15	○	○	○
119	重症児デイ ファミリー茅ヶ崎	柳島 1-9-15 1F	○	○	○
120	柳島児童クラブ どんぐりクラブ	柳島 2-6-54	○	○	
121	福寿ちがさき柳島	柳島 2-9-56	○		
122	柳島小学校	柳島 1594	○	○	○
123	リフシア柳島	柳島海岸 19-16-19	○	○	○
124	通所 茶廊	矢畑 248	○	○	○
125	ぐっじょぶ矢畑	矢畑 262-2	○	○	○
126	和音グループホーム湘南（矢畑棟）	矢畑 569-6	○	○	○
127	レイモンド茅ヶ崎保育園	矢畑 620-1	○	○	
128	メゾンセルクル	矢畑 776-2	○	○	
129	サザンベア	矢畑 995-35	○	○	
130	放課後等デイサービス タンブー	矢畑 1321-4	○	○	
131	フリーブ矢畑	矢畑 1346-2	○	○	
132	アロハ茅ヶ崎スタジオ	矢畑 1427-1 2F	○		

第5 土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

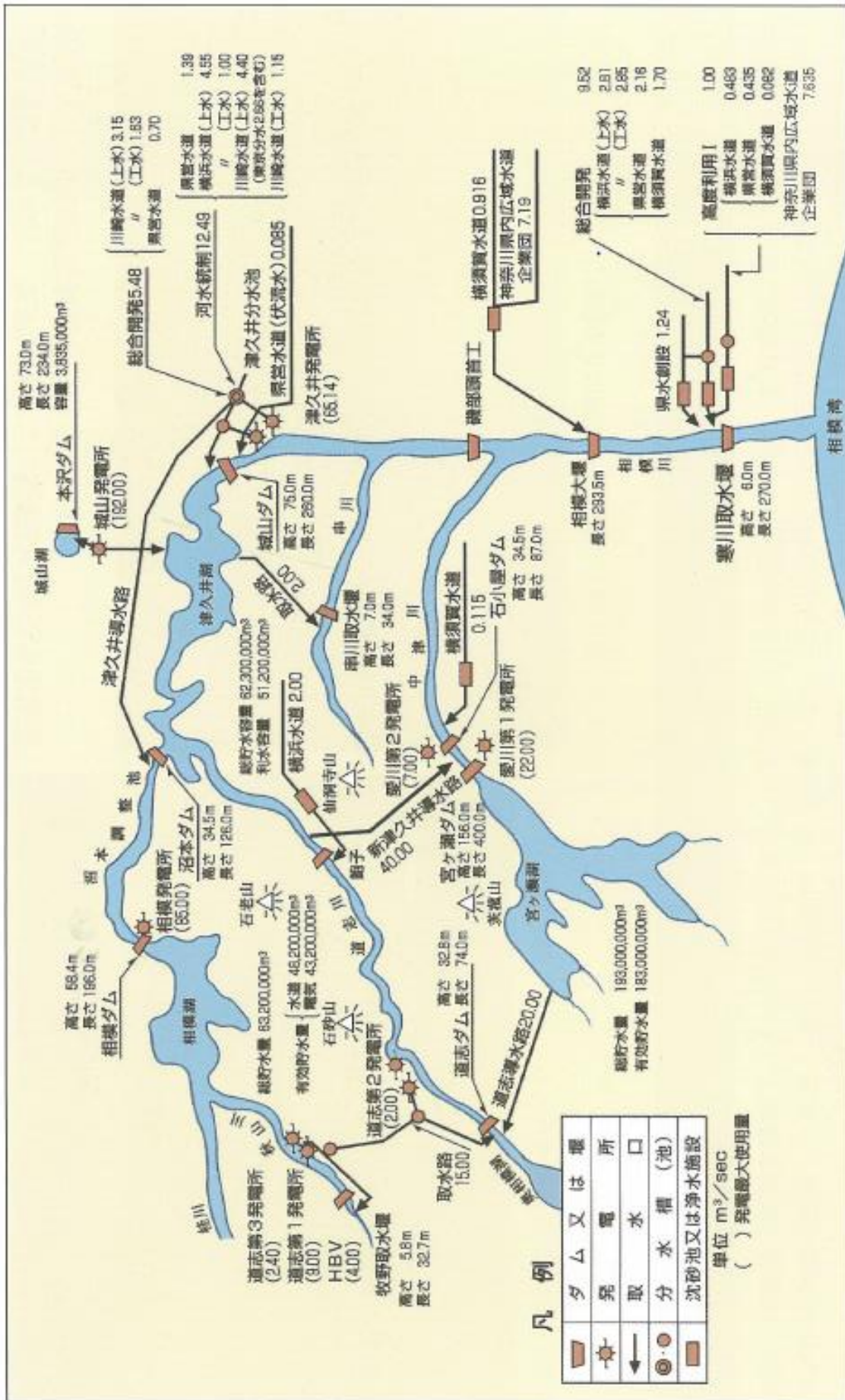
令和6年1月1日現在

	施設名	所在地	区域番号 (告示番号)	区域名
1	まるめろっじ	赤羽根 2703-4	205-H22-501	城南 1丁目 1
2	ケアパーク茅ヶ崎	甘沼 151	207-H26-118	甘沼 1
3	福寿ちがさき甘沼北	甘沼 321-1	207-H26-120	甘沼 3
4	湘南なでしこ保育園分園	香川 7-7-1	207-H26-201	香川 7丁目 1
5	ちがさき・もあな保育園	香川 7-12-1	207-H26-201	香川 7丁目 1
6	ふれあいの森	下寺尾 1928	207-H26-021	下寺尾 2
7	小出小学校	芹沢 944	207-H26-007	芹沢 7
8	芹沢保育園	芹沢 1056	207-H26-009	芹沢 9
9	ケアハウスふれあいの里	行谷 582-1	207-H26-018	行谷 5
10	茅ヶ崎新北陵病院	行谷 583-1	207-H26-017	行谷 4
11	ふれあいの丘	行谷 583-1	207-H26-017	行谷 4

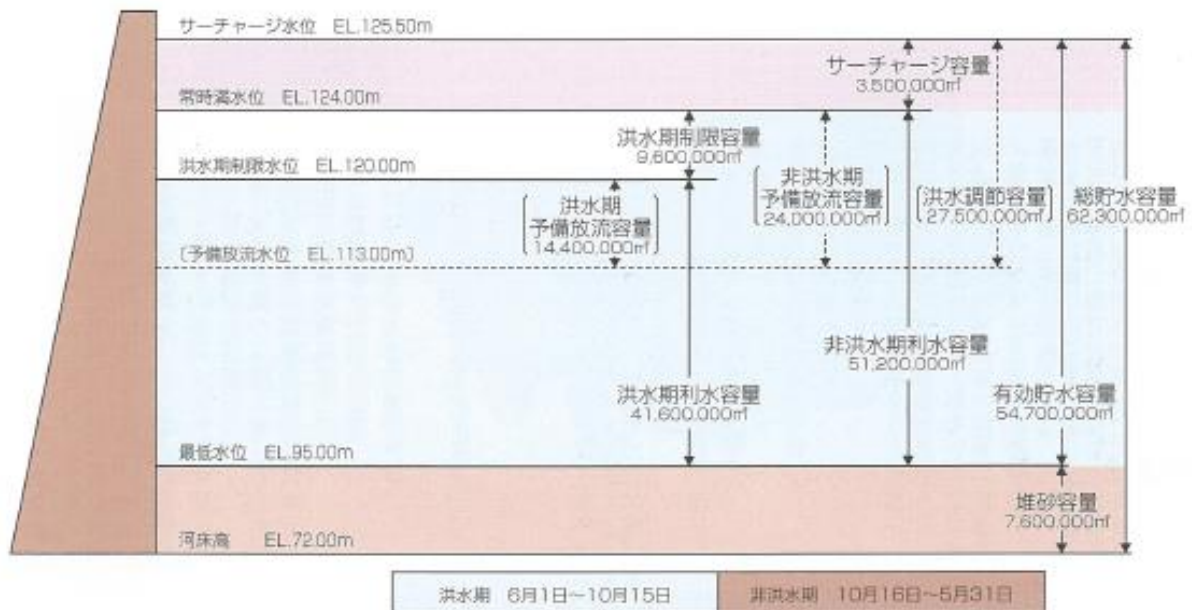
第6 海岸・河川・港湾図



第7 相模川水系利水状況概要図



第9 城山ダム容量配分図



■ダムの貯水位

サーチャージ水位：洪水時にダムに貯留することができる最高の水位。洪水時最高水位とも言う。ダムの貯水位は一般的に標高（EL：Elevation Level）で表示される。

常時満水位：平常時（非洪水時）にダムに貯留することができる最高の水位。平常時最高貯水位とも言う。平常時はこの水位以下の貯留水を発電や上水道、かんがいなどに活用している。

洪水期制限水位：洪水期に必要な洪水調整容量を確保するために、常時満水位よりも水位を低下させる場合の水位。洪水貯留準備水位とも言う。

予備放流水位：洪水が予想される場合に、常時満水位または洪水制限水位に水位を保持していた場合でも、必要な洪水調整容量を確保するために貯留水を事前に放流し、一時的に一定の水位に低下させる場合の水位。

最低水位：貯水池の運用上の最低水位。取水口の最低敷高で通常これよりも下の貯留水が利用できない水位。

■ダムの容量

総貯水容量：ダムに貯留できる水と土砂の総量。

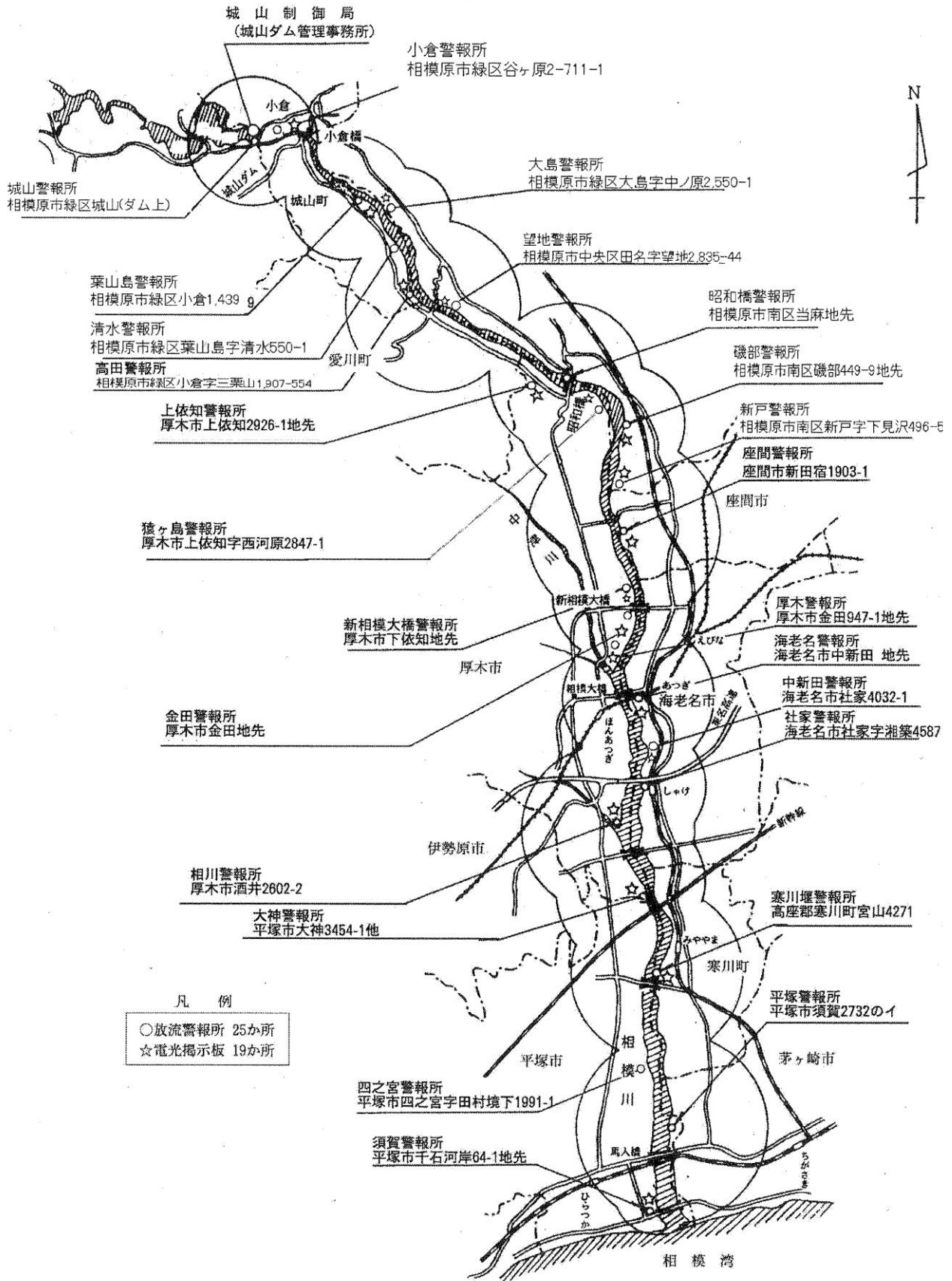
有効貯水容量：ダムの総貯水容量から堆砂容量を除いた容量。

洪水調整容量：常時満水位（または洪水期制限水位）からサーチャージ水位までの容量。予備放流を行っていた場合、予備放流水位からサーチャージ水位までの容量。

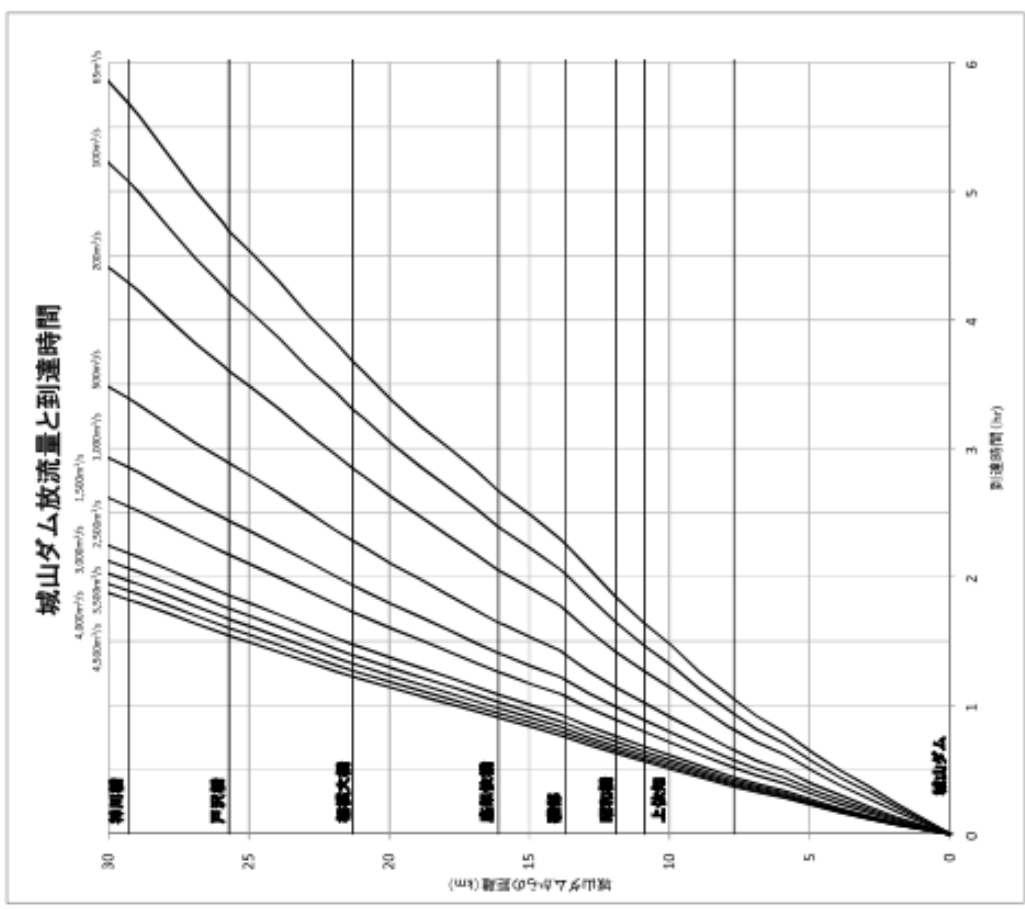
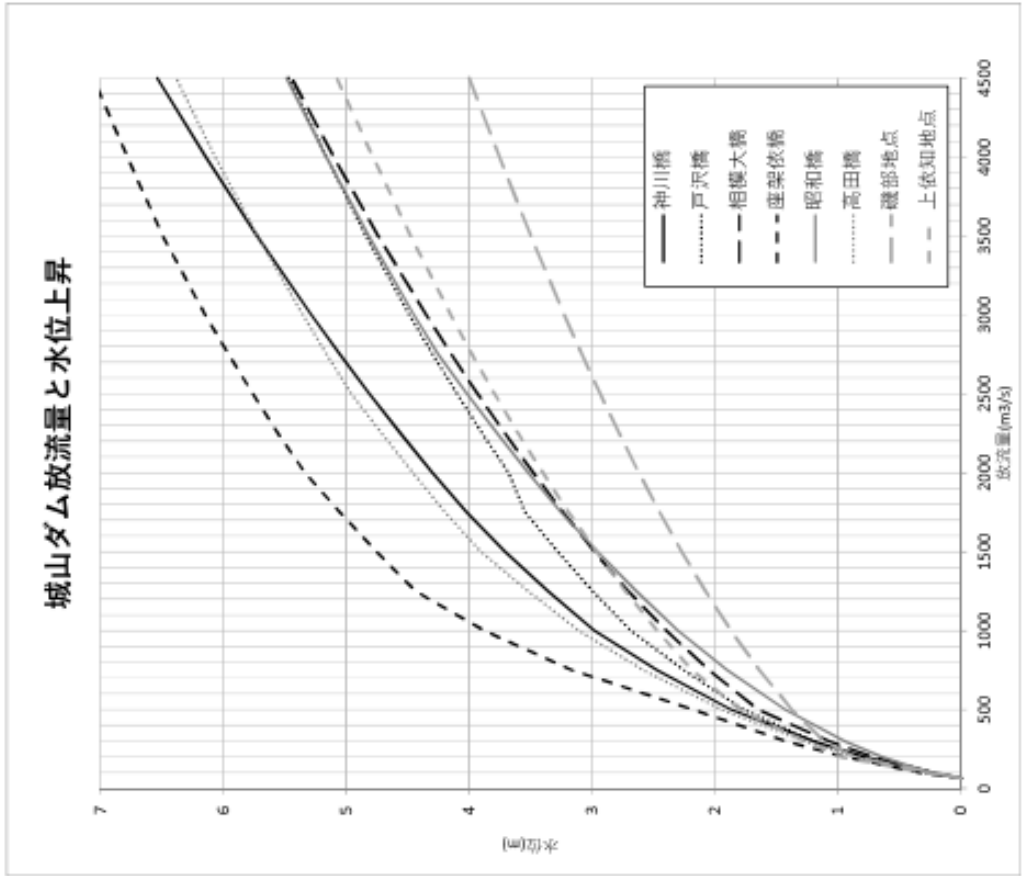
利水容量：最低水位から常時満水位までの容量。

堆砂容量：一定期間（一般には100年間）にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を貯える容量。

第10 城山ダム放流警報施設位置図(相模川)

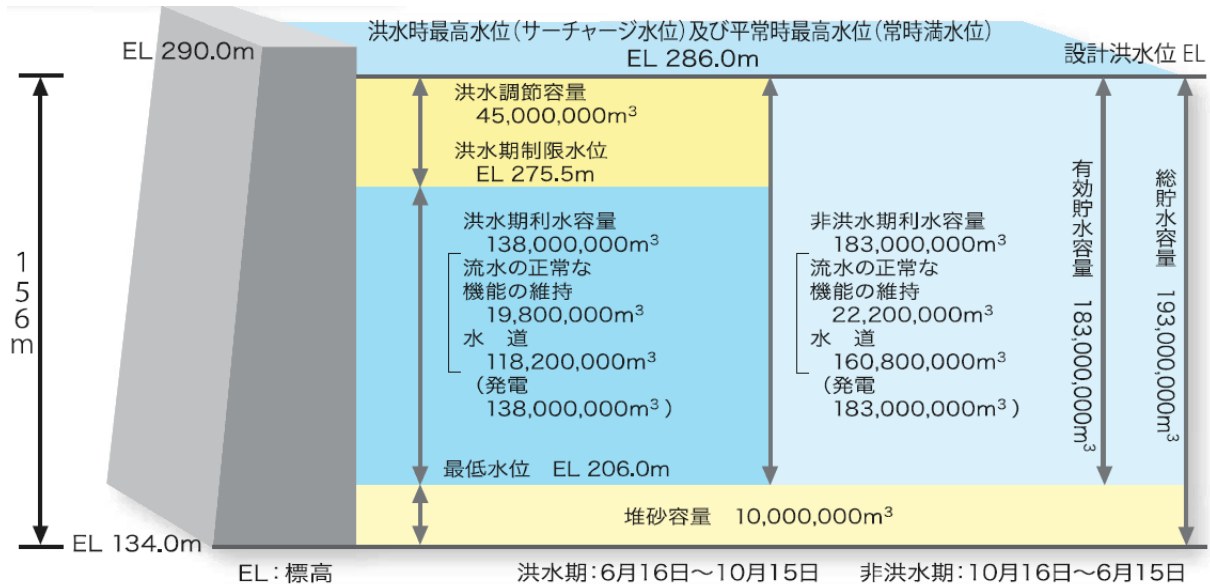


第11 城山ダム放流量と到達時間・水位上昇（相模川）



到達時間及び水位上昇は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することには困難である。
 本図は河川各地点の断面をしいダム放流量とダム下流との関係を求めた概算値である

第12 宮ヶ瀬ダム容量配分図等

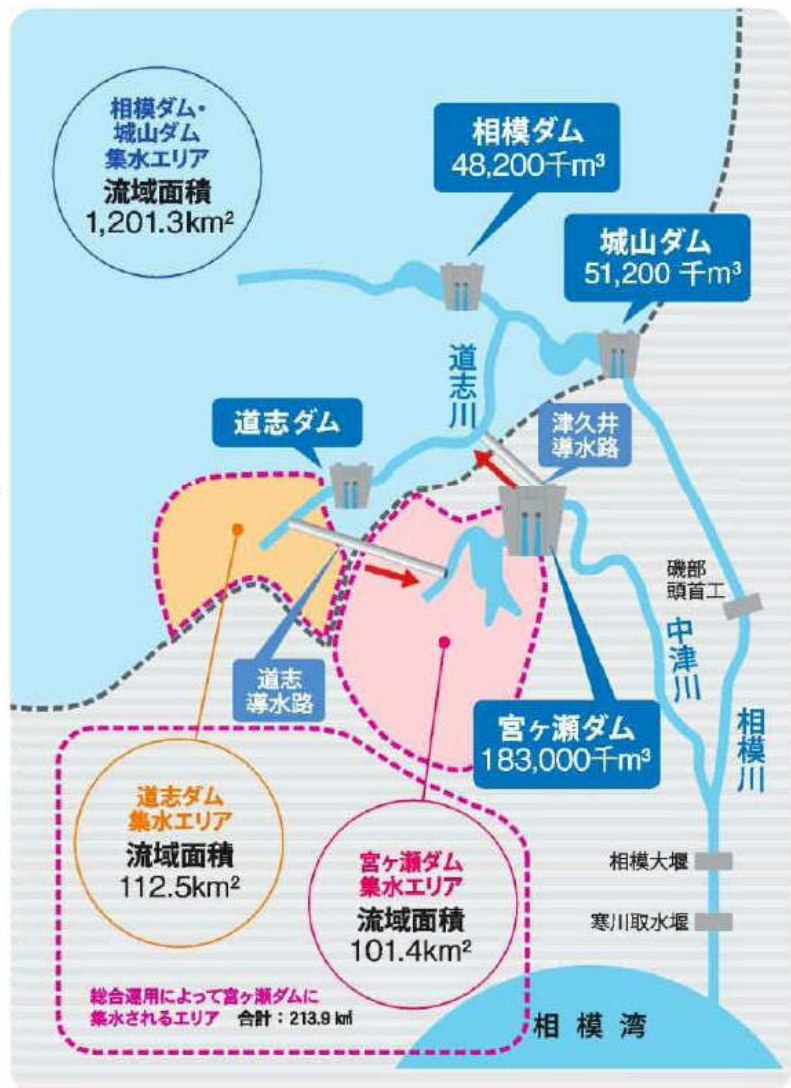


■宮ヶ瀬ダムの相模ダム・城山ダムとの連携

宮ヶ瀬ダムでは、水資源の有効利用を図るため、2本の導水路により相模ダム・城山ダム(神奈川県)と連携した水の総合運用を行っています。

宮ヶ瀬ダムの集水面積は、相模ダムや城山ダムよりも小さいですが、宮ヶ瀬ダムの有効貯水容量は相模ダム・城山ダムを合わせた有効貯水容量の約2倍あります。相模ダム・城山ダムは、貯留しやすい反面、容量が小さく、無駄な放流が多くなってしまいうため、導水路によって、宮ヶ瀬ダムと連携することで、相模川流域において効率の良い水運用を行っています。

面積等 エリア	流域面積 (km ²)	集水面積 (km ²)	ダム貯水量 (千m ³)
宮ヶ瀬ダムに集水されるエリア	101.4	213.9 (道志ダム流 城面積含む)	183,000
道志ダム集水エリア	1125	1125	—
相模ダム・城山ダム集水エリア	1,201.3 (道志ダム流 城面積含む)	1,201.3 (道志ダム流 城面積含む)	99,400 (相模ダム 48,200) (城山ダム 51,200)



出典: 宮ヶ瀬ダム「総合パンフレット」

第13 ダムの放流操作

■ 予備放流操作

台風などの大きな洪水が予想される場合に、必要な調整容量を確保するため、ダムに貯めている水（利水容量を除く）を事前に放流し、洪水に備える操作。

■ 事前放流操作

今までに経験したことのないような大雨が予測される場合に、水道事業所・発電事業者等の協力のもと、洪水発生前に利水容量等の一部を事前に放流し、洪水調整容量を平常時よりさらに増大させて、洪水を多く貯められるようにする操作。

■ 洪水調整操作

貯水池に洪水の一部を貯め、ダムからの放流量を上流からの流入量より少なくなるようコントロールし、下流地域の洪水被害を軽減する操作。

■ 異常洪水時防災操作（ただし書き操作） ※いわゆる「緊急放流」

計画を超える異常洪水が発生し、水位が洪水時の最高水位を超えることが予想されたとき、ダムからの放流量を上流からの流入量まで増加させる特別な放流操作。

（参考）城山ダム操作規則（抜粋）

（洪水調節）

第15条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高113.0メートルより下にある場合、又は気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（参考）城山ダムただし書き操作要領（抜粋）

（県土整備局長の承認等）

第3条 所長は、操作規則第15条に定める洪水調整を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を越えること及びその後さらにサーチャージ水位を越えることが予想される場合には、ただし書き操作への移行に関して、県土整備局長の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により県土整備局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表-1に定める関係機関にただし書き操作開始のおおむね3時間前と1時間前に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

（ただし書き操作への移行）

第4条 所長は、前条の規定による県土整備局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらにサーチャージ水位を越えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定により、ただし書き操作へ移行した場合には、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

第 8 節 避難対策関係

第1 災害対策地区防災拠点（避難所）一覧

令和6年1月1日現在

	学 校 名	体育館面積	特別教室面積	普通教室面積	合計面積	収容人数
1	茅ヶ崎 小学校	917㎡	1,011㎡	1,751㎡	3,679㎡	1,839人
2	鶴 嶺 小学校	934㎡	1,011㎡	1,591㎡	3,536㎡	1,768人
3	松 林 小学校	911㎡	930㎡	2,000㎡	3,841㎡	1,920人
4	西 浜 小学校	926㎡	1,122㎡	1,342㎡	3,390㎡	1,695人
5	小 出 小学校	698㎡	1,201㎡	923㎡	2,822㎡	1,411人
6	松 浪 小学校	929㎡	1,127㎡	1,978㎡	4,034㎡	2,017人
7	梅 田 小学校	919㎡	1,506㎡	1,782㎡	4,207㎡	2,103人
8	香 川 小学校	930㎡	1,211㎡	2,255㎡	4,396㎡	2,198人
9	浜須賀 小学校	926㎡	1,052㎡	1,909㎡	3,887㎡	1,943人
10	鶴が台 小学校	926㎡	1,534㎡	764㎡	3,224㎡	1,612人
11	柳 島 小学校	925㎡	1,445㎡	1,336㎡	3,706㎡	1,853人
12	小和田 小学校	947㎡	1,108㎡	1,451㎡	3,506㎡	1,753人
13	円 蔵 小学校	923㎡	1,059㎡	1,146㎡	3,128㎡	1,564人
14	今 宿 小学校	925㎡	1,186㎡	1,388㎡	3,499㎡	1,749人
15	室 田 小学校	926㎡	1,117㎡	1,325㎡	3,368㎡	1,684人
16	東海岸 小学校	938㎡	980㎡	1,675㎡	3,593㎡	1,796人
17	浜之郷 小学校	1,036㎡	841㎡	1,300㎡	3,177㎡	1,588人
18	緑が浜 小学校	1,094㎡	1,303㎡	780㎡	3,177㎡	1,588人
19	汐見台 小学校	1,032㎡	1,334㎡	1,036㎡	3,402㎡	1,701人
20	第 一 中学校	1,706㎡	2,205㎡	1,336㎡	5,247㎡	2,623人
21	鶴 嶺 中学校	725㎡	1,457㎡	1,199㎡	3,381㎡	1,690人
22	松 林 中学校	1,271㎡	1,477㎡	1,082㎡	3,830㎡	1,915人
23	西 浜 中学校	803㎡	1,542㎡	636㎡	2,981㎡	1,490人
24	松 浪 中学校	705㎡	1,242㎡	886㎡	2,833㎡	1,416人
25	梅 田 中学校	765㎡	1,468㎡	693㎡	2,926㎡	1,463人
26	鶴が台 中学校	791㎡	2,058㎡	764㎡	3,613㎡	1,806人
27	浜須賀 中学校	819㎡	1,457㎡	1,400㎡	3,676㎡	1,838人
28	北 陽 中学校	815㎡	1,478㎡	891㎡	3,184㎡	1,592人
29	中 島 中学校	805㎡	1,360㎡	757㎡	2,922㎡	1,461人
30	円 蔵 中学校	822㎡	1,826㎡	883㎡	3,531㎡	1,765人
31	赤羽根 中学校	800㎡	1,750㎡	832㎡	3,382㎡	1,691人
32	萩 園 中学校	860㎡	1,704㎡	832㎡	3,396㎡	1,698人
	合 計	29,449㎡	43,102㎡	39,923㎡	112,474㎡	56,230人

(注) 収容人数：合計面積を2㎡/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

(注) 面積及び収容人数は、普通教室等の配置状況により変動する。

第2 二次避難所一覧

1 二次避難所

令和6年1月1日現在

	名 称	所 在 地	面 積	収容人数
1	県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	1,732 m ²	866 人
2	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 128	330 m ²	164 人
3	県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1	1,456 m ²	728 人
4	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖 7-12869-11	1,019 m ²	509 人
5	TOTO株式会社茅ヶ崎工場	本村 2-8-1	935 m ²	467 人
6	モリタ宮田工業株式会社	下町屋 1-1-1	972 m ²	486 人
7	学校法人平和学園	富士見町 5-2	2,052 m ²	1,026 人
8	株式会社アルバック	萩園 2500	— m ²	800 人
9	アルバックテクノ株式会社	萩園 2609-5	— m ²	200 人
10	真如苑	小桜町 1-38	— m ²	— 人
11	神奈川県衛生研究所	下町屋 1-3-1	— m ²	— 人
12	学校法人文教大学学園	行谷 1100	— m ²	— 人
13	ハマミーナ	浜見平 11-1	— m ²	— 人
14	小出支所	芹沢 888	— m ²	— 人
15	小和田公民館	美住町 6-20	— m ²	— 人
16	鶴嶺公民館	萩園 2028-55	— m ²	— 人
17	松林公民館	室田 1-3-2	— m ²	— 人
18	南湖公民館	南湖 6-15-1	— m ²	— 人
19	香川公民館	香川 1-11-1	— m ²	— 人
20	体験学習センター	中海岸 3-3-9	— m ²	— 人

(注) 収容可能人数：合計面積を2 m²/人で割った数字の小数点以下切り捨てた人数。

2 福祉避難所

令和6年1月1日現在

障害者対象施設(協定先)		所 在 地
1	県立茅ヶ崎支援学校(県立茅ヶ崎支援学校)	西久保 29-1
2	湘南鬼瓦(社会福祉法人翔の会)	甘沼 123-2
3	空と海(社会福祉法人翔の会)	芹沢 786
4	湘南つつみ苑(社会福祉法人ひざしの丘)	堤 4289-3
5	つつじ学園(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団)	松が丘 2-8-51
6	複合支援施設 ちがさきA・UN(社会福祉法人翔の会)	今宿 473-1
7	ちがさきの木魂(社会福祉法人翔の会)	松が丘 1-6-35
8	クロスK(社会福祉法人碧)	萩園 2349-33
高齢者対象施設(協定先)		所 在 地
1	元町ケアセンター(社会福祉法人麗寿会)	元町 10-33
2	萩園ケアセンター(社会福祉法人翔の会)	萩園 1215-4
3	特別養護老人ホーム つるみね(社会福祉法人茅徳会)	西久保 596
4	特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド(社会福祉法人かがやき)	中島 736-1

5	介護老人福祉施設 ハピネス茅ヶ崎(社会福祉法人讃助の会)	甘沼 865-1
6	特別養護老人ホーム 湘南くすの木(社会福祉法人松宝苑) 地域密着型特別養護老人ホーム 湘南くすの木 はる	松林 3-6-3
7	松林ケアセンター(社会福祉法人慶寿会)	松林 3-9-28
8	特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステージ(社会福祉法人湘南望青会)	汐見台 3-10
9	ケアハウス ふれあいの里(社会福祉法人麗寿会)	行谷 582-1
10	特別養護老人ホーム 芹沢ホーム(社会福祉法人米寿会)	芹沢 932
11	特別養護老人ホーム アザリアホーム(社会福祉法人湘南福寿会)	堤 691
12	特別養護老人ホーム カトレアホーム(社会福祉法人慶寿会)	下寺尾 1835-2
13	特別養護老人ホーム ふれあいの森(社会福祉法人麗寿会)	下寺尾 1928
14	介護老人保健施設 ふれあいの丘(医療法人社団康心会)	行谷 583-1
15	介護老人保健施設 ふれあいの渚(医療法人社団康心会)	中島 1220
16	介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷(医療法人徳洲会)	浜之郷 8-1
17	介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎(医療法人社団村田会)	甘沼 151
18	リフシア萩園(株式会社リフシア)	萩園 2822-1
19	リフシア松林(株式会社リフシア)	松林 2-6-34
20	リフシア柳島(株式会社リフシア)	柳島海岸 19-16-19
21	リフシア松が丘(株式会社リフシア)	松が丘 2-10-47
22	リフシア香川(株式会社リフシア)	香川 3-29-7
23	リフシア浜之郷(株式会社リフシア)	浜之郷 738-1
24	リフシア矢畑(株式会社リフシア)	矢畑 63-1
25	特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿(社会福祉法人麗寿会)	南湖 1-6-15
26	複合支援施設 ちがさきA・UN(社会福祉法人翔の会)	今宿 473-1
27	介護老人保健施設 ふれあいの百合(医療法人社団康心会)	南湖 1-6-14

第3 指定緊急避難場所一覧

1 地震災害

令和6年1月1日現在

	学校名	地震		津波	
		避難場所	収容人数	避難場所	収容人数
1	茅ヶ崎小学校	グラウンド	4,150人	校舎3階	1,270人
2	鶴嶺小学校	グラウンド	3,480人	校舎3階	1,880人
3	松林小学校	グラウンド	3,130人	校舎3階	1,470人
4	西浜小学校	グラウンド	3,150人	校舎3階	2,180人
5	小出小学校	グラウンド	4,350人	校舎3階以上	2,180人
6	松浪小学校	グラウンド	2,910人	校舎3階	1,800人
7	梅田小学校	グラウンド	3,300人	校舎3階以上	3,110人
8	香川小学校	グラウンド	3,040人	校舎3階以上	3,300人
9	浜須賀小学校	グラウンド	2,920人	校舎3階	2,150人
10	鶴が台小学校	グラウンド	3,590人	校舎3階以上	2,630人
11	柳島小学校	グラウンド	4,870人	校舎3階	2,340人
12	小和田小学校	グラウンド	2,660人	校舎3階以上	2,550人
13	円蔵小学校	グラウンド	4,700人	校舎3階以上	2,660人
14	今宿小学校	グラウンド	3,500人	校舎3階以上	2,820人
15	室田小学校	グラウンド	3,900人	校舎3階以上	2,980人
16	東海岸小学校	グラウンド	2,970人	校舎3階	1,910人
17	浜之郷小学校	グラウンド	2,850人	校舎3階	2,170人
18	緑が浜小学校	グラウンド	1,390人	校舎3階	2,600人
19	汐見台小学校	グラウンド	3,000人	校舎3階	2,570人
20	第一中学校	グラウンド	6,490人	校舎3階以上	2,700人
21	鶴嶺中学校	グラウンド	4,090人	校舎3階以上	2,550人
22	松林中学校	グラウンド	7,600人	校舎3階以上	1,950人
23	西浜中学校	グラウンド	7,120人	校舎3階以上	2,060人
24	松浪中学校	グラウンド	5,110人	校舎3階	1,290人
25	梅田中学校	グラウンド	5,790人	校舎3階	1,300人
26	鶴が台中学校	グラウンド	4,320人	校舎3階以上	2,830人
27	浜須賀中学校	グラウンド	4,180人	校舎3階以上	2,540人
28	北陽中学校	グラウンド	4,970人	校舎3階以上	2,080人
29	中島中学校	グラウンド	5,080人	校舎3階以上	2,100人
30	円蔵中学校	グラウンド	5,910人	校舎3階以上	1,990人
31	赤羽根中学校	グラウンド	4,450人	校舎3階以上	2,730人
32	萩園中学校	グラウンド	5,120人	校舎3階以上	2,520人
	合計	—	134,090人	—	73,210人

※地震の収容人数は、避難場所の面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。

※津波の収容人数は、避難場所の面積を1㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。

2 風水害

令和6年1月1日現在

	学校名	洪水		高潮		土砂災害	
		避難場所	収容人数	避難場所	収容人数	避難場所	収容人数
1	茅ヶ崎小学校	体育館、校舎	1,830人	体育館、校舎	1,830人	体育館、校舎	1,830人
2	鶴嶺小学校	校舎3階	940人	校舎3階	940人	体育館、校舎	1,760人
3	松林小学校	体育館、校舎	1,920人	体育館、校舎	1,920人	体育館、校舎	1,920人
4	西浜小学校	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人
5	小出小学校	体育館、校舎	1,410人	体育館、校舎	1,410人	体育館、校舎	1,410人
6	松浪小学校	体育館、校舎	2,010人	体育館、校舎	2,010人	体育館、校舎	2,010人
7	梅田小学校	校舎3階以上	1,550人	体育館、校舎	2,100人	体育館、校舎	2,100人
8	香川小学校	体育館、校舎	2,190人	体育館、校舎	2,190人	体育館、校舎	2,190人
9	浜須賀小学校	体育館、校舎	1,940人	体育館、校舎	1,940人	体育館、校舎	1,940人
10	鶴が台中学校	体育館、校舎	1,610人	体育館、校舎	1,610人	体育館、校舎	1,610人
11	柳島小学校	校舎3階	1,170人	校舎3階	1,170人	体育館、校舎	1,850人
12	小和田小学校	体育館、校舎	1,750人	体育館、校舎	1,750人	体育館、校舎	1,750人
13	円蔵小学校	体育館、校舎	1,560人	体育館、校舎	1,560人	体育館、校舎	1,560人
14	今宿小学校	校舎3階以上	1,410人	体育館、校舎	1,740人	体育館、校舎	1,740人
15	室田小学校	体育館、校舎	1,680人	体育館、校舎	1,680人	体育館、校舎	1,680人
16	東海岸小学校	体育館、校舎	1,790人	校舎3階	950人	体育館、校舎	1,790人
17	浜之郷小学校	校舎3階	1,080人	体育館、校舎	1,580人	体育館、校舎	1,580人
18	緑が浜小学校	体育館、校舎	1,580人	校舎3階	760人	体育館、校舎	1,580人
19	汐見台中学校	体育館、校舎	1,700人	校舎3階	960人	体育館、校舎	1,700人
20	第一中学校	体育館、校舎	2,620人	校舎3階以上	1,350人	体育館、校舎	2,620人
21	鶴嶺中学校	校舎3階以上	1,350人	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人
22	松林中学校	体育館、校舎	1,910人	体育館、校舎	1,910人	体育館、校舎	1,910人
23	西浜中学校	体育館、校舎	1,490人	体育館、校舎	1,490人	体育館、校舎	1,490人
24	松浪中学校	体育館、校舎	1,410人	体育館、校舎	1,410人	体育館、校舎	1,410人
25	梅田中学校	校舎3階	650人	体育館、校舎	1,460人	体育館、校舎	1,460人
26	鶴が台中学校	体育館、校舎	1,800人	体育館、校舎	1,800人	体育館、校舎	1,800人
27	浜須賀中学校	体育館、校舎	1,830人	体育館、校舎	1,830人	体育館、校舎	1,830人
28	北陽中学校	体育館、校舎	1,590人	体育館、校舎	1,590人	体育館、校舎	1,590人
29	中島中学校	校舎3階以上	1,050人	校舎3階以上	1,050人	体育館、校舎	1,460人
30	円蔵中学校	体育館、校舎	1,760人	体育館、校舎	1,760人	体育館、校舎	1,760人
31	赤羽根中学校	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人
32	萩園中学校	校舎3階以上	1,260人	体育館、校舎	1,690人	体育館、校舎	1,690人
	合計	—	51,220人	—	50,510人	—	56,090人

※洪水の収容人数は、避難場所の面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。
 ※高潮の収容人数は、避難場所の面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。
 ※土砂の収容人数は、避難場所の面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。

3 大規模な火災（広域避難場所）

令和6年1月1日現在

	名称	使用可能面積	収容人数
1	第一カッターきいろ公園（中央公園）、市役所、市民文化会館、総合体育館、電源開発株式会社、市体育館、梅田小・中学校	87,497㎡	43,740人
2	茅ヶ崎公園	24,251㎡	12,120人
3	県立茅ヶ崎高等学校、京急茅ヶ崎自動車学校、TOTO株式会社茅ヶ崎工場、真如苑湘南支部	44,926㎡	22,460人
4	湘南カントリークラブゴルフ場	552,352㎡	276,170人
5	スリーハンドレッドクラブゴルフ場	460,244㎡	230,120人
6	GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス、浜須賀小学校	120,262㎡	60,130人
7	県立茅ヶ崎西浜高等学校、太陽の郷、西浜中学校	38,767㎡	19,380人
8	県立茅ヶ崎里山公園	134,377㎡	67,180人
9	県立茅ヶ崎北陵高等学校	35,381㎡	17,690人
10	鶴が台小・中学校、鶴が台保育園、鶴が台団地	123,448㎡	61,720人
11	円蔵小・中学校、円蔵スポーツ広場、県立鶴嶺高等学校	44,731㎡	22,360人
12	赤羽根中学校	11,330㎡	5,660人
13	湘南 CORUN ENERGY 株式会社	20,396㎡	10,190人
14	田端スポーツ公園	52,666㎡	26,330人
15	県立茅ヶ崎支援学校	13,967㎡	6,980人
16	浜之郷小学校	9,163㎡	4,580人
17	平和学園グラウンド、平塚総合グラウンド※1	21,303㎡	10,650人
18	神奈川県衛生研究所	5,801㎡	2,900人
19	中島中学校	14,137㎡	7,060人
20	柳島スポーツ公園	59,581㎡	29,790人
21	汐見台小学校、県立湘南汐見台公園、松下政経塾	36,827㎡	18,410人
	合計	1,911,407㎡	955,620人

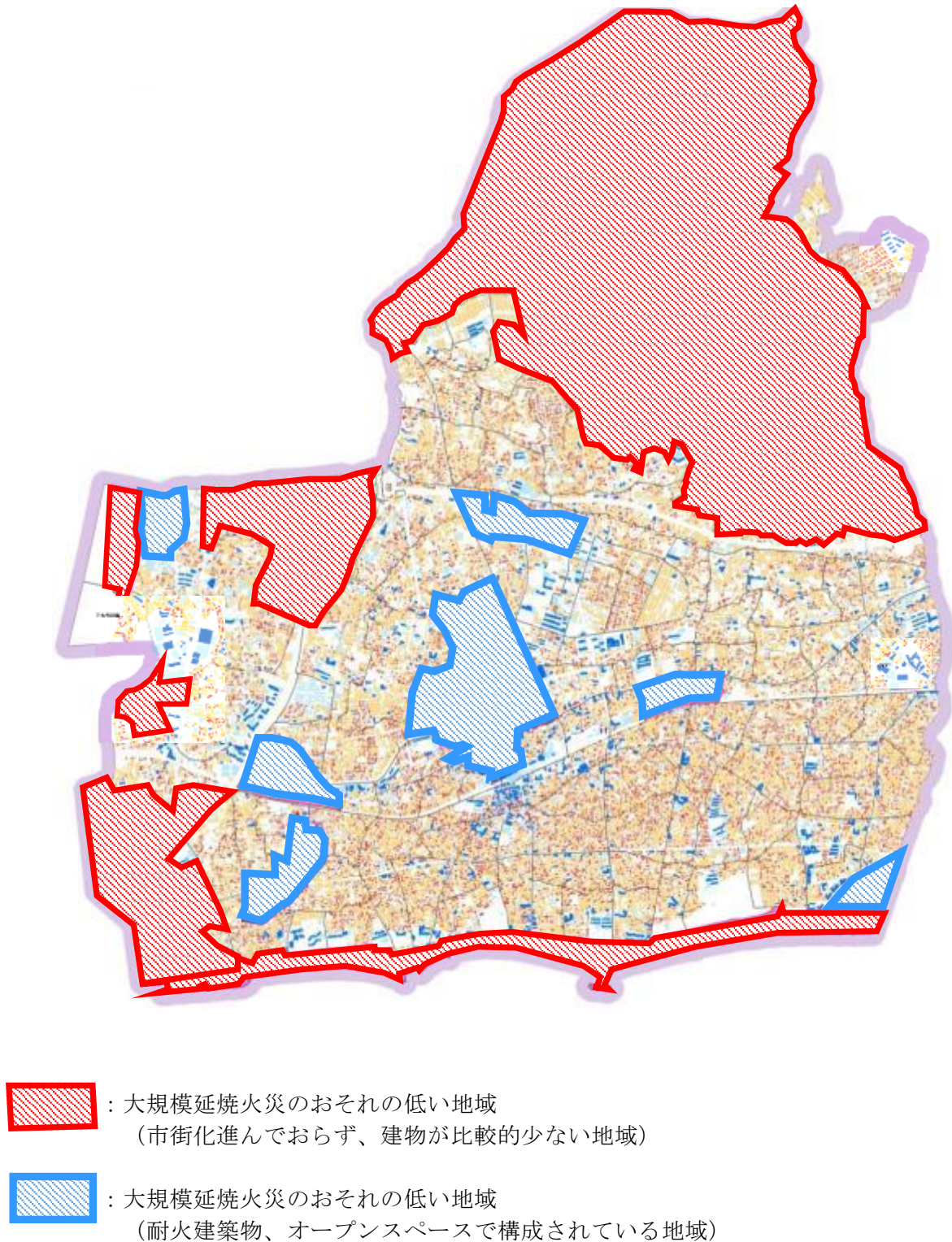
※1 平塚総合グラウンドは、災害対策基本法上の指定は解除していますが、広域避難場所としての使用について地権者である国土交通省京浜河川事務所から了承いただいているため、掲載しています。

(注) 使用可能面積：周辺で延焼火災が発生した際のふく射熱の影響を計算した結果、避難場所となりうる面積。

(注) 収容人数：使用可能面積を2㎡/人で割った数字の10人未満を切り捨てた人数。

4 大規模延焼火災のおそれの低い地域

大規模延焼火災のおそれの低い地域とは、大規模な延焼火災が発生する危険性が低い地域で、広域避難場所への避難を必ずしも必要とせず、区域内の避難で安全が確保できると予想される区域。



第4 茅ヶ崎市災害対策地区防災拠点設置運営要綱

茅ヶ崎市災害対策地区防災拠点設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震の発生に際して避難所として予定されている学校を茅ヶ崎市災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）として指定することにより、災害から市民の生命及び財産を保護し、並びに災害時の情報の収集及び伝達、救援救護活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。また、避難所で避難者等を收容することが困難な場合において、協定等に基づき避難者等を收容する2次避難施設及び福祉避難施設を位置づけることとする。

(設置基準)

第2条 地区防災拠点は、次の場合に設置する。

- (1) 警戒宣言が発令されたとき。
- (2) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 茅ヶ崎市災害対策本部が設置され、災害対策本部長が必要と認めたとき。

(設置場所)

第3条 地区防災拠点の設置場所は、別表第1のとおりとする。

(職員の配備)

第4条 地区防災拠点に職員を配備する。

2 地区防災拠点に配備する職員（以下「配備職員」という。）は、一般行政職員及び各地区防災拠点に所属する技能労務行政職員のうちから市長が任命する。この場合において、転居、退職その他の理由により配備職員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の職員を任命する。

3 配備職員は、次のとおりとする。

- (1) 班長 1人
- (2) 副班長 1人
- (3) 班員 15人以内

4 地区防災拠点に職員を配備する期間は、地区防災拠点が設置されたときから配備職員の業務が完了したときまでとする。

(配備職員の業務)

第5条 配備職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 班長 地区防災拠点の業務を掌理し、班員を指揮監督する。
- (2) 副班長 班長を補佐し、班長に事故あるとき又は班長が欠けたときは、その業務を代理する。

(3) 班員

- ア 災害対策本部の情報収集に関すること。
- イ 災害対策本部との情報の伝達に関すること。
- ウ 自主防災会、自治会及び消防団との連絡調整に関すること。
- エ 自主防災会への協力及び要請に関すること。
- オ 地区防災拠点となる学校の管理者との連絡調整に関すること。
- カ 防災活動ボランティアとの連絡調整に関すること。
- キ 市民への災害情報の伝達に関すること。
- ク 飲料水、救援物資等の供給の協力に関すること。
- ケ 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
- コ 防災訓練に関すること。
- サ その他災害活動に関すること。

(防災訓練への参加)

第6条 配備職員は、その業務を円滑に遂行するため、配備される地区で行われる防災訓練に参加するものとする。

(2次避難施設及び福祉避難施設での活動)

第7条 高等学校、企業、高齢者・障害者福祉施設等との協定等により、別表第2・第3に定める避難施設を開設した場合、配備職員もしくは災害対策本部長が必要と認めた職員のうち、災害対策本部長より指示を受けた者は、当該避難施設において配備職員としての業務遂行に

努める。

- 附 則
この要綱は、平成7年9月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年4月12日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年7月3日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年3月23日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年1月25日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地区防災拠点	所在地	地区防災拠点	所在地
茅ヶ崎小学校	共恵一丁目10番23号	第一中学校	東海岸南四丁目10番1号
鶴嶺小学校	浜之郷477番地	鶴嶺中学校	浜之郷500番地
松林小学校	菱沼一丁目1番1号	松林中学校	室田三丁目1番1号
西浜小学校	南湖六丁目5番8号	西浜中学校	南湖六丁目15番3号
小出小学校	芹沢944番地	松浪中学校	松浪二丁目6番47号
松浪小学校	松浪一丁目1番61号	梅田中学校	十間坂三丁目6番25号
梅田小学校	茅ヶ崎一丁目6番1号	鶴が台中学校	鶴が台2番7号
香川小学校	香川一丁目33番1号	浜須賀中学校	松が丘二丁目8番54号
浜須賀小学校	白浜町3番1号	北陽中学校	下寺尾1660番地
鶴が台小学校	鶴が台12番1号	中島中学校	中島1469番地の2
柳島小学校	柳島1594番地	円蔵中学校	円蔵一丁目15番1号
小和田小学校	小和田三丁目10番1号	赤羽根中学校	赤羽根3030番地
円蔵小学校	円蔵一丁目13番1号	萩園中学校	萩園2425番地
今宿小学校	今宿192番地		
室田小学校	室田一丁目1番1号		
東海岸小学校	東海岸南四丁目10番1号		
浜之郷小学校	浜之郷90番地		
緑が浜小学校	緑が浜1番1号		
汐見台小学校	汐見台3番11号		

別表第2（第7条関係）

2次避難施設	所在地
県立茅ヶ崎高等学校	本村三丁目4番1号
県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾128番地
県立鶴嶺高等学校	円蔵一丁目16番1号
県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖七丁目12869番地11
T O T O 株式会社	本村二丁目8番1号
モリタ宮田工業株式会社	下町屋一丁目1番1号
学校法人平和学園	富士見町5番2号
株式会社アルバック	萩園2500番地
神奈川県衛生研究所	下町屋一丁目3番1号
アルバックテクノ株式会社	萩園2609番地5
真如苑	小桜町1番38号
学校法人文教大学学園	行谷1100番地
ハマミーナ	浜見平11番1号
小出支所	芹沢888番地
小和田公民館	美住町6番20号
鶴嶺公民館	萩園2028番地55
松林公民館	室田一丁目3番2号
南湖公民館	南湖六丁目15番1号
香川公民館	香川一丁目11番1号
体験学習センター	中海岸三丁目3番9号

別表第3（第7条関係）

福祉避難施設	所在地
湘南鬼瓦	甘沼123番地1
空と海	芹沢786番地
湘南つつみ苑	堤4289番地3
つつじ学園	松が丘二丁目8番51号
元町ケアセンター	元町10番33号
萩園ケアセンター	萩園1215番地4
特別養護老人ホーム つるみね	西久保596番地
特別養護老人ホーム 湘南ベルサイド	中島736番地1
介護老人福祉施設 ハピネス茅ヶ崎	甘沼865番地1
特別養護老人ホーム 湘南くすの木	松林三丁目4番6号
地域密着型特別養護老人ホーム 湘南くすの木 はる	松林三丁目6番3号
松林ケアセンター	松林三丁目9番28号
特別養護老人ホーム 汐見台パシフィックステー ジ	汐見台3番10号
ケアハウス ふれあいの里	行谷582番地1
特別養護老人ホーム 芹沢ホーム	芹沢932番地
特別養護老人ホーム アザリアホーム	堤691番地
特別養護老人ホーム カトレアホーム	下寺尾1835番地2
特別養護老人ホーム ふれあいの森	下寺尾1928番地
介護老人保健施設 ふれあいの丘	行谷583番地1
介護老人保健施設 ふれあいの渚	中島1220番地
介護老人保健施設 茅ヶ崎浜之郷	浜之郷8番地1
介護老人保健施設 ケアパーク茅ヶ崎	甘沼151番地
複合支援施設 ちがさきA・UN	今宿473番地1
リフシア萩園	萩園2822番地1
リフシア松林	松林二丁目6番34号
リフシア柳島	柳島海岸19番16-19号

リフシア松が丘	松が丘二丁目10番47号
リフシア香川	香川三丁目29番7号
リフシア浜之郷	浜之郷738番地1
リフシア矢畑	矢畑63番地1
特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿	南湖一丁目6番15号
県立茅ヶ崎支援学校	西久保29番地1
ちがさきの木魂	松が丘一丁目6番35号
クロスK	萩園2349番地33
介護老人保健施設 ふれあいの百合	南湖一丁目6番14号

第5 防災備蓄倉庫設置場所一覧

1 公立小・中学校（76基）

	名 称	数 量	所 在 地
1	茅ヶ崎小学校	3	共恵 1-10-23
2	鶴嶺小学校	2	浜之郷 477
3	松林小学校	3	菱沼 1-1-1
4	西浜小学校	2	南湖 6-5-8
5	小出小学校	3	芹沢 944
6	松浪小学校	3	松浪 1-1-61
7	梅田小学校	3	茅ヶ崎 1-6-1
8	香川小学校	2	香川 1-33-1
9	浜須賀小学校	2	白浜町 3-1
10	鶴が台小学校	2	鶴が台 12-1
11	柳島小学校	2	柳島 1594
12	小和田小学校	2	小和田 3-10-1
13	円蔵小学校	2	円蔵 1-13-1
14	今宿小学校	2	今宿 192
15	室田小学校	2	室田 1-1-1
16	東海岸小学校	3	東海岸南 4-10-1
17	浜之郷小学校	2	浜之郷 90
18	緑が浜小学校	2	緑が浜 1-1
19	汐見台小学校	2	汐見台 3-11

	名 称	数 量	所 在 地
20	第一中学校	2	東海岸南 4-10-1
21	鶴嶺中学校	4	浜之郷 500
22	松林中学校	3	室田 3-1-1
23	西浜中学校	3	南湖 6-15-3
24	松浪中学校	2	松浪 2-6-47
25	梅田中学校	3	十間坂 3-6-25
26	鶴が台中学校	2	鶴が台 2-7
27	浜須賀中学校	2	松が丘 2-8-54
28	北陽中学校	2	下寺尾 1660
29	中島中学校	3	中島 1469-2
30	円蔵中学校	1	円蔵 1-15-1
31	赤羽根中学校	2	赤羽根 3030
32	萩園中学校	3	萩園 2425

2 協定先等（9基）

	名 称	所 在 地
1	県立茅ヶ崎高等学校	本村三丁目4番1号
2	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515 番地
3	県立鶴嶺高等学校	円蔵一丁目16番1号
4	県立茅ヶ崎西浜高等学校	南湖七丁目12869番地11
5	学校法人平和学園	富士見町5番2号
6	TOTO(株)茅ヶ崎工場	本村二丁目8番1号
7	社会福祉法人翔の会 空と海	芹沢 786 番地

8	県立茅ヶ崎支援学校（2基）	西久保 29 番 1 号
---	---------------	--------------

3 その他（4基）

	名 称	所 在 地
1	小出出張所（消防署）	行谷 1090-8
2	小出暫定スポーツ広場	堤 427
3	モリタ宮田工業（株）	下町屋 1-1-1
4	県立茅ヶ崎里山公園	芹沢 1030

第6 その他の防災備蓄倉庫等一覧

1 市施設の倉庫等（11か所）

	名 称	所 在 地
1	総合体育館倉庫	茅ヶ崎 1-9-63
2	茅ヶ崎公園野球場倉庫	中海岸 3-3-11
3	消防署本署北棟倉庫	矢畑 1280-3
4	小和田分署	常盤町 1-7
5	市役所倉庫	茅ヶ崎 1-1-1
6	第一カッターきいろ公園（中央公園）倉庫	茅ヶ崎 2-3-1
7	老人憩いの家 皆楽荘 倉庫	堤 1928-1
8	小桜町防災倉庫	小桜町 1-65
9	しろやま公園	浜見平 377-10
10	茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫	堤 76
11	柳島スポーツ公園	柳島 1300

2 その他

公立小・中学校余裕教室、倉庫及び公共施設、協定先等倉庫に分散備蓄。

第7 公立小・中学校防災備蓄倉庫備蓄資機材基準一覧

備品種別	品名	規格	数量
飲料水	ろ水機一式		1台
	水槽	0.5t組立て式	1台
	ポリタンク	70用	25個
	給水タンク一式	2500	4台
	炭酸ガス一式		1台
給食	炊飯器一式	LPG. 薪兼用	1台
	炊飯袋	ポリプロピレン製	1,000枚
	どんぶり	発泡スチロール製	450個
	おたま	アルマイト製	3個
	ひしゃく	アルマイト製	2個
	割箸		600膳
寝具	毛布	真空パック	30枚
救助器具	金てこ棒	1500×32φ	5本
	掛矢		3本
	鋸	片刃 390mm	5本
	つるはし		2本
	スコップ		2本
	担架		2台
	ロープ	50m、30m、20m	10本
医療品	救急セット一式	アルミ製箱入り	1箱
	クラーメル副子		5本
トイレ	仮設組立トイレ	容量3000	2台
	簡易トイレ	プラスチック製	2台
電気備品	発電機	HONDA・YANMER・SHINDAIWA	5台
	投光器	HONDA・YANMER	3台
	コードリール	30m	3台
燃料	ガソリン	10	4缶
	燃料タンク	200	1缶
その他	脚立	アルミ製	2脚
	台車		1台
	リヤカー		1台
	プライベートテント	1人用	10台
	LEDライト		3台

第8 土砂災害危険箇所及び市が警戒を要すると認める急傾斜地

1 土砂災害警戒箇所（急傾斜崩壊危険箇所）

番号	箇所番号	町名等	種別
1	207-I-1	赤羽根 3247 番地～3265 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅰ
2	207-I-2	赤羽根 3073 番地～2188 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅰ
3	207-I-3	赤羽根 2808 番地～2774 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅰ
4	207-I-4	行谷 451 番地～458 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅰ
5	207-IB-501	行谷 739 番地～851 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
6	207-II-1	赤羽根 890 番地、3208 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
7	207-II-2	赤羽根 3040 番地～3042 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
8	207-II-3	下寺尾 1880 番地～1882 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
9	207-II-4	芹沢 4170 番地～4235 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
10	207-II-5	芹沢 4129 番地～4133 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
11	207-II-6	芹沢 2908 番地 8～2908 番地 28 付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
		芹沢 2999 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
12	207-II-7	芹沢 3003 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
13	207-II-8	芹沢 2777 番地～2786 番地 1 付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
14	207-II-9	芹沢 1409 番地 5～1409 番地 8 付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
15	207-II-10	芹沢 1445 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
16	207-II-11	行谷 50 番地 3、477 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
17	207-II-12	行谷 318 番地、762 番地 2～764 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
18	207-II-13	行谷 790 番地～750 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
19	207-II-14	行谷 686 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅱ
20	207-III-1	甘沼 1206 番地 1 付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅲ
21	207-III-2	芹沢 1689 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅲ
22	207-III-3	芹沢 1590 番地付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅲ
23	207-III-4	芹沢 287 番地 1 付近	急傾斜地崩壊危険度Ⅲ

※急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ 人家5戸以上等の急傾斜崩壊危険箇所

※急傾斜崩壊危険箇所Ⅱ 人家1～4戸の急傾斜崩壊危険箇所

※急傾斜崩壊危険箇所Ⅲ 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

2 土砂災害警戒箇所（土石流危険溪流）

番号	溪流番号	町名等	種別
ア	33001	赤羽根 3120 番地 14 付近	土石流危険溪流Ⅰ

※土石流危険溪流Ⅰ 人家5戸以上等の危険箇所

※土石流危険溪流Ⅱ 人家1～4戸の危険箇所

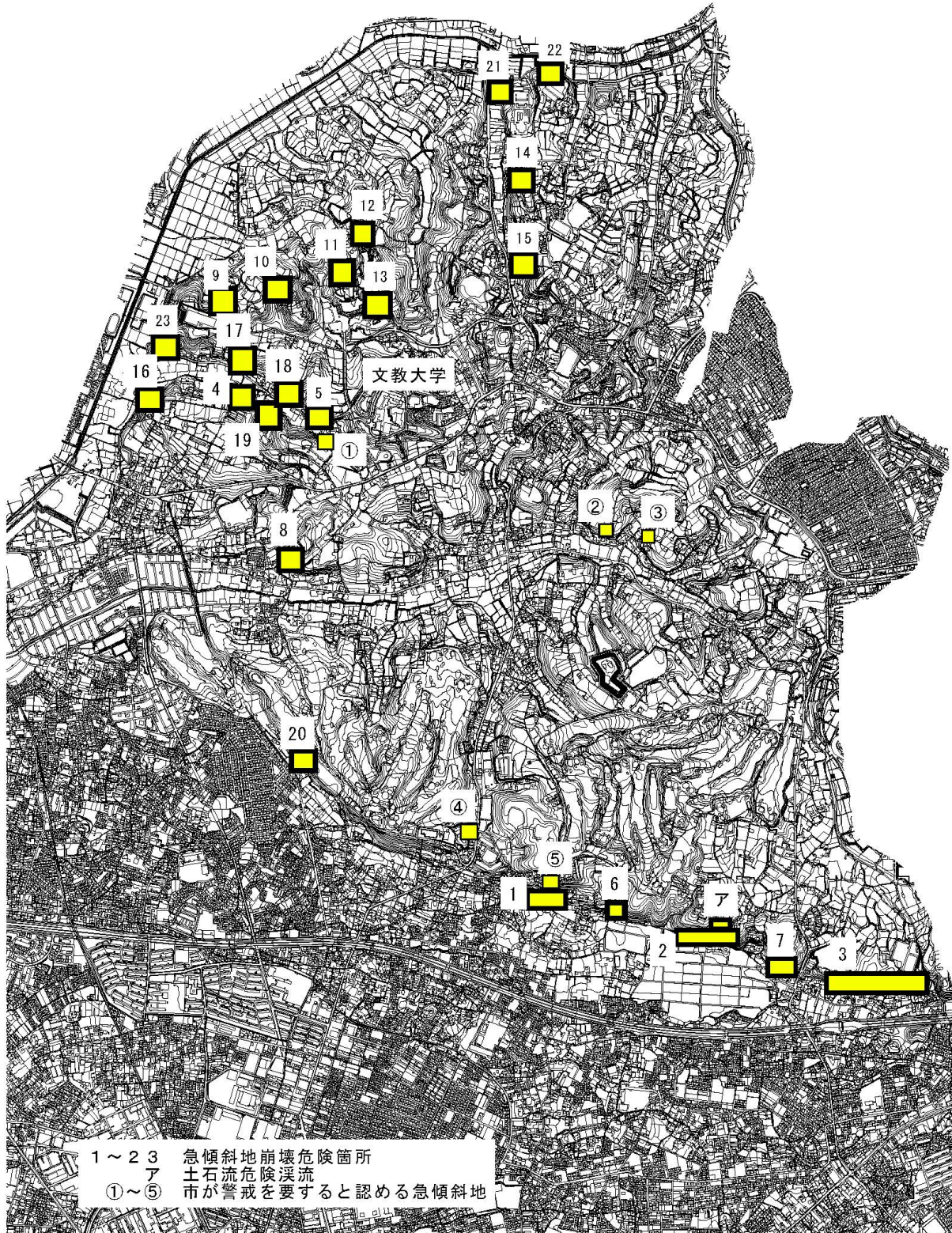
※土石流危険溪流Ⅲ 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

3 市が警戒を要すると認める急傾斜地

	種別	町名等
①	自然がけ	行谷 611 番地 3 付近
②	自然がけ	堤 1774 番地、1783 番地 1 付近
③	自然がけ	堤 986 番地 1 付近
④	自然がけ	甘沼 327 番地 6 付近
⑤	人工がけ	赤羽根 3280 番地 22 付近

※市が、警戒を要すると認める急傾斜地については、県が公表した土砂災害危険箇所以外に、市が住民から連絡を受け、警戒を要すると認めた場所です。

土砂災害警戒箇所及び市が警戒を要すると認める急傾斜地図



第9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1 土石流

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域	
			指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	赤羽根	赤羽根 33001	H27. 3. 24	第 119 号	H27. 3. 24	第 119 号
2	赤羽根	赤羽根西 33901	H27. 3. 24	第 119 号	H27. 3. 24	第 119 号
3	赤羽根	赤羽根東 33903	H27. 3. 24	第 119 号	H27. 3. 24	第 119 号
小計		3 区域				

2 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	芹沢	芹沢 1	207-H26-001	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
2	芹沢	芹沢 2	207-H26-002	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
3	芹沢	芹沢 3	207-H26-003	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
4	芹沢	芹沢 4	207-H26-004	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
5	芹沢	芹沢 5	207-H26-005	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
6	芹沢	芹沢 6	207-H26-006	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
7	芹沢	芹沢 7	207-H26-007	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
8	芹沢	芹沢 8	207-H26-008	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
9	芹沢	芹沢 9	207-H26-009	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
10	芹沢	芹沢 10	207-H26-010	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
11	芹沢	芹沢 11	207-H26-011	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
12	芹沢	芹沢 12	207-H26-012	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
13	芹沢	芹沢 13	207-H26-013	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
14	行谷及び芹沢	行谷 1	207-H26-014	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
15	行谷	行谷 2	207-H26-015	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
16	行谷	行谷 3	207-H26-016	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
17	行谷	行谷 4	207-H26-017	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
18	行谷	行谷 5	207-H26-018	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
19	行谷及び下寺尾	行谷 6	207-H26-019	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
20	下寺尾	下寺尾 1	207-H26-020	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
21	下寺尾	下寺尾 2	207-H26-021	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
22	堤	堤 1	207-H26-101	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
23	堤	堤 2	207-H26-102	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
24	堤	堤 3	207-H26-103	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
25	堤	堤 4	207-H26-104	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
26	堤	堤 5	207-H26-105	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
27	堤	堤 6	207-H26-106	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
28	堤	堤 7	207-H26-107	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号
29	堤	堤 8	207-H26-108	R3. 2. 16	第 59 号	R3. 2. 16	第 59 号

第8節 避難対策関係
第9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
30	堤	堤9	207-H26-109	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
31	堤	堤10	207-H26-110	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
32	堤	堤11	207-H26-111	R3.2.16	第58号	—	—
33	堤及び下寺尾	堤12	207-H26-112	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
34	堤	堤13	207-H26-113	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
35	堤	堤14	207-H26-114	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
36	堤	堤15	207-H26-115	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
37	堤	堤17	207-H26-117	R3.2.16	第58号	—	—
38	赤羽根	赤羽根1	207-H26-122	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
39	赤羽根	赤羽根2	207-H26-123	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
40	赤羽根	赤羽根3	207-H26-124	R3.5.25	第415号	R3.5.25	第415号
41	赤羽根	赤羽根4	207-H26-125	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
42	赤羽根	赤羽根5	207-H26-126	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
43	赤羽根	赤羽根6	207-H26-127	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
44	赤羽根	赤羽根7	207-H26-128	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
45	赤羽根	赤羽根8	207-H26-129	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
46	高田一丁目	高田1丁目1	207-H26-202	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
47	甘沼	甘沼1	207-H26-118	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
48	甘沼	甘沼2	207-H26-119	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
49	甘沼	甘沼3	207-H26-120	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
50	甘沼	甘沼4	207-H26-121	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
51	香川7丁目、香川、みずき二丁目及びみずき四丁目	香川七丁目1	207-H26-201	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
52	ひばりが丘及び小桜町	ひばりが丘1	207-H26-203	R3.2.16	第59号	R3.2.16	第59号
小計		52区域		52区域		50区域	

第9節 帰宅困難者対策関係

第1 一時滞在施設一覧

1 公共施設

	名 称	所 在 地	茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ	新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル 4階	約400m、約7分
2	勤労市民会館	新栄町 13-32	約520m、約8分

2 協定先施設

	名 称	所 在 地	茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	茅ヶ崎ラスカ	元町 1-1	約0m、約0分
2	山治ビル	新栄町 1-1	約180m、約3分

※茅ヶ崎駅からの距離と時間は、地図検索サイト「まっぷdeちがさき」より、各施設における任意の位置を基準に算出しております。そのため、各施設が公表している「距離」「時間」と異なる場合があります。
(以下、本節内同様)

第2 駅周辺公共施設及び避難所

1 茅ヶ崎駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

	名 称	所 在 地	茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	市役所	茅ヶ崎 1-1-1	約480m、約8分
2	図書館	東海岸北 1-4-55	約510m、約8分
3	市民文化会館	茅ヶ崎 1-11-1	約660m、約10分
4	総合体育館	茅ヶ崎 1-9-63	約710m、約11分
5	青少年会館	十間坂 3-5-37	約860m、約13分

(2) 公立小・中学校、県立高等学校

	名 称	所 在 地	茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	茅ヶ崎小学校	共恵 1-10-23	約430m、約7分
2	梅田小学校	茅ヶ崎 1-6-1	約790m、約12分
3	梅田中学校	十間坂 3-6-25	約920m、約14分
4	県立茅ヶ崎高等学校	本村 3-4-1	約1.8km、約27分

2 辻堂駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

	名 称	所 在 地	辻堂駅からの距離と時間 (徒歩)
1	辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂 2-2-14 (ステラ湘南 2 階)	直結、約 1 分
2	小和田公民館	美住町 6-20	約 1.6 km、約 24 分

(2) 公立小・中学校

	名 称	所 在 地	辻堂駅からの距離と時間 (徒歩)
1	小和田小学校	小和田 3-10-1	約 1.2 km、約 18 分
2	松浪中学校	松浪 2-6-47	約 1.4 km、約 20 分
3	松浪小学校	松浪 1-1-61	約 1.5 km、約 22 分
4	赤羽根中学校	赤羽根 3030	約 2 km、約 31 分

3 北茅ヶ崎駅周辺

(1) 公共施設 (一時滞在施設を除く)

	名 称	所 在 地	北茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	市民文化会館	茅ヶ崎 1-11-1	約 780 m、約 12 分
2	市役所	茅ヶ崎 1-1-1	約 960 m、約 15 分
3	総合体育館	茅ヶ崎 1-9-63	約 1 km、約 16 分

(2) 公立小・中学校、県立高等学校

	名 称	所 在 地	北茅ヶ崎駅からの距離と時間 (徒歩)
1	円蔵小学校	円蔵 1-13-1	約 380 m、約 6 分
2	円蔵中学校	円蔵 1-15-1	約 570 m、約 9 分
3	県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1	約 650 m、約 10 分

4 香川駅周辺

(1) 公共施設 (一時滞在施設を除く)

	名 称	所 在 地	香川駅からの距離と時間 (徒歩)
1	香川駅前出張所	香川 5-3-17	約 50 m、約 1 分
2	香川公民館	香川 1-11-1	約 990 m、約 15 分

(2) 公立小・中学校、県立高等学校

	名 称	所 在 地	香川駅からの距離と時間 (徒歩)
1	香川小学校	香川 1-33-1	約 880 m、約 14 分
2	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515	約 940 m、約 15 分
3	鶴が台小学校	鶴が台 12-1	約 1.3 km、約 20 分
4	鶴が台中学校	鶴が台 2-7	約 1.5 km、約 23 分
5	北陽中学校	下寺尾 1660	約 1.8 km、約 27 分

第3 災害時帰宅支援ステーション



防災首都圏ネット

首都圏防災ネット（九都県市地震防災・危機管理対策部会）より抜粋

九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

1 災害時帰宅支援ステーション

大地震が発生した場合、通勤・通学、買い物、行楽などで外出中の人は、公共交通機関が不通となる可能性が高く、多くの人が徒歩で帰宅を考えると考えられます。

災害時帰宅支援ステーションでは、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力していただけることになっています。

2 九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション

令和4年10月末現在

コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ● デイリーヤマザキ ● ファミリーマート ● ミニストップ ● ローソン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活彩家 ● ニューヤマザキイースト ● セブン-イレブン ● ポプラ ● ローソンスストア100 等
ファーストフード	<ul style="list-style-type: none"> ● カレーハウス CoCo 壺番屋 ● タリーズコーヒー ● ミスタードーナツ ● モスバーガー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 吉野家 ● 山田うどん食堂 ● 天丼てんや 等
ファミリーレストラン	<ul style="list-style-type: none"> ● 味の民芸 ● デニーズ ● TGIフライデーズ ● 焼肉の和民 	<ul style="list-style-type: none"> ● ロイヤルホスト ● 和食さと ● 和食処サガミ 等
居酒屋	<ul style="list-style-type: none"> ● はな（花）の舞 ● さかなや道場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旨唐揚げと居酒屋ミライザカ ● 三代目 鳥メロ 等
カラオケスペース	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケ館 ● カラオケの鉄人 ● カラオケルーム歌広場 ● ビッグエコー ● カラオケまねきねこ ● カラオケモコモコ 	<ul style="list-style-type: none"> ● カラオケパセラ ● JOYSOUND ● カラオケバンバン ● カラオケマック ● カラオケALL ● コート・ダジュール 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ナポリの窯 ● 快活CLUB 	<ul style="list-style-type: none"> ● オートバックス ● ケアパートナー 等

3 その他

ガソリンスタンド	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県石油商業組合加盟のガソリンスタンド
その他	神奈川県内では、日産系自動車販売店、神奈川県理容生活衛生同業組合、浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組、浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組、神奈川県美容業生活衛生同業組合、ネットヨタ横浜株式会社、生活協同組合ユニー、株式会社横浜調剤薬局他2社、生活クラブ生活協同組合・神奈川他7組合

4 ステッカー

(1) 九都県市の協定に基づく帰宅支援ステーション

(コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等)



災害時帰宅支援ステーションステッカー

- ・関西広域機構と連携
- ・キャラクターの通称「キタクちゃん」

(2) ガソリンスタンド



(埼玉県)



(東京都)



(千葉県)



(神奈川県)

第 1 0 節 保健衛生・防疫対策関係

第1 感染症患者対策

1 二類感染症患者収容施設

収容施設	所在地	電話
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111

2 感染症患者輸送方法

連絡先機関	所在地	電話
茅ヶ崎市保健所（保健予防課）	茅ヶ崎 1-8-7	38-3321

第2 ごみ対策

1 ごみ収集車

車種	積載量（t）	台数（台）
ロードパッカー	2.00	34
トラックダンプ	2.00	5
計	—	39

2 ごみ処理施設

施設名	所在地	施設種類	処理能力	電話
茅ヶ崎市環境事業センター	萩園 836	ストーカ炉	360 t / 日	58-4299
		破砕機	50 t / 5h	〃
	堤 1300	埋立地	186,000 m ³	〃

第3 し尿対策

1 し尿収集運搬車

所有者	車種	積載量	台数	備考
(有)茅ヶ崎バンテック	中型バキューム	1,800ℓ	6	委託業者

2 し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	電話
寒川町美化センター	寒川町田端 1578-3	70kℓ / 日	74-3341

第4 神奈川県広域火葬計画

神奈川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県医療救護計画に定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

2 定義

(1) この計画において「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行をいう。

(2) この計画において「広域火葬」とは、災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、災害等により広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

4 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

第2 事前対策計画

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

また、火葬場を設置する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）に対しても、同様の扱いとする。

(1) 県内及び近隣都県（関東地方知事会、関東甲信越静岡ブロック環境衛生主管課長会及び九都県市首脳会議を構成する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項

(2) 市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

(1) 市町村は、災害等発生時の遺体の取扱い体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 一部事務組合は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町と協議し、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 民間の火葬場設置者にあつては、災害等発生時の火葬受入体制、情報伝達等の整備に努めるものとする。

(4) 県は、前記（1）から（3）までにに関して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に係る措置を講じておくものとする。

(1) 災害等発生時に使用する遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項

(2) 感染性遺体を収納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保、及び作業要員の感染を防止するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保方法

(3) 災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関

係事業者又は関係団体との協定の締結

- (4) 遺体の搬送及び資器材の搬送に使用を予定している車両については、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に確認を受けておくものとする。

4 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火災の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 広域火葬の模擬計画及び訓練

- (1) 市町村及び火葬場設置者は災害等の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。

- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。

- ア 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底
イ 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

第3 災害等発生時対応計画

1 広域火葬支援班の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援班を保健福祉局生活衛生部生活衛生課に設置（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 火葬場を設置する市町及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町等」という。）は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。

- (2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。

- (3) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

- (4) 県は、前記（1）から（3）までの報告並びに神奈川県災害情報管理システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。

- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県（以下「他の道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。

- (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的に対応するものとする。

- (6) 民間の火葬場設置者は、前記（4）及び（5）と同様の対応に努めるものとする。

4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。

- (2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。

- (3) 被災市町村は、災害等の規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定され

ていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
- (6) 民間の火葬場設置者は、前記(4)及び(5)と同様の対応に努めるものとする。

6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行動する。
- (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに係る必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 特に、感染性の遺体は、遺体保存剤(ドライアイス)とともに非透過性納体袋に収め、速やかな火葬について配慮するものとする。
- (4) 県は遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。
- (5) 被災市町村は、遺体を取扱う場合は、別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」を実施基準として行うものとする。

7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、関係業者、自衛隊等の協力を県に要請するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死病死等、災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受付けるものとする。

10 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

11 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等(前記(1)の報告を行った市町を除く。)及び民間の火葬場設置者は、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、

県に日報として報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

12 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとする。

附則

この計画は、平成10年12月24日から適用する。

附則

この計画は、平成11年6月1日から適用する。

附則

この計画は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成29年5月1日から適用する。

第5 遺体取扱施設

区 分	施 設 名	所 在 地	能 力
遺体収容施設	市体育館	十間坂 3-6-5	—
仮 埋 蔵	無縁墓地	茅ヶ崎 1144	焼骨 30 体
火 葬	茅ヶ崎市斎場	芹沢 1700	一日あたり 15 体

第 1 1 節 救援物資対策関係

第1 飲料水兼用貯水槽（100m³）設置場所

令和6年1月1日現在

	設置場所	所在地	設置年度
1	第一カッターきいろ公園（中央公園）	茅ヶ崎二丁目3番1号	平成元年
2	浜須賀中学校	松が丘二丁目8番54号	平成2年
3	萩園中学校	萩園2425番地	平成3年
4	東小和田公園	赤松町1841番62	平成4年
5	茅ヶ崎公園野球場	中海岸三丁目3番11号	平成5年
6	浜之郷公園	浜之郷952番6	平成6年
7	西浜中学校	南湖六丁目15番3号	平成8年
8	緑が浜小学校	緑が浜1番1号	平成12年
9	しろやま公園	浜見平11番1号	平成26年

第2 公立小・中学校受水槽貯水量

令和6年1月1日現在

	場所	貯水量		場所	貯水量
1	茅ヶ崎 小学校	39.0 m ³	17	浜之郷 小学校	45.0 m ³
2	鶴 嶺 小学校	31.0 m ³	18	緑が浜 小学校	26.0 m ³
3	松 林 小学校	31.0 m ³	19	汐見台 小学校	25.2 m ³
4	西 浜 小学校	23.0 m ³	20	第 一 中学校	24.0 m ³
5	小 出 小学校	24.0 m ³	21	鶴 嶺 中学校	16.0 m ³
6	松 浪 小学校	34.0 m ³	22	松 林 中学校	37.0 m ³
7	梅 田 小学校	34.0 m ³	23	西 浜 中学校	18.0 m ³
8	香 川 小学校	55.2 m ³	24	松 浪 中学校	25.0 m ³
9	浜須賀 小学校	46.0 m ³	25	梅 田 中学校	21.0 m ³
10	鶴が台 小学校	36.0 m ³	26	鶴が台 中学校	26.0 m ³
11	柳 島 小学校	60.0 m ³	27	浜須賀 中学校	56.0 m ³
12	小和田 小学校	27.0 m ³	28	北 陽 中学校	25.0 m ³
13	円 蔵 小学校	27.0 m ³	29	中 島 中学校	22.5 m ³
14	今 宿 小学校	18.0 m ³	30	円 蔵 中学校	16.0 m ³
15	室 田 小学校	27.0 m ³	31	赤羽根 中学校	40.0 m ³
16	東海岸 小学校	27.0 m ³	32	萩 園 中学校	30.0 m ³
合計		991.9 m ³			

※長期休暇中の場合は施設の維持管理のため貯水量が減る。
※上記のほか、給食調理場やプールにも貯水槽がある。

第3 耐震性プール設置場所

令和6年1月1日現在

	名称	貯水量
1	茅ヶ崎小学校	335 m ³
2	鶴嶺小学校	337 m ³
3	松林小学校	384 m ³
4	西浜小学校	347 m ³
5	小出小学校	425 m ³
6	松浪小学校	345 m ³
7	梅田小学校	345 m ³
8	香川小学校	345 m ³
9	浜須賀小学校	298 m ³
10	鶴が台小学校	332 m ³
11	柳島小学校	337 m ³
12	小和田小学校	345 m ³
13	円蔵小学校	345 m ³
14	今宿小学校	325 m ³
15	室田小学校	345 m ³
16	東海岸小学校	193 m ³
17	浜之郷小学校	345 m ³

	名称	貯水量
18	緑が浜小学校	291 m ³
19	汐見台小学校	325 m ³
20	第一中学校	393 m ³
21	鶴嶺中学校	393 m ³
22	松林中学校	393 m ³
23	西浜中学校	390 m ³
24	赤羽根中学校	390 m ³
25	萩園中学校	390 m ³
26	県立茅ヶ崎高等学校	516 m ³
27	県立鶴嶺高等学校	383 m ³
28	殿山公園	450 m ³
29	小和田浜公園	325 m ³
30	屋内温水プール	426 m ³
31	湘南スイミングスクール	375 m ³
32	林水泳教室	480 m ³
33	ハルハル湘南スポーツクラブ	480 m ³
	合計	12,128 m ³

第4 配水池

神奈川県企業庁水道局関連

	名称	所在地	容量 (t) (有効水量/確保水量)
茅ヶ崎水道営業所管内	芹沢配水池	茅ヶ崎市芹沢	32,414/14,670
	茅ヶ崎配水池	茅ヶ崎市甘沼	5,184/2,200
	赤羽根配水池	茅ヶ崎市赤羽根	28,976/11,450
	大庭配水池	藤沢市大庭	19,080/11,060

第5 給食施設

	学校名	所在地
1	茅ヶ崎小学校	共恵 1-10-23
2	鶴嶺小学校	浜之郷 477
3	松林小学校	菱沼 1-1-1
4	西浜小学校	南湖 6-5-8
5	小出小学校	芹沢 944
6	松浪小学校	松浪 1-1-61
7	梅田小学校	茅ヶ崎 1-6-1
8	香川小学校	香川 1-33-1
9	浜須賀小学校	白浜町 3-1
10	鶴が台小学校	鶴が台 12-1

	学校名	所在地
11	柳島小学校	柳島 1594
12	小和田小学校	小和田 3-10-1
13	円蔵小学校	円蔵 1-13-1
14	今宿小学校	今宿 192
15	室田小学校	室田 1-1-1
16	東海岸小学校	東海岸南 4-10-1
17	浜之郷小学校	浜之郷 90
18	緑が浜小学校	緑が浜 1-1
19	汐見台小学校	汐見台 3-11

第6 緊急物資の物資拠点

	名称	所在地
1	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11
2	茅ヶ崎青果地方卸売市場	高田 5-2-26
3	柳島スポーツ公園	柳島 1300
4	茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫	堤 76

第7 市の主な防災備蓄倉庫等

1 市施設の倉庫等

	名称	所在地
1	総合体育館倉庫	茅ヶ崎 1-9-63
2	茅ヶ崎公園野球場倉庫	中海岸 3-3-11
3	消防署本署倉庫	矢畑 1280-3
4	市役所倉庫	茅ヶ崎 1-1-1
5	第一カッターさいろ公園（中央公園）倉庫	茅ヶ崎 2-3-1
6	老人憩いの家 皆楽荘 倉庫	堤 1928-1
7	小桜町防災倉庫	小桜町 1-65
8	しろやま公園	浜見平 377-10
9	茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫	堤 76

10	消防小和田分署	常磐町1-7
11	柳島スポーツ公園	柳島1300

2 その他

公立小・中学校余裕教室、倉庫及び公共施設、協定先等倉庫に分散備蓄。

第8 市の主な防災備蓄物資

令和6年1月1日現在

	名称		名称
食料・給食	乾燥米飯	照明器具等	バルーン投光器
	レトルト米粥		LEDフローレンライト
	粉ミルク		コードリール
	平釜		発電機・ポータブルバッテリー
	炊き出し釜		トイレ
飲料給水	飲料水	簡易トイレ	
	飲料水袋10㍻	仮設組立トイレ	
	飲料水袋6㍻	ロールペーパー65m×100入	
	ポリタンク20㍻	ロールペーパー130m×60入	
避難所用資機材	毛布	その他	備蓄ペーパー9,000枚入
	寝袋		備蓄ペーパー15,000枚入
	折りたたみ簡易ベッド	子供用おむつ	
	多目的ベッド	大人用おむつ	
	ワンタッチパーテーション	女性用生理用品	
	折りたたみマット	ブルーシート（3.6m×5.4m）	
	要配慮者用テント	ブルーシート（10m×10m）	

第 1 2 節 教育・保育対策関係

第1 教育・保育施設一覧

令和6年1月1日現在

1 公立保育園

	名 称	所 在 地
1	小和田保育園	松浪 1-8-4
2	室田保育園	室田 1-3-13
3	浜見平保育園	浜見平 11-1
4	鶴が台保育園	鶴が台 10-8

	名 称	所 在 地
5	香川保育園	香川 4-46-1
6	浜須賀保育園	松が丘 2-8-60
7	中海岸保育園	中海岸 1-2-42

2 私立保育園

	名 称	所 在 地
1	茅ヶ崎保育園	新栄町 3-32
2	ひまわり愛児園	南湖 4-13-30
3	なぎさ保育園	甘沼 898
4	松が丘保育園	松が丘 1-1-72
5	青和保育園	松尾 8-23
6	十間坂保育園	十間坂 2-2-13
7	フィトリッチ・フィールズ・緑が浜	緑が浜 7-52
8	西久保保育園	西久保 596-7
9	萩園愛児園	萩園 3800
10	梅雲保育園	下町屋 2-14-15
11	芹沢保育園	芹沢 1056
12	茅ヶ崎こども園	小和田 1-16-52
13	なぎさ第二保育園	甘沼 244-3
14	湘南くすの木保育園	松林 3-4-5
15	湘南なでしこ保育園	みずき 4-24-17
16	レイモンド茅ヶ崎保育園	矢畑 782-3 ライオンズ茅ヶ崎・サ・アインズ I 街区 1 階
17	うーたん保育園	今宿 473-1
18	汐見台キッズステージ	汐見台 3-11
19	アスク茅ヶ崎保育園	元町 7-42
20	レイモンド湘南保育園	円蔵 1-19-50
21	湘南アイト茅ヶ崎保育園	新栄町 10-4 2F
22	アスク茅ヶ崎さざん保育園	若松町 2-20 1F

	名 称	所 在 地
23	茅ヶ崎もりのこ保育園	ひばりが丘 4-30
24	茅ヶ崎ゆめいろ保育園	新栄町 12-12 1F
25	すまいるステーション保育園	東海岸南 1-4-6
26	ぼかぼか保育園	茅ヶ崎 234-1 2F
27	マミー保育園茅ヶ崎	幸町 9-11
28	松浪れいらに保育園	松浪 2-3-28
29	あおぞら輝き保育園	円蔵 2108-4
30	渚ピクニック	甘沼 252-1
31	メーホ・ピンス・ラスカ茅ヶ崎ルーム	元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎 6F
32	ことりの詩保育園	本村 4-19-26
33	茅ヶ崎ひよこ保育園	新栄町 13-45 総北ビル
34	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園	東海岸南 2-6-9 茅ヶ崎共生ビル 2 階
35	湘南なでしこ保育園分園	香川 7-7-1
36	まなびの森保育園辻堂	赤松町 5-33
37	茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園	幸町 5-8 茅ヶ崎メテイルセンター 1F
38	まなびの森保育園茅ヶ崎	元町 9-19
39	ひまわり愛児園分園プレミアールひまわり	南湖 4-4-5 ルートシスマゾン 1F
40	湘南辻堂はないろ保育園	出口町 10-3
41	鶴嶺フェルマータ保育園	浜之郷 436-1
42	ウェルネス保育園茅ヶ崎	茅ヶ崎 2-7-71 インスタイル湘南茅ヶ崎内
43	辻堂もりのこ保育園	本宿町 10-26

3 認定こども園

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	松林こころえん	小和田 1-5-36	5	湘南やまゆり幼稚園	円蔵 2-14-12
2	茅ヶ崎松若こども園	小和田 2-12-47	6	湘南やまゆり第二幼稚園	円蔵 2350
3	平和学園幼稚園	富士見町 5-2	7	湘南マドカ幼稚園	円蔵 1-20-15
4	聖鳩幼稚園	東海岸北 3-10-4	8	湘南幼児学園	汐見台 3-15

4 小規模保育事業

	名 称	所 在 地
1	わかまつキッズ ROOM	若松町 19-19-1C ライフピア茅ヶ崎 1C
2	マザーグース保育ルーム	美住町 2-10
3	茅ヶ崎みらい保育園	赤松町 1-37 ニューホライズン湘南 1 階
4	M I R A T Z 湘南茅ヶ崎保育園	本村 1-2-14-3F 医療モール湘南
5	さくら保育ルーム	幸町 4-35
6	ゆうゆう保育園	東海岸北 2-1-42 サンシルクマンション 1 階
7	ピノキオ幼児舎辻堂園	浜竹 1-14-1-102 アトヴァンスジ
8	マザーグース BRANCH 茅ヶ崎 2 保育園	浜見平 3-1 BRANCH 茅ヶ崎 2 2 階
9	本宿みらい保育園	本宿町 4-22
10	サザンみらい保育園	共恵 2-3-17
11	M I R A T Z 湘南辻堂保育園	菱沼 3-1-26-101
12	ぽとふ茅ヶ崎	萩園 1230 東総ビル 2F-A
13	サクラフェリーチェ保育園・辻堂	本宿町 6-15

5 家庭的保育事業

	名 称	所 在 地
1	Baby ルーム Coppice	西久保 727-1
2	とまとさんの保育室	今宿 623-21
3	よちよち保育室	東海岸北 2-11-45 鈴木ハイツ 101
4	ふれ〜ず保育室	香川 4-20-1 サンライズ湘南 1-A

6 事業所内保育事業

	名 称	所 在 地
1	かもめ保育園	東海岸南 2-6-14 長尾ビル 1F
2	おひさまキッズアカデミー	高田 5-4-36
3	湘南くすの木 けん	松林 3-4-6

7 私立幼稚園及び幼稚園類似施設

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	香川富士見丘幼稚園	香川 4-50-27	7	浜竹幼稚園	浜竹 3-4-53
2	恵泉幼稚園	中海岸 3-1-19	8	ひかりの子幼稚園	芹沢 913
3	高砂幼稚園	東海岸北 1-3-31	9	まつなみ幼稚園	松浪 1-3-32
4	茅ヶ崎すみれ幼稚園	高田 2-2-3	10	めぐみの子幼稚園	下寺尾 406-1
5	茅ヶ崎浜見平幼稚園	松尾 6-11	11	虹の丘	東海岸北 4-5-14
6	茅ヶ崎みなもと幼稚園	萩園 2217			

8 私設保育施設

	名 称	所 在 地
1	おひさま保育舎	十間坂 3-10-36
2	ひばりほいく	ひばりが丘 3-33
3	たんぼぼルーム	香川 3-4-5
4	Little Starfish International School	東海岸北 1-2-4 高砂ウイング 108
5	つばめの子保育園 茅ヶ崎保育ルーム	円蔵 1-16-8
6	茅ヶ崎市立病院保育室	本村 5-15-1
7	えぼし保育園	東海岸北 3-11-11 プラザエコー A-103
8	ふれあい茅ヶ崎保育園	茅ヶ崎 2-1-38 ソシエテ番館 205
9	マザーグース Baby&Kids	浜見平 3-1 BRANCH 茅ヶ崎 2 2F
10	Thankyou	松林 1-16-33
11	KO☆DAKARA ほいくえん	若松町 19-19 ライフピア茅ヶ崎 201・202
12	S. Y. G Kram-Skolan	汐見台 3-15
13	ちがさき・もあな保育園	香川 7-12-1
14	ベストキッズ茅ヶ崎保育園	柳島 1-9-15 柳島店舗
15	まるめろっじ	赤羽根 2703-4

9 公設民営児童クラブ

	名 称	所 在 地
1	茅ヶ崎児童クラブ (きかんしゃクラブ)	共恵 1-10-70
2	鶴嶺児童クラブ (ひまわりクラブ)	浜之郷 603
3	今宿・鶴嶺児童クラブ (にこにこクラス)	今宿 1224-1
4	松林児童クラブ (まつぼっくりクラブ)	松林 2-16-32
5	西浜児童クラブ (いるか倶楽部)	南湖 6-15-13
6	小出児童クラブ (にほんまつクラブ)	堤 1967
7	松浪児童クラブ (おひさまクラブ)	富士見町 2-13 1F

8	松浪第2児童クラブ（このはクラブ）	出口町 12-5-13
9	梅田児童クラブ（つくしんぼクラブ）	茅ヶ崎 1-5-46
10	梅田第2児童クラブ（にじいろクラブ）	茅ヶ崎 1-5-32
11	香川児童クラブ（てんとう虫クラブ）	香川 1-30-59
12	香川児童クラブ（よつばクラブ）	香川 1-30-59
13	香川第2児童クラブ	香川 1-30-51
14	浜須賀児童クラブ（おおなみクラブ）	白浜町 3-24
15	浜須賀第2児童クラブ（こなみクラブ）	松が丘 2-11-16
16	柳島児童クラブ（どんぐりクラブ）	柳島 2-6-54
17	小和田児童クラブ（ピノキオクラブ）	小和田 3-2-44 市営小和田住宅外複合施設内
18	円蔵児童クラブ（すぎの子クラブ）	茅ヶ崎 551-9
19	今宿児童クラブ（たんぼぼクラブ）	今宿 1225-1
20	今宿・鶴嶺児童クラブ（ぼぼんたクラス）	今宿 1224-1
21	室田児童クラブ（おおぞらクラブ）	松林 3-5-33
22	東海岸児童クラブ（マリンキッズクラブ）	東海岸南 4-10-40
23	浜之郷児童クラブ（なかよしクラブ）	西久保 180
24	緑が浜児童クラブ（わんぱくクラブ）	富士見町 2-13 2F
25	汐見台児童クラブ（くじらクラブ）	汐見台 3-11
26	鶴が台児童クラブ（かぜの子クラブ）	鶴が台小学校内
27	茅ヶ崎市南地区児童クラブ	東海岸南 2-6-14

10 民設民営児童クラブ

	名 称	所 在 地
1	マミー・レインボーきっず@茅ヶ崎サザン St.	共恵 2-1-40
2	まちの背守り保育 じいじとばあばの宝物 ちがさき松林・室田	松林 3-9-13
3	茅ヶ崎松若児童クラブ	小和田 2-12-47
4	放課後児童クラブ あや	松林 3-5-17
5	Thankyou 児童クラブ	菱沼 3-1-26
6	ちがさ Kid's～みんなのヒミツキチ～	新栄町 13-22 勤労市民会館 5階
7	晴れハレにしはま	南湖 6-4-24
8	晴れハレへいわ	富士見町 5-2 学校法人平和学園内

11 公立・私立小学校

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	茅ヶ崎小学校	共恵 1-10-23	11	柳島小学校	柳島 1594
2	鶴嶺小学校	浜之郷 477	12	小和田小学校	小和田 3-10-1

3	松林小学校	菱沼 1-1-1
4	西浜小学校	南湖 6-5-8
5	小出小学校	芹沢 944
6	松浪小学校	松浪 1-1-61
7	梅田小学校	茅ヶ崎 1-6-1
8	香川小学校	香川 1-33-1
9	浜須賀小学校	白浜町 3-1
10	鶴が台小学校	鶴が台 12-1

13	円蔵小学校	円蔵 1-13-1
14	今宿小学校	今宿 192
15	室田小学校	室田 1-1-1
16	東海岸小学校	東海岸南 4-10-1
17	浜之郷小学校	浜之郷 90
18	緑が浜小学校	緑が浜 1-1
19	汐見台小学校	汐見台 3-11
20	平和学園小学校	富士見町 5-2

1 2 公立・私立中学校

	名 称	所 在 地
1	第一中学校	東海岸南 4-10-1
2	鶴嶺中学校	浜之郷 500
3	松林中学校	室田 3-1-1
4	西浜中学校	南湖 6-15-3
5	松浪中学校	松浪 2-6-47
6	梅田中学校	十間坂 3-6-25
7	鶴が台中学校	鶴が台 2-7

	名 称	所 在 地
8	浜須賀中学校	松が丘 2-8-54
9	北陽中学校	下寺尾 1660
10	中島中学校	中島 1469-2
11	円蔵中学校	円蔵 1-15-1
12	赤羽根中学校	赤羽根 3030
13	萩園中学校	萩園 2425
14	アレセア湘南中学校	富士見町 5-2

1 3 高等学校・特別支援学校

	名 称	所 在 地
1	県立茅ヶ崎高校	本村 3-4-1
2	県立茅ヶ崎北陵高校	下寺尾 128
3	県立鶴嶺高校	円蔵 1-16-1

	名 称	所 在 地
4	県立茅ヶ崎西浜高校	南湖 7-12869-11
5	アレセア湘南高校	富士見町 5-2
6	県立茅ヶ崎支援学校	西久保 29-1

第2 公立小・中学校応急教育実施予定場所一覧

	被災校	応急教育実施場所		
1	茅ヶ崎 小学校	西 浜 小学校	東海岸 小学校	第 一 中学校
2	鶴 嶺 小学校	梅 田 小学校	今 宿 小学校	浜之郷 小学校
3	松 林 小学校	小和田 小学校	室 田 小学校	松 林 中学校
4	西 浜 小学校	茅ヶ崎 小学校	柳 島 小学校	西 浜 中学校
5	小 出 小学校	北 陽 中学校	小 出 支 所	
6	松 浪 小学校	小和田 小学校	緑が浜 小学校	松 浪 中学校
7	梅 田 小学校	茅ヶ崎 小学校	円 蔵 小学校	梅 田 中学校
8	香 川 小学校	鶴が台 小学校	鶴が台 中学校	北 陽 中学校
9	浜須賀 小学校	緑が浜 小学校	第 一 中学校	浜須賀 中学校
10	鶴が台 小学校	梅 田 小学校	香 川 小学校	鶴が台 中学校
11	柳 島 小学校	西 浜 小学校	西 浜 中学校	中 島 中学校
12	小和田 小学校	松 林 小学校	松 浪 小学校	赤羽根 中学校
13	円 蔵 小学校	梅 田 小学校	鶴が台 小学校	円 蔵 中学校
14	今 宿 小学校	鶴 嶺 小学校	浜之郷 小学校	萩 園 中学校
15	室 田 小学校	松 林 小学校	香 川 小学校	松 林 中学校
16	東海岸 小学校	茅ヶ崎 小学校	浜須賀 小学校	第 一 中学校
17	浜之郷 小学校	今 宿 小学校	鶴 嶺 中学校	萩 園 中学校
18	緑が浜 小学校	松 浪 小学校	浜須賀 小学校	浜須賀 中学校
19	汐見台 小学校	松 浪 小学校	緑が浜 小学校	松 浪 中学校
20	第 一 中学校	茅ヶ崎 小学校	東海岸 小学校	西 浜 中学校
21	鶴 嶺 中学校	鶴 嶺 小学校	浜之郷 小学校	梅 田 中学校
22	松 林 中学校	松 林 小学校	室 田 小学校	円 蔵 中学校
23	西 浜 中学校	西 浜 小学校	柳 島 小学校	中 島 小学校
24	松 浪 中学校	松 浪 小学校	緑が浜 小学校	浜須賀 中学校
25	梅 田 中学校	鶴 嶺 小学校	梅 田 小学校	鶴 嶺 中学校
26	鶴が台 中学校	香 川 小学校	鶴が台 小学校	室 田 小学校
27	浜須賀 中学校	浜須賀 小学校	第 一 中学校	松 浪 中学校
28	北 陽 中学校	小 出 小学校	香 川 小学校	小 出 支 所
29	中 島 中学校	西 浜 小学校	柳 島 小学校	西 浜 中学校
30	円 蔵 中学校	鶴が台 小学校	円 蔵 小学校	鶴が台 中学校
31	赤羽根 中学校	松 林 小学校	小和田 小学校	松 林 中学校
32	萩 園 中学校	鶴 嶺 小学校	今 宿 小学校	浜之郷 小学校

第 1 3 節 危險度判定關係

第1 神奈川県建築物震後対策推進協議会規約

神奈川県建築物震後対策推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する、応急危険度判定制度及び宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、震災時における人的二次災害の防止に寄与し、県民生活の安定に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 応急危険度判定士及び宅地危険度判定士（以下併せて「判定士」という。）の養成に関すること。
- (2) 判定活動を行うにあたって、判定士を指揮、監督するコーディネーター等の養成に関すること。
- (3) 判定活動を行う民間判定士の災害補償に関すること。
- (4) 調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他、事業達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村で構成する。

2 協議会の委員は、別表1に掲げる者とする。

(分担金)

第5条 協議会の経費は、負担金及び雑収入をもって充てる。なお、負担金の額は総会において別に定める。

(役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は神奈川県県土整備局建築住宅部長、副会長は横浜市建築局企画部防災担当部長、川崎市まちづくり局指導部長及び相模原市都市建設局まちづくり推進部長の職にある者をもって充てる。

2 協議会に監事を置き、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市から1人、その他の市町村から1人、計2人の委員の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長の任期は、その在任期間とし、監事の任期は、1年間とする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ指定した順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(総会の種別)

第8条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の開催)

第9条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 部会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 委員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(総会の招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長がこれを務める。

(定足数)

第12条 総会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権等)

第13条 総会における議決権は、1委員につき1個とする。

2 議決権は、委員又はその代理人が総会に出席して決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、代理人により議決権を行使する者は、出席委員とみなす。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決)

第15条 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、第13条第2項の規定にかかわらず、出席委員の議決権の3分の2以上で決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 協議会の解散

(議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席者数（表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(部会)

第17条 協議会に第3条の事業を円滑に遂行するため、応急危険度判定部会及び宅地危険度判定部会（以下併せて「部会」という。）を置き、別表2に掲げる者（以下「部会員」という。）で組織する。

2 部会に部会長を置き、神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課長の職にある者をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理し、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

4 部会は、総会に付議すべき事項及び総会の議決した事項の執行に関する事項のうち、当該部会の運営及び事業に関する事項を審議し、議決する。

5 第12条及び第13条の規定は、部会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(分科会)

第18条 部会に、専門的事項を調査、検討するための分科会を置くことができる。

2 分科会は、調査、検討した結果について、部会に報告しなければならない。

(合同会議)

第19条 部会及び分科会は、第3条の事業の遂行及び相互の活動連携を図るため、合同で会議を開催することができる。

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第22条 この協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第23条 この協議会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後、1か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を一般財団法人神奈川県建築安全協会に置く。ただし、宅地危険度判定に係る事務局は、神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課とする。

2 事務局は、部会長と事前に協議した上で事務を処理するものとする。

(会長への委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成12年4月25日から施行する。
- 2 この規約の施行に伴い、平成3年8月5日施行の神奈川県建築物震後対策推進協議会運営要綱は廃止する。
- 3 この規約の施行に伴い、平成10年5月15日施行の神奈川県被災宅地危険度判定推進協議会要綱は廃止する。
- 4 神奈川県被災宅地危険度判定推進協議会は、協議会の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて協議会が承継する。
- 5 被災宅地危険度判定制度においては、協議会での検討の成果を降雨災害による被災宅地の危険度判定に引き続き反映させていくものとする。

附 則

この規約は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月28日から施行する。

別表1

区 分	委 員	区 分	委 員
神奈川県	建築住宅部長	葉山町	都市経済部長
横浜市	企画部防災担当部長	寒川町	都市建設部長
川崎市	指導部長	大磯町	都市建設部長
相模原市	まちづくり推進部長	二宮町	都市部長
横須賀市	都市部長	中井町	まち整備課長
平塚市	まちづくり政策部長	大井町	都市整備課長
鎌倉市	都市景観部長	松田町	まちづくり課長
藤沢市	計画建築部長	山北町	都市整備課長
小田原市	都市部長	開成町	街づくり推進課長
茅ヶ崎市	都市部長	箱根町	環境整備部長
逗子市	環境都市部長	真鶴町	まちづくり課長
三浦市	総務部長	湯河原町	まちづくり課長
秦野市	都市部長	愛川町	都市施設課長
厚木市	まちづくり計画部 許認可担当部長	清川村	まちづくり課長
大和市	街づくり施設部長		
伊勢原市	都市部長		
海老名市	まちづくり部長		
座間市	都市部長		
南足柄市	都市部長		
綾瀬市	都市部長		

別表2

区 分	応急危険度判定部会員	宅地危険度判定部会員
神奈川県	建築安全課長	建築安全課長
横浜市	建築防災課長	建築防災課がけ・狭あい担当課長
川崎市	建築管理課担当課長	宅地企画指導課長
相模原市	建築審査課長	開発調整課長
横須賀市	建築指導課長	開発指導課長

平塚市	建築指導課長	開発指導課長
鎌倉市	建築指導課担当課長	開発審査課長
藤沢市	建築指導課長	開発業務課長
小田原市	建築指導課長	開発審査課長
茅ヶ崎市	建築指導課長	開発審査課長
逗子市	まちづくり景観課長	まちづくり景観課長
三浦市	財産管理課長	都市計画課長
秦野市	建築指導課長	開発指導課長
厚木市	建築指導課長	開発審査課長
大和市	建築指導課長	街づくり計画課長
伊勢原市	建築住宅課長	建築住宅課長
海老名市	住宅まちづくり課長	住宅まちづくり課長
座間市	建築住宅課長	建築住宅課長
南足柄市	都市計画課担当課長	都市計画課担当課長
綾瀬市	都市計画課長	都市計画課長
葉山町	都市計画課長	都市計画課長
寒川町	都市計画課長	都市計画課長
大磯町	都市計画課長	都市計画課長
二宮町	都市整備課長	都市整備課長
中井町	まち整備課長	まち整備課長
大井町	都市整備課長	都市整備課長
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長
山北町	都市整備課長	都市整備課長
開成町	街づくり推進課長	街づくり推進課長
箱根町	都市整備課長	都市整備課長
真鶴町	まちづくり課長	まちづくり課長
湯河原町	まちづくり課長	土木課長
愛川町	都市施設課長	都市施設課長
清川村	まちづくり課長	まちづくり課長

第2 神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱

神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱

神奈川県建築物震後対策推進協議
平成11年 4月22日制定
平成13年 1月 6日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とした被災建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）に関する必要な事項を定めることにより、その的確な実施に資することを目的とする。

第2章 震前体制

(判定士、コーディネーターの養成)

第2条 県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という）において、応急危険度判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を事前に養成するものとする。

(判定資機材の備蓄)

第3条 県及び市町村は、判定に不可欠である判定資機材を備蓄し、災害時には、相互に協力し、調達を行えるものとする。

(判定士の災害補償)

第4条 県及び市町村は、協議会において確立した、判定士の活動時における災害補償制度を維持し、判定活動に備えるものとする。

(震前判定計画)

第5条 市町村は、円滑で的確な判定が実施できるよう、事前に判定対象区域、判定対象建築物等を検討し、震前判定計画を作成するものとする。

2 県は、市町村が作成した震前判定計画に対して、意見を述べるができるものとする。

(その他の体制整備)

第6条 県及び市町村は、第2条から第5条に定めるもののほか、協議会での検討を踏まえ、判定に必要な体制整備に努めるものとする。

第3章 実施体制

(判定の実施等)

第7条 市町村は、地震により所管内の多くの建築物が被災した場合、地域防災計画に基づき、判定を実施するものとする。

2 県は、市町村が判定の実施を決定した場合は、判定に必要な支援をするものとする。

(実施本部の設置)

第8条 市町村は、所管内の判定を実施することを決定した場合は、市町村災害対策本部内に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

2 市町村は、実施本部を設置した場合は、県に速やかに連絡するものとする。

(実施本部の業務)

第9条 実施本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村災害対策本部及び県との連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況に基づいた判定実施計画の作成及び見直しに関すること。
- (3) 判定士、コーディネーターの支援要請に関すること。
- (4) 判定士、コーディネーターの受け入れに関すること。
- (5) 判定資機材の手配に関すること。
- (6) 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保に関すること。
- (7) 判定結果の集計、報告に関すること。
- (8) 報道機関、住民に対する広報に関すること。
- (9) その他必要な判定実施に関すること。

(支援要請)

第10条 市町村は、地震の被害状況により、判定の実施に関し県に対して、支援要請を行うことができるものとする。

(支援本部の設置)

第11条 県は、市町村から判定の実施について支援要請がなされた場合は、被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を県災害対策本部内に設置し、実施本部が実施する判定に関して支援するものとする。

(支援本部の業務)

第12条 支援本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県災害対策本部、実施本部、県内市町村、他都道府県、国土交通省及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (2) 実施本部からの要請内容や被害状況を考慮した支援実施計画の作成及び見直しに関すること。
- (3) 支援実施計画に基づいた県内市町村、他都道府県への判定士、コーディネーターの応援要請に関すること。
- (4) 判定士に対する傷害保険手続きに関すること。
- (5) 判定資機材の手配、提供及び補充に関すること。
- (6) 実施本部までの輸送路の状況把握、確保に関すること。
- (7) 判定実施結果の集計、報告に関すること。
- (8) 報道機関等に対する広報に関すること。
- (9) その他必要な判定支援に関すること。

(広域支援要請等)

第13条 県は、地震規模が大規模であること等により、必要であると判断する場合は、国土交通省、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会等に対し、必要な応援を要請することができるものとする。

2 県は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、判定の実施についての必要事項は、県及び市町村相互において協議の上、定めることとする。

第3 神奈川県被災宅地危険度判定実施要綱

神奈川県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

- (1)「宅地」宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2)「被災宅地危険度判定」宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3)「危険度判定実施本部」危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4)「危険度判定支援本部」被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5)「宅地判定士」被災宅地危険度判定を実施する者として、神奈川県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載したもの又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登載したものをいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、認定登録要綱に基づき宅地判定士の認定登録及び更新に関する事務を行う。
- 3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 4 県は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引による。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は、他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のための支援を要請することができる。

(資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

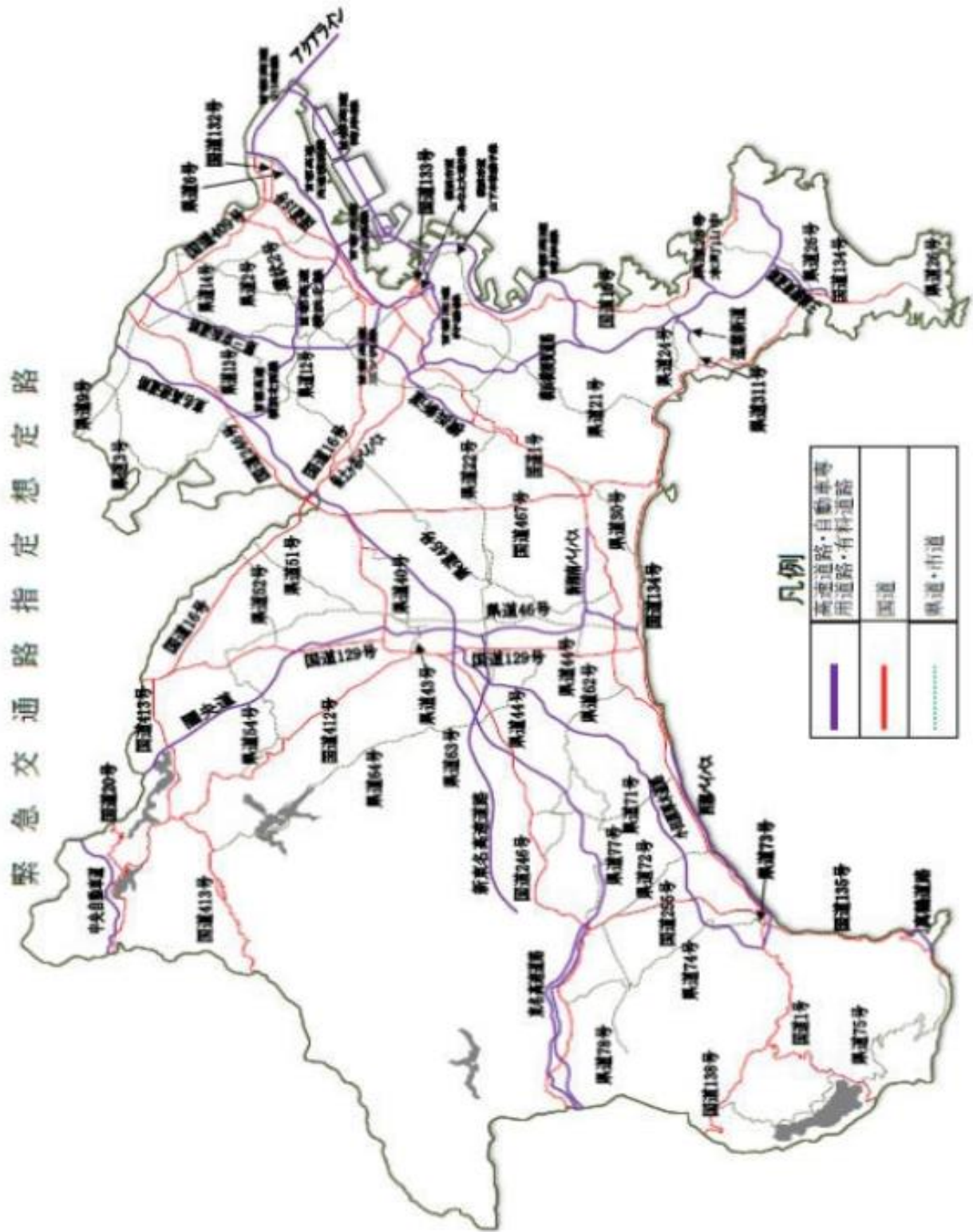
この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

第 1 4 節 緊急輸送対策関係

第1 神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画図



第 2 緊急交通路指定想定路一覽



第3 大規模災害等発生時の交通規制計画

大規模災害等発生時の交通規制計画は、災害対策基本法等に基づいて定めています。

大規模災害等が発生した場合、人命救助、災害の拡大防止等の災害応急対策等を迅速に実施するため、一般車両の通行を禁止、又は制限することにより、災害応急対策等に従事する緊急通行車両の通行を円滑にする必要があります。

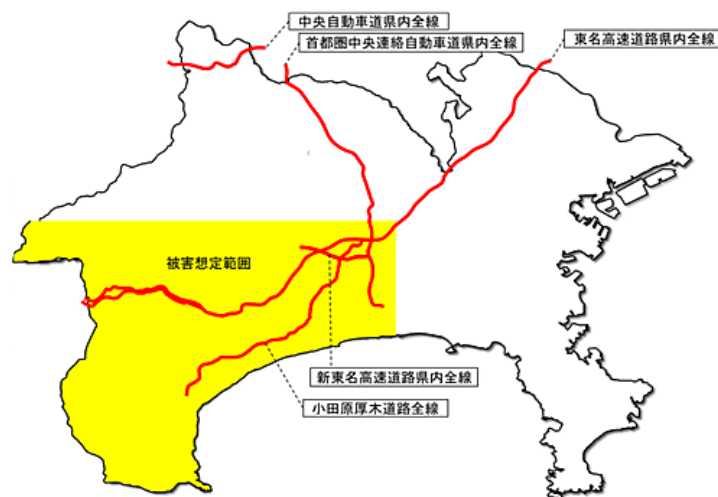
そこで、神奈川県警察の策定した大規模災害等発生時の交通規制計画は、想定地震に基づく被害想定範囲から災害応急対策等のために緊急交通路として確保する必要性の高い道路をあらかじめ指定して交通を規制する「路線規制」と、一定以上の震度を観測した区域と被害が甚大で交通規制が必要であると認められる区域及び津波浸水区域を面で規制する「面規制」の二つの柱で構成されています。

1 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとの4つに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等を公安委員会の意思決定により、あらかじめ緊急交通路として指定します。

また、以下に示した道路の他に、必要に応じて県警交通部長が必要と認めた路線を、緊急交通路として指定します。

(1) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震[警戒宣言発令も含む]が発生した場合の交通規制計画



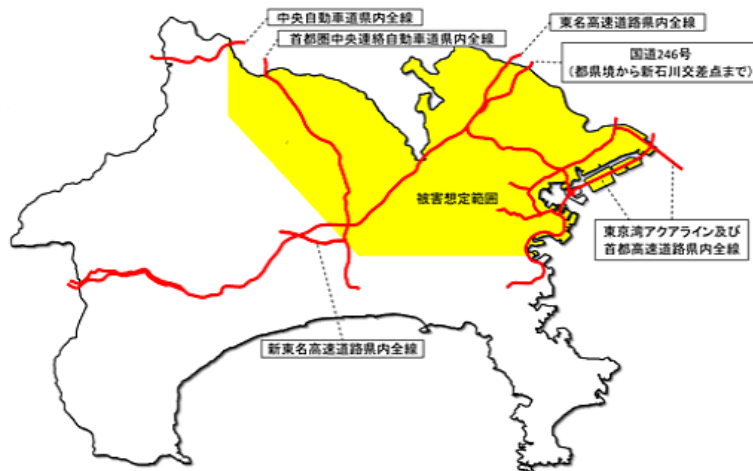
(2) 大正型関東地震が発生した場合の交通規制計画



(3) 三浦半島断層群の地震が発生した場合の交通規制計画



(4) 都心南部直下地震が発生した場合の交通規制計画



2 震度等に基づく交通規制計画（面規制）

あらかじめ、公安委員会の意思決定により、気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域、また大津波警報が発表された場合等において、津波を警戒すべき区域について、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を定めています。

- ア 震度6強以上が観測された区域
- イ その他、甚大な被害が確認された区域で、県警交通部長が必要と認めた道路の区域
- ウ 沿岸市町が定めた津波浸水区域

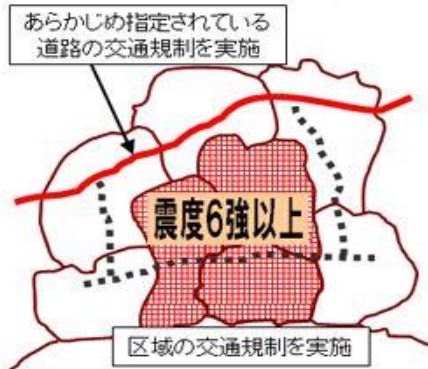
3 大規模災害等発生時の交通規制時系列（例）

大規模災害等が発生すると、緊急交通路として交通を規制されることがあらかじめ決められている道路では、直ちに緊急交通路として交通規制が実施され、一般車両は通行止めとなります。

さらに、大規模災害等が発生した後に、被害の状況などから緊急交通路として追加的に規制を行う必要があると認めた道路で交通規制が実施されると、あらかじめ決められている道路と同じく一般車両は通行止めとなります。県内には「緊急交通路指定想定路」が59路線あり、原則としてその中から指定される予定です。

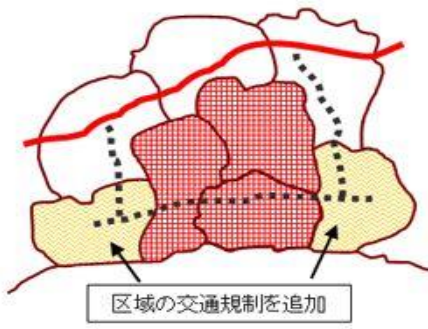
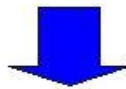
次に示す図は、大規模災害等発生時の交通規制を時系列でまとめたものです。

大規模災害等発生



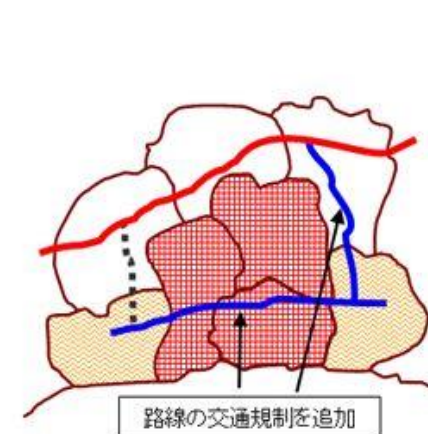
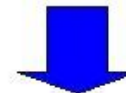
あらかじめ指定されている道路の交通規制の実施

災害等発生後、速やかに公安委員会の意思決定に基づいてあらかじめ緊急交通路として指定している路線の交通規制と、震度6強以上を観測した区域で交通規制を実施。



区域の交通規制を追加

震度6弱以下を観測した区域でも、被害の状況などから、県警交通部長が交通規制の実施を必要と認めた場合は、公安委員会の意思決定に基づいて交通規制を実施する区域を追加的に指定。



路線の交通規制を追加

あらかじめ指定している道路だけでは、被災地域に緊急通行車両等が円滑に移動できないなどの理由から、交通規制を行う道路を追加的に指定。

※ 県内には、緊急交通路として指定されることが想定されている緊急交通路指定想定路が59路線あり、原則として緊急交通路は、指定想定路の中から指定されることとなります。
[緊急交通路指定想定路についてはこちらをご覧ください。](#)



災害応急対策等復旧の状況から、段階的に交通規制を緩和

(出典：神奈川県警察HP)

第4 交通規制の対象から除かれる車両

1 大規模災害等発生直後における道路交通法第4条に基づく交通規制の対象から除外する車両

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路交通法第39条の緊急用務を行う機関が当該目的のため使用する車両（緊急自動車以外の車両）
- (3) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策、原子力災害対策特別措置法第26条第1項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）に従事する車両で、かつ、緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証を携帯している車両
- (4) 災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって道路運送車両法の規定による自動車番号標以外のもの（以下「特別番号標」という。）を有している車両
- (5) 災害応急対策等に従事する次の車両
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資器材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (6) 災害応急対策等責任者の行う災害応急対策等に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び普通自転車（以下「二輪車」という。）
- (7) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
- (8) 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両
- (9) 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、避難者等への避難等のため通行させることがやむを得ないと認められる車両
- (10) その他交通部長が必要と認めた車両

2 大規模災害等発生直後における災害対策基本法第76条第1項、原子力災害対策特別措置法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路交通法第39条の緊急用務を行う機関が当該目的のため使用する車両（緊急自動車以外の車両）
- (3) 災害応急対策等に従事する車両で、かつ、災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章（以下「標章」という。）を掲示している車両
- (4) 災害応急対策等に従事する自衛隊車両等であって特別番号標を有している車両
- (5) 災害応急対策等責任者の行う災害応急対策等に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の二輪車
- (6) その他交通部長が必要と認めた車両

（出典：「神奈川県公安委員会意思決定の改正について（通知）」（神交規発855号、令和2年9月17日、神奈川県警察本部交通部交通規制課長通知）

第5 茅ヶ崎警察署管内緊急交通路指定想定路図

茅ヶ崎警察署の管内には、緊急交通路として指定されることが想定されている緊急交通路指定想定路が圏央道、新湘南バイパス、国道1号、国道134号、県道30号、県道44号、県道45号、県道46号となっており、交通検問所の設置が想定される場所は、茅ヶ崎駅入口交差点、産業道路入口交差点、浜須賀交差点、寒川中学校入口交差点となっています。

茅ヶ崎警察署管内緊急交通路指定想定路図



(出典：茅ヶ崎警察署HP)

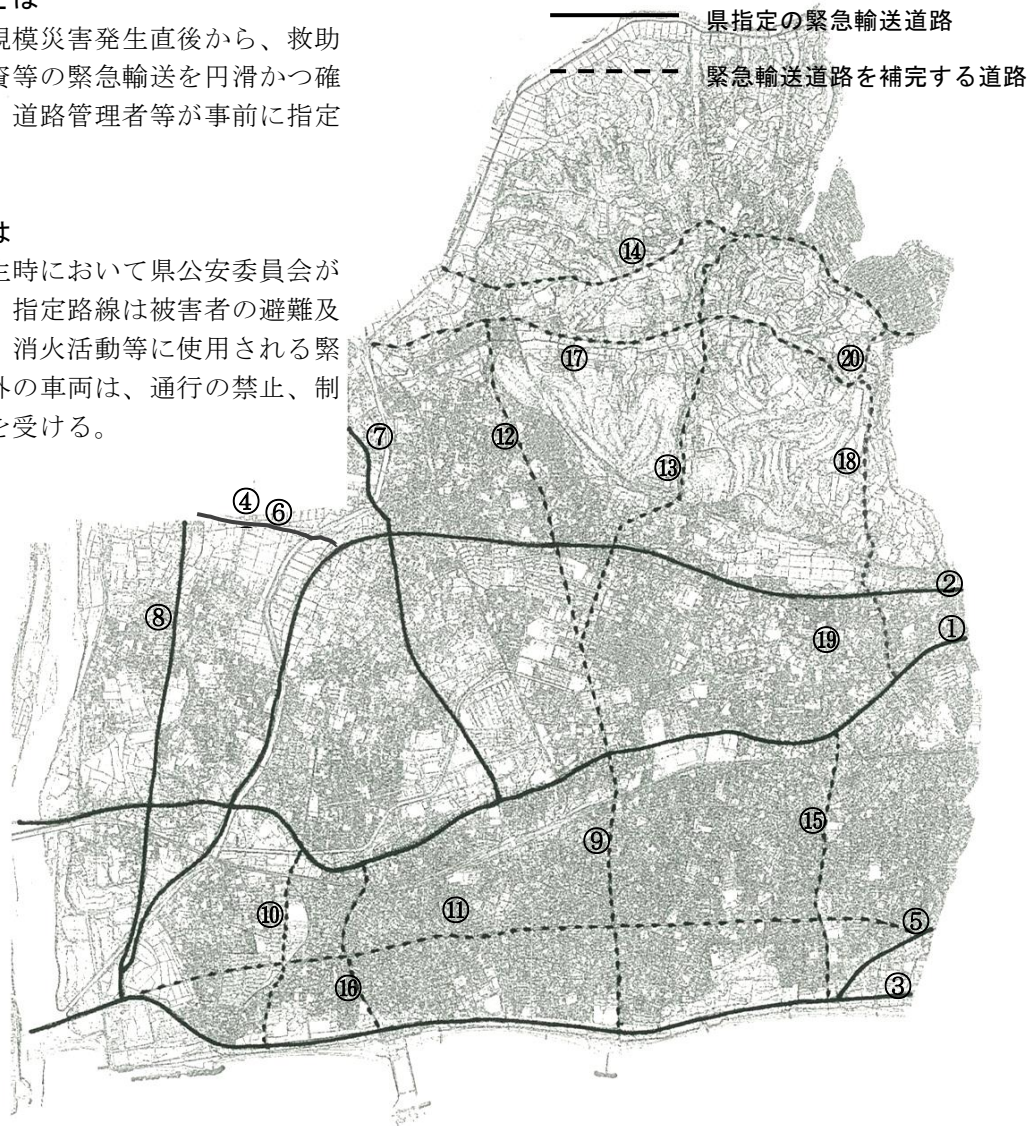
第6 緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路一覧及び道路図

緊急輸送道路とは

地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。

緊急交通路とは

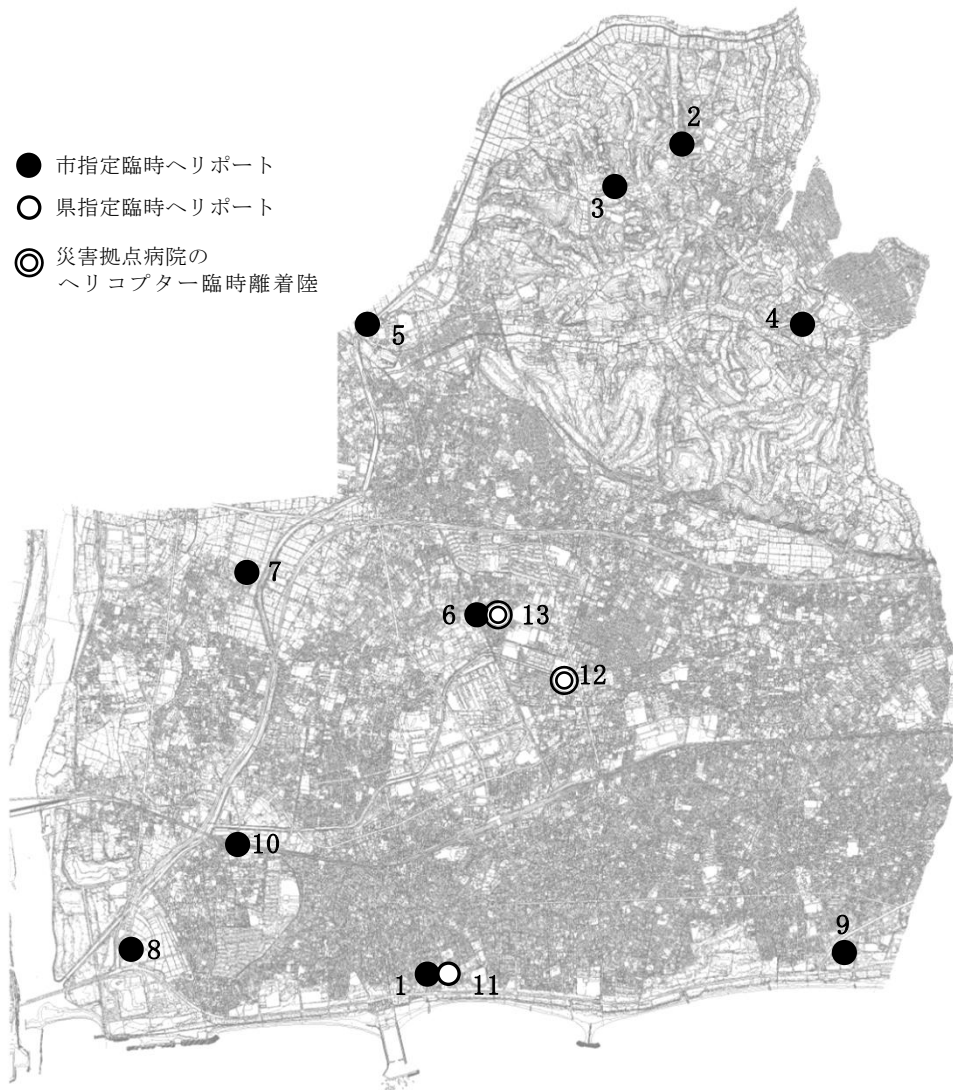
大地震等発生時において県公安委員会が指定する路線。指定路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。



県指定の緊急輸送道路					
①	国道1号	市内全線	⑤	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	市内全線
②	国道1号(新湘南バイパス)	市内全線	⑥	県道44号(伊勢原藤沢)	寒川町境～ 県道45号交差
③	国道134号	市内全線	⑦	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	市内全線
④	国道468号(さがみ縦貫道路)	市内全線	⑧	県道46号(相模原茅ヶ崎)	市内全線

緊急輸送道路を補完する道路					
⑨	一中通り	全線	⑮	学園通り	全線
⑩	左富士通り	全線	⑯	南湖通り	全線
⑪	鉄砲道	全線	⑰	大岡越前通り	全線
⑫	東海岸寒川線	県道404号線交点～ みずき交差点	⑱	赤羽根通り	全線
⑬	県道404号(遠藤茅ヶ崎)	市内全線	⑲	小和田通り	全線
⑭	県道47号(藤沢平塚)	市内全線	⑳	市道6214号線	堤八王子原交差点 ～堤東原交差点

第7 ヘリコプター臨時離着陸場一覧及び位置図



市指定臨時ヘリポート					
	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	6	県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1
2	芹沢スポーツ広場	芹沢 430-3	7	県立茅ヶ崎支援学校	西久保 29-1
3	県立茅ヶ崎里山公園	芹沢 1030	8	柳島スポーツ公園	柳島 1300
4	小出暫定スポーツ広場	堤 427	9	県立湘南汐見台公園	汐見台 3-15
5	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515	10	モリタ宮田工業株式会社	下町屋 1-1-1
県指定臨時ヘリポート			災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場		
	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
11	茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11	12	茅ヶ崎市立病院	本村 5-15-1
			13	県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1

第8 交通規制標識



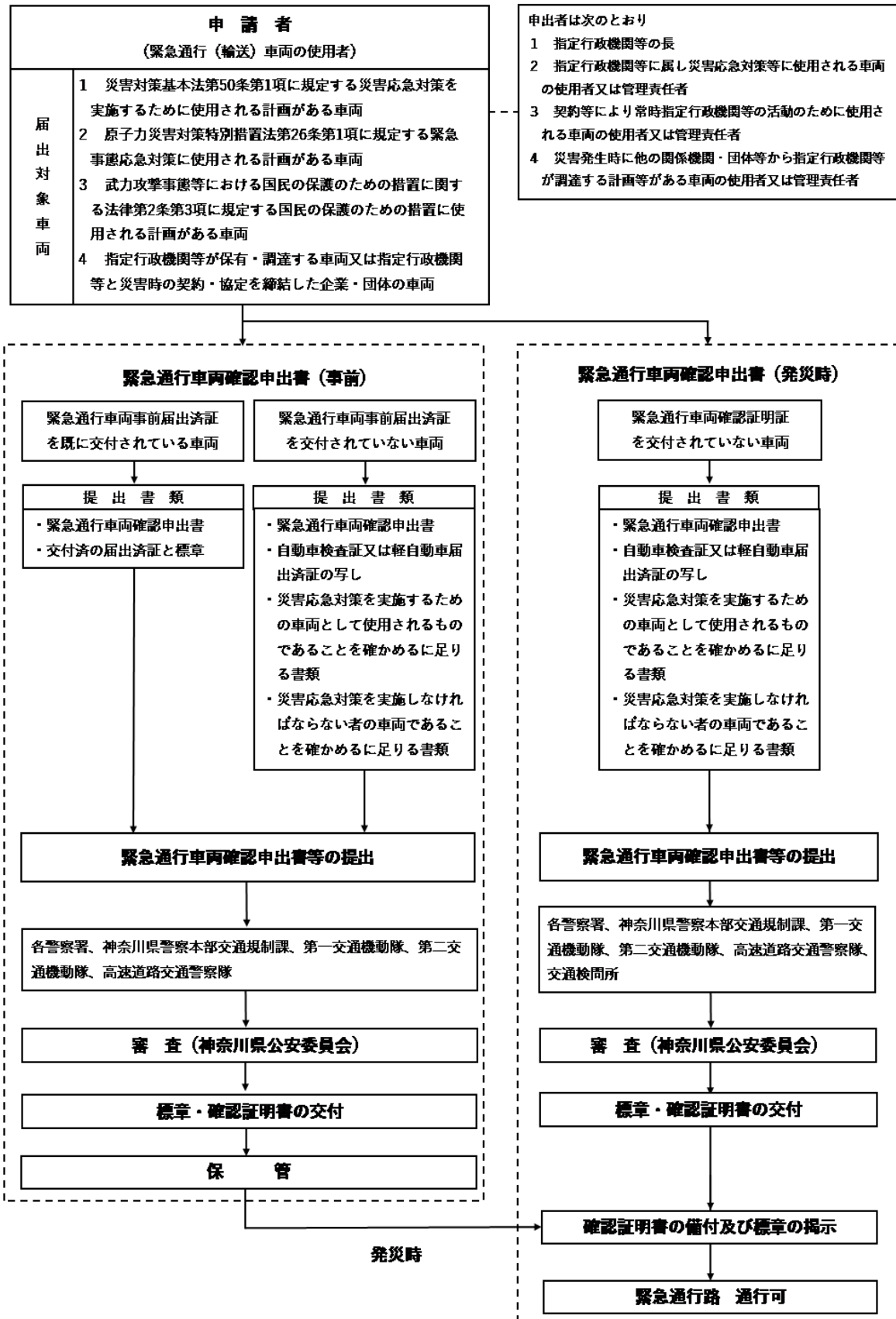
- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第9 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第10 緊急通行車両の確認申出・確認事務の概要



第14節 緊急輸送対策関係

第11 緊急通行車両及び規制除外車両の確認申出書・確認証明書

第11 緊急通行車両及び規制除外車両の確認申出書・確認証明書

別記様式第3 (第6条関係)

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5

公安委員会 殿		年 月 日
規制除外車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第12 車両用燃料補給所一覧

	事業所名	住所
1	茅ヶ崎石油(株)セルフ1 茅ヶ崎サービスステーション	茅ヶ崎 1-3-33
2	茅ヶ崎石油(株)香川サービスステーション	寒川町大曲 3-15-3
3	高田石油(株)	高田 2-1-8
4	太陽石油(株)	常盤町 5-17
5	湘南海岸富士見石油(有)	柳島 1792
6	(有)石井石油商会	堤 2282-1
7	キグナス石油販売(株)セルフ茅ヶ崎店	堤 2979-17
8	昭和礦油(株)セルフ萩園SS	萩園 1270
9	(株)ENEOSフロンティア Dr. Drive セルフ湘南店	小桜町 3-38
10	(株)東日本宇佐美 神奈川販売支店	今宿 914
11	(株)ENEOSフロンティア Dr. Drive セルフ茅ヶ崎店	茅ヶ崎 3-2-1
12	(株)木内寒川給油所ラパス	寒川町田端 1447

第13 陸上輸送業

	会社名	所在地	電話
1	一般社団法人神奈川県トラック協会	横浜市港北区新横浜 2-11-1 トラック総合会館 4F	045-471-8005
2	日本通運(株)藤沢物流センター事業所	藤沢市渡内 3-2-10	0466-23-4111
3	ヤマト運輸(株)湘南主管支店	藤沢市藤沢 559 角若松ビル 6F	0466-54-0950
4	佐川急便(株)湘南営業所	藤沢市菖蒲沢 1	0570-02-0014

第14 タクシー業者一覧

	会社名	所在地	電話
1	神奈中タクシー(株)茅ヶ崎営業所	香川 6-4-1	0463-30-5330
2	富士見交通(株)茅ヶ崎営業所	萩園 1270-251	0120-88-1243
3	小和田交通(株)	下寺尾 428-1	51-1119
4	(有)香川第一交通	下寺尾 428-1	51-1119

第15 漁業協同組合漁船一覧

組 合 名	所 在 地	電 話	種 別	隻 数
茅ヶ崎漁業組合	南湖 6-12988	82-3025	5 t 以上の海水動力船	22
			5 t 未満の海水動力船	23

第16 茅ヶ崎建設業協会災害応急工作隊規約

茅ヶ崎建設業協会災害応急工作隊規約

(名称)

第1条 この隊は、茅ヶ崎建設業協会災害工作隊と称する。

(目的)

第2条 この隊は、茅ヶ崎市地域内における、洪水、高潮その他の災害に対し、茅ヶ崎市長の要請に基づき随時出動し、水害その他の災害の防御、災害箇所の復旧等の応急工作に挺身することを目的とする。

(事務所)

第3条 この隊は、本部を茅ヶ崎市矢畑 995-1 茅ヶ崎建設業協会事務所に置く。

(構成)

第4条 この隊は、茅ヶ崎建設業協会会員をもって組織する。

(役員)

第5条 この隊に、次の役員を置く。

隊長 1人

副隊長 2人

(役員を選出)

第6条 隊長及び副隊長は、茅ヶ崎建設業協会会長及び副会長とする。

(隊長の職務)

第7条 隊長は、災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは常に本部にあって、茅ヶ崎市長、茅ヶ崎市消防署長及び茅ヶ崎警察署長と緊密な連絡をとり、本隊の目的達成のため、隊務を掌理する。

(副隊長の職務)

第8条 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(隊員の職務)

第9条 隊員は、隊長の指令により、その所有する機械、車両、資材及び労力を必要に応じて市に供給し、本隊の目的達成のため努力する。

(この規約に定めない事項)

第10条 この規約に定めない事項については、そのつど茅ヶ崎市長その他の関係機関と協議して定める。

附 則

この規約は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

第17 茅ヶ崎建設業協会会員一覧

一般社団法人茅ヶ崎建設業協会

(住 所) 茅ヶ崎市矢畑 995

(電 話) 86-6202

(F A X) 85-5954

令和6年1月現在

	会社名	所在地	電話
1	浅岡建設(株)	茅ヶ崎市元町 12-9	82-0166
2	(株)井戸屋	茅ヶ崎市堤 587	54-3241
3	稲岡ホーム建設(株)	茅ヶ崎市高田 4-4-5	54-2222
4	(有)上原工務店	茅ヶ崎市円蔵 341	82-6517
5	(株)大西工務店	茅ヶ崎市西久保 1493-12	85-4625
6	(株)小川工務店	茅ヶ崎市元町 10-4	85-3145
7	(株)金子建材土木	寒川町宮山 350-3	74-2447
8	亀井工業(株)	茅ヶ崎市南湖 1-4-25	86-1111
9	(株)菊地土建	寒川町大蔵 864	75-0801
10	共立土木(株)	茅ヶ崎市萩園 2029	87-1041
11	(株)クワコー	茅ヶ崎市若松町 6-24	85-7975
12	(株)高伸	茅ヶ崎市円蔵 1-21-25	54-2829
13	相模開発(株)	寒川町田端 1577	74-5505
14	(有)サクマ土建	茅ヶ崎市高田 1-13-31	52-1037
15	ささき工業(株)	茅ヶ崎市浜之郷 328-3	86-5776
16	(株)勝栄工業	寒川町田端 1180	74-3733
17	(株)湘南いざわ	茅ヶ崎市菱沼 1-5-21	52-4595
18	(有)湘南クラフト	茅ヶ崎市円蔵 1-24-26	53-0303
19	(株)湘南推進工業	寒川町大蔵 915-1	73-0666
20	大栄建設工業(株)	茅ヶ崎市円蔵 2221	87-1529
21	大勝建設(株)	茅ヶ崎市中海岸 1-1-58	86-2600
22	(株)中森工業	茅ヶ崎市東海岸南 6-3-16	57-0013
23	(株)永沢興業	茅ヶ崎市香川 4-29-1	57-6331
24	磐梯建設(株)	茅ヶ崎市本宿町 3-7	81-5035
25	(株)富士建設	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-2-66	85-3900
26	湘南渡邊(株)	茅ヶ崎市今宿 943	87-3232
27	(株)コウケン	茅ヶ崎市共恵 1-5-5	86-2351
28	(株)総栄	茅ヶ崎市堤 1628	84-7781
29	(株)コハラ	茅ヶ崎市堤 587-9	54-9797
30	(株)五常建設	茅ヶ崎市南湖 4-18-47	53-9143
31	(株)SHOBU	茅ヶ崎市矢畑 1426-2	86-1600
32	(株)勝龍建設	茅ヶ崎市矢畑 1426-2	57-1350

第 1 5 節 広域応援・受援対策関係

第1 広域応援活動拠点

	施設名	所在地	備考	主な用途		
				警察	消防	自衛隊
1	小出暫定スポーツ広場	堤 427	ヘリコプター臨時離発着場			○
2	東海カーボン(株)湘南工場	円蔵 370	災害協定による	○	○	○
3	県立茅ヶ崎北陵高校グラウンド [※]	下寺尾 515	ヘリコプター臨時離発着場		○	
4	円蔵スポーツ広場	円蔵 1-651-1				○
5	第一カッターきいろ公園(中央公園)、市役所前広場	茅ヶ崎 2-3-1 茅ヶ崎 1-1-1			○	
6	柳島スポーツ公園	柳島 1300			○	○
7	東邦チタニウム(株)	茅ヶ崎 3-3-5	災害協定による	○		
8	県立鶴嶺高校	円蔵 1-16-1	ヘリコプター臨時離発着場			○

※「神奈川県災害時広域受援計画 -資料編-」と整合する記載とする。

第2 臨時宿泊施設

	施設名	所在地	備考
1	市民文化会館	茅ヶ崎 1-11-1	他自治体からの応援職員の宿泊施設
2	東横INN湘南茅ヶ崎駅北口	茅ヶ崎 1-2-53	他自治体からの応援職員の宿泊施設
3	東横INN茅ヶ崎市役所	茅ヶ崎 1-1-14	他自治体からの応援職員の宿泊施設

第3 茅ヶ崎市災害派遣手当の支給に関する条例

茅ヶ崎市災害派遣手当の支給に関する条例

〔 昭和39年4月1日
条例第3号 〕

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例4・平25条例22・平25条例43・一部改正)

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、職員が住所または居所を離れて茅ヶ崎市内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が茅ヶ崎市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第8号)抄

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) (昭和51条例22・平7条例12・全改)

利用施設の区分 茅ヶ崎に滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設(1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

(参考)

(地方公務員法)

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第4 茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度要綱

茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に大規模な災害が発生した場合等に必要な専門職ボランティアの登録につき、必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な専門職ボランティア活動の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア（以下「専門職ボランティア」という。）とは、市内に居住し、又は在勤する者であって、市内に大規模な災害が発生した場合等において、次に掲げるボランティア活動を行う者をいう。

- (1) 傷病者の救急処置、避難住民の健康相談及び健康管理
- (2) 要介護者の身体介護、日常生活の自立支援及び介護に関する相談援助
- (3) 障害者の身体介護、日常生活の自立支援及び相談援助

(活動内容)

第3条 専門職ボランティアは、市内で大規模な災害が発生した場合等に、自宅又は勤務場所近くの災害対策地区防災拠点等で前条各号に掲げる活動を行い、避難者の訴えを傾聴し、不安軽減の対応に努める。

2 専門職ボランティアは、避難者が必要とする支援の内容を積極的に把握し、各職種の専門職ボランティアや災害対策地区防災拠点の配備職員、自主防災組織、医療救護所の医療職及び医療救護班等と、必要に応じた連携を行うものとする。

(登録手続き等)

第4条 専門職ボランティアとして登録を受けようとする者は、茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア登録申込書（第1号様式）及び個人情報の取扱いに関する同意書（第2号様式）を市長に提出するとともに、第5条に該当する資格の免許証を提示する。

2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合において、その適否を審査し、適当と認めるときは、茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア登録者名簿（第3号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

3 市長は、市内に大規模な災害が発生した場合等に、速やかにボランティア活動保険の加入手続きができるように、茅ヶ崎市社会福祉協議会へ登録者名簿を提供する。

(資格等の要件)

第5条 市長は、専門職ボランティアの登録の申込みをした者が、次の各号に掲げるボランティア活動に応じ、当該各号に定める資格を有するときは、専門職ボランティアに登録するものとする。

- (1) 第2条第1項に掲げる活動 看護師、准看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士又は歯科衛生士
- (2) 第2条第2項に掲げる活動 介護福祉士、介護支援専門員又はホームヘルパー1級若しくは2級
- (3) 第2条第3項に掲げる活動 作業療法士、理学療法士、義肢装具士、精神保健福祉士、社会福祉士、視覚障害者ガイドヘルパー、手話通訳士、障害者支援施設等のヘルパー又は生活指導員
- (4) その他市長が必要と認める者

(登録証の交付等)

第6条 市長は、第4条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)に茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア登録証(第4号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録者は、ボランティア活動を行う場合に、登録証を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(活動期間)

第7条 活動期間は、登録者が活動できる期間とする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録した事項に変更がある場合は、茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア登録変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録証紛失兼再発行願)

第9条 登録者は、登録証を紛失した場合は、茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア証紛失届兼再発行願(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 新たな登録証の職種番号前には、((再))と記載する。

(登録の辞退)

第10条 登録者は、登録を辞退する場合は、茅ヶ崎市災害時保健福祉専門職ボランティア登録辞退届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を辞退した者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録者として不適当と認めるときは、当該登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

(活動の報酬)

第12条 本制度による専門職ボランティアの活動は、無償で行うものとする。

(登録者の個人情報)

第13条 市長は、登録者に関する個人情報は、ボランティア活動に必要な範囲で、関係機関へ情報提供等を行うことができる。

(保険及び補償)

第14条 専門職ボランティアの活動を行った場合、ボランティア活動保険の保険料は登録者が負担し、登録者は、ボランティア活動保険に加入手続をした翌月上旬までに、茅ヶ崎市社会福祉協議会へ保険料を支払うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 市長は、茅ヶ崎市社会福祉協議会へ登録者名簿を提供することにより、市内に大規模な災害が発生した場合等に、茅ヶ崎市社会福祉協議会が登録者の代理人として、速やかにボランティア活動保険の加入手続をする。

3 専門職ボランティア活動中の事故等に対する補償については、ボランティア活動保険の範囲内で行うものとする。

(情報提供等)

第15条 市長は、登録者に対して、必要な情報提供等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則


この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(第4号様式)

(表)

茅ヶ崎市災害時 保健福祉専門職ボランティア登録証	
職種番号及び登録番号	
職 種	
氏 名	
茅ヶ崎市長 印	

(裏)

発行日	年	月	日
(注意事項)			
1 この登録証は、常に携帯し、必要のあるときには提示しなければならない。			
2 この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。			
3 この登録証は紛失し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更があったときには、速やかに届け出なければならない。			
4 登録の身分を失ったときは、直ちに返還しなければならない。			

第 1 6 節 災害救助法関係

第1 被害の分類認定基準

被害状況を報告する際の人及び住家その他被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害については、次の区分により報告する。

また、重軽傷者の別が把握できない場合は負傷者として報告し、重軽傷が判別した時点で報告すること。

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
- (4)「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば市庁舎、公民館、市立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同住宅を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ火災件数として報告する。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作

物の被害とする。

- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第2 神奈川県との災害救助法による事務委任に係る事前の取決め

災害救助法による事務委任に係る事前の取決め

1 趣旨

この取決めは、災害救助法第13条第1項に基づき救助を迅速に行うため必要があると認められるときに、県の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を、市町村が行うこととするために必要な事項について、事前に定めるものである。

災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抄）

（市町村長による救助の実施に関する事務の実施）

第17条 都道府県知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第7条から第10条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

2 事務の内容

県は、別表に掲げる救助種目に係る事務の全部又は一部を市町村に委任することとし、広域調整が必要な事務は、県が実施することとする。

ただし、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じて委任する事務の範囲を調整することがある。

3 留意点

(1) この取決めは、災害対策基本法及び各種計画、マニュアル等における実施主体を基本とし、救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限る。

(2) 市町村を実施機関とする救助事務については、一義的には市町村による対応を基本とするが、当該市町村による対応が困難な場合は、県が支援する。

(3) 上記に関わらず、広域調整が必要な事務が発生した場合は、県が当該事務を実施する。

別表

救助種目	実施機関	備考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村	神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル等における役割分担を原則とし、特に応急仮設住宅設置計画の作成は、県の広域調整を必要とする事務である。
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	※神奈川県地域防災計画等における役割分担を原則とし、県営水道は応急飲料水の確保に努める。
5 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	市町村	
6 医療・助産	県・市町村	神奈川県保健医療救護計画等における役割分担を原則とし、特に保健医療調整本部の機能に係ること(DMAT・医療救護班等の派遣、災害拠点病院等との調整、DMAT・医療救護班等による医療機関への重症患者の輸送等)は、県の広域調整を必要とする事務である。
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	市町村	神奈川県地域防災計画等における役割分担を原則とし、県立学校への学用品の供与に係る事務は県が実施する。
10 埋葬	市町村	
11 死体の捜索・処理	市町村	
12 障害物の除去	市町村	

第 1 7 節 特殊災害対策関係

第1 航空事故等連絡協議会規約

昭和62年1月20日
改正平成19年9月1日
改正平成28年1月15日

航空事故等連絡協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、航空事故等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は別表の関係機関をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 緊急連絡体制の整備

- ア 関係各機関における連絡責任者の指定
- イ 航空事故等緊急連絡情報の経路

(2) 応急及び救援活動

- ア 負傷者救援
- イ 現場対策
- ウ 財産被害者救済
- エ 便宜供与その他

(3) その他必要な事項

(会議の開催)

第5条 協議会の会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、関係機関から要請のあった場合又は必要のある場合は、随時開催できる。

2 協議会は、必要に応じ関係機関の一部で構成する部会を設置し、部会を随時開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、南関東防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議における決定事項は、会議録をもって確認する。

(会議の庶務)

第7条 協議会の庶務は、南関東防衛局管理部業務課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、協議会で定めるものとする。

附則

この規約は、昭和62年1月20日から施行する。

附則

この規約は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年1月15日から施行する。

(別表)

航空事故等連絡協議会関係機関一覧

別表

機 関	担 当 部 署
大和市	市長室 基地対策課 消防本部 消防課
海老名市	財務部 企画財政課 政策経営係 消防本部 消防課
藤岡市	市長室 渉外課 交流・基地対策係 消防本部 消防課
綾瀬市	市長室 基地対策課 消防本部 消防総務課 警防担当
寒川町	町民部 町民安全課
在日米陸軍キャンプ座間	日米防衛協力部 政治軍事課 緊急業務局
在日米海軍司令部	政策普渡連絡室
米海軍日本管区司令部	地域危機管理官
米海軍厚木航空施設	消防隊
陸上自衛隊第4旅団群	渉外部
陸上自衛隊東部方面連成団	第3科
陸上自衛隊第4航空群	第3科
南関東防衛局	作戦書庫
横浜消防事務所	管理部 業務課 事立補償第1係 業務課 業務第2係
座間消防事務所	業務第2係
文川崎市	総務企画局 危機管理室

別表

航空事故等連絡協議会関係機関一覧

機 関	担 当 部 署
第三管区海上保安本部	警備救難部 救難課 運用司令センター
横浜海上保安部	警備救難課
横浜警備海上保安部	警備救難課
神奈川県	政策局 基地対策部 基地対策課 くらし安全防災局 危機管理防災課
神奈川県警本部	刑事部 国際捜査課 警備部 危機管理対策課
横浜市	政策局 基地対策課 総務局 緊急対策課 消防局 消防課
横浜警備市	市長室 国際交流・基地対策課 消防局 消防課
横浜市	防災安全部 危機管理課 消防局 消防課
茅ヶ崎市	くらし安心部 防災対策課
相模原市	消防本部 警防救命課 市長公室 総合政策部 基地対策課 危機管理局 緊急対策課
厚木市	消防局 消防課 市長室 危機管理課 消防本部 消防課

第2 航空事故等に係る緊急措置要領

昭和63年1月29日
改正平成19年9月1日
改正平成28年1月15日

航空事故等連絡協議会規約に基づき、緊急措置要領を次のとおり定める。

航空事故等に係る緊急措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合に備え、緊急連絡及び被災者に対する応急及び救援活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者の指定)

第2条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密かつ適切な通報及び救援活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ別紙1「航空事故等緊急連絡先一覧表」(略)のとおり勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者を指定しておくものとする。

2 指定された連絡責任者を変更したときは、速やかに南関東防衛局(管理部業務課)に通知し、南関東防衛局は他の機関に通知するものとする。

(緊急連絡情報の経路等)

第3条 連絡責任者は、航空事故等の発生を知ったときは、別紙2「航空事故等緊急連絡経路図」により直ちに指定された他の機関の連絡責任者に対し通報するものとする。

(緊急連絡の内容)

第4条 緊急連絡は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落・不時着・器物落下等)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類・量及び爆発若しくは危険物積載の有無。
- (4) 事故現場の状況
- (5) 被害の状況
- (6) その他必要事項

2 事故に伴い災害が発生した場合は、さらに次の各号についても行うものとする。

- (1) 災害発生の場所、周辺の状況
- (2) 人身の場合は、住所、氏名、年齢、職業、傷害の程度、収容先名、電話番号等
- (3) 財産の場合は、所在地、構造、面積、被害の程度等
- (4) その他必要事項

(応急及び救援活動)

第5条 航空事故等が発生した場合の応急及び救援の分担並びに協力については、別紙3「米軍航空事故等応急及び救援活動分担表」、別紙4「自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表」のとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、被災者の応急及び救援活動に努めるものとする。

附則

この要領は、昭和63年1月29日から施行する。

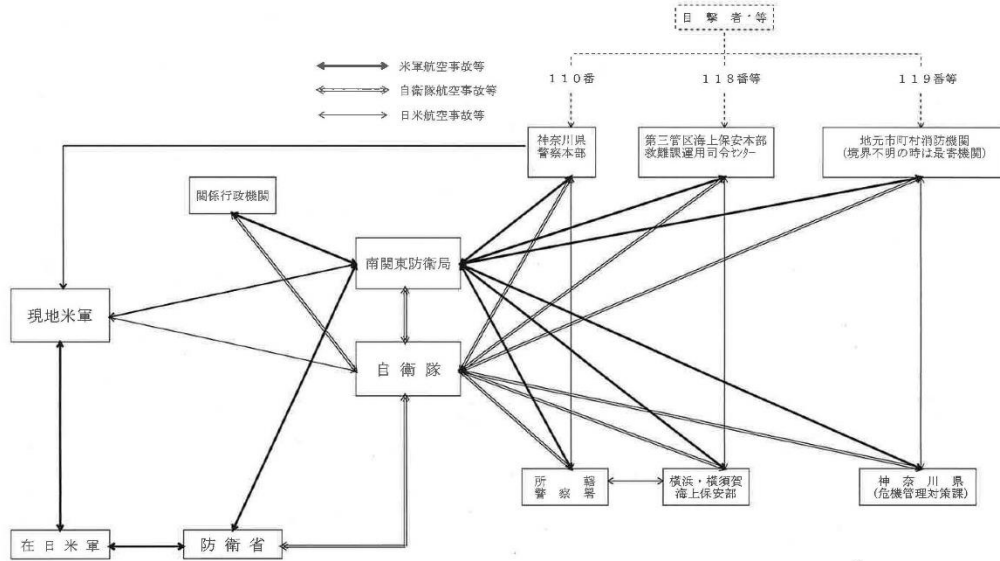
附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

航空事故等緊急連絡経路図



米軍航空事故等応急及び救援活動分担表

区分	活動内容	地方防衛局	警察	消防	海保	自衛隊	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○
	医療機関への搬送	○		◎		○		
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○	○
現場対策	消火活動			◎	◎	○		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎	○		
	現場保存	○	◎	○	◎	○		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎				○		
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎	○		
	仮住居の斡旋・提供等	◎					○	○
	生活必需品支給	◎					○	○
	残置財産警備	◎						

注： ◎印は主務機関とする。
○印は協力機関とする。
海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
航空事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行われるものとする。

自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表

区分	活動内容	自衛隊	警察	消防	海保	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○
	医療機関への搬送	○		◎			
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○
現場対策	消火活動			◎	◎		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎		
	現場保存	○	◎	○	◎		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎					
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎		
	仮住居の斡旋・提供等	◎				○	○
	生活必需品支給	◎				○	○
	残置財産警備	◎					

注： ◎印は主務機関とする。
○印は協力機関とする。
海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
地方防衛局は、自衛隊の要請により応援する。

第3 軽微な航空事故等に係る措置

昭和63年1月29日
改正平成19年9月1日

軽微な航空事故等に係る措置について

航空事故が発生した場合の緊急通報については、航空事故等連絡協議会規約第4条に基づき協議し定めた「航空事故等に係る緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により措置することとなるが、同協議会規約第4条（2）に定める応急及び救援活動を要しない航空事故等（以下「軽微な航空事故等」という。）の通報は、とかく軽視しがちで徹底を欠くきらいがあるので、次のとおり措置することとする。

第1 緊急連絡先及び連絡責任者の範囲

1 連絡先

神奈川県については、総務局基地対策部基地対策課事故発生のある市町及び近隣に所在する市町については、基地対策担当課、警察及び消防機関とする。

2 連絡責任者

「緊急措置要領」別紙1による勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者とする。

連絡責任者に変更があったときは、速やかに南関東防衛局（管理部業務課）へ通知するものとする。

第2 連絡事項

「緊急措置要領」別紙1中、南関東防衛局及び横須賀・座間防衛事務所並びに第4航空群の連絡責任者は、知り得た情報をその都度できるだけ速やかに第1の1に定めた緊急連絡先に通報するとともに必要な措置をとるものとする。

第3 緊急連絡を実施しなかった関係機関への措置

事故の内容及びその実体に応じ、後日又は、協議会の会議の際、報告をもって代える。

第 1 8 節 協定關係

災害協定等一覧

第1 自治体等相互応援協定等

区分	名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
県内	湘南地区災害時相互派遣に関する協定書	平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平成8年8月21日	職員課	243
	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定の申し合わせ事項		平成8年8月21日	職員課	244
	災害時相互応援協定書	藤沢市、寒川町	平成8年11月15日	総合政策課	245
	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県 県内33市町村	平成24年3月29日	防災対策課	246
	神奈川県下消防相互応援協定	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市。鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町	令和4年8月29日	警防救命課	248
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	上記と同様	令和4年8月29日	警防救命課	250	
県外	災害時相互応援に関する協定書	ひたちなか市、市川市、富士市	平成9年10月3日	防災対策課	251
	佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定	佐久市	平成25年1月31日	防災対策課	253
	災害時相互応援に関する協定	岡崎市、佐久市、関ヶ原町	平成25年7月1日	防災対策課	254
	災害時相互応援に関する協定書	南三陸町	平成31年2月20日	防災対策課	258
	施行時特例市災害時相互応援に関する協定書	全国の施行時特例市	令和2年2月17日	防災対策課	259
その他	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会参加市	平成7年10月27日	防災対策課	262
	全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領	全国青年市長会参加市	平成7年10月27日	防災対策課	264
	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する茅ヶ崎市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設司令部	平成23年1月31日	防災対策課	265
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年11月1日	防災対策課	267

第2 情報受伝達関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における緊急放送の協力に関する協定書	株式会社湘南平塚コミュニティ放送	平成12年4月1日	広報シティブロモーション課	268
緊急放送の運用に関する協定書	藤沢エフエム放送株式会社	平成17年8月1日	広報シティブロモーション課	271
災害、防災及び防犯情報の放送等に関する協定	株式会社ジェイコム湘南	平成27年3月1日	広報シティブロモーション課	272

第18節 協定関係
災害協定等一覧

災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成25年1月15日	広報・メディア・プロモーション課	274
茅ヶ崎市と株式会社茅ヶ崎エフエムとの災害時の情報発信に関する連携協定	株式会社茅ヶ崎エフエム	令和5年10月1日	広報・メディア・プロモーション課	276
アマチュア無線による災害時応援協定	茅ヶ崎セフティコミュニティアマチュア無線クラブ	平成29年10月5日	防災対策課	277

第3 医療救護関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
県自治体病院災害時相互応援に関する申合わせ	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、三浦市、大和市	平成7年5月1日	病院総務課	278
災害用応急必要物資の調達に関する協定書	株式会社スズケン藤沢支店	平成9年4月1日	地域保健課	281
	アルフレッサ株式会社(旧福神(株)藤沢支店)	平成9年4月1日	地域保健課	
	株式会社メディセオ(旧クラヤ薬品(株)藤沢支店)	平成9年4月1日	地域保健課	
	東邦薬品株式会社湘南営業所	平成9年4月1日	地域保健課	
	中北薬品株式会社厚木支店	平成27年2月20日	地域保健課	

第4 津波対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
津波警戒時における茅ヶ崎市と一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部との協定書	一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部	平成23年7月26日	防災対策課	282
(津波警戒時における茅ヶ崎市と一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部との協定書)協定書の一部を変更する協定書	一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部	令和3年6月9日	防災対策課	283
津波発生時の一時退避場所に係る協定書 ※参考様式を掲載	—	—	防災対策課	284

第5 避難対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書	茅ヶ崎高校、茅ヶ崎北陵高校、鶴嶺高校、茅ヶ崎西浜高校	平成19年3月15日	防災対策課	286
災害時における避難施設等の施設使用に関する協定書	TOTO株式会社	平成19年3月28日	防災対策課	288
災害時における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関する協定書	モリタ宮田工業株式会社	平成20年7月3日	防災対策課	290
災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書	学校法人平和学園	平成21年3月23日	防災対策課	292
災害時における茅ヶ崎市と株式会社アルバックとの協定書	株式会社アルバック	平成23年3月31日	防災対策課	294

災害時における茅ヶ崎市とアルバックテクノ株式会社との協定書	アルバックテクノ株式会社	令和2年10月2日	防災対策課	296
災害時における避難者受入れに係る協定書	湘南ステーションビル株式会社	平成27年11月19日	防災対策課	298
災害時における避難者受入れに係る協定書	神奈川県衛生研究所	平成25年3月5日	防災対策課	300
災害時における避難者受入れに係る協定書	神奈川県流域下水道整備事務所	平成26年1月7日	防災対策課	302
災害時における避難者受入れに係る協定書	真如苑	平成26年12月1日	防災対策課	303
災害時における県立茅ヶ崎里山公園での避難者受入れに係る協定書	神奈川県藤沢土木事務所、公益財団法人神奈川県公園協会	平成31年2月7日	防災対策課	305
大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書第11条及び災害時における県立茅ヶ崎里山公園での避難者受入れに係る協定書第11条に関する覚書	神奈川県藤沢土木事務所、公益財団法人神奈川県公園協会	平成31年2月7日	防災対策課	307
災害時における避難所等施設利用に関する協定書	学校法人文教大学学園	令和3年10月25日	防災対策課	308
災害時等における茅ヶ崎市と有限会社ハスキー企画との協定書	有限会社ハスキー企画	平成23年8月10日	防災対策課	310
災害時における茅ヶ崎市と大和リース株式会社との協定書	大和リース株式会社横浜支社	令和5年7月1日	防災対策課	312
大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書 ※参考様式を掲載	—	—	防災対策課	314
避難所に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和2年12月7日	防災対策課	316
災害時における障害者の緊急時施設提供の受入れに関する協定書	社会福祉法人ひざしの丘	平成19年12月27日	障がい福祉課	317
	社会福祉法人翔の会		障がい福祉課	
災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書	茅ヶ崎支援学校	令和5年4月1日	障がい福祉課	319
災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	平成25年1月25日	障がい福祉課	321
災害時における要介護者等の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人翔の会	平成25年7月10日	障がい福祉課	323
災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人翔の会	平成31年3月26日	障がい福祉課	325
	社会福祉法人碧		障がい福祉課	
災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書	社会福祉法人慶寿会	平成20年12月17日	高齢福祉課	327
	社会福祉法人米寿会		高齢福祉課	
	社会福祉法人湘南福寿会		高齢福祉課	
	社会福祉法人麗寿会		高齢福祉課	
	社会福祉法人かがやき		高齢福祉課	
	社会福祉法人湘南望青会		高齢福祉課	
	社会福祉法人茅徳会		高齢福祉課	

	社会福祉法人松宝苑		高齢福祉課	
	社会福祉法人讃助の会		高齢福祉課	
災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書	医療法人社団康心会	平成22年2月15日	高齢福祉課	329
	医療法人社団村田会		高齢福祉課	
	医療法人徳洲会		高齢福祉課	
災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書	社会福祉法人慶寿会	平成20年12月17日	高齢福祉課	331
	社会福祉法人翔の会		高齢福祉課	
災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書	社会福祉法人翔の会	平成25年7月10日	高齢福祉課	333
災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書	株式会社リフシア	平成26年6月10日	高齢福祉課	335
	社会福祉法人麗寿会	平成28年11月29日	高齢福祉課	
	株式会社リフシア	平成28年12月14日	高齢福祉課	
	株式会社リフシア	平成29年9月19日	高齢福祉課	
	医療法人社団康心会	令和2年2月4日	高齢福祉課	
災害時における要介護者等の緊急受入れに関する協定書の一部を変更する協定書	株式会社リフシア	平成26年8月1日	高齢福祉課	337
災害時における要配慮者の緊急の受入れに関する協定書	医療法人社団湘南健友会	令和6年2月1日	高齢福祉課	338
災害時における避難者受入れに係る協定書	アクティオ株式会社	令和2年4月1日	産業観光課	341

第6 駅周辺混雑緩和対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
JR茅ヶ崎駅周辺における混雑緩和対策に関する協定書	神奈川県茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道株式会社、神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所	平成20年8月26日	防災対策課	343
「JR茅ヶ崎駅周辺における混雑緩和対策に関する協定」に基づく防災行政用無線屋外拡声子局の拡声装置の使用等に係る要領	神奈川県茅ヶ崎警察署	平成21年6月1日	防災対策課	345

第7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	平成24年6月29日	産業観光課	346
	株式会社たまや	平成24年6月29日	産業観光課	
	株式会社マルエツ茅ヶ崎店	平成25年1月22日	産業観光課	
災害時における応急必需物資の調達に関する協定書	相鉄ローゼン株式会社高田店	昭和62年10月31日	産業観光課	348
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープかながわ	平成24年6月1日	産業観光課	349

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎中央店	平成24年6月1日	産業観光課	351
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	イオンリテール株式会社イオンスタイル湘南茅ヶ崎	平成27年9月18日	産業観光課	353
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社スズキヤ	平成24年10月1日	産業観光課	355
地震災害時における応急給水の協力に関する確認書	神奈川県企業庁水道局茅ヶ崎営業所	平成9年3月28日	下水道河川総務課	357
応急給水支援の事務処理に関する覚書	神奈川県公営企業管理者企業庁	平成18年3月28日	下水道河川総務課	358
災害時における燃料の調達に関する協定書	社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会	平成22年1月22日	契約検査課	359
災害時における燃料の調達に関する協定書	社団法人神奈川県石油商業組合茅ヶ崎支部	平成22年1月22日	契約検査課	360
災害時における応急燃料の調達に関する協定書	茅ヶ崎燃料睦会	平成22年1月22日	契約検査課	361
災害時における応急燃料の調達に関する協定書	株式会社木内	平成22年1月22日	契約検査課	362
災害時における災害時応急用ダンボールの生産に関する協定書	大村紙業株式会社	平成9年8月7日	防災対策課	363
災害時における緊急支援物資の集積場所及び応急必需物資の調達に関する協定	株式会社茅ヶ崎青果地方卸売市場	平成21年5月29日	農業水産課	365
非常時における飲料供給に関する覚書(市体育館設置機)	湘南ヤクルト販売株式会社	平成22年4月1日	スポーツ推進課	367
非常時における飲料供給に関する覚書(茅ヶ崎公園設置機)	ダイードリンク株式会社	平成23年6月1日	スポーツ推進課	368
非常時における飲料供給に関する覚書	ダイードリンク株式会社	平成23年12月12日	スポーツ推進課	369
災害対応自動販売機取扱いに関する覚書(総合体育館設置機)	大塚ウエルネスベンディング株式会社	平成29年3月10日	スポーツ推進課	370
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社カギサン	平成24年6月1日	産業観光課	371
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社タカラ・エムシー	平成31年1月29日	産業観光課	373
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社クリエイトエス・ディー	令和2年12月15日	産業観光課	375
災害時の商品提供に関する覚書	株式会社ユカ	平成30年3月28日	資産経営課	377
災害時における物資供給に関する協定	アンカー・ジャパン株式会社	令和2年11月27日	防災対策課	378
災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	湘南フードトラック協会	令和4年9月14日	産業観光課	380
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社カインズ	令和5年6月26日	産業観光課	382

第8 災害復旧対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における応援に関する協定	社団法人茅ヶ崎建設業協会	平成21年4月1日	道路管理課	384

第18節 協定関係
災害協定等一覧

災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定	チガサキレンタル株式会社	平成19年3月28日	道路管理課	386
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	社団法人神奈川県建物解体業協会	平成14年9月11日	資源循環課	389
災害時における応急復旧に関する覚書	茅ヶ崎市緑化事業協同組合	令和2年4月1日	公園緑地課	391
災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書	茅ヶ崎電設協会	平成22年2月15日	建築課	393
災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書	茅ヶ崎管工事業協同組合	平成26年8月8日	建築課	395
災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成28年2月24日	下水道河川管理課	397
災害時における応急対策の協力に関する協定	一般社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部	平成19年7月24日	道路管理課	398
大地震発生時における許認可関係業務の事前承認に関する覚書	東京ガス株式会社	平成18年1月30日	道路管理課	402
災害時における茅ヶ崎市と神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部との協定書	神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部	平成23年3月16日	防災対策課	403
災害時における茅ヶ崎市と茅水会との協定書	茅水会	平成23年3月16日	防災対策課	404
災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書	第一カッター興業株式会社	平成31年2月20日	防災対策課	405
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社	令和2年11月11日	防災対策課	407

第9 緊急輸送対策関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人神奈川県トラック協会湘南支部	昭和54年11月10日	資産経営課	408
災害等における物資の輸送等に関する協定	一般社団法人神奈川県トラック協会	平成25年4月1日	資産経営課	410
災害時における自動車輸送の協力に関する協定書	神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所	平成元年8月3日	都市政策課	412
災害時の輸送船舶調達に関する協定書	東亜海運産業株式会社	平成9年10月22日	農業水産課	413
災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等の協力に関する協定書	ヤマト運輸株式会社湘南主管支店	令和元年11月26日	防災対策課	416
災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等の協力に関する協定書	佐川急便株式会社神奈川支店	令和4年11月15日	防災対策課	418

第10 葬祭関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書・協定実施細目	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成19年2月13日	衛生課	420
災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書・協定実施細目	茅ヶ崎市葬祭業者連絡会	平成19年2月13日	衛生課	426
災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書・協	神奈川県葬祭業協同組合、社団法人全国霊柩自動車協会	平成19年2月13日	衛生課	433

定実施細目				
-------	--	--	--	--

第11 ボランティア関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における相互協力に関する協定書	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	平成25年3月29日	監査事務局	439
災害時における災害ボランティアの受入れ場所の提供及び緊急支援物資の集積場所等に関する協定書	電源開発株式会社技術開発センター茅ヶ崎研究所	平成21年5月29日	防災対策課	441

第12 災害廃棄物関係

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成28年12月20日	資源循環課	443
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	茅ヶ崎市資源物分別回収協同組合	平成29年7月5日	資源循環課	446
災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定	有限会社茅ヶ崎パンテック	令和2年8月20日	環境保全課	452
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合、DOWAエコシステム株式会社	平成31年3月27日	資源循環課	454
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	一般社団法人SDパートナー支援協会	令和2年9月8日	資源循環課	457
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	令和2年12月23日	資源循環課	463
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和6年2月20日	資源循環課	466

第13 その他の協定

名称	締結先	締結年月日	担当課	頁
災害時における茅ヶ崎市と東邦チタニウム株式会社との協定書	東邦チタニウム株式会社	平成23年3月17日	防災対策課	469
災害時における茅ヶ崎市とBASFポゾリス株式会社技術センターとの協定書	BASFポゾリス株式会社技術センター	平成23年4月5日	防災対策課	471
災害時における茅ヶ崎市と特定非営利活動法人パームインターナショナル湘南との協定書	特定非営利活動法人パームインターナショナル湘南	平成24年3月7日	防災対策課	473
災害時における茅ヶ崎市と東海カーボン株式会社との協定書	東海カーボン株式会社	平成25年11月20日	防災対策課	475
災害時における茅ヶ崎市とトピー工業株式会社神奈川製造所との協定書	トピー工業株式会社神奈川製造所	平成26年9月17日	防災対策課	477
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン神奈川・静岡エリア統括部	平成26年8月8日	防災対策課	480

第18節 協定関係
災害協定等一覧

災害時における茅ヶ崎市とジオ・サーチ株式会社との協定書	ジオ・サーチ株式会社	平成27年4月1日	道路管理課	482
災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定書	寒川町、神奈川県茅ヶ崎警察署、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会	平成27年5月25日	衛生課	483
災害時における動物救護活動に関する協定書	茅ヶ崎寒川獣医師会	平成25年10月1日	衛生課	485
自主防災組織等の消火栓使用に関する取り決め事項	神奈川県企業庁企業局水道部長	平成25年3月25日	警防救命課	487
大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会湘南支部	平成29年10月6日	防災対策課	488
地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	平成29年12月19日	防災対策課	489
被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する協定書	神奈川県建築会議	平成30年5月23日	建築指導課	491
災害時における相互協力に関する協定	日本郵便株式会社 市内17郵便局	令和元年8月20日	防災対策課	493
災害時における施設利用の協力に関する協定書	株式会社東横イン	令和元年9月1日	防災対策課	495
茅ヶ崎市での災害等における調査研究・支援活動に関する協定書	NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン	令和2年3月31日	防災対策課	496
災害時における地域支援の協力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川湘南・鎌倉局	令和2年12月7日	防災対策課	498
災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定書	亀井工業ホールディングス株式会社	令和3年10月27日	衛生課	500
災害時における地域支援の協力に関する協定	株式会社林水泳教室	令和3年12月22日	防災対策課	504
災害時における地域支援の協力に関する協定	株式会社パルバル湘南スポーツクラブ	令和3年12月22日	防災対策課	506
災害時における地域支援の協力に関する協定	シヨー産業株式会社	令和4年3月9日	防災対策課	508
災害時における避難者等に対する理容・美容サービス業務の提供協力に関する協定書	神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部・神奈川県美容業生活衛生同業組合茅ヶ崎支部	令和4年4月19日	衛生課	510
大地震時の電気火災の発生抑制に関する協定書	積水ハウス株式会社湘南支店	令和5年3月30日	都市政策課	512
大地震時の電気火災の発生抑制に関する協定書	トヨタホーム東京株式会社	令和5年3月30日	都市政策課	513
災害時における施設利用の協力に関する協定書	株式会社東横イン	令和5年7月29日	防災対策課	514

第1 自治体等相互応援協定等

湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町（以下「湘南市町」という。）は、大規模な地震災害が発生した場合に、避難対策等の初期における災害応急対策を円滑に遂行するため、職員の相互派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（派遣の内容）

第1条 湘南市町は、湘南市町において大規模な地震災害が発生した場合には、災害の状況により市外・町外居住職員を当該職員の居住する湘南市町に設置される避難所等に派遣するものとする。

（派遣対象職員）

第2条 派遣対象職員は、湘南市町に勤務する者のうち、勤務先以外の湘南市町に居住する職員であって、あらかじめ指定された者とする。

（派遣期間）

第3条 派遣する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。なお、3日以降については、相互の市町の協議とする。

（判断基準）

第4条 第1条による職員の相互派遣は、大規模な地震災害が発生し、交通機関等の途絶等により勤務地（勤務先市町の職員初動体制に基づき参集を義務づけられている避難所等を含む。以下、同じ。）への参集が著しく困難な場合に行うものとする。

（指揮権）

第5条 派遣された職員は、それぞれ派遣先の市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援の事後処理）

第6条 派遣を受けた市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書を関係市町村に提出するものとする。

- (1) 派遣を受けた職員名、期間及び従事した業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（資料の交換）

第7条 湘南市町は、この協定に基づく職員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成8年8月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月21日

平塚市長、藤沢市長、茅ヶ崎市長、秦野市長、伊勢原市長、寒川町長、大磯町長、二宮町長

湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定の申合せ事項

この申合せ事項は、「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、職員の相互派遣に関する必要事項等を定める。

（派遣対象職員）

第1条 協定書第2条による派遣対象職員は、湘南市町の市役所・町役場に勤務する職員とする。

ただし、次の職員は除く。

- (1) 平常時において、現在の勤務地まで自転車通勤した場合の所要時間が1時間未満の職員
- (2) 係長クラス以上の職員
- (3) 消防、医療を担当する所属の職員
- (4) 災害対策本部事務局要員

（派遣対象職員の登録）

第2条 協定書第2条による派遣対象職員の指定は、派遣対象職員名簿への登載をもって行うものとし、派遣される避難所等の指定をあわせて行うものとする。

（業務内容）

第3条 協定書第2条による派遣対象職員は、あらかじめ指定された避難所等で避難所運営等の業務に従事する。

（派遣職員の服務）

第4条 協定書に基づく職員の派遣の取扱いは、派遣を行う市町の定めるところによる。

（災害補償）

第5条 派遣対象職員が、避難所運営等の業務により死亡・負傷若しくは疾病にかかった場合及びその負傷・疾病により障害を有するに至った場合の本人又はその遺族に対する災害補償の取扱い事務は、派遣する市町が行う。

（資料の交換）

第6条 協定書第7条による情報や資料の交換は、年1回以上行う。なお、人事異動又は居住地の変更により派遣対象職員の指定に加除が生じたときは、速やかに指定先市町へ報告する。

（連絡責任者）

第7条 前条及び協定書第6条から第7条に規定する事項の連絡については、各市町の連絡責任者を通じて行う。

2 前項の連絡責任者は各市町の防災担当の課長等をもって充てる。

3 協定書及びこの申合せ事項を運用するために必要のある場合は、連絡責任者会議を開催することができる。

（防災訓練への参加）

第8条 湘南市町は、防災訓練等の実施に際して、派遣対象職員の参加を依頼できるものとし、依頼を受けた市町は、できる限り派遣対象職員の参加に配慮する。

（その他）

第9条 この申合せ事項に定めのない事項又はこの申合せ事項に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定する。

（適用）

第10条 この申合せ事項は、平成8年8月21日から適用する。

災害時相互応援協定書

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応急対策及び復旧対策の応援（以下「応援」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号の規定に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号の規定に掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号の規定に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号の規定に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する市町の負担とする。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、応援を要請する場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(資料の交換)

第5条 各市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、2市1町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年11月15日

藤沢市朝日町1番地1

藤沢市 藤沢市長

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長

寒川町宮山165番地

寒川町 寒川町長

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施につ

いて、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長 茅ヶ崎市市長

神奈川県町村会会長 箱根町市長

※神奈川県市長会：横浜市長、川崎市長、相模原市長、横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市市長、逗子市長、三浦市長、秦野市長、厚木市長、大和市長、伊勢原市長、海老名市長、座間市長、南足柄市長、綾瀬市長

※神奈川県町村会：葉山町市長、寒川町市長、大磯町市長、二宮町市長、中井町市長、大井町市長、松田町市長、山北町市長、開成町市長、箱根町市長、真鶴町市長、湯河原町市長、愛川町市長、清川村長

神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。
昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。

(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。

(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。

(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月21日締結)

附則

この協定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月23日締結)

附則

この協定は、令和4年8月29日から施行する。

(令和4年8月29日締結)

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第1号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

第3条 協定第2条第2号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。

第4条 協定第2条第3号に規定する「前各号に規定する以外の応援」においては、感染症等により消防力の低下が懸念される場合も、災害時の対応に準じて、受援消防本部に応援部隊を待機させることができるものとする。

第5条 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、主運用波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、主運用波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第6条 協定市町の消防長は、協定第2条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第7条 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町間相互に交換するものとする。

第8条 この覚書を改定するにいたったときは、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第9条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第10条 この覚書を証するため、正本23通を作成し、協定市町の消防長が記名押印の上、それぞれ各1通を保管するものとする。

この覚書は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。

(昭和50年7月25日締結)

災害時相互応援に関する協定書

ひたちなか市、市川市、茅ヶ崎市及び富士市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第2条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するにあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、相互支援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第7条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（資料等の交換）

第8条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（細目協定）

第9条 この協定の細目については、別に定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1998年（平成10年）3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申出がないときは、この期間は更に3年間延長す

るものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、四市長署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

1997年（平成9年）10月3日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目10番1号
ひたちなか市
ひたちなか市長

千葉県市川市八幡一丁目1番1号
市川市
市川市長

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

静岡県富士市永田町一丁目100番地
富士市
富士市長

佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定

長野県佐久市と神奈川県茅ヶ崎市（以下「協定市」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は応援市が負担する。
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける市が負担する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

佐久市長

茅ヶ崎市長

災害時相互応援に関する協定

神奈川県茅ヶ崎市、愛知県岡崎市、長野県佐久市及び岐阜県不破郡関ヶ原町（以下「協定市町」という。）は、災害時における相互応援体制について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市町のいずれかの市町域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市町（以下「応援市町」という。）は応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれないとき、応援市町は、自主応援活動を行うことができる。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、原則として応援市町が負担する。
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市町が負担する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、協定市町から特段の意思表示がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月1日

茅ヶ崎市
代表者 茅ヶ崎市長

岡崎市
代表者 岡崎市長

佐久市
代表者 佐久市長

関ヶ原町
代表者 関ヶ原町長

別記様式1（第2条関係）

【災害時相互応援に関する協定】

大規模災害時の連絡先

[〇〇市・町]

[H〇. 〇. 〇現在]

連絡担当部課名		
所在地		
担当者の職氏名	責任者	
	補助者	
連絡先電話番号	時間内	
	夜間、休日、及び祝祭日	[責任者自宅・携帯等]
		[補助者自宅・携帯等]
F A X		
E - m a i l		
〈備考〉		

災害時における相互応援協定書

神奈川県茅ヶ崎市と宮城県本吉郡南三陸町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請に応じ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 この協定による応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品（次条第1項第3号において「物資」という。）並びにその供給に当たり必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れ及び住宅のあっせん
- (4) 災害応急対策に必要な車両及び資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、電話その他の方法により次の事項を明確にした上で要請を行い、事後速やかに当該要請に係る文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (3) 応援を必要とする物資、車両及び資機材の種類並びに数量
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所までの経路
- (5) 応援が必要と見込む期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 被災市町において大規模な災害が発生したことが明らかであって、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的に情報を収集し、応援が必要と判断されるときは、この協定による応援を行うことができる。この場合においては、前項の要請があったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって対応するものとする。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援の要請を行った被災市町の指揮の下に行動しなければならない。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、協定市町により協議し、決定するものとする。

（情報交換）

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が的確かつ円滑に行われるよう、平時から必要に応じ協議することとし、地域防災計画における規定事項その他の必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定書に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、その都度協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町の長が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月20日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長
乙 宮城県本吉郡南三陸町志津川101番地
南三陸町 南三陸町長

施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市(以下「協定市」という。)の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市(以下「被災市」という。)が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。
- 3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

- 2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。
- 3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。
- 4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。
- 5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック(以下「被災ブロック」という。)の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡がで

第18節 協定関係
第1 自治体等相互応援協定等

きない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。

- 3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。
- 4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第10条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

- 2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

- 2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第12条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その3か月前までに幹事市に対し書面にて申し出るものとする。

- 2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。
- 2 本協定は、令和2年4月1日より効力を有する。

令和2年2月17日

別表1

(第1条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表2

(第3条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、被災会員市以外の会員市（資格年齢の到達による退会時に、この要綱の趣旨に引き続き賛同する市を含む。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、会長市又は副会長市に対して、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、会長市又は副会長市を通じることなく、被災会員市に対して直接、緊急応

援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、地方自治法、災害救助法その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に定めるところによる。

2 前項に掲げるもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として災害応援市が負担するものとする。

3 前項の規定は、双方の事前の合意により、災害応援市が被災会員市に対して、当該経費を求償することを妨げるものではない。

(災害補償等)

第11条 第5条第6号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国(外国の地方公共団体を含む。)に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

- 2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあつせん、その他の便宜を供与するものとする。
- 4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条第3項に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- 1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
- 2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
- 3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に關係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

- 2 前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年8月19日から施行する。

災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する 茅ヶ崎市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書

茅ヶ崎市（以下「甲」という）と米海軍厚木航空施設（以下「乙」という）とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

目的と範囲

本覚書は、甲と乙間の災害対応準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

災害は予兆あるいは警告の有無にかかわらず発生する。このため人間、施設及び財産は、さまざまな自然災害や人的災害から被害を受ける。

甲と乙の共通の関心事は、市や基地に勤務する者または居住する者の生命及び安全を守ることである。

甲と乙が災害対応準備と災害救援活動について緊密に協力及び調整することにより、救援活動がより適時かつ効果的なものとなり、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

定義

本覚書で使用する災害という用語には、自然災害や人的災害が含まれる。

災害対応準備とは、不測の事態に備えて計画を立案し調整することである。これにより効果的に災害へ対処して生命と財産を守り、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

災害救援とは、双方の同意に基づく迅速な支援であり、これによって被災者の苦痛や被害を軽減することができる。ただし、この活動は被災者及び被災地の経済を恒久的に支援するものではない。

この災害救援活動には、人道的援助とそれに係わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供、及び必要不可欠な業務の修復などが含まれる。

計画と実施に関する基本的事項

災害救援活動が要請され受け入れられた場合、甲または乙は支援を行うことができる。こうした支援は甲と乙本来の業務に支障のない範囲の人員や資材を以って限定された期間、実施される。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。災害救援活動に伴う経費の負担は、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は甲の管轄する地域と乙の管轄する米海軍厚木航空施設に限定される。また、本覚書によって甲と乙が支援供与の義務を負うことはない。

共同活動の範囲

災害対応準備と災害救援活動に関し、より効果的な調整を促すため、甲と乙は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

災害の発生が、いずれの相手方に影響を与えるものであってもこれを通知する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

被災状況とその対応措置を定期的に連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律、規則、細則に従うものとする。

情報交換、研修、会議、視察、訓練及び演習を通して災害対応準備の調整を促し、専門的スキルを育成する。

附 則

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもとで修正または改定できるものとする。本覚書はまた、両者が合意するか、若しくは甲または乙のいずれかが終了させたい日の60日前までに文書で通知することにより終了することができる。

甲と乙は、実際に災害が発生したときに使用される、災害対応準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

2011年1月31日

2011年1月31日

茅ヶ崎市長

米海軍厚木航空施設司令官

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、茅ヶ崎市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の地域について災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）乙の市域内において、災害による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）乙の災害対策本部が設置されたとき。
- （3）その他甲又は乙が必要と認めたとき。

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の交換する情報の内容は、次のとおりとする。

- （1）浸水、人的被害、避難勧告、その他の一般被害の状況に関する事項
- （2）道路、河川、ダム、砂防、都市施設、その他の公共土木施設の被害状況に関する事項
- （3）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、乙の災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局
局長

乙 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
市長

第2 情報受伝達関係

災害時における緊急放送の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社湘南平塚コミュニティ放送（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に発生し、又は発生するおそれがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における緊急放送に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、甲は乙の所有する放送設備を通して、甲の発信する情報を市民に提供し、災害による被害を最小または未然に防ぐことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- （1）災害の種類
- （2）要請内容
- （3）指示事項及びその他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（協力の範囲）

第4条 乙は、次の広報事項について協力するものとする。

1. 発生時

- （1）予知情報及び関連情報
- （2）市及び関係機関の事前体制と事前対策
- （3）正確な情報の入手方法の周知
- （4）沈着冷静な行動の要請（災害時の心得、注意事項）
- （5）防災上必要な事項の要請（規制、被害の防止対策）
- （6）その他、甲から要請のあったもの

2. 発生後

- （1）災害の発生状況
- （2）被害の状況
- （3）市及び関係機関が講じた応急対策の状況
- （4）市民に対する勧告、指示、要請、規制等
- （5）救援救護並びに医療活動の状況
- （6）ライフライン関係機関の復旧状況（交通機関等）
- （7）その他、甲から要請のあったもの

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づく緊急放送に要した費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は平成12年4月1日から適用し、平成13年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以

後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成12年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 平塚市宝町3番1号
平塚MNビル10階
株式会社湘南平塚コミュニティ放送
代表取締役

様式第1号

緊急放送における災害広報活動の協力要請書

平成 年 月 日

様

茅ヶ崎市長

次のとおり災害広報活動の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 種 類	
要 請 内 容	
指 示 事 項 及 び そ の 他 必 要 な 事 項	

緊急放送の運用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と藤沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市における災害の発生又は発生する恐れがある場合の緊急放送を確保し、災害発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における、用語の定義は、次のとおりとする。

（1）災害とは、地震、台風、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（2）緊急放送とは、前条の目的を達成するために、甲は乙の承諾を得ることなく乙の所有する放送施設を使用して行うもので、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、次のとおりとする。

（1）甲は、前条第1号に定める事態が生じた場合に、放送番組に緊急放送を行うことができる。

（2）甲は、緊急放送を終了したときは、乙にその旨を連絡する。

（3）甲は、緊急放送を実施したときは、実施日時、放送内容を文書により速やかに乙に報告する。

（4）甲及び乙は、協議の上試験放送を実施することができる。

（協力の要請）

第4条 甲は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して文書を持って協力を要請し、緊急を要するときは電話等にて要請するものとする。

なお、甲に対して乙から情報提供の要請を求められたときも同様とする。

（結果の責任）

第5条 緊急放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

（協定の改訂）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

（期間）

第8条 この協定書の効力は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年8月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市藤沢573番地2
藤沢エフエム放送株式会社
代表取締役社長

災害、防災及び防犯情報の放送等に関する協定

茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、災害、防災及び防犯に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、茅ヶ崎市内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生、及び発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)、又は犯罪抑止のために防犯情報を提供する必要がある場合、市民等に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。
(災害情報等の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時、又は犯罪抑止のために乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送等を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メール又はファックス用いて行う。ただし、これによりがたい場合は電話等にて要請し、その後、速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送等)

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、自ら運営する放送及びインターネット等をできる限り活用し、要請された事項について市民等への情報伝達に積極的に努めるものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条の規定により甲が要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信することができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成27年3月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了3か月前までに甲乙いずれからも何等の意思表示をしないときは、満了の翌日において向こう1年間当該協定の更新をしたものとみなす。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第9条 「防犯防災情報及び緊急時の放送等の協力に関する協定書」(平成19年4月9日)は、廃止する。

本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-41
株式会社ジェイコム湘南

代表取締役社長

災害に係る情報発信等に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、茅ヶ崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が茅ヶ崎市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲が、茅ヶ崎市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲が、茅ヶ崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲が、茅ヶ崎市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（6）乙が、乙提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（7）甲が、茅ヶ崎市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に

協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月15日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

茅ヶ崎市と株式会社茅ヶ崎エフエムとの災害時の情報発信に関する連携協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社茅ヶ崎エフエム（以下「乙」という。）は、本「茅ヶ崎市と株式会社茅ヶ崎エフエムとの災害時の情報発信に関する連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の緊密な連携と協力により、それぞれの有する資源を有効に活用し、安全安心な暮らしの創出を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、災害時における情報発信について連携し協力する。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を円滑かつ効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行う。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の協議の上、決定する。

（本協定の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面による申し出を行わない限りは、更に一年間更新するものとし、その後も同様とする。

（機密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定内容及び本協定に基づく活動においてそれぞれ相手方から知りえた機密情報について、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合及び司法機関又は行政機関からの法令に基づく開示の命令又は要請があった場合はこの限りではない。

2 甲及び乙は、本協定に関する活動において第三者から知りえた機密情報について、それぞれ相手方に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合及び司法機関又は行政機関からの法令に基づく開示の命令又は要請があった場合はこの限りではない。

3 前2項の規定は、本協定の期間満了後も効力を有する。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番14号
株式会社茅ヶ崎エフエム
代表取締役

アマチュア無線による災害時応援協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、茅ヶ崎セフティコミュニティアマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震、台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、市は、災害対策本部を設置し、また公立小・中学校を災害対策地区防災拠点（避難所）として開設することから、災害対策本部の設置及び災害対策地区防災拠点（避難所）の開設後、甲の要請により、乙が甲に協力して災害情報の収集伝達を行なうために必要な事項について定めるものとする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定において、アマチュア無線局の業務の遂行は、電波法第52条及びボランティア精神に基づき行なうものとする。

（名簿の提供）

第3条 この協定において、災害情報の収集伝達を行なう者として、乙は毎年1回クラブ員の名簿を甲に提出を行なうものとする。

（協力の要請等）

第4条 甲は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線による災害情報の収集伝達の必要がある時は、乙に対し、災害情報の収集伝達に関する業務について協力を要請するものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、甲から指名された災害情報伝達者から災害情報の収集伝達を受け、業務に協力するものとする。

（情報の提供）

第5条 乙は、甲の要請に基づき災害対策本部及び災害対策地区防災拠点（避難所）へ構成員を派遣し、災害情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報については甲に提供するものとする。

（情報収集伝達訓練）

第6条 甲及び乙は、災害時に災害情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行なうものとする。

（場所等の提供）

第7条 甲は、乙がこの協定による業務を行なうためアマチュア無線局を開設する場合には、場所及び電力について可能な限り提供を行なうものとする。

（締結期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙両者が誠意をもって協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成29年10月5日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎セフティコミュニティアマチュア無線クラブ

会 長

第3 医療救護関係

県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ

1 目的

神奈川県自治体病院開設者協議会加入の開設者（以下「開設者」という。）は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市（以下「十縣市」という。）において地震等の災害が発生し、災害を受けた県立・市立病院（以下「被災病院」という。）が独力では十分な応急措置がとれない場合に、被災病院の要請に応え、または、友愛的精神に基づき自発的に救援協力し、被災病院の医療救護活動を円滑に遂行するため次のとおり必要な事項について申し合わせる。

2 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 薬品、診療材料、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 医療救護に必要な車両及び舟艇等の提供
- (3) 医療系職、技術系職、技能系職等医療救護に必要な職員の派遣
- (4) 上記に掲げるもののほか、特に要請があった事項

3 応援要請の手続

被災病院は、次の事項を明らかにし、別表に掲げる連絡担当部局を通じて開設者に口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 上記2(1)～(2)までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 上記2(3)に掲げる要請をする場合にあつては、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、必要な事項

4 支援病院の責務

被災病院以外の県立・市立病院（以下「支援病院」という。）は、被災病院の要請にすみやかに応じ又は自発的に救援に努めるものとする。

5 応援経費の負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として被災病院の開設者の負担とする。
- (2) 被災病院の開設者が、前項における経費を支弁するいとまがない場合は、支援病院の開設者が一時繰替支弁するものとする。

6 職員に対する補償手続

医療救護のため派遣された職員が、救護活動中に負傷等をした場合は、地方公務員災害補償法等に基づき、支援病院の開設者が諸手続きをとるものとする。

7 災害情報の相互連絡

別表に掲げる連絡担当部局は、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

8 資料の交換

開設者は、この申合せに基づく応援を円滑に行うため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

9 その他

- (1) この申合せに定めのない事項については、開設者が協議して定めるものとする。
- (2) この申合せは、平成7年5月1日から有効とし、開設者協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この申合せを証するため、本書10通を作成し、開設者各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

以上のとおり申し合わせる。

平成7年5月1日

神奈川県自治体病院開設者協議会
神奈川県立病院開 神奈川県知事

横浜市立病院開設者 横浜市長

川崎市立病院開設者 川崎市長

横須賀市立病院開設者 横須賀市長

平塚市民病院開設者 平塚市長

藤沢市立市民病院開設者 藤沢市長

小田原市立病院開設者 小田原市長

茅ヶ崎市立病院開設者 茅ヶ崎市長

三浦市立病院開設者 三浦市長

大和市立病院開設者 大和市長

(別表)

連絡担当部局一覧

連絡担当部局名	電話番号
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県衛生部県立病院課	(045) 210-1111
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市衛生局医療対策部病院事業課	(045) 671-2468
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1 川崎市健康福祉局病院事業課	(044) 200-2493
〒240-0101 横須賀市長坂1-3-2 横須賀市立市民病院総務課	(0468) 56-3136
〒254-0065 平塚市南原1-19-1 平塚市市民病院病院総務課	(0463) 32-0015
〒251-0052 藤沢市藤沢2-6-1 藤沢市市民病院総務課	(0466) 25-3111
〒250-0055 小田原市久野46 小田原市立病院経営管理課	(0465) 34-3175
〒253-0042 茅ヶ崎市本村5-15-1 茅ヶ崎市立病院病院総務課	(0467) 52-1111
〒238-0222 三浦市岬陽町4-33 三浦市立病院庶務課	(0468) 82-2111
〒242-0018 大和市深見西8-3-6 大和市立病院総務課	(0462) 60-0111

災害用応急必要物資の調達に関する協定書

茅ヶ崎市を甲とし、株式会社スズケン藤沢支店を乙とし、当事者間において災害発生に際し、応急必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（茅ヶ崎市の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）医薬品
- （2）診療材料等

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（協議事項）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成9年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市石川五丁目28番地の2
株式会社スズケン藤沢支店
支店長

災害用応急必要物資の調達に関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
アルフレッサ株式会社（旧福神株）藤沢支店	平成9年4月1日
株式会社メディセオ（旧クラヤ薬品株）藤沢支店	平成9年4月1日
東邦薬品株式会社湘南営業所	平成9年4月1日
中北薬品株式会社厚木支店	平成27年2月20日

第4 津波対策関係

津波警戒時における茅ヶ崎市と一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部（以下「乙」という。）とは、茅ヶ崎海岸に津波又は大津波が到達又は到達すると予測される場合、相互に協力し、被害を防ぐため、次のとおり協定を締結する。

（警戒情報発表時の協力事項）

第1条 乙は、気象庁が津波注意報又は津波警報を発表したときは、次に掲げる措置をするものとする。

- （1）乙に所属するサーファー等が茅ヶ崎海岸にいる場合、周辺に避難を呼びかけながら速やかに避難すること。
- （2）津波の予想到達時刻まで余裕がある場合にあつては、甲の要請により、避難誘導を補助すること。
- （3）津波の危険が迫っていることをオレンジフラッグ等を用いて周知すること。

（平時の相互協力事項）

第2条 甲及び乙は、平時より津波の脅威に係る啓発を目的として次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）所属するクラブ又はショップにおいて、スクール又は大会等が行われるときは、参加者等に対し、津波の危険性や避難について理解を広めること。
- （2）甲又は神奈川県が主催する津波対策訓練に参加すること。
- （3）甲は、乙の要請により、スクール等での防災講座を積極的に行うこと。

（連絡体制の確立）

第3条 甲は、乙に対し津波に関する情報を迅速に伝達できるように、連絡手段の拡充を行うものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月26日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市柳島1589番地19
一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部
支部長

協定書の一部を変更する協定書

茅ヶ崎市及び一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部（以下「二者」という。）は、二者が平成23年7月26日に締結した協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条第3項中「オレンジフラッグ」を「津波フラッグ」に改める。

以上、協定の証として、この協定書2通を作成し、二者それぞれ各1通を保有する。

令和3年6月9日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

神奈川県茅ヶ崎市中海岸四丁目8番12号
一般社団法人日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部
支部長

するものとする。

(期間)

第12条 この協定書の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙丙三者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 (住所)
(自治会名称)
(会長氏名)

丙 (住所)
(マンション管理組合等名称)
(理事長氏名)

(参考) 津波一時退避場所備蓄品

物品	数量
ポータブルテント(1人用テント)	2張
簡易トイレ(ポータブルトイレ)	2個
汚物処理セット(100回分/箱)	2箱
防水シート(ブルーシート)	2枚
ちり紙(3000枚入り)	1セット
ブランケットアルミシート	120枚

第5 避難対策関係

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に災害による被災者が発生した場合において、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を住民の避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用することができる乙の施設は、体育館とする。ただし、体育館に住民を収容することができない場合その他やむを得ないときは、この限りでない。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、甲が事前に定めた避難所に収容することが困難な場合その他災害による被災者を乙の施設に避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を避難施設として使用させることについて要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、乙又は乙の施設に勤務する職員（以下「乙の職員」という。）に対し、口頭により直接行うものとする。ただし、休日、夜間等の場合で乙の施設に乙及び乙の職員が不在のときは、乙又は乙のあらかじめ指定する職員に対し、電話等により行うものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合においては、損壊その他の乙の施設を避難施設として使用させることが不相当であると認めたときを除き、乙の施設を避難施設として使用させるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、休日、夜間等で電話が不通等やむを得ない理由により同項の規定による要請をすることができないときは、これをしないで乙の施設を避難施設として使用することができる。この場合において、甲は、速やかに乙にその旨を報告しなければならない。

第3条 乙は、災害による被災者を収容する必要があると認めたときは、前条第1項の規定による要請を待たないで、被災者の要請により、乙の施設を避難施設として使用させるものとする。

（施設の使用）

第4条 甲は、乙の施設を避難施設として使用するときは、その安全について確認し、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用するに際しては、乙が行う学校教育活動に支障が生じないよう努めるものとする。

（避難対象者）

第5条 乙の施設を避難施設として使用することができる者は、乙の施設の存する地域に居住する住民とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（避難者の管理）

第6条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合において、乙の施設に避難した者（以下「避難者」という。）の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合における当該施設の使用料は、無料とする。

2 避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料は、甲が負担する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（使用施設等の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合において乙の施設及びその設備に損壊等があったときは、甲は、これを原状に復旧しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月15日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市本村三丁目4番1号
神奈川県立茅ヶ崎高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市下寺尾128番地
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市円蔵一丁目16番1号
神奈川県立鶴嶺高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市南湖七丁目12869番11号
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校
学 校 長

災害時における避難施設等の施設使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東陶機器株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が災害時（地震、風水害及び、武力攻撃災害等）に近隣住民に対して避難施設を提供し、また乙の敷地内に甲が防災備蓄倉庫を設置することに関して、次のとおり協定を締結する。

（施設等の使用）

第1条 乙は、乙所有の体育館（以下「乙の施設」という。）を、甲が甲の避難施設として使用することにつき了承する。

2 乙は、甲が避難施設として必要な機材を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、その維持管理を行うことにつき了承する。

（施設の使用要請）

第2条 甲は、次の場合、乙に対して乙の施設を避難施設として使用させるよう要請することができる。

（1）災害時に、甲が地域防災計画に定める避難所に避難者を收容することが困難な場合。

（2）その他、甲が特に乙の施設に避難者を避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、原則として第9条に規定する甲の連絡責任者が、乙の連絡責任者に対して口頭又は電話連絡により行うものとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、損壊その他乙の施設が避難施設として使用させることが不適切であると認めた場合を除き、その使用を承諾するものとする。

（施設の使用）

第3条 甲は、乙の施設を避難施設として使用するときは、その安全について確認し、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用するに際しては、乙の事業に支障が生じないよう努めなければならない。

（避難対象者）

第4条 乙の施設を避難施設として使用することができる者は、乙の施設の存する地域に居住する住民とする。

ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

（避難者の管理）

第5条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設に避難した者（以下「避難者」という。）の管理は、甲が行う。

（施設の使用期間）

第6条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者が使用した電気及び水道等の使用料等、避難者を受け入れるにあたり乙が負担した費用は、甲がこれを支払う。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があったときは、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（連絡責任者）

第9条 この協定に係る甲の連絡責任者は、茅ヶ崎市防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、東陶機器株式会社茅ヶ崎工場総務グループリーダーとする。

（防災備蓄倉庫）

第10条 甲は、乙の敷地内に、避難施設として必要な機材を保管するための防災備蓄倉庫を設置することができる。ただし、設置にあたっては、甲はその設置数及び設置場所につき事前に乙の承諾を得るものとし、乙が当該防災備蓄倉庫の移動又は撤去を甲に依頼した場合には、甲はその依頼に従うものとする。

2 甲は、防災備蓄倉庫をその管理責任者として適正かつ安全に維持管理しなければならない。また、甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持、管理が原因で乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、

定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市本村二丁目8番1号
東陶機器株式会社
茅ヶ崎工場長

災害時における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と宮田工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市における避難者収容施設の拡充及び緊急支援物資や重傷者の搬送拠点の確保による災害時等の対応の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における災害時等とは、地震・台風・洪水・高潮・津波その他の異常な自然現象、大規模な火災又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものにより生ずる被害、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時等において、乙所有の体育館（以下「乙の施設」という。）を、甲の要請に基づき、近隣住民及び避難が必要となった者等（以下「避難者等」という。）を受け入れるための避難施設として提供する。

2 甲は、乙の敷地内に、避難所標識を設置し、その維持管理を行う。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

（1）災害時等において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

（2）その他、甲が乙の施設に避難者を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として第10条に規定する甲の連絡責任者が、乙の連絡責任者に対して文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用する場合は、乙の事業に支障が生じないように努めるものとする。

（避難者の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（連絡責任者）

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は、茅ヶ崎市防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、宮田工業株式会社総務部総務グループ長とする。

（防災備蓄倉庫の設置等）

第11条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地

内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

- 2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則甲が対応するものとする。
- 3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(ヘリコプター臨時離着陸場の指定等)

第12条 甲は、災害時等において、乙の敷地の一部を緊急支援助物資や重傷者等の搬送等に使用するためのヘリコプター臨時離着陸場に指定する。

- 2 ヘリコプター臨時離着陸場の指定に当たっては、甲乙協議のもと、その設置場所について決定する。
- 3 甲は、乙の敷地内に、「茅ヶ崎市災害時ヘリコプター臨時離着陸場」の標識を設置し、その維持管理を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

(協定の改正)

第14条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改正することができる。

(期間)

第15条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月3日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号
宮田工業株式会社
代表取締役

災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と学校法人平和学園（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難施設としての施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の避難施設としての施設使用等について協力を要請するため、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れ対象者）

第2条 本協定に基づく受け入れの対象者は、近隣住民及びその他避難が必要となった者（以下「避難者等」という。）とする。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の施設を、避難施設として提供する。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

（1）災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める公立小中学校の避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

（2）その他、甲が乙の施設に避難者等を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として甲が乙に対して文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 避難施設として使用する場所は、3号館1階とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

（避難者等の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者等が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（防災備蓄倉庫の設置等）

第10条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則甲が対応するものとする。

3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

(協定の改正)

第12条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

(期間)

第13条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月23日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市富士見町5番2号
学校法人平和学園
理 事 長

災害時における茅ヶ崎市と株式会社アルバックとの協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社アルバック（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域に密着したさまざまな市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、平時より市民の生命及び財産を災害等から保護し、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

- （1）避難者収容のための避難場所の提供
- （2）防災行政用無線の設置場所の提供
- （3）防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管
- （4）防災備蓄資機材の搬送、輸送及びそれに伴う人員の派遣
- （5）災害時に使用する機材等の提供
- （6）災害復旧活動に係る人員の提供
- （7）街頭消火器の設置場所の提供

（避難場所の提供等）

第2条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙は乙所有の敷地及び施設の一部を避難場所として無償提供するものとする。ただし、避難者が使用した光熱水費及び避難者等を受け入れたことを起因とする乙の負担した費用については、甲が負担するものとし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、乙の敷地内に避難所標識を設置し、その維持管理を行うものとする。

（避難者の管理）

第3条 乙の敷地及び施設を避難場所として使用した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行うものとする。

（避難場所開設期間）

第4条 避難場所として開設する期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（避難場所の原状復旧）

第5条 甲は、提供された避難場所が閉鎖された場合、速やかに原状に復すものとし、閉鎖前であっても、避難者の使用に伴う施設及び設備等の損壊、損傷等について、乙の事業等に影響がある場合は、速やかに原状に復すなどの措置を講じるものとする。

（防災行政用無線）

第6条 甲が設置する防災行政用無線について乙はその設置場所を提供し、災害時のほか、平時より甲が放送を行うことに乙は了承をする。

2 設置及び保守管理は甲が行うものとする。ただし、運用に係る設置された設備に要す電気料金は乙の負担とする。

3 甲の都合により撤去または移設することが生じた場合は、それに要す費用は甲が負担し、乙の都合により撤去または移設することが生じた場合は、それに要す費用を乙が負担するものとする。

（防災用資機材の備蓄）

第7条 乙は乙所有の敷地内等に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

3 防災備蓄資機材の搬送及び輸送については、甲が行うものとするが、乙は事業に支障のない範囲で車両及び人員を配備し、協力するものとする。

（機材等の提供等）

第8条 乙は、乙が所有する、あるいは調達可能な機材等及びそれを取り扱う人材を、業務に支障のない範囲で、甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁済するものとする。

（人員の提供）

第9条 甲の要請に基づき、乙は業務に支障のない範囲で災害復旧のための人員を配備するものとする。

(街頭消火器の設置場所の提供)

第10条 甲が設置及び管理する街頭消火器について、その設置場所を提供するものとする。

(協力要請)

第11条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(災害補償)

第12条 甲の要請により出動した乙に属する人員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により被害を受けた場合は、甲はその損害を賠償するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月31日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
株式会社アルバック
代表取締役社長

災害時における茅ヶ崎市とアルバックテクノ株式会社との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とアルバックテクノ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時（地震、津波、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域に密着したさまざまな市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、平時より市民の生命及び財産を災害等から保護し、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

- (1) 避難者収容のための避難場所の提供
- (2) 防災行政用無線の設置場所の提供
- (3) 防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管
- (4) 防災備蓄資機材の搬送、輸送及びそれに伴う人員の派遣
- (5) 災害時に使用する機材等の提供
- (6) 災害復旧活動に係る人員の提供
- (7) 街頭消火器の設置場所の提供

（避難場所の提供等）

第2条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙は乙所有の敷地及び施設の一部を避難場所として無償提供するものとする。ただし、避難者が使用した光熱水費及び避難者等を受け入れたことを起因とする乙の負担した費用については、甲が負担するものとし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、乙の敷地内に避難所標識を設置し、その維持管理を行うものとする。

（避難者の管理）

第3条 乙の敷地及び施設を避難場所として使用した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行うものとする。

（避難場所開設期間）

第4条 避難場所として開設する期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（避難場所の原状復旧）

第5条 甲は、提供された避難場所が閉鎖された場合、速やかに原状に復すものとし、閉鎖前であっても、避難者の使用に伴う施設及び設備等の損壊、損傷等について、乙の事業等に影響がある場合は、速やかに原状に復すなどの措置を講じるものとする。

（防災行政用無線）

第6条 甲が設置する防災行政用無線について乙はその設置場所を提供し、災害時のほか、平時より甲が放送を行うことに乙は了承をする。

2 設置及び保守管理は甲が行うものとする。ただし、運用に係る設置された設備に要す電気料金は乙の負担とする。

3 甲の都合により撤去または移設することが生じた場合は、それに要す費用は甲が負担し、乙の都合により撤去または移設することが生じた場合は、それに要す費用を乙が負担するものとする。

（防災用資機材の備蓄）

第7条 乙は乙所有の敷地内等に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

3 防災備蓄資機材の搬送及び輸送については、甲が行うものとするが、乙は事業に支障のない範囲で車両及び人員を配備し、協力するものとする。

（機材等の提供等）

第8条 乙は、乙が所有する、あるいは調達可能な機材等及びそれを取り扱う人材を、業務に支障のない範囲で、甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁済するものとする。

(人員の提供)

第9条 甲の要請に基づき、乙は業務に支障のない範囲で災害復旧のための人員を配備するものとする。

(街頭消火器の設置場所の提供)

第10条 甲が設置及び管理する街頭消火器について、その設置場所を提供するものとする。

(協力要請)

第11条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(災害補償)

第12条 甲の要請により出動した乙に属する人員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市 条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により被害を受けた場合は、甲はその損害を賠償するものとする。

(期間)

第13条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月2日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市萩園2609番地5
アルバックテクノ株式会社
代表取締役社長

災害時における避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と湘南ステーションビル株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、火災、武力攻撃災害及び事故等（以下「災害時」という。）に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域に密着して市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に帰宅困難者及び茅ヶ崎駅の周辺居住者等（以下「市民等」という。）の受入れについて、一時退避及び待機（以下「避難」という。）の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難の対象者）

第2条 災害時、市民等を対象とする。

（要請及び受託）

第3条 甲は、災害時、乙に対し市民等の避難の場所としての受入れ及び協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は甲から避難の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

3 甲の要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は、市民等の避難を受入れるものとし、甲にその旨を報告するものとする。

（受入れ）

第4条 乙の受入れは、避難が回避されるまでとし、以降は甲、乙協議の上決定するものとする。

（使用箇所）

第5条 災害時、市民等が使用できる避難の場所は、乙が所有又は借り受けるラスカ茅ヶ崎店（以下「乙の施設」という。）の、原則として屋上広場及びラスカ茅ヶ崎ホール部分とする。ただし、乙の施設の安全確認ができていない場合は、この限りではない。

（原状回復義務）

第6条 甲は、市民等が避難を終えたときは、乙の施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、市民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 災害時、乙は、乙の施設に市民等が避難した際に、乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難の場所表示及び公開）

第8条 甲は、乙の施設の使用箇所を確認したうえで避難の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（防災備蓄資機材の保管）

第9条 乙は乙の施設に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

（雑則）

第12条 この協定は、平成27年11月20日から適用する。なお、これと同時に甲乙間の平成23年12月27日付「災害時における避難者受入れに係る協定書」は失効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成27年11月19日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 平塚市宝町1番1号
湘南ステーションビル株式会社
代表取締役社長

災害時における避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県衛生研究所（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、火災及び事故等（以下「災害時」という。）に対し、甲乙協力のもと災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の周辺居住者等（以下「市民等」という。）の受入れについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難の対象者）

第2条 災害時における市民等を対象とする。

（要請及び受託）

第3条 甲は災害時、乙に対し市民等の避難の場所としての受入れ及び協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は甲から避難者の受入要請があったときは、可能な範囲で受託するものとする。

3 甲の要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は、市民等の避難を受入れるものとし、甲にその旨を報告するものとする。

（受入れ）

第4条 乙の受入れは、避難が回避されるまでとし、以降は甲、乙協議の上決定するものとする。

2 乙が「神奈川県地域防災計画」で定められている広域防災活動備蓄拠点として使用され、市民等の避難の場所として支障が生じる場合は、乙の判断で市民等の受入れを中止することができる。

（使用箇所）

第5条 災害時、市民等が使用できる避難の場所は、原則として乙の施設の事務棟6階大会議室及び東側駐車場部分とする。ただし、乙の施設の安全確認ができていない場合は、この限りではない。

（原状回復義務）

第6条 甲は、市民等が避難を終えたときは、乙の施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、市民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 災害時、乙は、乙の施設に市民等が避難した際に、乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難の場所表示及び公開）

第8条 甲は、乙の施設の使用箇所を確認したうえで避難の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（防災備蓄資機材の保管）

第9条 乙は乙の施設に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成25年3月5日

- 甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長
- 乙 茅ヶ崎市下町屋一丁目3番1号
神奈川県衛生研究所
所 長

災害時における避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県流域下水道整備事務所（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、火災及び事故等（以下「災害時」という。）に対し、甲乙協力のもと災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の周辺居住者等（以下「市民等」という。）の受入れについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難の対象者）

第2条 災害時における市民等を対象とする。

（要請及び受託）

第3条 甲は災害時、乙に対し市民等の避難の場所としての受入れ及び協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は甲から避難者の受入要請があったときは、可能な範囲で受託するものとする。

3 甲の要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は、市民等の避難を受入れるものとし、甲にその旨を報告するものとする。

（受入れ）

第4条 乙の受入れは、避難が回避されるまでとし、以降は甲、乙協議の上決定するものとする。

（使用箇所）

第5条 災害時、市民等が使用できる避難の場所は、原則として乙の相模川流域下水道左岸処理場の管理棟及び柳島しおさい広場とする。ただし、乙の施設の安全確認ができていない場合は、この限りではない。

（原状回復義務）

第6条 甲は、市民等が避難を終えたときは、乙の施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、市民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 災害時、乙は、施設に市民等が避難した際に、施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難の場所表示及び公開）

第8条 甲は、乙の施設の使用箇所を確認したうえで避難の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（期間）

第9条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成26年1月7日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長
乙 茅ヶ崎市柳島1900番地
神奈川県流域下水道整備事務所
所 長

災害時における避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と真如苑（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、火災、武力攻撃災害及び事故等（以下「災害時」という。）に対し、甲乙協力のもと災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、乙の施設「真如苑 湘南」について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の周辺居住者等（以下「市民等」という。）の受入れについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（避難の対象者）

第2条 災害時における市民等を対象とする。

（要請及び受託）

第3条 甲は災害時、乙に対し市民等の避難の場所としての受入れ及び協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は甲から市民等の受入要請があったときは、可能な範囲で受託するものとする。

3 甲の要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は、市民等の避難を受入れるものとし、甲にその旨を報告するものとする。

（受入れ期間）

第4条 乙が市民等を受入れる期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（使用箇所）

第5条 災害時、市民等は乙の職員の指定する範囲で建物内を使用できるものとする。

（原状回復義務）

第6条 甲は、市民等が避難を終えたときは、乙の施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害により損傷した部分を除く。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 災害時、乙は、乙の施設に市民等が避難した際に、乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難の場所表示及び公開）

第8条 甲は、乙の施設の使用箇所を確認した上で避難の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（防災備蓄資機材の保管）

第9条 乙は乙の施設に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び数量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成26年12月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都立川市柴崎町一丁目2番13号
真如苑
代表役員

災害時における県立茅ヶ崎里山公園での避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、神奈川県藤沢土木事務所（以下「乙」という。）及び公益財団法人神奈川県公園協会（以下「丙」という。）は、甲乙丙が平成31年2月7日付けで締結した「大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書」で定めるもののほか、地震、津波、風水害及びその他の災害（以下「災害時」という。）に対し、甲乙丙協力のもと災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における別紙に表示する次の施設（以下「本件施設」という。）での避難者の受入れに関し、必要な事項を定める。

- (1) 名称 神奈川県立茅ヶ崎里山公園
- (2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市芹沢1030番地

（避難対象者）

第2条 本件施設へ避難する対象者は、茅ヶ崎市に居住又は勤務する者及び災害時に同市内に滞在している者（以下「市民等」という。）とする。

（避難場所）

第3条 災害時において、市民等が避難する場所は、原則として本件施設のうちパークセンター、広場及び駐車場等とする。ただし、丙による施設の安全確認ができていない場合は、この限りではない。

（避難の要請と受入れ）

第4条 甲は、災害時、丙に対し本件施設での市民等の受入れを要請することができる。この場合、甲は、乙にその旨を報告する。

2 丙は、甲から市民等の受入れの要請があったときは、可能な限り市民等の本件施設内への避難に協力するものとする。ただし、やむを得ない状況により当該受入要請に応じることができない場合は、この限りではない。この場合、丙は、甲及び乙にその旨を報告する。

3 丙は、甲からの要請がない場合であっても、市民等の生命及び身体を守るため緊急に本件施設内への避難を要すると判断した場合は、市民等を受入れ、甲及び乙にその旨を報告する。

（受入れの期間）

第5条 市民等の受入れの期間は、前条に基づく丙による市民等の受入れから、甲による避難指示又は避難勧告の解除等により緊急的な避難の必要性が解消されるまでの間とする。

（避難市民等の誘導）

第6条 甲は、前条に定める受入れの期間終了後において、本件施設に避難した市民等（以下「避難市民等」という。）が引き続き本件施設にとどまっている場合は、速やかに避難市民等を災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第49条の7に規定する指定避難所等に誘導するものとする。

（施設の使用料）

第7条 本件施設が避難場所として使用された場合の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、本件施設が、避難場所として使用された際に生じた本件施設及び本件施設内の備品の破損、汚損及び紛失（以下「破損等」という。）について、市民等が破損等しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したのものも含め、その原状の回復に係る費用を負担するものとする。ただし、破損等のうち、災害等により生じたものについては、甲はその責めを負わないものとする

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙及び丙は、本件施設内に市民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

（避難場所の周知）

第10条 甲は、本協定について地域で行われる防災講座や避難訓練等、様々な機会を捉えて、より広く市民等に対して継続的に周知するものとする。

（防災備蓄倉庫の取扱い）

第11条 甲が本件施設内に設置している防災備蓄倉庫の取扱いについては、別途定めるものとする。

(マニュアルの整備)

第12条 甲は、甲乙丙が共通した認識を持ち、避難場所の運営に支障を来さないようにするために、「避難者受入れマニュアル」を整備し、適宜、更新するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

2 前項にて定める有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も毎年度この例によるものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙の3者が誠意をもって協議の上、対応する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成31年2月7日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市鵜沼石上二丁目7番1号
神奈川県藤沢土木事務所
所 長

丙 横浜市中区扇町三丁目8番8号
公益財団法人神奈川県公園協会
理 事 長

大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する
協定書第11条及び災害時における県立茅ヶ崎里山公園での
避難者受入れに係る協定書第11条に関する覚書

大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書第11条（防災備蓄倉庫の取扱い）及び災害時における県立茅ヶ崎里山公園での避難者受入れに係る協定書第11条（防災備蓄倉庫の取扱い）に関し、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、神奈川県藤沢土木事務所（以下「乙」という。）及び公益財団法人神奈川県公園協会（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（防災資機材等の備蓄）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に備え、丙又は地域住民が地域での防災活動に使用するため、防災備蓄倉庫（以下「備蓄倉庫」という。）に防災資機材等（以下「資機材等」という。）を備蓄する。

（資機材等の使用及び貸し出し等）

第2条 丙は、災害時に備蓄倉庫内の資機材等を使用する必要がある場合は、速やかに甲と協議し、資機材等を使用するものとする。ただし、緊急を要し甲と協議するいとまがない場合は、丙の判断において資機材等を使用することができるものとする。丙は、資機材等の使用にあたり、損傷等を与えないよう、適正使用に努めるものとする。また、丙は資機材等の使用に伴い事故が発生した場合は、ただちに、甲及び乙に報告し、甲乙丙間で対応について協議するものとする。

2 丙は、災害時に地域住民より救助活動等の災害対応のため、資機材等を使用したい旨の要請があった場合は、速やかに甲と協議し、資機材等を貸し出す、または提供するものとする。ただし、緊急を要し甲と協議するいとまがない場合は、丙の判断において資機材等を貸し出す、または提供することができるものとする。また、乙及び丙は資機材等の貸し出しに伴い発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

3 第2条第1項及び第2項において、丙が甲に協議するいとまがなかった場合についても、追って資機材等の貸し出し等の状況を甲に報告するものとする。

（備蓄倉庫及び資機材等の管理）

第3条 甲は、備蓄倉庫を解錠するための鍵を、丙に貸与するものとし、丙は鍵を適正に管理する。

2 甲は、備蓄倉庫及び資機材等を適正に管理する。

3 甲は、定期的に資機材等の点検を行うとともに、必要に応じて資機材等の更新を行い、その結果を丙に伝えるものとする。

4 丙は、備蓄倉庫又は資機材等に不具合を発見した場合は、直ちに甲へ連絡するものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書は、締結日から施行し、甲乙丙いずれからも相手方に対して、解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議事項等）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙の3者が誠意をもって協議の上、対応する。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成31年2月7日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長

乙 藤沢市鶴沼石上二丁目7番1号

神奈川県藤沢土木事務所 所長

丙 横浜市中区扇町三丁目8番8号

公益財団法人神奈川県公園協会 理事長

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「市」という。）と学校法人文教大学学園（以下「学園」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市及び学園が連携することで災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市が学園の管理する施設の一部を、学園の周辺居住者等（以下「市民等」という。）の避難の場所（以下「避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地 茅ヶ崎市行谷1100番地

施設名 文教大学湘南キャンパス

（避難の対象者）

第3条 災害時における市民等を対象とする。

（避難所開設の要請及び受託）

第4条 市は災害時、学園に対し市民等の避難所として、開設の要請をすることができるものとする。

2 市は、前項の規定により避難所を開設する際、事前に学園に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

3 学園は市から避難所開設の要請があったときは、可能な範囲で受託するものとする。

4 市の要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると学園が判断した場合は避難所を開設し、市にその旨を報告するものとする。

（避難所の開設期間）

第5条 市が避難所を設置する期間は、災害時の被害状況に応じ、市及び学園が双方で協議の上、決定するものとする。

（避難所等として利用することができる範囲）

第6条 災害時、市民等は市又は学園の職員の指定する範囲で建物内を使用できるものとする。

（避難所の管理運営）

第7条 災害時における避難所の管理運営は市の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、学園は市に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 本件施設の使用料については無償とする。

2 避難所の開設及び開設期間中における避難所の管理運営に係る費用（人件費、光熱費及び使用時における施設の破損（施設内の什器・備品を含む。）に伴う修理費の諸費用等をいう。）が発生した場合については、市が負担するものとする。

3 前項の費用の額等については、市と学園で協議の上、決定するものとする。ただし、避難所を設置したことによる学園の営業上の逸失利益は当該費用に含まないものとする。

（原状回復義務）

第9条 市は、市民等が避難を終えたときは、学園の施設を原状に回復（ただし、災害により損傷した部分を除く。）し、学園の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 災害時、学園は、学園の施設に市民等が避難した際に、施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難所の場所表示及び公開）

第11条 市は、学園の施設の使用箇所を確認した上で避難所の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（防災備蓄資機材の保管）

第12条 学園は、避難所等の管理運営に必要な物品を保管するため、市が学園の敷地内に備蓄倉庫を設置す

ることを承諾するものとする。この場合において、学園は備蓄倉庫の設置場所を市に無償で提供するものとする。

(防災備蓄資機材の点検等)

第13条 市は、前条により設置した備蓄倉庫の点検を定期的に行うものとする。

2 市は、前項に規定する点検で備蓄倉庫の破損等が判明した場合又は学園から備蓄倉庫の一部若しくは全部が破損している旨の連絡があった場合は、速やかに修理その他必要な対応を行うものとする。

3 学園は、学園の責めに帰する事由により生じた損害を除き、市が備蓄した資機材に生じた不具合等から市又は第三者に生じた損害の責任を負わないものとする。

(期間)

第14条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに市、学園いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、市及び学園の両者が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び学園が記名押印の上、各自1通を所有する。

令和3年10月25日

市 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

学園 東京都品川区旗の台三丁目2番17号
学校法人 文教大学学園
理事長

災害時等における茅ヶ崎市と有限会社ハスキー企画との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と有限会社ハスキー企画（以下「乙」という。）は、災害時（地震、津波、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域に密着して市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における帰宅困難者対応及び津波発生時の一時退避場所について、乙の施設への甲の協力要請と乙の受諾に関する必要な事項を定めるものとする。

（要請、受諾及び協力事項）

第2条 災害発生時（津波発生時を含む。以下「災害発生時」という。）、甲の要請に基づき、乙は次に掲げる事項について協力することを了承する。ただし、甲の要請がない場合において、乙の判断で協力事項を実施したときは、甲へ実施した旨の報告をすることにより、甲からの要請及び乙の受諾に代えるものとする。

- （1）駅周辺状況の情報提供
- （2）帰宅困難者等への情報提供
- （3）帰宅困難者等の受入
- （4）帰宅困難者等対策に係る周辺事業所等への協力依頼
- （5）帰宅困難者等対策及び津波避難対策に係る対応市職員の公務場所の提供
- （6）津波発生に伴う津波一時退避場所の提供
- （7）防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管

（駅周辺状況の情報提供）

第3条 災害等発生時、甲の要請により、乙は乙所有の山治ビル（所在地は新栄町1番1号。以下「乙のビル」という。）階上より目視可能な範囲において、駅周辺状況について、甲に情報提供の協力を行うものとする。

2 乙の情報提供にあたっては無償協力を原則とする。

3 情報受伝達のため、甲は乙にMCA無線を無償貸与することとする。ただし、充電等に要する電気代については乙の負担とし、貸与期間は別に甲乙協議の上、定めるものとする。

（帰宅困難者等への情報提供）

第4条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙のビル1階の柱を利用して、甲の用意する帰宅困難者等への情報提供のための看板等の掲出について無償で協力するものとする。

（帰宅困難者等の受入）

第5条 災害発生時、甲の要請により、あるいは乙の判断により、乙は乙のビルの「ハスキーズ・ギャラリー」（以下「乙の施設」という。）を帰宅困難者等の避難場所あるいは一時退避場所として提供するものとする。

2 乙の判断により帰宅困難者等を受け入れた場合に発生する費用については、帰宅困難者等の負担とする。ただし、甲の要請により帰宅困難者等を受け入れた場合における、帰宅困難者等が使用した光熱水費及び避難者等を受け入れたことを起因とする乙の負担した費用については、甲が負担するものとし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

3 乙が甲及び帰宅困難者等へ請求する負担額については、適正価格に設定するよう努めることとする。

（帰宅困難者対策に係る周辺事業所等への協力依頼）

第6条 帰宅困難者等を受け入れるにあたり、乙は乙の判断により乙のビルに存する飲食を業とする店舗その他に対し、交通機関が再開されるまでの間の食事提供等の協力依頼に努めることとする。ただし、飲食に係る費用は、乙または乙の依頼を受けて協力する店舗等の責任により、帰宅困難者等の負担とする。

2 乙は、乙が協力を依頼した店舗等に対し、前項による帰宅困難者等の負担額については、適正な価格が設定されるよう努めることとする。

（帰宅困難者等対策及び津波避難対策に係る対応市職員の公務場所の提供）

第7条 帰宅困難者等対策及び津波避難対策のため、甲の要請により乙は乙の所有する事務所を災害に対応する市職員の公務場所として提供するものとする。

2 乙が提供する場所に備えているパソコン、ファックス、コピー機等の事務用機器及び仮眠用ベッドを、乙は災害に対応する市職員へ無償提供するものとする。

(防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管)

第8条 乙は乙所有の施設に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

(帰宅困難者等の受入期間)

第9条 帰宅困難者等を受け入れる期間は乙が決定し、津波一時退避のため避難者については一時退避が回避されるまでとする。

(帰宅困難者等の避難場所の原状復旧)

第10条 甲は、甲の要請に基づいて避難場所として提供された乙の施設が閉鎖された場合、速やかに原状に復すものとし、閉鎖前であっても、帰宅困難者等の使用に伴う施設及び設備等の損壊、損傷等について、乙の事業等に影響がある場合は、速やかに原状に復すなどの措置を講じるものとする。

(避難場所開設時の事故等に係る責任)

第11条 甲の要請に基づいて開設した場合の、乙の施設内において発生した事故等に対して、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協定締結の表示及び公開)

第12条 甲は、乙と協定を締結した証として乙の施設に看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協定書の有効期限)

第13条 この協定書の有効期限は、協定締結日から乙が協定内容を遂行できなくなるまでとする。ただし、乙の代表者が変更となった場合は、その時点で本協定は失効する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月10日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市新栄町1番1号

山治ビル管理者

有限会社ハスキー企画

代表取締役

災害時における茅ヶ崎市と大和リース株式会社との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時（地震、津波、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の生命及び財産を災害等から保護し、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、下記対象施設（以下「本施設」という。）について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が災害時に地域住民その他乙の施設に避難を希望する者（以下「市民等」という。）を乙の施設に受け入れるため必要な事項を定めるものとする。

（避難対象者）

第2条 この協定において、避難の対象は市民等とする。

（要請と受入れ）

第3条 甲は災害時に、乙に対し避難所の開設及び市民等の受入れの協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

3 乙は、前項の規定により甲から要請があったときは、可能な範囲で受入れを認めるものとする。

4 市民等の受入れを行う場合においては、甲がその対応にあたるものとする。ただし、施設の閉館時間において避難所の開設または閉鎖をする場合は、甲の要請の元、乙が開錠及び施錠を行うものとする。

5 市からの要請がない場合について、市民等が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は避難所を開設し、市にその旨を報告する。この場合、市民等の受入れは乙がその対応にあたるものとする。ただし、甲がその対応にあたることのできる状況に至った場合はその限りではない。

（受入れの期間等）

第4条 乙が市民等を受け入れる期間は、前条の規定により甲から要請があった時から、災害による人的被害の危険性がなくなったと甲が判断するまでとする。

2 前項の規定により施設の避難所としての受入れの期間が終了した後に、施設から退去しない者がいるときは、甲が責任をもって対応するものとする。

（使用箇所等）

第5条 乙が避難所として甲に使用させる乙の施設は、ハマミーナとする。

2 災害時、市民等が避難所として使用できる箇所は、ハマミーナ内の浜見平保育園地域育児センター、フリースペース、会議室及び体育室とする。

ただし、これらの箇所に避難することが適切でないと判断する場合は、この限りではない。

（避難所の管理運営）

第6条 災害時における避難所の管理運営は甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 本件施設の使用料については無償とする。

2 避難所の開設及び開設期間中における避難所の管理運営に係る費用（人件費、光熱費及び使用時における施設の破損（施設内の什器・備品を含む。）に伴う修理費の諸費用等をいう。）が発生した場合については、甲が負担するものとする。

3 前項の費用の額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、避難所を設置したことによる乙の営業上の逸失利益は当該費用に含まないものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、避難所としての受入れの期間が終了したときは、施設を原状に回復しなければならない（ただし、災害により損傷した部分を除く。）。

2 前項の規定により回復をする場合において、その破損等が乙の施設が避難所として使用されたことによるものかどうか判断しがたいものがあるときは、甲乙協議の上その負担すべき範囲を決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は市民等が避難する際、乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の施設管理に起因する場合はこの限りではない。

(避難所の場所表示及び公開)

第10条 甲は、乙の施設の使用箇所を確認した上で避難所の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(阻害要因の除去)

第11条 乙は、避難所の開設前または開設時に、乙の施設において市民等の避難を阻害する要因が発生した場合は、甲に報告するものとする。甲乙は報告内容に基づき協議の上、阻害要因の除去に努めるものとする。

(避難所開設時における情報提供)

第12条 乙の施設を避難所として開設してから災害による人的被害の危険性がなくなると甲が判断するまでの間、甲は乙に適時適切な情報を提供するものとする。

(防災備蓄資機材の保管)

第13条 乙は、避難所等の管理運営に必要な物品を保管するため、甲が乙の施設内に備蓄資機材を配備することを承諾するものとする。この場合において、乙は備蓄資機材の設置場所を甲に無償で提供するものとする。

(防災備蓄資機材の点検等)

第14条 甲は、前条により設置した備蓄資機材の点検を定期的に行うものとする。

2 甲は、前項に規定する点検で備蓄資機材の破損等が判明した場合又は乙から備蓄資機材の一部若しくは全部が破損している旨の連絡があった場合は、速やかに修理その他必要な対応を行うものとする。

3 乙は、乙の責めに帰する事由により生じた損害を除き、甲が備蓄した資機材に生じた不具合等から甲又は第三者に生じた損害の責任を負わないものとする。

(期間)

第15条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号
大和リース株式会社横浜支社
支社長

大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市において大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急に避難の必要があるとき（以下「大規模火災発生時等」という。）に、乙の管理する施設を、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の規定による指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模火災発生時等における次の施設（以下「本件施設」という。）での避難者の受け入れに関し、必要な事項を定める。

- （1）名称
 - （2）所在地
- （避難対象者）

第2条 避難対象者は、茅ヶ崎市に居住し、在勤し、又は在学する者及び発災時に市内に滞在している者（以下「市民等」という。）とする。

（避難場所）

第3条 大規模火災発生時等において、市民等が避難する場所は、原則として本件施設のうち屋外の場所とする。ただし、火事又はこれに関連する地震等の災害（以下「災害等」という。）により本件施設の一部が被災しているような場合は、当該部分を除いた場所とする。

（避難の要請等）

第4条 甲は、大規模火災発生時等において、乙に対し本件施設での市民等の受け入れを要請することができる。

- 2 乙は、甲から前項の市民等の受入要請があったときは、可能な限り市民等の本件施設内への避難に協力するものとする。ただし、やむを得ない状況により当該受入要請に応じることができない場合は、この限りではない。
- 3 乙は、甲からの要請がない場合であっても、市民等の生命及び身体を守るため緊急に本件施設内への避難を要すると判断した場合は、市民等を受け入れ、甲にその旨を報告する。

（受け入れの期間）

第5条 市民等の受け入れの期間は、前条に基づく乙による市民等の受け入れから緊急な避難の必要性が解消されるまでとする。

（施設の使用料）

第6条 本件施設が避難場所として使用された場合の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第7条 本件施設が避難場所として使用された際に生じた本件施設及び本件施設内の備品の破損、汚損及び紛失（以下「破損等」という。）については、災害等により破損等をしたものを除き、市民等が破損等をしなれば避難が困難であり、やむを得ず破損等をしたものも含め、甲が原状の回復に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、本件施設内に市民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

（他災害からの避難）

第9条 前3条の規定は、大規模な火災以外の災害で市民等が本件施設に避難した場合について準用する。

（避難場所の周知）

第10条 甲は、本件施設が大規模火災発生時等における避難場所であることを、避難標識の設置、甲のホームページへの掲載及び避難場所を記した印刷物の配布等により広く市民等に対して周知する。

（施設の廃止又は変更の届出）

第11条 乙は、本件施設を廃止し、又は本件施設内の建築物の改築その他の事由により施設の現状に重要な変更（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条5第1号で規定する変更をいう。）を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5の規定に基づき、甲に届け出るものとする。

- 2 前項の規定に基づく届出があった場合は、甲乙が協議し必要な措置を講ずるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は、令和〇〇年〇月〇日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期限を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 (所在地)
(名称)
(代表者)

避難所に係る情報の提供に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、避難所に係る情報の提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の避難所に係る情報提供手段の充実を図ることで、災害による被害を最小化することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲又は乙が実施する協力内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、市内の避難所の避難状況等に係る情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された情報を乙の運営する混雑情報の配信に係るインターネットサービス上に掲載し、広く住民等に対して周知する。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月7日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番3号
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役

災害時における障害者の緊急時施設提供の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひざしの丘（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における在宅の障害者の緊急時施設提供の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲は乙の運営する市内の障害福祉施設に対し協定を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れ対象者の定義）

第2条 乙に要請する対象者として、原則として障害者とする。ただし、必要に応じて甲が認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、被災した在宅の障害者のうち、あらかじめ指定した避難所では対応が困難な者を対象として、乙の施設（以下「福祉避難所」という。）に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項のうち受諾しうる業務を行う。

3 前2項の要請があり、関係者の受入れを開始するにあたり、ただちに市職員を乙の施設に送り、目的達成のための業務にあたることとし、乙はその職員の協力をするものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に本協定に基づいた依頼をする期間は、原則として30日程度とする。ただし、市が施設使用の超過措置を申し出た場合は、その間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が障害者の緊急時施設提供の受入れを実施した場合に要する業務従事人員及び備品・消耗品等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙請求額を基に甲乙協議の上、定めるものとする。

（手続き等）

第6条 甲は第3条の規定により乙に受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する障害者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受け入れられた障害者の身元引受人の氏名、連絡先

（3）受入れ要請期間

（4）施設使用に伴う甲の現場担当職員の所属部課名、氏名、常に連絡可能な電話等

（受入れ可能人数等の協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、障害福祉施設ごとの障害者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への介護支援者の確保計画及び必要物資の備蓄、調達等、すべて市の責任において執行することとし、乙の協力体制について協議を行うこととする。

2 前項については、本協定締結後は、年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をして定めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（締結期間）

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成20年12月26日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成19年12月27日

- 甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長
- 乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人ひざしの丘
理事長
(湘南つつみ苑)

災害時における障害者の緊急時施設提供の受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
社会福祉法人翔の会（湘南鬼瓦、空と海）	平成19年12月17日

災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という）と神奈川県立茅ヶ崎支援学校（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難施設としての施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の避難施設としての施設使用等について、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 本協定に基づく受入れの対象者は、原則として、障害のある子ども、その家族及び付添人（以下「避難者等」という。）とする。ただし、災害の状況により乙の施設管理者が必要と認めた場合には、この限りではない。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時に甲の要請に基づき乙の施設を、避難施設として提供する。ただし、乙の施設に避難者等を収容することができない場合及びその他やむを得ない場合は、この限りではない。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

（1）災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める公立小中学校の避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

（2）その他、甲が乙の施設に避難者等を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 避難施設として使用する場所は、体育館、自立活動室、音楽室、視聴覚音楽室、介助員室及びA部門教室とする。ただし、乙の児童、生徒がいる場合は、体育館及び自立活動室に限るものとする。

（避難者等の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期限）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、7日とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙が協議し期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者等が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議し、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（防災備蓄倉庫等の設置）

第10条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則として甲が対応するものとする。

3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

4 災害発生時の連絡手段の確保を目的として、甲の所管する地域防止無線及び戸別受信機等(以下「無線等」という。)を乙の施設へ設置するものとし、平時から取扱訓練等を行い、災害時に備えるものとする。また、運用に係る設置された設備に要す電気料金は乙の負担とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

(協定の改正)

第12条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

(期間)

第13条 この協定書の有効期限は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市西久保29番地1
神奈川県立茅ヶ崎支援学校
校長

災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における在宅の障害者等の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する別紙に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）に対し受入れを要請するために必要な事項を定めるものとする。

（受入れ対象者の定義）

第2条 甲が、乙に要請する対象者は、原則として、障害者、障害児、その家族及び付添人（以下「障害者等」という。）とする。ただし、必要に応じて甲または乙が認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、被災した在宅の障害者等のうち、あらかじめ指定した避難所では受入れが困難な者を対象として、乙の施設に対して緊急受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項のうち受諾しうる業務を行うものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に緊急受入れを要請する期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（避難者の支援）

第5条 乙の敷地及び施設を使用した場合の避難者の支援は甲乙が協力して行うものとする。

（避難者の移送）

第6条 乙は可能な範囲で、避難が必要な障害者等の乙の施設への移送について協力するよう努めるものとする。

（避難所の運営）

第7条 乙は避難所の運営を行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努めるものとする。

3 甲は、乙が避難者を適切に支援できるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 災害時、甲の要請に基づき、もしくは乙の判断により、乙が障害者等の緊急受入れを実施したことにより起因する乙の負担した費用については、甲が負担するものとする。ただし、特別な事情があるときには、甲乙協議の上、定めるものとする。

（防災備蓄倉庫等の設置）

第9条 避難所を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を必要に応じて乙の敷地内に設置することとし、甲乙は協力して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 災害発生時の連絡手段の確保を目的として、甲の所管する地域防災無線及び戸別受信機等を必要に応じて乙の施設へ設置するものとし、乙は平時から取扱訓練等を行い、災害時に備えるものとする。また、運用に係る設置された設備に要する電気料金は乙の負担とする。

（機材等の提供）

第10条 乙は乙が所有する機材を、業務に支障のない範囲で甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料等は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁償するものとする。

（連絡責任者）

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（個人情報保護）

第12条 乙は、避難所の運営にあたり業務上知り得た障害者等の個人情報を漏洩してはならない。

（協 議）

第13条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑

義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をして定めるものとする。

(締結期間)

第14条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成26年1月24日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成25年1月25日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号
社会福祉法人
茅ヶ崎市社会福祉事業団
理事長
(つつじ学園)

災害時における要援護者等の緊急受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人翔の会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要援護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する別紙に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者及び障害児者等（以下「災害時要援護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について 別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(1) 受入れを要請する災害時要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 受入れを要請した災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への災害時要援護者の受入れ可能人員、支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者サービスセンター等で受入れが可能か調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成25年7月10日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人 翔の会
理事長
(ちがさきA・UN)

災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の運営する市内の障害福祉施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

(受入れの対象者)

第2条 甲が、乙に要請する対象者は、原則として、障害者等及びその家族とする。ただし、必要に応じて甲が認めた者に対してはこの限りではない。

(受入れの要請及び受託)

第3条 甲は、災害時において、茅ヶ崎市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した障害者等について、二次的な避難が必要と判断したときは、乙に対し、緊急の受入れを要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

(受入れの施設)

第4条 緊急の受入れを実施する施設は、別表に掲げる施設とする。

(受入れの期間)

第5条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

(必要経費)

第6条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

(手続き等)

第7条 甲は、第3条の規定により緊急の受入れを要請しようとするときは、あらかじめ受入れ可能人数等を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(1) 受入れを要請する障害者等の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 前号の障害者等の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入れを要請する期間

(受入れ可能人数等)

第8条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への障害者等の受入れ可能人員、障害者等の支援が可能な職員及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

(発災時の人的支援)

第9条 乙は、乙の施設の職員に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うなど、人的支援の確保に努めなければならない。

2 乙は、甲が乙以外の協定締結法人から人的支援の要請を受け、乙に対し協力要請を行ったときは、可能な範囲で応えるものとする。

(発災時の物的支援)

第10条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、援助物資の受取りを行うものとする。

(発災時における他の施設の活用)

第11条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に利用している者が一時避難をする必要が生じた場合には、他の障害福祉施設等で受入れが可能か調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙並びに障害者等に関わる支援者は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た障害者等の情報を漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(訓練)

第18節 協定関係
第5 避難対策関係

第14条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第15条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第16条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第9条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第10条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第11条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第14条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第18条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成31年3月26日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人 翔の会
理事長
(ちがさきの木魂)

災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
社会福祉法人碧（クロスK）	平成31年3月26日

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慶寿会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要介護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する介護老人福祉施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者（以下「要介護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむ得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する要介護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受入れを要請した要介護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への要介護者の受入れ可能人員、介護支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している施設（以下「協定締結施設」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結施設は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者デイサービスセンター等で受入れが可能な調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年12月16日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成20年12月17日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市下寺尾1835番地2
社会福祉法人 慶寿会
理事長
(特別養護老人ホームカトレアホーム)

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
社会福祉法人米寿会 (特別養護老人ホーム芹沢ホーム)	平成20年12月17日
社会福祉法人湘南福寿会 (特別養護老人ホームアザリアホーム)	平成20年12月17日
社会福祉法人麗寿会 (特別養護老人ホームふれあいの森、ふれあいの麗寿)	平成20年12月17日
社会福祉法人かがやき (特別養護老人ホーム湘南ベルサイド)	平成20年12月17日
社会福祉法人湘南望青会 (特別養護老人ホーム汐見台パシフィックステージ)	平成20年12月17日
社会福祉法人茅徳会 (特別養護老人ホームつるみね)	平成20年12月17日
社会福祉法人松宝苑 (特別養護老人ホーム湘南くすの木、地域密着型特別養護老人ホーム 湘南くすのき はる)	平成20年12月17日
社会福祉法人讃助の会 (特別養護老人ホームハビネス茅ヶ崎)	平成20年12月17日

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と医療法人社団康心会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要介護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する介護老人保健施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者（以下「要介護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 受入れを要請する要介護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れを要請した要介護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への要介護者の受入れ可能人員、介護支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している施設（以下「協定締結施設」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結施設は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者デイサービスセンター等で受入れが可能な調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成23年月2日14日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成22年2月15日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目2番3号
医療法人社団 康心会
理事長
(介護老人保健施設ふれあいの渚、介護老人保健施設ふれあいの丘)

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
医療法人社団村田会 (介護老人保健施設ケアパーク茅ヶ崎)	平成22年2月15日
医療法人徳洲会 (介護老人保健施設茅ヶ崎浜之郷)	平成22年2月15日

災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慶寿会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要援護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する高齢者福祉施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の高齢者のうち、避難所生活において特別な配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する災害時要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受入れを要請した災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への災害時要援護者の受入れ可能人員、支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者サービスセンター等で受入れが可能か調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年12月16日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成20年12月17日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市下寺尾1928番地
社会福祉法人 慶寿会
理事長
(松林ケアセンター)

災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
社会福祉法人翔の会（萩園ケアセンター）、社会福祉法人麗寿会（ケアハウスふれあいの里、元町ケアセンター）	平成20年12月17日

災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人翔の会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要援護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する別紙に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者及び障害児者等（以下「災害時要援護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について 別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する災害時要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受入れを要請した災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への災害時要援護者の受入れ可能人員、支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者サービスセンター等で受入れが可能か調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成25年7月10日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人 翔の会
理事長
(複合支援施設ちがさきA・UN)

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社リフシア（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要介護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する別紙に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者（以下「要介護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する要介護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受入れを要請した要介護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への要介護者の受入れ可能人員、介護支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している施設（以下「協定締結施設」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結施設は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（発災時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者デイサービスセンター等で受入れが可能な調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成26年6月10日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市萩園2822番1号
株式会社リフシア
代表取締役

(第1条関係：別紙に掲げる施設)

らいふ萩園、らいふ松林、らいふ柳島、らいふ香川、らいふ松が丘 ※リフシアに改名

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
社会福祉法人麗寿会（特別養護老人ホームふれあいの森、ふれあいの麗寿）	平成28年11月29日
株式会社リフシア（リフシア浜之郷）	平成28年12月14日
株式会社リフシア（リフシア矢畑）	平成29年9月19日
医療法人社団康心会（ふれあいの百合）	令和2年2月4日

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書 の一部を変更する協定書

平成26年6月10日付け、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社リフシア（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

原協定書別紙、 「らいふ萩園」を「リフシア萩園」に変更する。
「らいふ松林」を「リフシア松林」に変更する。
「らいふ柳島」を「リフシア柳島」に変更する。
「らいふ香川」を「リフシア香川」に変更する。
「らいふ松が丘」を「リフシア松が丘」に変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成26年8月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市萩園2822番1号
株式会社リフシア
代表取締役

災害時における要配慮者の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と医療法人社団 湘南健友会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を乙が緊急で受け入れることについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理運営する別紙に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、別紙に掲げる要配慮者とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- （1） 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- （2） 受入れを要請した要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- （3） 受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設の受入れ可能人員、介助員等及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（災害時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結施設は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（災害時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

（災害時における他の施設の活用）

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者デイサービスセンター等で受入れが可能か調査、把握を行い、受入れが可能な場合は一時避難ができるよう措置するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（訓練）

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、人的資源の確保について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、他の施設の活用について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

令和6年2月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市赤羽根3685
医療法人社団 湘南健友会
理事長

【別紙】

協定先	医療法人社団 湘南健友会 理事長 長岡 健介		
連絡先等	所在地	〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根 3685	
	電話	0467-53-1811	
	FAX	0467-54-0551	
	E-mail		
	その他		
	開所時間	24時間対応	
所有施設	①	施設名	介護医療院 湘南の丘
		所在地	〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根 3685
		開所時間	24時間対応
		連絡先	0467-53-1811
		受入れ人数	5名
	②		
職員数等	35名		
受入対象者	要支援1～2および要介護1～5の認定を受けている医療的ケアが必要な方		
備蓄品等	特になし		
施設特徴等	(1) 湘南の丘（療養棟）の空床を利用する。		
	(2) 食事あり、宿泊、入浴可。		
	(3) 受入れ対象者を介護する人員としての家族の宿泊は可。		
連絡責任者	茅ヶ崎市	湘南健友会	
	福祉部高齢福祉課 課長 松尾 由香 0467-82-1111	介護医療院 湘南の丘 施設長 長岡 健介 0467-53-1811	
確認日	令和6年2月1日		
特記事項			

災害時における避難者受入れに係る協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とアクティオ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、火災、武力攻撃災害等（以下「災害時」という。）に対し、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、乙が管理する施設を利用して、茅ヶ崎市地域防災計画に基づく帰宅困難者の一時退避及び待機（以下「避難」という。）の場所として、一時滞在施設を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 茅ヶ崎市新栄町13番32号

施設名 茅ヶ崎市勤労市民会館（以下「当該施設という。」）

（避難の対象者）

第3条 災害時における帰宅困難者を対象とする。

2 その他、茅ヶ崎市災害対策本部が必要と認めたときは、その指示に従うものとする。

（要請及び受託）

第4条 甲は、災害時、第2条で規定する施設を一時滞在施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は、甲から避難の要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

3 甲の要請がない場合について、帰宅困難者が緊急に避難を要すると乙が判断した場合は、帰宅困難者の避難を受入れるものとし、甲にその旨を報告するものとする。

（受入れ期間）

第5条 帰宅困難者の受入れは、避難が回避されるまでとし、以降は甲乙協議の上、決定するものとする。

（使用箇所）

第6条 災害時、帰宅困難者が使用できる避難の場所は、当該施設において甲乙協議の上、指定する部分とする。ただし、当該施設の安全確認ができていない場合は、この限りではない。

（使用の承認の取り消し等）

第7条 受入れを決定した場合において、乙は、必要に応じた範囲内で、茅ヶ崎市勤労市民会館条例第12条第1項第5号に基づき、使用の取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

（災害時の対応）

第8条 災害時、帰宅困難者の避難場所として開設した施設の管理運営は、原則として甲が行うものとする。ただし、必要に応じて乙の協力を得ることができるものとする。

2 一時滞在施設としての開設にかかる費用が生じた場合、または第7条の規定に基づき生じた損害については、甲乙の協議により決定するものとする。

（避難場所の表示及び公開）

第9条 甲は、当該施設の使用箇所を確認した上で避難の場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、その場所について市のホームページ等を用いて住民に対して周知するものとする。

（防災備蓄資機材の保管）

第10条 甲は当該施設に防災備蓄資機材を整備し、その保管場所、使用要件等については、甲乙協議の上、定めることとする。甲と乙が協力して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、定めることとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から指定管理の終期までとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

令和2年4月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都目黒区東山一丁目5番4号
KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役

第6 駅周辺混雑緩和対策関係

JR茅ヶ崎駅周辺における混雑緩和対策に関する協定書

神奈川県茅ヶ崎警察署（以下「甲」という。）東日本旅客鉄道株式会社茅ヶ崎駅（以下「乙」という。）、茅ヶ崎市（以下「丙」という。）に属する所管課及び神奈川県中央交通株式会社茅ヶ崎営業所（以下「丁」という。）は、茅ヶ崎駅利用者等に対する安全を確保するため、相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が鉄道施設内での人身事故の発生や災害等（以下「事故等」という。）により、列車の運行に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合、相互に連携した混雑緩和対策を実施して、茅ヶ崎駅利用者等の安全を確保し、もって安全で安心なまちづくりを推奨することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）混雑緩和対策 事故等により、列車の運行に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあり、茅ヶ崎駅利用者等の対する安全の確保するために実施する一連の業務をいう。
- （2）丙に属する所管課 防災安全部防災対策課、建設部建設総務課、建設部道路管理課及び消防本部警防課をいう。
- （3）茅ヶ崎駅周辺 茅ヶ崎駅構内（自由通路を含む。）、茅ヶ崎駅北ロータリー及びペDESTリアデッキ並びに茅ヶ崎駅南口ロータリーをいう。

（業務内容）

第3条 本協定の目的を達成するため、甲、乙、丙及び丁は、次に掲げる業務を実施する。

- （1）乙は、混雑緩和の実施が必要である場合は、直ちに甲及び丁に協定の実施を要請するとともに所要の態勢で、駅改札口の規制などを実施する。
- （2）甲は、前号に規定する要請があった場合は、直ちに所要の態勢を確保し、茅ヶ崎駅構内に警察官を派遣して駅改札口等において規制等を実施するとともに、必要に応じて丙に属する所管課に協定の実施を要請する。
- （3）丙は属する所管課は、前号に規定する要請があった場合は、直ちに所要の態勢を確保し、次に掲げる業務を実施する。
 - ア 防災対策課 受伝達
 - イ 建設総務課 所管のエスカレーター等の諸設備に係る稼働の停止及び再開
 - ウ 道路管理課 所管のエスカレーター等の諸設備に係る稼働の停止及び再開
 - エ 警防課 茅ヶ崎駅周辺の茅ヶ崎駅利用者等の安全確保
- （4）丁は、第1号に規定する要請があった場合は、可能な限り直ちに路線バス内での広報を実施して、茅ヶ崎駅利用者への周知を図るほか、東海道線又は相模線が、長時間運転見合せとなる場合は、乙との協議により、代行輸送又は振り替え輸送を実施する。

（活動範囲）

第4条 本協定の対象となる地域は、茅ヶ崎駅周辺とする。

（連絡責任者等）

第5条 本協定に係る相互連絡の方法等については、次によるものとする。

- （1）連絡責任者は、甲は警備課長、乙は駅長、丙は防災対策課長及び丁は所長とする。
- （2）連絡責任者は、必要に応じて、あらかじめ連絡担当者を指定することができる。
- （3）連絡は、原則として面接又は電話によりおこなうものとする。

2 本協定に係る連絡体系は、別に定めるものとする。

（情報の公開及び個人情報の保護）

第6条 本協定に基づいて収集された情報は、原則として公開とする。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令又は条例に基づき、非公開とする必要がある場合については、この限りでない。

（会議）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、相互の情報交換を行うため、必要に応じて連絡会を開催する。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議の上対応する。

（協定の改正）

第9条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の発議により、協議の上改正することができる。

（施行）

第10条 本協定は、平成20年8月26日から施行する。

本協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ保管するものとする。

平成20年8月26日

- 甲 茅ヶ崎市十間坂一丁目3番25号
神奈川県茅ヶ崎警察署
茅ヶ崎警察署長

- 乙 茅ヶ崎市本町1番1号
東日本旅客鉄道株式会社 茅ヶ崎駅
茅ヶ崎駅長

- 丙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

- 丁 茅ヶ崎市高田四丁目1番15号
神奈川中央交通株式会社 茅ヶ崎営業所
茅ヶ崎営業所長

「JR茅ヶ崎駅周辺における混雑緩和対策に関する協定」に基づく 防災行政用無線屋外拡声子局の拡声装置の使用等に係る要領

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県茅ヶ崎警察署（以下「乙」という。）は、「茅ヶ崎駅周辺における雑踏対策に関する協定（以下「協定」という。）」の趣旨をふまえ、混雑緩和対策等に係る広報等を実施するため、茅ヶ崎駅北口のペDESTリアンデッキに設置した茅ヶ崎市防災行政用無線屋外拡声子局（局番号114）の拡声装置（以下「装置」という。）を使用することに関し、次のとおり要領を定め確認する。

（目的）

第1条 本要領は、甲及び乙が装置を使用する場合における使用の範囲及び装置の管理において、必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第2条 乙が装置を使用する場合におけるその範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

（1）協定に基づく混雑緩和対策を実施し、茅ヶ崎駅利用者等に対する安全を確保するために必要となる放送を行う場合

（2）災害等発生時において、甲の要請に基づき、帰宅困難者等の避難誘導等を実施するため必要となる放送を行う場合

（3）その他、甲が認めた放送を行う場合

（装置の使用）

第3条 甲及び乙は、装置を使用するため必要な鍵一式をそれぞれ保管し、装置の使用に際し、適切な操作を行うこととする。

（使用連絡及び責任者）

第4条 乙が装置を使用する際は、甲に対し適切な時間にその使用連絡及び報告をするものとし、その責任者はそれぞれ、甲は防災安全部防災対策課長、乙は警備課長とする。

（協議）

第5条 この要領に定めのない事項又は要領の内容に疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議のうえ対応する。

（要領の改正）

第6条 この要領は、甲、乙いずれかの発議により協議し、改正することができる。

（有効期限）

第7条 この要領の有効期限は、確認の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの要領を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この要領に基づく適正な運用のため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所有、保管するものとする。

平成21年6月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
防災安全部防災対策課長

乙 茅ヶ崎市十間坂一丁目3番25号
神奈川県茅ヶ崎警察署
警備課長

第7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、平成24年6月29日から適用する。なお、これと同時に甲乙間の昭和62年5月1日付「災害用応急必需物資の調達に関する協定書」は失効する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年6月29日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書のその他の協定締結先

協定先	締結年月日
株式会社たまや	平成24年6月29日
株式会社マルエツ茅ヶ崎店	平成25年1月22日

災害時における応急必需物資の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と相鉄ローゼン株式会社高田店（以下「乙」という。）は、災害時における応急必需物資（以下「物資」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲は、災害時における物資の確保が必要であると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、別表のとおりとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条に規定する物資の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（物資の価格、代金の支払）

第5条 物資の引取価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（物資の引渡場所）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲が職員を派遣して物資を確認のうえ、これを引取るものとする。

（返却措置）

第7条 甲は、物資の調達後、物資に不用が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、昭和62年11月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和62年10月31日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市高田四丁目5番67号
相鉄ローゼン株式会社
高田店

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のうえ決

定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年6月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
生活協同組合コープかながわ
理事長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎中央店（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のう

え決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、平成24年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年6月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-5-16
イオンリテール株式会社
イオン茅ヶ崎中央店
店長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオンスタイル湘南茅ヶ崎とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のう

え決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、平成27年9月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年9月18日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目7番71号
イオンリテール株式会社
イオンスタイル湘南茅ヶ崎

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社スズキヤ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のう

え決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙（株式会社スズキヤ エスパティオ小和田店）は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、平成24年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 逗子市逗子6-5-3
株式会社スズキヤ
代表取締役

地震災害時における応急給水の協力に関する確認書

神奈川県企業庁水道局茅ヶ崎営業所（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市（以下「乙」という。）とは、地震等災害時における応急給水の協力に関し、次のことを確認するものとする。

確 認 事 項

- 1 乙は、応急給水に関する種々の情報を交換することが必要であるとの認識から、茅ヶ崎市地域防災計画に基づく「災害時における給水対策の実施計画」（以下「実施計画」という。）の作成に際して必要な事項について、甲に協力を求め甲はこれに協力するものとする。
- 2 乙は、茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、関係部及び水道局等関係機関との協議を行い、「実施計画」を実効性の高いものとしていくものとする。

平成9年3月28日

甲 茅ヶ崎市本村四丁目5番22号
神奈川県企業庁水道局
茅ヶ崎営業所長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

応急給水支援の事務処理に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町及び二宮町（以下「乙」という。）は、地震等災害時において、他の都県市水道事業者（以下「他の水道事業者」という。）による応急給水支援を受ける場合の事務処理について、次のとおり定める。

（支援要請）

第1条 乙は、地震等災害による応急給水の支援が必要と判断した場合は、次の事項を明らかにした書面により、甲に対し要請するものとする。ただし、書面により難しいときは他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

- （1）支援の概要
- （2）支援時期
- （3）被災状況
- （4）他の水道事業者の受入に関する事項
- （5）その他必要な指示事項

2 甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められ、緊急を要する場合は、神奈川県を通じて被災状況を乙に伝えることにより、乙の要請を待たずに他の水道事業者に支援要請できるものとする。この場合にあつては、事後に甲の他の水道事業者への支援要請の内容を、乙は書面をもって提出するものとする。

3 甲は、前2項に基づく応急給水支援を要請された場合は、その結果を速やかに書面により乙に回答するものとする。

（要請結果）

第2条 甲は、前条に基づく応急給水支援を要請された場合は、その結果を速やかに書面により乙に回答するものとする。ただし、書面により難しいときは他の方法をもって回答し、事後において書面を送付するものとする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、地震等災害時における応急給水に係る情報を共有し、円滑な対応に努めなければならない。

2 応急給水にかかる状況等等住民周知に関しては、甲乙協議し、乙が行うものとする。

（費用負担）

第4条 他の水道事業者の応急給水活動に要した経費は、応急給水支援を受けた乙の負担とし、経費の詳細は、乙と他の水道事業者で協議するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書10通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長

乙 平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ヶ崎市長、逗子市長、葉山町長、大磯町長、二宮町長

災害時における燃料の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会（以下「乙」という。）は、甲の災害時における燃料（以下「燃料」という。）の確保と乙の燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（燃料の種類）

第1条 燃料等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス
- (2) 液化石油ガス使用器具

（燃料の要請）

第2条 甲は、災害時における燃料の確保が必要と認めたときは、文書により、乙に対し燃料の調達を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（燃料の納入）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた燃料を可能な範囲で優先的に、甲の指定する日時及び場所に納入するものとする。

（費用弁償）

第4条 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を、災害発生時における価格を基準として甲乙協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲乙はそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和62年7月1日付の災害時における燃料の調達に関する協定書は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年1月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市浜竹四丁目1番76号
社団法人 神奈川県エルピーガス協会
湘南支部茅ヶ崎・寒川部会
部会長

災害時における燃料の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県石油商業組合茅ヶ崎支部（以下「乙」という。）は、甲の災害時における燃料（以下「燃料」という。）の確保と乙の燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（燃料の種類）

第1条 燃料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 無鉛ガソリン
- (2) 有鉛ガソリン
- (3) 混合ガソリン
- (4) 白灯油
- (5) 軽油
- (6) 重油
- (7) 潤滑油

（燃料の要請）

第2条 甲は、災害時における燃料の確保が必要と認めるときは、文書により、乙に対し燃料の調達を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（燃料の納入）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた燃料を可能な範囲で優先的に、甲の指定する日時及び場所に納入するものとする。

（費用弁償）

第4条 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を、災害発生時における価格を基準として甲乙協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲乙はそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

昭和62年10月28日付の災害時における燃料の調達に関する協定書は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年1月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市元町9番43号
神奈川県石油商業組合茅ヶ崎支部
支部長

災害時における応急燃料の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎燃料睦会（以下「乙」という。）は、甲の災害時における応急燃料（以下「燃料」という。）の確保と乙の燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（燃料の種類）

第1条 燃料の種類は、次のとおりとする。

- （1）薪
- （2）木炭
- （3）練炭

（燃料の要請）

第2条 甲は、災害時における燃料の確保が必要と認めたときは、文書により、乙に対し燃料の調達を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（燃料の納入）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた燃料を可能な範囲で優先的に、甲の指定する日時及び場所に納入するものとする。

（費用弁償）

第4条 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を、災害発生時における価格を基準として甲乙協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲乙はそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

平成元年11月9日付の災害時における応急燃料の調達に関する協定書は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年 1月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市萩園2165番地の12
茅ヶ崎燃料睦会
代表

災害時における応急燃料の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社 木内（以下「乙」という。）は、甲の災害時における応急燃料（以下「燃料」という。）の確保と乙の燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（燃料の種類）

第1条 燃料の種類は、次のとおりとする。

- （1）薪
- （2）木炭
- （3）練炭
- （4）その他の固形燃料

（燃料の要請）

第2条 甲は、災害時における燃料の確保が必要と認めたときは、文書により、乙に対し燃料の調達を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（燃料の納入）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた燃料を可能な範囲で優先的に、甲の指定する日時及び場所に納入するものとする。

（費用弁償）

第4条 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を、災害発生時における価格を基準として甲乙協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲乙はそれぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

平成元年1月9日付の災害時における応急燃料の調達に関する協定書は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年 1月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市南湖二丁目2番5号
株式会社 木内
代表取締役

災害時における災害時応急用ダンボールの生産に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と大村紙業株式会社（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が、災害時救助用ダンボール（以下「ダンボール」という。）を確保するため次のとおり協定する。

（ダンボール生産の要請）

第1条 甲は災害時における救助用ダンボールを確保するため必要があると認めるときは、乙に対しダンボールの生産を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（ダンボールの規格）

第3条 ダンボールの規格については、別に定めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前第1条に規定するダンボールの生産を要請するときは、ダンボール生産要請書（別記様式）により行うものとする。

ただし、急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（ダンボールの価格、代金の支払い）

第5条 ダンボールの取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（物資の引渡場所）

第6条 ダンボールの引渡し場所は乙が指定するものとし、甲が引渡し場所へ職員を派遣し、ダンボールを確認のうえこれを引きとるものとする。

（返却措置）

第7条 甲は、ダンボールの調達後、不用が生じたときは、乙と協議のうえ返却できるものとする。

（動力用電気の復旧）

第8条 ダンボールの生産に必要な動力用電気が断絶した場合、甲は東京電力に対し、防災上重要施設と同様に電気の復旧を依頼するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成9年8月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年8月7日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長

ダンボール生産要請書

年 月 日

大村紙業株式会社 様

茅ヶ崎市長

災害時応急用ダンボールの生産に関する協定に基づき、次の生産を要請します。

災 害 の 状 況				
ダンボールの 引 渡 場 所				
そ の 他 必 要 事 項				
規 格 及 び 数 量	規 格	数 量	規 格	数 量

災害時応急用ダンボール規格

- 避難所床パット用ダンボール 1.8 m × 0.9 m × WF
(長さ) (幅)
- 避難所仕切り板用ダンボール 1.8 m × 0.9 m × WF
(長さ) (幅)

災害時における緊急支援物資の集積場所及び応急必需物資の調達に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社茅ヶ崎青果地方卸売市場（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時も含む。以下「災害時等」という。）が発生した場合における、緊急支援物資の集積場所（以下「集積場所」という。）及び応急必需物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するため、定めるものとする。

（1）乙が管理する施設（以下「乙の施設」という。）を集積場所として使用すること。

（2）乙が保有する物資及び調達可能な物資の提供に関すること。

（集積場所の提供）

第2条 乙は、災害時等において、乙所有の出荷農産物置き場及び駐車場を、甲の要請に基づき、集積場所として提供する。

（施設使用の要請等）

第3条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を集積場所として利用することを要請することができる。

（1）災害時等において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める集積場所に収容することが困難な場合。

（2）その他、甲が必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として甲が乙に対して文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により集積場所として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第4条 甲は、乙の施設を集積場所として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用する場合は、乙の事業に支障が生じないよう努めるものとする。

（施設の管理）

第5条 乙の施設を集積場所として開設した場合の集積場所の管理は、甲が職員を派遣し、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第6条 甲が乙の施設を集積場所として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第7条 甲が乙の施設を集積場所として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 使用した電気・水道等の使用料を乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第8条 甲が乙の施設を集積場所として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（物資調達の措置）

第9条 乙は、甲から物資の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第10条 この協定における物資の範囲は、前条に定める甲の要請時に、乙が保有し、かつ調達可能な物資とする。

（調達要請の方法）

第18節 協定関係

第7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

第11条 甲は、前条に規定する物資の調達を要請するときは、文書によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

(物資の価格及び代金の支払い)

第12条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(物資の引渡)

第13条 物資の引渡場所は乙が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、当該物資の確認後これを引取るものとする。

(未使用物資の返却措置)

第14条 前条の規定により甲が引取った物資のうち未使用のものについては、乙と協議のうえ、返却できるものとする。ただし、著しく価値が低下したものについては、この限りではない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

(協定の改正)

第16条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改正することができる。

(期間)

第17条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月29日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市高田五丁目2番26号
株式会社 茅ヶ崎青果地方卸売市場
代表取締役

非常時における飲料供給に関する覚書

茅ヶ崎市長（以下甲という）と湘南ヤクルト株式会社（以下乙という）はこの非常時飲料供給機能付き自動販売機の設置に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

記

第一条（目的）

乙は甲指定の場所に自動販売機を1台設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙飲料商品を災害被害者等へ供給することを目的とする。

第二条（援助商品）

災害等の非常時に甲が乙飲料商品を災害被害者へ供給した商品は乙が援助するものとする。

第三条（自動販売機鍵運用方法）

- 乙は甲に対し緊急災害時の下記設置場所自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第一条の目的に準じ運用・保管するものとする。
- 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。
- 万が一甲が本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに当該自販機の鍵を返却すると共に、乙は甲に対し損失分の請求できるものとする。

設置場所	茅ヶ崎市体育館
自動販売機鍵番号	V97501
自動販売機鍵授受日	平成22年4月1日

第四条（鍵の紛失）

万が一甲が当該自動販売機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡すると共に、甲の負担にて鍵交換を実施するものとする。

第五条（適用期間）

本覚書の適用期間は、前条に記載された設置場所に当該自販機を設置している期間とする。

第六条（協議）

本覚書に定めなき事項については、甲・乙協議のうえ解決に努めるものとする。

以上本覚書の証として本書2通作成し、各々記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市鶴沼神明3丁目1番1号
湘南ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長

非常時における飲料供給に関する覚書

茅ヶ崎（以下甲という）とダイドードリンコ株式会社（以下乙という）はこの非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下自販機という）の設置に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

記

第1条（目的）

本覚書に記載の設置場所に乙の自販機1台を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙飲料商品を災害被害者等へ供給することを目的とする。

第2条（援助商品）

災害等の非常時に甲が乙飲料商品を災害被害者へ供給した商品は乙が援助するものとする。

第3条（自動販売機鍵運用方法）

- 乙は甲に対し緊急災害時の下記設置場所自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用・保管するものとする。
- 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。
- 万が一甲が本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに当該自販機の鍵を返却すると共に、乙は甲に対し損失分の請求できるものとする。

設置場所	茅ヶ崎公園
自動販売機鍵番号	α P 9 2 0 8 3
自動販売機鍵授受日	平成23年6月1日

第4条（鍵の紛失）

万が一甲が当該自動販売機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡すると共に、甲の負担にて鍵交換を実施するものとする。

第5条（適用期間）

本覚書の適用期間は、前条に記載された設置場所に当該自販機を設置している期間とする。

第6条（協議）

本覚書に定めなき事項については、甲・乙協議のうえ解決に努めるものとする。

以上本覚書の証として本書2通作成し、各々記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市鶴沼神明3丁目1番1号
ダイドードリンコ株式会社
首都圏第一営業部長

非常時における飲料供給に関する覚書

後記設置契約者（以下甲という）とダイドードリンコ株式会社（以下乙という）は乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下自販機という）の設置に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

記

第1条（目的）

本覚書に記載の設置場所に乙の自販機1台を設置し、災害等の非常時における救援物資として甲が乙飲料商品を災害被害者等へ供給することを目的とする。

第2条（援助商品）

災害等の非常時に甲が乙飲料商品を災害被害者へ供給した商品は乙が援助するものとする。

第3条（自動販売機鍵運用方法）

- 1 乙は甲に対し緊急災害時の下記設置場所自販機の開錠用として鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用・保管するものとする。
- 2 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。
- 3 万が一甲が本条以外の目的での使用が確認された場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに当該自販機の鍵を返却すると共に、乙は甲に対し損失分の請求できるものとする。

設置場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎3階、4階、6階、分庁舎4階
自動販売機鍵番号	αP90116、αP90118、αP90108、αP92583
自動販売機鍵授受日	平成23年12月20日

第4条（鍵の紛失）

万が一甲が当該自動販売機の鍵を紛失した場合、直ちに乙に連絡すると共に、甲の負担にて鍵交換を実施するものとする。

第5条（適用期間）

本覚書の適用期間は、前条に記載された設置場所に当該自販機を設置している期間とする。

第6条（協議）

本覚書に定めなき事項については、甲・乙協議のうえ解決に努めるものとする。

以上本覚書の証として本書2通作成し、各々記名捺印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成23年12月12日

(甲)

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

(乙)

神奈川県横浜市港南区丸山台3-40-1
ダイドードリンコ株式会社
首都圏第一営業部長

災害対応自動販売機取扱いに関する覚書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の所有する災害対応自動販売機（以下「自販機」という。）設置における災害発生時の取扱いについて次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、茅ヶ崎市総合体育館内に設置する乙の自販機の災害時における自販機の使用及び自販機内商品の提供に関する事項を定めるものとする。

（自販機内商品の提供）

第2条 自販機が設置されている茅ヶ崎市総合体育館内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、利用者が避難する必要があるが生じた場合、乙は甲に対して自販機内商品のみを無償にて提供する協力をするものとする。

（フリーバンドキーの取扱い）

第3条 乙は、前条に定める商品の提供にあたって、商品を提供するための自販機のフリーバンドキー（以下「鍵」という。）を甲に貸与（1本）するものとし、甲は鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、本覚書による要望を行う時は、乙の自販機を管理する営業所の管理者に口頭、電話等により要望することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから本覚書の解消又は自販機の撤収の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとし、以降も同様とする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに申し出るものとする。

3 甲は、第1項に定める本覚書を解除し、若しくは解約し、又は自販機を撤去した場合、第3条にて貸与された鍵を乙に返却する。

（目的外使用）

第6条 甲が本覚書の目的以外に自販機商品を当事者又は第三者に無償提供した場合は、乙は甲に無償提供した数量の実費を請求するものとする。

（協議）

第7条 本覚書に定めるものの他、本覚書の実施に関して必要な事項、その他本覚書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

以上を合意、確認または承認した証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成29年3月10日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区神田美土代町9番1号
大塚ウエルネスベンディング株式会社
関東支店支店長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社カギサン（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のう

え決定するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第 14 条 この協定は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 6 月 1 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市新栄町 1 1 番 8 号
株式会社 カギサン
代表取締役社長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と株式会社タカラ・エムシー(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するため、早期の通常営業の確保に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 18 節 協定関係

第 7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

第 12 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第 14 条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 1 月 29 日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 静岡市駿河区小鹿三丁目 1 番 58 号
株式会社タカラ・エムシー
代表取締役

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と株式会社クリエイトエス・ディー(以下「乙」という。)が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事務取扱要領で定めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、応急生活物資調達要請書(事務取扱要領別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、事務取扱要領に定める要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の収集提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他の必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

第18節 協定関係

第7 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第14条 この協定は、協定締結日から適用し、令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示をしない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年12月15日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番2号
株式会社クリエイトエス・ディー
代表取締役社長

災害時の商品提供に関する覚書

茅ヶ崎市（以下、「甲」という）と株式会社ユカ（以下、「乙」という）との間において、災害時の商品提供に関する定義を以下の通り覚書（以下、「本覚書」という）にて締結した。

第一条（本覚書の目的）

災害時における商品の無償提供に関する定義を明確にすることを目的とするものである。

第二条（災害の定義）

- 1、自然災害：「異常な自然現象を起因とする災害」暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波噴火、冷害、干害、雹害、霜害、旋風、地滑り、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈降等による被害。
- 2、社会災害：「人的事故等を発端とする災害」大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数者の遭難を伴う船舶沈没、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等による被害。

第三条（ライフラインの定義）

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

第四条（無償提供の商品定義）

乙は甲に対して、自動販売機内に入っている商品のみを緊急飲食物として無償で提供するものとする。

第五条（対象自動販売機定義）

甲・乙間で交わした本覚書に基づく自動販売機をいう。（「資料1」に記載）

第六条（無償提供の判断基準）

第二条に定める災害により第三条のライフラインがストップした場合において、自動販売機内の商品を被災者に提供することが出来るものとし、その判断は甲に委ねるものとする。

第七条（無償提供の報告）

甲は乙に対して商品の無償提供を行った場合は、必ず報告をするものとする。

第八条（協議事項）

本覚書に定めない事項又は契約条項の解釈疑義が生じたときは、甲乙双方誠意をもって協議し、その解決に当るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上各1通を保有する。

2018年 月 日

甲 住 所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 住 所 東京都目黒区南2丁目1番30号
会社名 株式会社ユカ
代表者 代表取締役

資料1

住所: 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

設置フロア	設置場所詳細	機種	台数
茅ヶ崎市役所分庁舎	1階エレベーターホール	オリジナル飲料機	1台
茅ヶ崎市役所分庁舎	1階エレベーターホール	オリジナル飲料機	1台
茅ヶ崎市役所分庁舎	1階エレベーターホール	食品自動販売機	1台

災害時における物資供給に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とアンカー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備え、災害時に住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の協力を得て住民等に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 本協定において乙が甲に提供する物資は、次の各号のとおりとする。

- (1) ポータブル充電器
- (2) 防災パック（モバイルバッテリー、ケーブル、ソーラーチャージャー、カーチャージャー）
- (3) その他甲が指定し、乙が承認した物資（乙による在庫確保を保証するものではない。）

（要請及び回答の方法）

第4条 第2条に基づく要請及びその回答は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第5条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは、速やかに、また優先的に物資を供給する。ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載した書面を甲に提出するものとする。

（物資の搬入）

第6条 物資の搬入場所及び日時は、甲が指定するものとする。

2 物資の搬入場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用及び請求）

第7条 物資の対価及び運搬費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（体制の整備）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう、連絡体制等を整備するとともに、常に点検、改善に努め、変更があった場合には互いに連絡するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がないときは、同一の内容をもって、更に1年間継続更新し、以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）

第10条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月27日

- 甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長
- 乙 東京都千代田区神田淡路町2-101
ワテラストワー9階
アンカー・ジャパン株式会社
代表取締役

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と、湘南フードトラック協会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内で地震や台風、大雨等による自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる避難者への炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチンカー 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく移動販売の営業許可を受けた又は届出がされた自動車をいう。
- (2) 避難場所等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置される指定避難場所、若しくは指定緊急避難場所等、市町村又は県が設置する災害発生時の避難者受け入れ施設をいう。

（協定事項の発効）

第3条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において茅ヶ崎市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 甲が指定する、避難場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食材の調理
- (5) 乙が炊き出し等において調理し提供するものについてのアレルギー品目の周知
- (6) その他甲が必要と認める業務で乙が対応可能な業務

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにした別に定める協力要請書をもって前条の要請をするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請を行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) キッチンカーにより飲食を提供する避難場所等の情報（所在地、避難者数、駐車可能な台数等）
- (2) 前号で依頼する避難場所等周辺の被災状況、交通規制情報等
- (3) その他必要な事項

（実施報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときには、甲に対し次の事項を明らかにした別に定める実施報告書をもって報告するものとする。

- (1) 避難場所等の名称
- (2) 飲食を提供したキッチンカーの代表者等
- (3) 供給した日時及び従事した時間
- (4) 供給した料理の内容、数量
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は原則として災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った協力に付随する費用（光熱費、移動に要する燃料費、通信費等）は、乙が負

担するものとする。

3 その他、事業の実施に際し別途費用負担が生じた場合は甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度相互に連絡するものとする。

(平時の取組)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するなど、地域の防災力の強化に積極的に協力する。

(協議事項)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間等)

第11条 この協定は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1箇月前までに甲または乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

2 甲は、乙が協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させた場合は、前項の規定に関わらず本協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対して通知するとともに速やかに文書により通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月14日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市東海岸南6丁目3番24□2号

湘南フードトラック協会

理事長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 甲が、乙に供給を要請する応急生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは「応急生活物資調達要請書」（事務取扱要領別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に応急生活物資調達要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により応急生活物資の供給を実施したときは「応急生活物資供給報告書」（事務取扱要領別記様式）により甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により応急生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用)

第8条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前各項に規定する費用は、乙からの適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（事務取扱要領別記様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

3 甲と乙は平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から適用し、令和6年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示をしない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和5年6月26日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長

第8 災害復旧対策関係

災害時における応援に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人茅ヶ崎建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の応援を要請し、後日、速やかに当該文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする場所
- （3）応援を必要とする作業内容
- （4）応援を必要とする人員の数、資機材の種類及び数量
- （5）その他応援に必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い、応急対策活動に協力するものとする。ただし、甲の指示が得られない場合は、丙自ら甲の要請に基づいて応急対策活動に協力するものとする。

（協力の範囲）

第3条 協力の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理
- （2）緊急輸送路及び緊急輸送路を補完する道路のパトロール及び確保
- （3）住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
- （4）大雨による災害が発生するおそれのあるときの事前対策
- （5）降雪による災害が発生するおそれのあるときの事前対策
- （6）その他、市長が乙の応援が必要と認める場合
- （7）前各号に係る資材、機材の調達

（実施報告）

第4条 丙は、第3条に定める活動が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）応急対策活動の実施場所及び内容
- （2）応急対策に従事した職員の氏名及び作業従事時間
- （3）応急対策活動に使用した資材、機材の種別及び数量並びに移動時間
- （4）その他市長が必要と認めた事項

（経費負担）

第5条 第2条に規定する応急対策活動の協力に係る経費は、甲の関係規定を適用して甲が負担するものとし、その経費は、丙の正当な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により出動した丙所属の職員が応急対策活動に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて甲が補償するものとする。

（連絡）

第7条 乙は、本協定に係る乙に加盟する会員の名簿及び会員を地区別に区分した地区別分担表を毎年4月末日までに甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(実施時期等)

第9条 平成9年2月19日に甲及び乙が締結した「災害時における応援職員の協力等に関する協定書」を廃止し、本協定を平成21年4月1日から適用するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市矢畑955番地
社団法人 茅ヶ崎建設業協会
会 長

災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とチガサキレンタル株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時（武力攻撃災害時を含む。）における応急対策活動の用に供する資機材等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策活動の用に供する資機材等の確保を図るため、必要と認めるときは、乙に対し、資機材等のレンタルを要請するものとする。

2 前項の規定により要請を行うときは、原則として次の事項を記した文書によるものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、後に、文書により要請することができるものとする。

（1）資機材等の名称、用途及び数量

（2）資機材等の搬入場所

（3）その他必要な事項

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（資機材等の引渡等）

第3条 前条より措置された資機材等の引渡は、第1条第2項第2号により甲が指定した場所において、甲の確認のもとに行うものとする。

2 乙は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において資機材等を引き取るものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、甲に引き渡した資機材等の返却を確認後、費用を甲に請求するものとする。

2 価格は、災害発生直後における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第5条 甲は、甲の責めに帰する理由により、乙から引渡を受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に係る甲の連絡責任者は防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、代表取締役社長とする。

（安全の確保）

第7条 甲は、協力の要請に当たっては、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供すること等により、業務に従事する者の安全の確保に配慮する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降の同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市萩園1, 171番地
チガサキレンタル株式会社
代表取締役社長

様式1

災害時における応急対策活動用資機材等の要請書

チガサキレンタル株式会社
代表取締役

様

茅ヶ崎市災害対策本部長

災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する、茅ヶ崎市とチガサキレンタル株式会社との協定第1条第2項の規程に基づき、次のとおり資機材等を要請します。

要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分
納 入 場 所	
要 請 資 機 材 名	1 個数
	2 個数
	3 個数
	4 個数
	5 個数
	6 個数
	7 個数
備 考	

地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合において被災した建物の解体撤去等に関し、茅ヶ崎市(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県建物解体業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙への協力要請にあたっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で要請し、その後に文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙又は乙の指定する会員に通知する。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で要請し、その後に文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要事項

(費用等)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額については、甲、乙協議して決定する。

(災害補償)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事したものが、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等による。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては茅ヶ崎市防災安全部防災対策課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成14年9月1日から平成15年3月31日までとし、期間満了の1

ヶ月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成14年9月11日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市中区常盤町2丁目11番地
社団法人 神奈川県建物解体業協会
会長

災害時における応急復旧に関する覚書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市緑化事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 茅ヶ崎市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、道路の通行及び公園の利用等における地域住民の安全を確保するため、協力して災害時におけるパトロールの実施及び応急復旧作業を迅速に行うことを目的とする。

（業務内容）

第2条 この覚書による業務は、茅ヶ崎市内において災害が発生した場合のパトロールの実施と、甲の管理する街路樹及び市内各公園に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧作業に対する乙の協力とする。

（協力要請）

第3条 甲は、パトロール及び応急復旧作業を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

（要請手続）

第4条 前条の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書を持って要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、パトロール及び応急復旧作業が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書を持って報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)パトロールの実施期間及び実施範囲

(2)応急復旧作業の実施場所、実施期間、作業内容、数量及び作業状況写真

(3)甲の要請に基づき実施した業務に要した費用

(4)その他必要な事項

（経費負担）

第6条 乙が第3条の要請に基づき実施した業務に要した費用は、乙より提出された実施報告に基づき、甲が負担するものとする。

（会員名簿等の提供）

第7条 乙は、乙に加盟する会員の名簿及び連絡系統図を甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第8条 この覚書に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡窓口）

第9条 この覚書の業務に関する連絡窓口は、甲においては本覚書を担当する課長、乙においては茅ヶ崎市緑化事業協同組合代表理事とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この覚書の有効期間は、締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から申し出がない場合は、本覚書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市矢畑995番地
茅ヶ崎市緑化事業協同組合
代表理事

災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎電設協会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震・風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。以下「災害時等」という。）の発生により、甲の電気設備が被災した場合の応急復旧に必要な調査、その他応急措置（以下「応急対策活動」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、電気設備が被災した場合の応急復旧に必要な調査、応急対策活動の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要ときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする場所
- （3）応援を必要とする作業内容
- （4）応援を必要とする人員の数、資機材の種類及び数量
- （5）その他応援に必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である電設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。乙のあつせんを受けた丙は、甲の指示に従い、応急対策活動に協力するものとする。ただし、甲の指示が得られない場合は、丙自ら甲の要請に基づいて応急対策活動に協力するものとする。

（報告）

第4条 丙は、第3条に定める活動が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）応急対策活動の実施場所及び内容
- （2）応急対策活動に従事した職員の氏名及び作業従事時間
- （3）応急対策活動に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼動時間
- （4）その他市長が必要と認めた事項

（経費負担）

第5条 2条に規定する応急対策活動の協力に係る経費は、甲が負担するものとし、その経費は、丙の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により出勤した丙所属の職員が応急対策活動に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて甲が補償するものとする。

（連絡）

第7条 乙は、本協定に係る乙に加盟する会員の名簿及び会員を地区別に区分した地区別分担表を毎年4月末日までに甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年2月15日

- 甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

- 乙 神奈川県茅ヶ崎市矢畑995番地30
茅ヶ崎電設協会
会長

災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震・風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。以下「災害時等」という。）の発生により、甲が所管する施設において給排水設備類が被災した場合の応急復旧に必要な調査、その他の応急措置（以下「応急対策活動」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対し、給排水設備が被災した場合の応急復旧に必要な調査、応急対策活動の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする場所
- （3）応援を必要とする作業内容
- （4）応援を必要とする人員の数、資機材の種類及び数量
- （5）その他応援に必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、乙の組合員である管工事業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。乙のあつせんを受けた丙は、甲の指示に従い、応急対策活動に協力するものとする。ただし、甲の指示が得られない場合は、丙自ら甲の要請に基づいて応急対策活動に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第3条に定める活動が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）応急対策活動の実施場所及び内容
- （2）応急対策活動に従事した職員の氏名及び作業従事時間
- （3）応急対策活動に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- （4）その他市長が必要と認めた事項

（経費負担）

第5条 第2条に規定する応急対策活動の協力に係る経費は、甲が負担するものとし、その経費は、乙の正当な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により出勤した丙所属の職員が応急対策活動に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて甲が補償するものとする。

（連絡）

第7条 乙は、本協定に係る乙に加盟する組合員の名簿を毎年4月末日までに甲に提供するものとし、組合員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更または解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月8日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市本村四丁目5番27号
茅ヶ崎管工事業協同組合
理事長

災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、地震・風水害及びその他の災害（以下「災害時等」という。）により甲が管理する下水道管路施設が被災した場合に行う応急復旧対策の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対し、下水道管路施設が被災した場合の応急復旧に必要な協力を要請するための基本的な事項を定め、災害時等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害時等により被災した下水道管路施設の応急復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において、要請に関する連絡先、災害時の支援に備えて支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 復旧支援協力時の対応の為に甲は事前に下水道台帳図を乙に提供するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月24日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

災害時における応急対策の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務で、かつ乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力すること。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 場所
- (4) 人員
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 場所
- (3) 時間
- (4) 協力内容
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、原則としてその賠償の責に負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）を準用するものとする。

ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は茅ヶ崎市防災対策課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県

自動車整備振興会湘南支部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月24日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市円蔵1307番地
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支 部 長

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

要 請 書

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長 様

要請者

災害時における応急対策の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び要請する理由	
協力を必要とする内容	
協力を必要とする場所	
協力を必要とする人員等	
その他必要な事項	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

実 施 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

業務に従事した人員	
業務に従事した場所	
業務に従事した時間	
協力した業務内容	
その他必要な事項	

大地震発生時における許認可関係業務の事前承認に関する覚書

茅ヶ崎市と東京ガス株式会社は被災された市民の社会生活に必要な都市ガスの早期復旧を目指すことから大地震発生時において許認可に関係する各種業務の事前承認について、次のとおり覚書を締結する。

(道路占用・掘削許可書)

第1条 東京ガス株式会社は道路を掘削する際の道路占用許可申請については事後申請とする。なお、大震災発生時における緊急輸送路については対象外とする。

(仮復旧材料)

第2条 東京ガス株式会社は道路の掘削後の仮復旧については常温合材の使用を可とする。

(発生土による埋め戻し)

第3条 東京ガス株式会社は道路の掘削後の埋め戻しについては発生土埋めを可とする。

(茅ヶ崎市の発生残土等置き場の一時使用)

第4条 東京ガス株式会社は道路の掘削に伴い発生する残土等(骨材、ガラ)について茅ヶ崎市が指定する学校、公園等臨時場所に仮置き場として一時使用することを可とする。

(道路本復旧)

第5条 東京ガス株式会社は道路本復旧を行う際は茅ヶ崎市の指示に従うこと。

(協議事項)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、両者が協議の上、決定する。

(適用時期)

第7条 この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書を2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年1月30日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

神奈川県藤沢市大庭8210
東京ガス株式会社
湘南導管ネットワークセンター
所長

災害時における茅ヶ崎市と神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎寒川支部（以下「乙」という。）とは、地震及び風水害等の災害時に対し、甲は市民の生命と財産を保護することを目的として、乙は甲の目的を支援して地域貢献を図るため、甲と乙は協力し、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

（1）災害復旧活動に係る乙に属する組合員（以下「組合員」という。）の派遣及び組合員が有する技術等の甲への提供

（2）災害復旧活動に係る組合員の所有する車両・工具・機材等の甲への提供

（組合員の派遣）

第2条 甲の要請に基づき、乙は災害復旧のため組合員を派遣し、培った技術等を提供するものとする。

（車両・工具・機材等の提供）

第3条 乙は組合員が所有する、または調達可能な車両・工具・機材等を、甲または甲が要請した救援組織等に提供するものとする。

（協力要請）

第4条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

（平時の体制）

第5条 甲は平時より乙との連絡体制を確実なものとするように努め、乙は甲の要請を受け入れるため、平時より組合員の体制を確認し、組合員に変更が生じた場合は速やかに甲へ報告するものとする。

（経費負担）

第6条 甲の要請に伴う組合員等の応急対策活動に係る経費は、甲の関係規定を適用して甲が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により出勤した組合員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した車両・工具・機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により損害があった場合は、甲はその損害を補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月16日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長
乙 神奈川県茅ヶ崎市矢畑1063番地1
神奈川土建一般労働組合
茅ヶ崎寒川支部
執行委員長

災害時における茅ヶ崎市と茅水会との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅水会（以下「乙」という。）とは、地震及び風水害及びその他の災害等（武力攻撃災害時を含み、以下「災害」という。）に対し、甲は防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙は地域の社会貢献を行う企業市民組織として、甲と乙が協力し、災害による被害の応急復旧、拡大防止及び軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

- （1）甲の給排水設備が被災した場合の、応急復旧に必要な調査及び応急復旧の協力
- （2）前項以外の甲が行う災害復旧活動の人員等による協力
- （3）災害時以降における、被災市民等に対する乙の適正請負額等による業務遂行

（要請及び派遣）

第2条 甲の要請に基づき、乙は前条第1項及び第2項に係る協力のため、乙の会員（以下「会員」という。）を派遣するものとする。なお、甲の給排水設備には、甲が別に締結する災害時協定先を含むものとする。

2 乙は会員が所有する、または調達可能な車両・工具・機材等を、甲または甲が要請した救援組織等あるいは甲が別に締結する災害時協定先に提供するものとする。

（適正請負額の維持）

第3条 乙は被災市民等に対して乙の業務を履行する場合、適正請負額を維持し、あるいは適正請負額以下で地域貢献に努めることとする。

（協力要請）

第4条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

（平時の体制）

第5条 甲は平時より乙との連絡体制を確実なものとするように努め、乙は甲の要請を受け入れるため、平時より会員の体制を確認し、会員に変更が生じた場合は速やかに甲へ報告するものとする。

（経費負担）

第6条 甲の要請に伴う会員の応急対策活動に係る経費は、甲の関係規定を適用して甲が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により出勤した会員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した車両・工具・機材等が、甲または甲に協力する救援組織等あるいは甲が別に締結する災害時協定先の使用により破損した場合や、紛失、盗難等により損害があった場合は、甲はその損害を補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月16日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市 茅ヶ崎市長
乙 神奈川県茅ヶ崎市本村四丁目5番27号
茅水会 会長

災害時における応急復旧対策の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と第一カッター興業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務について、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

（1）汚泥の撤去、処分

（2）避難所、津波一時退避場所、広域避難場所及びその他市民が避難に使用した施設の清掃

（3）救出救助のための障害物の切断、撤去

（4）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、必要な人員、車両、機材等により可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（実施報告）

第4条 乙は、応急対策活動が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）応急対策活動の実施場所及び内容

（2）応急対策活動に従事した人員及び作業時間

（3）応急対策活動に使用した車両、機材等

（4）その他市長が必要と認めた事項

（経費負担）

第5条 乙が第2条の要請に基づき実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、第3条の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）」に基づき補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月20日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社（以下「乙」という。）は、災害時に停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供

（2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（3）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

（1）停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施

（2）停電復旧の支障となる障害物等の除去

（3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（4）住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月11日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 平塚市追分1番4号
東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
支社長

第9 緊急輸送対策関係

災害時における自動車輸送の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は茅ヶ崎市内に発注した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時において茅ヶ崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県トラック協会湘南支部（以下「乙」という。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 茅ヶ崎市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、文書を持って要請するものとする。

ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は前条に基づき協力した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 第3条に基づき応援に従事したものが死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は疾病となった場合においては、本人又はその遺族に対し、茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年茅ヶ崎市条例第24号)を準用し補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲においては茅ヶ崎市災害対策本部事務局長を、乙においては社団法人神奈川県トラック協会湘南支部事務局長を連絡責任者とする。

(連絡)

第8条 乙は、この協定により協力できる茅ヶ崎市内の自動車運送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年6月末日までに甲に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、昭和54年11月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲、乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和54年11月10日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市桐原町22番地
神奈川県トラック協会湘南支部
支部長

災害等における物資の輸送等に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合、又は茅ヶ崎市外で発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1）甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下「物資」という。）の輸送
- （2）前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害賠償）

第5章 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目11番地
一般社団法人神奈川県トラック協会
会長

災害等における自動車輸送の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における自動車輸送について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において自動車による輸送が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により、要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）協力を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- （3）協力を必要とする場所
- （4）協力を必要とする期間及び活動内容
- （5）その他参考となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、速やかに実施するものとする。ただし、業務に支障のある場合又はやむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）協力を実施した車両数、車両種類及び人員名簿
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要事項

（経費の負担）

第4条 自動車輸送の協用に要した経費は、甲が負担する。

（補償）

第5条 甲の要請により自動車輸送に従事したものが、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年6月30日条例第20号）に基づき補償するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項若しくは協定変更の必要又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成元年8月3日

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
甲 茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市高田四丁目1番1号
乙 神奈川中央交通株式会社
茅ヶ崎営業所長

災害時の輸送船舶調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東亜海運産業株式会社（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内又は甲が災害時相互応援に関する協定書を締結した市において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、災害時の市民生活の早期安定を図るための応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）等の輸送を行う船舶の調達に関する協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請）

第2条 甲は、災害時における輸送船舶の確保を図る必要があると認めたとき、各号に掲げる事項を明らかにした輸送船舶派遣協力要請書（別記様式）又は傭船契約の締結をもって乙の所有する船舶の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、傭船契約を締結するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事項
- （2）輸送を必要とする物資及び数量等
- （3）その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、極力他の業務に優先して要請事項に速やかに適切な措置をとるとともに、その派遣する船舶等を協議し、要請の実現に努めるものとする。

（船舶の賃貸借料金）

第4条 船舶の賃貸借料金は、災害発生直前における適正料金を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資等の受け渡し場所）

第5条 物資の受け渡し場所は、その都度協議するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 第2条に掲げる要請に関し、その事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互の連絡確認するものとする。

（船舶の安定派遣）

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して船舶の安定派遣に努力し、安全航海を図り市民生活の早期安定に寄与するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、災害に対処し得る設備並びに広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとし、甲は、それに極力協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及び定めのない事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、1997年（平成9年）10月22日から適用し、1998年（平成10年）3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

1997年（平成9年）10月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区五番町6番地
東亜海運産業株式会社
代表取締役社長

別記様式（第2条関係）

輸送船舶派遣協力要請書

茅ヶ崎市長

次のとおり協力を要請します。

項 目	内 容												
1 災害の状況													
2 協力を要請する事由（理由）													
3 輸送を必要とする物資及び数量等													
4 派遣の日時、場所等	<table border="0"> <tr> <td>出航地</td> <td>港</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>寄港地</td> <td>港</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> </table>	出航地	港	月	日	時	分	寄港地	港	月	日	時	分
出航地	港	月	日	時	分								
寄港地	港	月	日	時	分								
5 その他必要な事項													

災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社湘南主管支店（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が行う災害時の物資輸送や物資拠点の運営等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務について、書面により乙へ協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）甲が指定する場所から避難所等への物資の配送
- （2）甲が管理する物資拠点の運営及び運営に係る人員の派遣
- （3）物資輸送に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
- （4）物資拠点の運営に必要な資機材の提供
- （5）乙の管理する物流施設における物資等の一時保管
- （6）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した業務を完了した時は、次の事項を記載した実績報告書を甲に提出するものとする。

- （1）従事者名簿
- （2）従事日及び走行距離
- （3）使用した車両、施設、資機材
- （4）協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- （5）その他必要な事項

（費用の額）

第5条 協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、配送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金、物資拠点の運営に係る人員及び物流専門家の派遣に関しては派遣人員の日当費相当額、並びに乙の資機材、施設の使用料に関しては時価相場相当額を基準として算定し、甲乙間の協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定により決定した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（協定実施の円滑化）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に行うため、次の各号に定めるとおり、業務に支障をきたさない範囲内で、平常時より相互の連携を図るよう努めるものとする。

- （1）甲の行う防災訓練への乙の参加
- （2）防災対策に関する情報交換

（災害補償）

第8条 甲は、第2条の要請に基づく業務に従事した者が、その業務中にその者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）」に基づき補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償

の責を免れる。

2 甲は、第2条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に損害を与えた場合、その損害を補償するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年11月26日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市藤沢559番地角若松ビル6階
ヤマト運輸株式会社湘南主管支店
主管支店長

災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が行う災害時の物資輸送や物資拠点の運営等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務について、書面により乙へ協力を要請（第1号様式）するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）甲が指定する場所から避難所等への物資の配送
- （2）甲が管理する物資拠点の運営及び運営に係る人員の派遣
- （3）物資輸送に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
- （4）物資拠点の運営に必要な資機材の提供
- （5）乙の管理する物流施設における物資等の一時保管
- （6）その他甲が必要と認めるときのうち、要請時点で乙が対応可能なもの

2 甲は、第1項の規定により要請した内容に変更が生じた場合は、乙に対し、その都度、その内容を書面により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は電話またはその他の方法をもって通知し、事後速やかにその通知内容を記載した書面を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した業務を完了した時は、次の事項を記載した実績報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

- （1）従事者数
- （2）従事日及び走行距離
- （3）使用した車両、施設、資機材
- （4）協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- （5）その他必要な事項

（費用の額）

第5条 協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、配送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金、物資拠点の運営に係る人員及び物流専門家の派遣に関しては派遣人員の日当費相当額、並びに乙の資機材、施設の使用料に関しては時価相場相当額を基準として算定し、甲乙間の協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定により決定した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（協定実施の円滑化）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に行うため、次の各号に定めるとおり、業務に支障をきたさない範囲内で、平常時より相互の連携を図るよう努めるものとする。

- （1）甲の行う防災訓練への乙の参加
- （2）防災対策に関する情報交換

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、第2条の要請に基づく業務に従事した者が、その業務中にその者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）」に基づき補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

2 甲は、第2条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に損害を与えた場合、その損害を補償するものとする。

(損害の負担)

第10条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、物資の受入及び配送等の業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報を他人に漏らし、または利用してはならない。この協定の終了後においても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を相互に提供するように努めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月15日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市金沢区鳥浜7番地3
佐川急便株式会社
神奈川支店 支店長

第10 葬祭関係

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては本部長、乙にあっては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長とする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部等に提供する

ものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等を図るため、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
第二秋山ビル7階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長



災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	電話
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等 の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者

印

年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	
棺等葬祭用品の供給等 の数量数（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協会員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市葬祭業者連絡会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。
2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- （1）担当者の氏名
- （2）要請する理由
- （3）要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- （1）霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- （2）履行期間及び履行場所
- （3）従事者名簿
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要する経費は、甲が負担する。2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては本部長、乙にあつては茅ヶ崎市葬祭業者連絡会代表とする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市新栄町6番10号
茅ヶ崎市葬祭業者連絡会
代 表

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定の協定先一覧

乙・・・茅ヶ崎市葬祭業者連絡会
茅ヶ崎市新栄町6番10号
代表

構成会員 9社

業 者 名	所 在 地	電話番号
(有)小清水商会	茅ヶ崎市新栄町6-10	0467-86-7645
平安レイサービス(株) (湘和会堂茅ヶ崎)	茅ヶ崎市茅ヶ崎3-1-43	0467-82-1665
(株)さがみ くみあいサービス	寒川町宮山115-1	0467-72-0521
東洋典礼(有)	茅ヶ崎市西久保1003-1	0467-73-0454
(有)サポート湘南	茅ヶ崎市下町屋2-13-21	0467-86-4949
祭典サービス(株)	茅ヶ崎市本村4-20-23	0467-54-4194
(株)和田	茅ヶ崎市東海岸北4-1-38	0467-82-4532
(有)阿部企画	茅ヶ崎市東海岸北4-6-60	0467-85-1191
(有)坂田葬儀社	茅ヶ崎市浜之郷404-1	0467-89-6001

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長

印

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協会員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部（以下「丙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙及び丙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙及び丙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙及び丙に提出するものとする。

- （1）担当者の氏名
- （2）要請する理由
- （3）要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- （1）霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- （2）履行期間及び履行場所
- （3）従事者名簿
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があったときは、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては本部長、乙にあっては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部等に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙丙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市南区永田東2丁目1番20号
ジョイフル井土ヶ谷302
神奈川県葬祭業協同組合
理事長

丙 三浦市三崎1丁目2番23号
社団法人全国霊柩自動車協会
神奈川県支部長

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙及び丙が事前に指名する乙及び丙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長

印

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協会員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

第11 ボランティア関係

災害時における相互協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害等により甚大な被害が発生した場合に、相互援助精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害発生時の対応）

第1条 甲は、災害等により甚大な被害（武力攻撃による損害を含む。）が発生し、各地から参集するボランティア（以下「災害救援ボランティア」という。）の受入れ体制を整備する必要があると認めるときは、乙に災害ボランティアセンターの設置及び運営を要請することができる。この場合において、甲は、設置場所の提供等、乙に対し人的、物的支援を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特段の事由がある場合を除き、他の業務に優先して協力するものとする。

（災害ボランティアセンターの活動）

第2条 災害ボランティアセンターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害救援ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
- （2）災害救援ボランティア活動に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- （3）災害救援ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- （4）その他災害ボランティアセンターの運営に関し必要な事項

（平常時の取組）

第3条 甲及び乙は、別に定める「茅ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するものとする。

2 甲及び乙は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、連携して研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めるものとする。

3 乙は、災害時の救援活動を目的とするボランティア団体の設立及び当該団体間の連絡体制の構築を支援するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、災害救援ボランティアの受入れ等を円滑に行うため、日ごろより災害情報等に関する連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれに連絡責任者を置くものとし、甲にあっては監査事務局次長が、乙にあっては事務局長がその任に当たるものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 甲は、自らが主催する訓練において、乙の参加が必要と認めるときは、乙に対し訓練の参加について要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な限り参加・協力を行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定書に基づく協力が円滑に行われるよう、防災計画及び協力要請事項に関し、定期的に情報を交換するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する第2条に掲げる活動に関し、必要な経費は甲が負担するものとする。

（個人情報の取扱）

第8条 乙は、本協定に基づき災害ボランティアセンターの運営に際して発生する個人情報については、乙の個人情報の取扱いに関する規程に基づき、適切に管理しなければならない。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の内容に疑義が生じた場合については、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

(協定の改正)

第 10 条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改正することができる。

(期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き 1 年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を所有する。

平成 25 年 3 月 29 日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 1 3 番 4 4 号
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
会長

災害時における災害ボランティアの受入れ場所の提供及び緊急支援物資の集積場所等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と電源開発株式会社技術開発センター茅ヶ崎研究所（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震・風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。以下「災害時等」という。）が発生した場合における災害ボランティアの受入れ場所及び緊急支援物資の集積場所（以下「集積場所」という。）等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の施設使用等について、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（施設の提供等）

第2条 乙は、災害時等において、乙所有の中庭及び駐車場を、乙による安全確認及び受入れ体制（指示・誘導等）が整った以降、甲の要請に基づき、災害ボランティアを受入れるための場所及び緊急支援物資の集積場所として、それぞれ提供する。

（施設使用の要請等）

第3条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を災害ボランティア受入れ場所及び集積場所として利用することを要請することができる。

- （1）災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める施設に災害ボランティアを収容することが困難な場合。
- （2）災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める集積場所に緊急支援物資を収容することが困難な場合。
- （3）その他、甲が必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として甲が文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第4条 甲は、乙の施設を使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用する場合は、乙の事業に支障が生じないように努めるものとする。

（施設の管理）

第5条 乙の施設を開設した場合の管理は、甲が職員を派遣し、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第6条 甲が乙の施設を使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第7条 甲が乙の施設を使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 使用した電気・水道等の使用料を乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第8条 甲が乙の施設を使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

（防災資機材の備蓄等）

第9条 甲は、防災用資機材を、乙所有の倉庫内に備蓄し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災用資機材に当たっては、甲乙協議のもと、その備蓄数について定めるものとし、乙が当該防災資機材を移動又は撤去する必要がある場合には、原則甲が対応するものとする。

3 甲は、防災用資機材の維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

（救援物資の保管場所等）

第10条 甲は、企業や他自治体より送られた救援物資を、乙所有の駐車場に一時的に保管し、乙と協同して

第18節 協定関係

第11 ボランティア関係

適正かつ安全に維持管理を行う。

(防災資機材の運搬等)

第11条 乙は、救援物資や防災資機材を、乙所有のフォークリフトを用いて、運搬に協力するものとする。

(防火用水の使用)

第12条 甲は、乙の敷地内に設置の防火用水を、消火用として使用または、生活用水として各避難所へ運搬するものとする。

(職員の協力要請)

第13条 甲は、災害の状況により、乙に勤務する職員の協力を要請するものとし、乙は業務に支障のない範囲で、これに応ずるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

(協定の改正)

第15条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改正することができる。

(期間)

第16条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月29日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番88号
電源開発株式会社
技術開発センター茅ヶ崎研究所
所 長

第12 災害廃棄物関係

神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける 一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、及び秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「協定市町等」という。）の各市町及び一部事務組合の長（以下「市町組合長」という。）は、一般廃棄物等の処理について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等のごみ処理施設及びし尿処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）において、不測の事故、故障その他一時的な処理能力の低下により一般廃棄物等の適正処理に支障が生じた場合又は、地震、風水害等を起因とする災害により管内で発生した一般廃棄物等を自己の施設のみでは処理ができない場合に、協定市町等の一般廃棄物処理施設の相互利用並びに資機材及び職員等の相互援助により、一般廃棄物等の適正処理を保持するために必要な事項を定めるものである。

（適用等）

第2条 本協定の適用等は、次のとおりとする。

（1）適用の範囲

- ア 一般廃棄物処理施設において事故、故障等が発生し、自己の施設のみでは一般廃棄物等の適正処理に支障が生じると市町組合長が判断したとき。
- イ 一般廃棄物処理施設の定期点検、改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、他の協定市町等の一般廃棄物処理施設の利用を必要とするとき。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、地震、風水害等による一時的な一般廃棄物等の量の増加、著しい処理能力の低下等一般廃棄物等の処理を困難とする特別な事情があると市町組合長が判断したとき。

（2）援助の期間

原則として、援助を必要とする協定市町等が一般廃棄物等の適正な処理を行うことができるまでの期間

（3）支援業務

- ア 一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎・焼却等）
- イ 一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ 一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- エ アからウまでに掲げるもののほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為

（要請）

第3条 援助を必要とする協定市町等は、受託可能な協定市町等と直接協議を行い、別記様式により要請する。

（受託）

第4条 援助の要請を受けた協定市町等は、業務に支障のない範囲において、これを受託する。

（実施）

第5条 援助に当たっては、搬入及び受入の方法、経費の負担方法等について、当該協定市町等間において協議の上実施する。

（情報の交換等）

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町等は、必要に応じて、一般廃棄物処理施設の稼動状況その他の一般廃棄物等の処理に関する必要な情報を相互に交換するものとする。

2 協定市町等は、神奈川県湘南地域県政総合センターに対し、この協定の円滑な運用に必要な調整、あつせん、情報の提供とうを求めることができる。

（その他）

第7条 この協定に定めのないもの、又は疑義を生じたものについては、必要に応じて、協定市町等間において別途協議するものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成28年12月20日から効力を発生するものとし、平成30年3月20日に締結した「湘南地区行政センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定」については、本協定の効力の発生をもって廃止する。

この協定の締結を証するために、本書10通を作成し、各市町組合長記名押印の上、それぞれ書く一通を保存するものとする。

2016年（平成28年）12月20日

（協定者）

平塚市長
藤沢市長
茅ヶ崎市市長
秦野市長
伊勢原市長
寒川町長
大磯町長
二宮町長
秦野市伊勢原市環境衛生組合長

（立会者）

神奈川県湘南地域県政総合センター所長

別記様式（第3条関係）

一般廃棄物等の処理に関する要請書

協定市町等名	
要請年月日	

要請担当者氏名	
所属	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

要請理由

要請を必要とする機関

支援業務の内容

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物の収集・運搬（以下「災害廃棄物処理」という。）の協力に関し、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害に起因して発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（計画書）

第3条 乙は、大規模災害時に協力できる連絡体制等を、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する支援態勢計画書」（様式1）により、毎年4月末日までに、甲に報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時において乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

- 2 災害廃棄物処理の内容については、甲の要請に応じて、甲、乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な要員、車両、資機材等を調達し、災害廃棄物処理を実施するものとする。
- 4 乙は、大規模災害時に甲の要請を受けた場合は、速やかに甲からの要請に対応できる態勢を整えるものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物処理の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は、乙に対し前条第1項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡したのち、速やかに「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書」（様式2）で通知するものとする。

- （1）支援地区及び被災状況
- （2）支援期間
- （3）支援活動の内容
- （4）指揮者の職、氏名
- （5）支援期間に必要な要員、車両、資機材等
- （6）その他必要な事項

（承諾書）

第6条 乙は、前条に基づく甲の要請書を受けて支援活動を実施する場合は、速やかに「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する承諾書」（様式3）を甲に提出するものとする。

（支援活動の実施）

第7条 乙は、甲の指揮者の指揮、監督に従って支援活動を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の円滑な支援が得られるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 支援活動の現場に指揮者がいない場合は、乙は、要請内容に従い支援活動を実施するものとする。ただし、乙は、実施状況を速やかに甲に連絡するものとする。
- 4 乙は、支援活動の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（報告）

第8条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項について「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する実施報告書」（様式4）により報告するものとする。

- （1）支援活動の従事期間及び内容
- （2）組合員名及び責任者名
- （3）支援活動に従事した要員、車両、資機材等

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 乙が実施した支援活動に要した経費については、原則として甲が負担し、その価格は甲、乙が協議して決定するものとする。

(補償)

第10条 甲の要請により災害廃棄物処理に従事した乙に属する組合職員及び組合員各社の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては茅ヶ崎市環境部資源循環課、乙にあつては茅ヶ崎市資源分別回収協同組合とする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成29年7月5日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市今宿829番地
茅ヶ崎市資源分別回収協同組合
代表理事

様式1 (第3条)

平成 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する支援態勢計画書

(あて先) 茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合
代表理事 ㊤

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 甲の要請に必要な連絡先(2名)

	組合員名	氏名	電話番号 (昼・夜)	メールアドレス
1 責任者				
2 副責任者				

2 支援態勢連絡網

(茅ヶ崎市からの要請を受けてからの組合内での連絡体制図等、別紙可)

3 支援活動に要する車両、人員、資機材等(別紙可)

様式2（第5条）

平成 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合
代表理事 様

茅ヶ崎市長 印

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 支援地区及び被災状況	(1) 地区 (2) 状況
2 支援期間	
3 支援活動の内容	
4 指揮者の職、氏名	
5 支援期間に必要な要員、車両、資機材等	
6 その他必要な事項	

様式3（第6条）

平成 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する承諾書

（あて先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合
代表理事 印

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第6条の規定に基づき、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書」のとおり承諾します。

様式4（第8条）

平成 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する実施報告書

（あて先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合
代表理事 印

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 支援活動の従事期間及び内容	(1) 従事期間 (2) 従事内容
2 組合員名及び責任者名	
3 支援活動に従事した要員、車両、資機材等	(1) 従事した要員 (2) 車両 (3) 資機材等
4 その他必要な事項	

災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下、「甲」という。）と、有限会社茅ヶ崎バンテック（以下、「乙」という。）は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥並びにその他災害に伴って発生する廃棄物（以下、「し尿等」という。）収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内で大規模災害が発生した場合におけるし尿等収集運搬の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時において乙に対してし尿等収集運搬の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な要員、車両、資機材等を調達し、し尿等収集運搬を支援するものとする。

3 乙は、大規模災害時に甲の要請を受けた場合は、速やかに甲からの要請に対応できる態勢を整えるものとする。

4 甲は、大規模災害時によるし尿等収集運搬の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、乙に対し前条第1項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は文書等により連絡する。

- (1) 被災状況
- (2) 指揮者の職、氏名
- (3) その他必要な事項

（支援協力の実施）

第4条 乙は、甲の指揮者の指揮、監督に従って支援協力を実施するものとする。

2 甲は、乙の円滑な支援が得られるよう必要な措置を講じるものとする。

3 支援協力の現場に指揮者がいない場合は、乙は、要請内容に従い支援協力を実施するものとする。ただし、乙は、支援状況を速やかに甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務のうち、し尿及び浄化槽汚泥に関する業務については無償で行うものとし、乙は甲に一切の経費負担を求めないものとする。その他災害に伴って発生する廃棄物に関する業務に要する費用は、甲が負担するものとし、費用の額については、甲乙協議の上、決定する。

（補償）

第6条 甲の要請によりし尿等収集運搬に従事した乙に属する職員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては次の表のとおり、乙にあつては有限会社茅ヶ崎バンテックとする。

災害廃棄物の種類	連絡窓口
し尿及び浄化槽汚泥	茅ヶ崎市環境部環境保全課
その他災害に伴って発生する廃棄物	茅ヶ崎市環境部資源循環課

（支援協力の細目）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。平成31年1月15日に締結した「災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定」は本協定の締結をもって廃止する。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年8月20日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市今宿799番地
有限会社 茅ヶ崎バンテック
代表取締役

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、及び秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「甲」という。）とDOWAエコシステム株式会社（以下「乙」という。）は、非常災害以上の地震等が発生した場合における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、非常災害以上の地震等が発生した場合に災害廃棄物等処理対策を迅速かつ確に実施できるように、甲が乙に災害廃棄物等の収集・運搬、処理・処分を協力要請するに当たっての必要な事項を定めるとともに、日頃から甲と乙の間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、用語の意義は、次に掲げるところによる。

（1）災害廃棄物等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び甲のごみ処理施設から発生する廃棄物

（2）非常災害

災害による被害が予防・防止し難い程度に大きく、甲（甲の構成員をいう。以下同じ。）における平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（環廃対発第1508061号）

（3）再委託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第3号に定める非常災害時における他人に委託して実施する受託業務

（協定適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、非常災害において、甲が通常時以外の処理ルートで早急に処理する必要があると判断できる次に掲げる場合とする。

- （1）焼却施設から発生する焼却灰の通常処理ルートが被災し、処理ができない場合
- （2）最終処分場を仮置場等として利用するため、他の処理ルートで処理する必要がある場合
- （3）焼却施設の処理能力を上回る量の災害廃棄物が発生した際、生活ごみ及び避難所ごみ（生ごみ等）を優先的に焼却するため、破碎残渣の焼却処理を他の処理ルートで処理する必要がある場合
- （4）甲の処理施設で処理困難な性質の災害廃棄物等が生じ、それが乙の処理施設で処理可能な場合
- （5）前4号以外の場合において、甲が乙に別途依頼した場合

（協力要請）

第4条 甲は、次の事業について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）前条の協定適用範囲内の災害廃棄物等の収集・運搬
- （2）前条の協定適用範囲内の災害廃棄物等の処理・処分（再生を含む）
- （3）前2号に伴う必要な事業

2 援助を必要とする甲は、乙と直接又は各ブロック内で連絡が可能な甲若しくは第8条第2項で定める連絡部署を介して、乙に対し別途定める様式に従い要請する。

3 第1項に規定する業務の協力要請がなされた場合であっても、乙若しくは乙の関係会社（再委託先の候補者を含む。以下同じ。）が甲と同時に被災している場合、乙及び乙の関係会社の処理能力を超える災害廃棄物等の処理に関する協力要請がされた場合その他乙が問うがい協力要請に応じない正当な理由があるときは、乙は、甲の協力要請に応じないことができる。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた協力業務について、必要な人員、車両、資機材を調達し、再委託での実施を含め、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力し、原則として別紙1記載における処理ルートで実施するものとする。

2 甲は、乙の協定業務が円滑に実施されるよう、乙の処理施設がある市町と事前協議を実施する等必要な

措置を講ずる。

3 乙は、協定業務を実施するに当たって、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周辺の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化を図るため、分別に努めること。
- (3) 第三者に損害を及ぼすことの無いよう、特段の注意を払うこと。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により乙が実施した業務に要する費用は、甲が負担するものとし、費用の額については、甲乙協議の上、決定する。

(委託契約)

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施するときは、甲と乙は本協定に基づき委託契約を締結する。

(相互連絡)

第8条 甲と乙は、本協定を円滑に実施するため、それぞれに主管する連絡部署を定めるものとする。

2 前項の連絡部署は、甲にあつては藤沢市環境部環境総務課とし、乙にあつてはDOWAエコシステム株式会社ウェステック事業部とする。

3 前項の連絡部署が被災し、相互連絡が困難な場合においては、別紙2記載の連絡体制図に則り相互連絡を行うこととする。

(情報の交換等)

第9条 本協定の円滑な運用を期するために、甲と乙は、毎年度1回程度、災害廃棄物の処理その他の一般廃棄物等の処理に関する必要な情報を相互に交換するものとする。

(協定市町等の解除権)

第10条 甲の協力要請に対し乙が正当な理由がなく応じなかった場合又は乙が委託契約に関する甲の規定する要件を充足しなくなった場合、甲は、本協定を解除することができるものとする。

(暴力団排除に係る解除)

第11条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定及び委託契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が甲の暴力団排除条例に定める暴力団経営支配人等と認められるとき。
- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 乙が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 乙又は役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）及び支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、甲が委託契約を解除した場合においては、乙は、甲に対し、当該委託契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 乙は、委託契約の履行に当たって、甲の設置した暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、本協定及び委託契約の締結又は履行により知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密情報を秘密として保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示し、漏洩又は本協定及び委託契約の履行若しくはこれらの契約に定める目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 知得したときすでに保有していたもの
- (2) 知得したときすでに公知であったもの
- (3) 自己の責によらず公知になったもの
- (4) 正当な権原のある第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの

2 前項の定めにかかわらず、乙は、乙の関係会社および関係する業務委託先に対し、本条と同等の秘密保持義務を負わせた上、甲の秘密情報を開示し、これを使用させることができる。

3 前2項の規定は、解除等により本協定が終了した後といえども、有効とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのないもの又は疑義を生じたものについては、必要に応じて、甲と乙の間において別途協議し定めるものとする。

(管轄)

第15条 本協定に関連して紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(効力の発生)

第16条 本協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を存続するものとする。

この協定の締結を証するために、本書10通を作成し、各市町組合長及びDOWAエコシステム株式会社代表取締役社長記名押印の上、それぞれ各一通を保存するものとする。

2019年(平成31年)3月27日

(甲) 平塚市 市長
藤沢市 市長
茅ヶ崎市 市長
秦野市 市長
伊勢原市 市長
寒川町 町長
大磯町 町長
二宮町 町長
秦野市伊勢原市環境衛生組合 組合長

(乙) DOWAエコシステム株式会社
代表取締役社長

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人SDパートナー支援協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内で地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「災害廃棄物処理」という。）の協力に関し、必要な事項について定める。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害に起因して発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（計画書）

第3条 乙は、大規模災害時に協力できる連絡体制等を、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する支援態勢計画書」（様式1）により、毎年、甲に報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時において、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

2 災害廃棄物処理の内容については、甲の要請に応じて、甲、乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに甲からの要請に対応できる態勢を整え、災害廃棄物処理を実施するものとする。

4 甲は、災害廃棄物処理の必要がなくなったときは、乙に協力要請の終了を告げるものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は、乙に対し前条第1項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡したのち、速やかに「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書」（様式2）で通知するものとする。

- (1) 支援地区及び被災状況
- (2) 支援期間
- (3) 支援活動の内容
- (4) 指揮者の職、氏名
- (5) 支援期間に必要な要員、車両、資機材等
- (6) その他必要な事項

（承諾書）

第6条 乙は、前条に基づく甲の要請書を受けて支援活動を実施する場合は、速やかに「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する承諾書」（様式3）を甲に提出するものとする。

（支援活動の実施）

第7条 乙は、甲の指揮者の指示、監督に従って支援活動を実施するものとする。

2 甲は、乙の円滑な支援が得られるよう必要な措置を講じるものとする。

3 支援活動の現場に指揮者がいない場合は、乙は要請内容に従い支援活動を実施するものとする。ただし、乙は、実施状況を速やかに甲に連絡するものとする。

4 乙は、支援活動の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
- (3) 第三者に損害を及ぼすことの無いよう、特段の注意を払うこと。

（報告）

第8条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項について「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する実施報告書」（様式4）により報告するものとする。

- (1) 支援活動の実施場所
- (2) 支援活動の従事期間及び内容
- (3) 支援活動に従事した者の氏名

(4) 支援活動に従事した要員、車両、資機材等

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 乙が実施した支援活動に要した経費については、原則として甲が負担し、その価格は甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲が乙に負担する費用の価格は、災害発生時の直前（平常時）における賃金水準等を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

3 乙は前項で規定する費用について、毎年、甲に情報を提供する。

(補償)

第10条 甲の要請により災害廃棄物処理に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあつては茅ヶ崎市環境部資源循環課、乙にあつては一般社団法人SDパートナー支援協会とする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年9月8日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都江東区有明一丁目2番27号
一般社団法人SDパートナー支援協会
代表理事

様式1 (第3条関係)

令和 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する支援態勢計画書

(あて先) 茅ヶ崎市長

一般社団法人SDパートナー支援協会
代表理事 ㊟

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 甲の要請に必要な連絡先(2名)

	商号	氏名	電話番号 (昼・夜)	メールアドレス
1 責任者				
2 副責任者				

2 支援者連絡先(所属会員及び賛助会員業者含む)(別紙可)

3 支援活動に要する車両、人員、資機材等(別紙可)

様式2 (第5条関係)

令和 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書

一般社団法人SDパートナー支援協会
代表理事 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光 印

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 支援地区及び被災状況	(1) 地区 (2) 状況
2 支援期間	
3 支援活動の内容	
4 指揮者の職、氏名	
5 支援期間に必要な要員、 車両、資機材等	
6 その他必要な事項	

様式3（第6条関係）

令和 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する承諾書

（あて先）茅ヶ崎市長

一般社団法人SDパートナー支援協会
代表理事 ㊟

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第6条の規定に基づき、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する要請書」のとおり承諾します。

様式4（第8条関係）

令和 年 月 日

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する実施報告書

（あて先）茅ヶ崎市長

一般社団法人SDパートナー支援協会
代表理事 ㊟

「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 支援活動の実施場所	
2 支援活動の従事期間及び内容	(1) 従事期間 (2) 従事内容
3 支援活動に従事した者の氏名	(1) 商号 (2) 氏名
4 支援活動に従事した要員、車両、資機材等	(1) 従事した要員 (2) 車両 (3) 資機材等
5 その他必要な事項	

※ 記載しきれない場合は別紙に記載してください。

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいい、詳細については別表に示す。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 要請内容
- (2) その他必要な事項

2 甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難しい場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

(災害廃棄物処理等の実施)

第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を甲が定める規則等に基づき決定する。

2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

(災害補償)

第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令等

による。

(契約書の締結)

第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

(平時における協力体制)

第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会員の状況等の情報提供を求めることができる。

2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力を努める。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては茅ヶ崎市環境部資源循環課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和2年12月23日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年12月23日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市長

乙 横浜市中区山下町1番地
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長

別表

種 類	内 容	
災害によつて発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリート がら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	腐敗性 廃棄物	畳、冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理 困難物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、茅ヶ崎市内において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物及び甲並びに甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- (5) 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態に関する事項
- (2) 協力要請の手続き、手順に関する事項
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量に関する事項
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関する事項
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬に関する事項
- (6) 災害廃棄物等の処分に関する事項
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途委託契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第9条 乙は、本協定に基づく業務の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は遅滞なく

甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない
- 3 乙は、暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第10条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(有効期間)

第13条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間、本協定は更新されたものとみなす。

(実施細目)

第14条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(管轄)

第15条 本協定に関連して紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月20日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役

第13 その他の協定

災害時における茅ヶ崎市と東邦チタニウム株式会社との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東邦チタニウム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲と協力して、平時より市民の生命及び財産を災害等から保護するとともに、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

- （1）防災行政用無線の設置場所の提供
- （2）防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管
- （3）防災備蓄資機材の搬送、輸送及びそれに伴う社員等の派遣
- （4）災害時に使用するフォークリフト等の提供
- （5）濾過施設の提供
- （6）災害復旧活動に係る社員の提供
- （7）救援組織等の拠点場所の提供
- （8）その他災害時に必要となる場合の、乙が所有する工具・機材等の提供

（防災行政用無線）

第2条 甲が設置する防災行政用無線について、乙はその設置場所を提供し、災害時のほか、平時より甲が放送を行うことに、乙は了承する。

- 2 設置及び保守管理は甲が行うものとする。ただし、運用に係る設置された設備に要す電気料金は乙の負担とする。
- 3 甲の都合により撤去または移設する必要がある場合は、それに要す費用は甲が負担し、乙の都合により撤去または移設する必要がある場合は、それに要す費用を乙が負担するものとする。

（防災用資機材）

第3条 乙は乙所有の敷地内等に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

- 2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。
- 3 防災備蓄資機材の搬送及び輸送については、甲が行うものとする。ただし、乙は事業に支障のない範囲で車両及び社員を配備し、協力するものとする。

（フォークリフト等）

第4条 乙は、乙が所有する、あるいは調達可能なフォークリフト等の機材及びそれを取り扱う人材を、業務に支障のない範囲で、甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁済するものとする。

（濾過施設）

第5条 乙は、飲料水確保のため、乙が所有する濾過施設を甲または甲が要請した救援組織等に、業務に支障のない範囲で無償貸与するものとする。ただし、施設を稼働させるための燃料等については、甲の負担とする。

（社員の提供）

第6条 甲の要請に基づき、乙は業務に支障のない範囲で災害復旧のための社員を配備するものとする。

（救援組織等の拠点場所）

第7条 乙は、甲が要請した救援組織等に対し、乙が所有する敷地内に活動拠点場所を無償で提供するものとする。

- 2 活動拠点場所から救援組織等が撤収した場合、甲は甲の負担により責任をもって提供前の原状に復旧するものとする。

（工具・機材等）

第8条 乙は、甲または甲が要請した救援組織等が必要とする場合、乙が所有する、または調達可能な工具・機材等を、業務に支障のない範囲で無償貸与するものとする。ただし、工具・機材等が燃料等を必要

とする場合は、燃料等は甲の負担とする。

(協力要請)

第9条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(災害補償)

第10条 甲の要請により出動した乙の社員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により損害があった場合は、甲はその損害を補償するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月17日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目3番5号
東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長

災害時における茅ヶ崎市とBASFポゾリス株式会社技術センターとの協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とBASFポゾリス株式会社技術センター（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害及び武力攻撃災害）等に対し、甲と協力して、平時より市民の生命及び財産を災害等から保護するとともに、災害等の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について了承する。

- （1）防災備蓄資機材の備蓄場所の提供及び保管
- （2）防災備蓄資機材の搬送、輸送及びそれに伴う人員の派遣
- （3）災害時に使用する機材等の提供
- （4）災害復旧活動に係る人員の提供
- （5）防災行政用無線の設置場所の提供
- （6）街頭消火器の設置場所の提供

（防災用資機材）

第2条 乙は乙所有の敷地内等に、甲の所有する防災備蓄資機材を備蓄し、甲と乙が共同して適正かつ安全に維持管理を行うものとする。

- 2 防災備蓄資機材の種類及び容量等については、甲乙協議の上、別に定めることとする。
- 3 防災備蓄資機材の搬送及び輸送については、甲が行うものとするが、乙は事業に支障のない範囲で車両及び人員を配備し、協力するものとする。

（災害時の使用機材）

第3条 乙は、乙が所有する、あるいは調達可能な機材等を、業務に支障のない範囲で、甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁済するものとする。

（人員の提供）

第4条 甲の要請に基づき、乙は業務に支障のない範囲で災害復旧のための人員を配備するものとする。

（防災行政用無線）

第5条 甲が設置する防災行政用無線について、乙はその設置場所を提供し、災害時のほか、平時より甲が放送を行うことに、乙は了承する。

- 2 設置及び保守管理は甲が行うものとする。ただし、運用に係る設置された設備に要す電気料金は乙の負担とする。
- 3 甲の都合により撤去または移設する必要がある場合は、それに要す費用は甲が負担し、乙の都合により撤去または移設する必要がある場合は、それに要す費用を乙が負担するものとする。

（街頭消火器）

第6条 甲が設置及び管理する街頭消火器について、乙はその設置場所を提供するものとする。

（協力要請）

第7条 災害発生時の各種の要請は、甲の指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

（災害補償）

第8条 甲の要請により出勤した乙に属する人員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

- 2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により被害を受けた場合は、甲はその損害を補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月5日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市萩園2722番地
BASFポゾリス株式会社
技術センター
技術センター長

災害時における茅ヶ崎市と特定非営利活動法人パームインターナショナル湘南との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人パームインターナショナル湘南（以下「乙」という。）は、甲にあっては防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、乙にあってはこれからの新しい時代に地域スポーツ活性化プロジェクトなどを展開して社会貢献を行う NPO 市民として、甲乙相互に協力し、平時より市民の生命及び財産を地震、風水害、火災又は武力攻撃災害により生ずる被害（以下「災害等」という。）から保護し、災害等が発生した場合における被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- (1) 乙の敷地及び施設（乙の所有する「パーム・インターナショナル・スポーツ・クラブ」の敷地及び施設をいう。以下同じ。）を災害対策活動の場所として提供すること。
- (2) 防災備蓄資機材の備蓄場所を提供すること。
- (3) 街頭消火器の設置場所を提供すること。
- (4) 災害対策活動に要する人員を提供すること。
- (5) 災害対策活動について、乙の近隣の地域の自主防災組織及び甲が災害時協定を締結する周辺事業所・施設（以下「周辺組織・施設」という。）と協力すること。
- (6) 災害等に係る啓発活動を目的として、人員を派遣すること。

（協定締結標識の設置）

第2条 甲は、協定締結標識を乙の施設に設置するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、前項の協定締結標識の維持管理を行うものとする。

（敷地及び施設の提供）

第3条 第1条第1号に掲げる事項については、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙は、甲若しくは周辺組織・施設の要請又は乙の判断により、乙の敷地及び施設のうち、次に掲げる箇所（以下「協力施設等」という。）を無償で甲に提供するものとする。

- (1) 駐車場（甲又は周辺組織・施設が災害用車両駐車場、災害応急調理場所、支援物資等の集積場所等として使用するものとする。）
- (2) テニスコート4面（テントを設置する場合にあっては、照明灯6基の使用を含み、コート面への杭打ち等ができるものとする。）
- (3) クラブハウスのうち、次に掲げる箇所
 - ア トイレ及びシャワー室
 - イ 職員オフィス（ネット通信等の設備及びパソコン等の備品を含む。）
 - ウ ラウンジ（テレビ等の備品を含む。）
 - エ ミーティングルーム（ネット通信等の設備及びパソコン等の備品を含む。）
 - オ その他甲又は周辺組織・施設が必要とする箇所

2 前項の規定により乙が協力施設等を甲又は周辺組織・施設に提供する期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項に規定する期間が終了するときは、速やかに協力施設等を原状に復し、乙に返還しなければならない。

（防災備蓄資機材の備蓄場所の提供等）

第4条 第1条第2号に掲げる事項については、乙は、甲の防災備蓄資機材を備蓄するための場所を乙の施設に設けるものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、適正かつ安全に前項の防災備蓄資機材の維持管理を行うものとする。

3 第1項の防災備蓄資機材の種類、容量等については、甲乙協議の上、決定することとする。

（街頭消火器の設置場所の提供）

第5条 第1条第3号に掲げる事項については、乙は、甲が管理する街頭消火器を設置するための場所を乙の敷地に設けるものとする。

（災害対策活動に係る人員の提供）

第6条 第1条第4号に掲げる事項については、乙は、周辺組織・施設が災害対策活動等を行うときは、情

第18節 協定関係
第13 その他の協定

報の受信及び発信その他災害対策活動を支援する活動のため、乙の施設に所属する職員、乙に係る職員及び乙に協力する人材（以下「協力職員」という。）を提供するものとする。

（周辺組織・施設との協力）

第7条 第1条第5号に掲げる事項については、乙は、平時より周辺組織・施設と連絡体制を整えとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにあっては、周辺組織・施設と協力して災害対応に努めるものとする。

（啓発活動における人員の派遣等）

第8条 第1条第6号に掲げる事項については、乙は、甲が開催する防災・消防等に係る啓発事業に協力職員を派遣するものとする。ただし、乙の業務に支障があるときは、この限りではない。

2 協力職員のうち、乙が肖像権の管理を行っていない者の肖像の取扱については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力要請）

第9条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおける各種の要請は、甲の指定する者が、乙の指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

（災害補償）

第10条 甲の要請により活動した協力職員が災害対策活動中に災害を受けたときは、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づき、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した機材等について甲又は周辺組織・施設の使用に伴い破損、紛失、盗難等があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

3 この協定に基づく活動を起因とする光熱水費等は、甲が負担するものとする。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月7日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市甘沼144番地
特定非営利活動法人
パームインターナショナル湘南
理事長

災害時における茅ヶ崎市と東海カーボン株式会社との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東海カーボン株式会社（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に地震、風水害及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、緊急消防援助隊、自衛隊、警察及び各ライフライン事業者等（以下「応援部隊等」という。）の活動拠点として、乙が管理する施設の一部（以下「乙の施設」という。）の提供及び使用並びに使用負担に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時の活動拠点の確保について、甲が乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

なお、対象事業所は次のとおり。

事業所名 東海カーボン株式会社 湘南工場（子会社 東海ファインカーボン株式会社 の敷地等も含む）

住 所 神奈川県茅ヶ崎市円蔵370番地

（施設の提供）

第2条 災害等発生時は甲の要請に基づき、乙は施設を応援部隊等の活動拠点として提供する。

（活動拠点使用の要請）

第3条 災害等発生時において、甲は、乙の施設を応援部隊等の活動拠点として使用することを要請することができる。

2 前項の要請は、原則として甲が乙に対して文書により行う。ただし、緊急を伴う場合等、特別な事情がある場合は口頭でも要請できるものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷により活動拠点として使用することができない場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用）

第4条 甲は、乙の施設を活動拠点として使用する場合は、乙の業務に支障が生じないように努めるものとする。

（施設への連絡）

第5条 乙の施設との連絡方法は、主にMCA無線を使用する。状況によりMCA無線が使用できない場合はこの限りではない。

（施設の使用期間）

第6条 甲が乙の施設を活動拠点として使用する期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（使用負担）

第7条 甲が乙の施設を活動拠点として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。ただし、応援部隊等が活動することに起因する費用については、使用期間、使用量等に応じた実費を甲が負担するものとし、特別な事情がある場合は甲乙協議の上、決定する。

（社員の提供）

第8条 甲は、乙の業務に支障のない範囲で、災害復旧支援のためにその社員の参加を要請することができる。ただし、乙が業務命令としてその社員に復旧支援を要請することは無いものとする。

（工具・機材等）

第9条 乙は、甲または甲が要請した応援部隊等が必要とする場合、乙が所有する、または調達可能な工具・機材等を、業務に支障のない範囲で無償貸与するものとする。ただし、工具・機材等が燃料等を必要とする場合は、燃料等は甲の負担とする。

（協力要請）

第10条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

（災害補償）

第11条 甲の要請により出動した乙の社員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは

第18節 協定関係
第13 その他の協定

紛失、盗難等により損害があった場合は、甲はその損害を補償するものとする。

(使用施設の原状回復)

第12条 甲が乙の施設を活動拠点として使用することにより、乙の施設に損傷等が発生した場合は、甲の費用負担により速やかにこれを原状回復するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

(付則)

第14条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結をするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成25年11月20日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都港区北青山一丁目2番3号 青山ビル
東海カーボン株式会社
代表取締役社長

災害時における茅ヶ崎市とトピー工業株式会社神奈川製造所との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とトピー工業株式会社神奈川製造所（以下「乙」という。）は、災害時（地震、津波及び風水害）に対し、甲は防災の責任を有する地方公共団体として、乙は地域に密着したさまざまな市民活動の一環である社会貢献を行う企業市民として、甲乙協力のもと、平時より市民の生命及び財産を災害から保護し、災害の拡大防止と被害の軽減に努めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙は次に掲げる事項について協力する。具体的内容については、甲乙協議して定めるものとする。

- （1）避難者収容のための避難場所の提供
- （2）災害時に使用する機材等の提供
- （3）災害復旧活動に係る人員の提供
- （4）救援組織等の拠点場所の提供

（避難場所の提供等）

第2条 災害発生時、甲乙協議の上での判断により、乙は乙所有のテニスコート等の敷地及び施設の一部を、避難場所として無償提供するものとする。ただし、避難者が使用した光熱水費、避難者及び救護組織の関係者等を受け入れたことを起因とする乙の負担した費用については、甲が負担するものとし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、決定する。

- 2 甲は、乙が業務に支障のない範囲で乙の敷地内に避難所標識を設置し、その維持管理を行うものとする。甲が維持管理の為に乙の敷地内に立ち入ることは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（避難者の管理）

第3条 乙の敷地及び施設を避難場所として使用した場合の避難者等の管理は、甲はその責任において、乙は業務に支障のない範囲で行うものとする。

- 2 乙はその判断において、前項について協力するものとする。

（避難場所開設期間）

第4条 避難場所として開設する期間は、被害状況に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（避難場所の原状復旧）

第5条 甲は、提供された避難場所が閉鎖された場合、速やかに原状に復すものとし、閉鎖前であっても、避難者の使用に伴う施設及び設備等の損壊、損傷等について、乙の事業等に影響がある場合は、速やかに原状に復すなどの措置を講じるものとする。

（機材等の提供等）

第6条 乙は、乙が所有する、あるいは調達可能な、別途定める機材等及びそれを取り扱う人材を、業務に支障のない範囲で、甲または甲が要請した救援組織等に無償貸与するものとする。ただし、機材等に必要とする燃料は甲が提供し、あるいは使用後に甲が乙に実費弁済するものとする。

（人員の提供）

第7条 甲の要請に基づき、乙は業務に支障のない範囲で災害復旧のための人員を、乙が定めた期間に配備するものとする。

（協力要請）

第8条 災害発生時の各種の要請は、甲が指定する者が、乙が指定する者に対し行うものとする。この場合、甲が指定する者は市民安全部防災対策課長とし、乙が指定する者は業務管理部労務グループ長とする。なお、甲が指定する者が要請できない場合は、代理の者が行うこととする。

（災害補償）

第9条 甲の要請により出勤した乙に属する人員が、応急対策活動中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市 条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

- 2 乙が提供した機材等が、甲または甲に協力する救援組織等の使用により破損した場合、あるいは紛失、盗難等により被害を受けた場合は、甲はその損害を賠償するものとする。

（救援組織等の拠点場所）

第10条 乙は、甲が要請した救援組織等に対し、甲乙協議の上、一定期間、乙の敷地内に活動拠点場所を無

償で提供するものとする。

- 2 活動拠点場所から救援組織等が撤収した場合、甲は甲の負担により責任をもって提供前の原状に復旧するものとする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月17日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市矢畑830番地
トピー工業株式会社神奈川製造所
所長

「災害時における茅ヶ崎市とトピー工業株式会社神奈川製造所との協定」細目

1. 趣旨

本細目は、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とトピー工業株式会社神奈川製造所（以下「乙」という。）が締結している「災害時における茅ヶ崎市とトピー工業株式会社神奈川製造所との協定書」に基づき、協力機材等について定めるものである。

また、必要に応じて、順次、修正をおこなうものとする。

2. 貸与する機材等の詳細（平成26年9月現在）

No.	機材名	備考
1	フォークリフト	取扱いには免許が必要
2	社用車	
3	リアカー	
4	担架	
5	ヘルメット	
6	作業着	
7	安全靴	
8	軍手	
9	テーブル	
10	スコップ	

以上

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害（武力攻撃を含む。）が発生し、又は発生があるおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害発生時において、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲及び乙は、平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲乙双方が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、甲の防災力の向上に努め、災害時に備えるものとする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅地図 茅ヶ崎市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- （2）広域図 茅ヶ崎市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- （3）ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- （4）ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- （5）地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲の災害発生時には、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議の上決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害発生時は、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次に掲げる事項の利用を行うことができるものとする。

- （1）災害発生時の閲覧
- （2）災害発生時、甲乙別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成26年8月8日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市港北区新横浜二丁目13番13号
株式会社ゼンリン
神奈川・静岡エリア統括部
部長

災害における茅ヶ崎市とジオ・サーチ株式会社との協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とジオ・サーチ株式会社（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内の地震、風水害・及びその他の災害（以下「災害時」という。）が発生した場合における道路機能の確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時における路面陥没を未然に防止するための緊急点検（以下、「路面下緊急点検」という。）の実施に際し、甲が乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、路面下緊急点検の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として甲が乙に対して文書により行う。ただし、緊急を伴う場合等、特別な事情がある場合は口頭でも要請できるものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙が損壊、損傷により調査出動することができない場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は前条の規定による乙の要請があったときには、甲の指示に伴い、速やかに路面下緊急点検に着手するものとする。

2 前項の路面下緊急点検の範囲は、当該要請のあった道路機能の確保に係る必要最低限の業務とする。

3 乙が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該調査の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 乙は、路面下緊急点検の進捗状況及び結果を甲に適宜報告するものとする。

（経費負担）

第4条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した路面下緊急点検に係る経費は、甲が負担するものとし、その額については甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第5条 甲の要請により出動した乙の社員が、路面下緊急点検の実施中に災害を受けた場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50条）又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第24号）に基づいて、甲が補償するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

（期間）

第7条 この協定の有効期限は、締結の日から3年間とする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成27年4月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都大田区西蒲田七丁目37番10号
ジオ・サーチ株式会社
代表取締役社長

災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）、寒川町（以下「乙」という。）、神奈川県茅ヶ崎警察署（以下「丙」という。）、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会（以下「丁」という。）は、茅ヶ崎市及び寒川町域において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における身元不明遺体の身元確認の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における身元不明遺体の身元確認に関し、甲及び乙が丙及び丁に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時に身元不明遺体の身元確認を必要とするときは、丙及び丁に対して、協力を要請するものとし、丙及び丁は、甲及び乙に協力するものとする。

2 甲及び乙が、丙及び丁に協力を要請するときは、電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を丙及び丁に提出するものとする。

（施設及び資機材等の確保）

第3条 甲及び乙は、速やかに遺体収容施設を開設するとともに、身元確認業務に必要な資機材等を確保するものとする。

（身元確認業務）

第4条 丙及び丁は、第2条に規定する要請があった場合は、速やかに協議し、必要な人員及び資機材等を確保し、身元確認業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙の要請に基づき、丁が身元確認業務を実施する場合に要する次に掲げる費用は、甲及び乙が負担するものとする。

- （1）歯科医師の派遣に要する経費
- （2）歯科医師が持参した資機材等の経費
- （3）身元確認業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償
- （4）その他必要な経費

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては茅ヶ崎市環境部環境保全課長、乙にあつては寒川町企画政策部危機管理課長、丙にあつては神奈川県茅ヶ崎警察署警備課長、丁にあつては一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会災害対策担当理事とする。

（訓練等の実施）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に訓練等を実施するものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁において協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年5月25日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 高座郡寒川町宮山165番地

寒川町
寒川町長

丙 茅ヶ崎市十間坂一丁目3番25号
神奈川県茅ヶ崎警察署
署長

丁 茅ヶ崎市本村五丁目9番5号
一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会
会長

※本協定第6条にある「環境部環境保全課長」は、保健所政令市移行に伴う事務移管により「保健所衛生課長」

災害時における動物救護活動に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎寒川獣医師会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物とする。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（応援活動の要請等）

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた場合、乙に対して応援活動を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 前項の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、業務に支障のない範囲内において、直ちに協力要請に応じ、応援活動を行うものとする。

4 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の協力要請の有無にかかわらず、応援活動を行うものとする。

5 乙は、前項の規定による応援活動を行ったときは、当該応援活動の終了後、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（応援活動の内容）

第4条 乙は、次に掲げる応援活動を行う。

- （1）第2条の規定により応援活動の対象である動物の収容、保管、治療、管理及び死亡の確認
- （2）被災による所有者不明動物に関する情報提供
- （3）災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言
- （4）災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導
- （5）その他、必要な動物救護活動

（応援活動の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により甲の協力要請があり、応援活動場所の指定がない場合は、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する飼育動物診療施設において応援活動に努める。

（費用弁償）

第6条 この協定に基づき乙が実施する応援活動に要する経費については、乙が当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物の飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合は、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法による対応に努めることとし、その結果補いきれない経費については、甲乙協議のうえ費用負担について決定する。

（連絡調整）

第7条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲にあつては環境部環境保全課長とし、乙にあつては、茅ヶ崎寒川獣医師会会長とする。

2 前項の責任者は、この協定の円滑な実施を図るため、責任をもって応援活動に関する連絡調整を実施する。

（救援物資等の確保）

第8条 甲及び乙は、応援活動に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、救援物資等の保管は、甲乙双

第18節 協定関係
第13 その他の協定

方が応援活動に利便な場所に確保するよう努める。

(応援活動の解除)

第9条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と判断した場合は、甲に対して協力要請の解除を申入れることができる。

2 甲は、前項の申入れがあった場合は、乙と協議のうえ、協力要請の解除をすることができる。

3 乙は、災害が終息し応援活動を継続する必要がないと判断した場合は、甲と協議して応援活動を終了するものとする。

(協力要請等の期間)

第10条 この協定により甲が行う協力要請及びこれに応じて乙が行う応援活動は、神奈川県による仮設動物救護センターの設置がされるまでの間に限り、行うものとする。ただし、被災の状況等により、甲及び乙が合意した場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目6番12号
茅ヶ崎寒川獣医師会
会長

※本協定第7条にある「環境部環境保全課長」は、保健所政令市移行に伴う事務移管により「保健所衛生課長」

自主防災組織等の消火栓使用に関する取決め事項

神奈川県企業庁企業局水道部長（以下「甲」という。）と、茅ヶ崎市消防長（以下「乙」という。）とは、神奈川県営水道における消火栓の取扱い等に関し、神奈川県公営企業管理者企業庁長と茅ヶ崎市長との間において締結された「消火栓の設置及び管理等に関する協定書」及び神奈川県企業庁が定める「消火栓等事務取扱要領」に規定するほか、消火活動及びその消防演習（以下「消火活動等」という。）のために、乙が使用を認めた自主防災組織等（以下「自主防災組織等」という。）が使用することについて、次のとおり必要な事項を定める。

（消火栓の使用等）

第1条 乙は、自主防災組織等が消火栓を使用した消防演習を実施する際は、乙の立会いのもと消火栓の操作方法を指導するものとする。

2 乙は、自主防災組織等が消火栓を使用したことにより、水道水に濁り等の異常が生じた場合は、速やかに水道営業所へ連絡するとともに、付近住民等への広報等に協力して、その解消に努めるものとする。

3 自主防災組織等が、消火栓を使用した消火活動等に起因する事故等の責任は、乙が負うものとする。

（疑義等に関する協議）

第2条 この取決め事項に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

（適用年月日）

第3条 この取決め事項は、締結した日から適用する。

上記取決め事項締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 神奈川県企業庁企業局
水道部長

乙 茅ヶ崎市消防長

大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会湘南支部（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内において大規模災害等が発生し、または発生の恐れがある場合において、甲が実施する災害対策活動等の円滑化に寄与するための乙の支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の準備）

第2条 乙は、各地域の活動の中心となる者（以下「情報協力員」という。）を指定し、毎年7月1日現在の「情報協力員名簿」を作成し、甲に通知するものとする。

2 甲乙は、この協定に基づく支援協力を円滑に推進するため、平素から定期的に必要な情報交換を行うものとする。

3 乙は、この協定に基づく支援協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲は、乙の情報協力員の個人情報を本目的以外には使用してはならない。また、個人情報の保護に万全を期するものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲が、乙に支援協力を要請する場合は、乙の情報協力員名簿に記載されているいずれかの者に、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、文書または口頭で要請するものとする。

（支援協力の内容）

第5条 甲が、乙に支援協力を要請する内容は、次の各号に掲げるものとし、乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたとき可能な範囲において、これに支援協力するものとする。

（1）災害に関する情報の収集および伝達に係る活動

（2）その他、甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第6条 この協定に基づく乙の活動は無償活動（ボランティア）とする。

（事故等発生時の責任）

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じて乙の負担で「ボランティア活動保険」に加入し、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

2 乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月6日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市市長

乙 神奈川県平塚市豊原町23-14
公益社団法人隊友会 神奈川県隊友会湘南支部
支 部 長

地域貢献型広告に関する協定書

茅ヶ崎市長（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社長（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内における地域貢献型広告の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内に地域貢献型広告を掲出することにより、市民等に対し公共情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて公共情報を記載するものをいう。
- （2）公共情報 公共施設案内、防災関係、防犯関係、観光資源等の情報をいう。
- （3）広告主 電柱広告（巻広告）への広告掲載を依頼した事業者等であって、この協定の趣旨に賛同するものをいう。

（甲の協力）

第3条 甲は、目的の実現に向け次に掲げる事項を協力する。

- （1）公共情報の記載に必要な情報を、乙へ提供すること。
- （2）市ホームページ等により地域貢献型広告の紹介及び広告主の募集の周知を行うこと。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、地域貢献型広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）地域貢献型広告を新たに掲出するときは、甲と事前協議を行うこと。
- （3）地域貢献型広告の維持管理及び市民等からの申し出等への対応を行うこと。
- （4）公共情報の内容に変更又は削除があった場合には、必要な修正を行うこと。
- （5）地域貢献型広告の掲出状況について、甲の求めに応じて報告を行うこと。

（地域貢献型広告の仕様）

第5条 地域貢献型広告に記載する公共情報の表示は、甲乙協議の上、決定する。

（地域貢献型広告の範囲）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する地域貢献型広告は、掲出しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）政治活動、宗教活動又は思想活動に類するもの
- （4）個人の宣伝に類するもの
- （5）社会問題に関する主義主張
- （6）美観風致を害するおそれがあるもの
- （7）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （8）その他、不適當であると甲が認めるもの

（費用等）

第7条 公共情報の記載及び地域貢献型広告の掲出に必要な費用は、広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

る。

平成29年12月19日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県横浜市中区山下町273番地JPT元町ビル
東電タウンプランニング株式会社
神奈川総支社長

被災建築物応急危険度判定等に係る協力に関する協定書

神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「甲」という。）と神奈川県建築会議（以下「乙」という。）は、被災建築物応急危険度判定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定では、震災により建築物に被害が発生した場合、被災建築物応急危険度判定を円滑に行えるよう、甲が乙に協力を要請する内容について、あらかじめ必要な事項を定める。

（協力事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、以下のとおりとする。

- 一 神奈川県震災建築物応急危険度判定士の参集要請に関すること
- 二 被災建築物応急危険度判定に関する訓練の実施及び知識の習得に関すること

（協力要請）

第3条 前条の規定による要請は、甲の構成団体（県及び県内全市町村）から乙の構成団体（支部等を含む）に対して行い、乙はこれに協力する。具体的な要請の方法については別途定める。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上別途定めるものとする。

（期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間終了日の90日前までに、甲、乙の一方又は双方から文書により協定を更新しない旨の通知がない場合は、この協定の有効期間は引き続き1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

（協定の破棄）

第6条 甲、乙のいずれからか、文書によりこの協定を破棄する旨の通知があった場合は、この協定は通知の期日をもって破棄される。

（他の協定等）

第7条 甲の構成団体と乙の構成団体（支部等を含む）の間で、この協定とは別の協定が締結されている、又は、この協定締結の日以降に別の協定を締結した場合は、その内容が優先される。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成30年5月23日

（甲） 横浜市中区日本大通1
神奈川県建築物震後対策推進協議会
会長

（乙） 横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館5階
神奈川県建築会議
議長

神奈川県建築物震後対策推進協議会

【構成団体】

神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市
横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市
秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市
海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
葉山町	寒川町	大磯町	二宮町
中井町	大井町	松田町	山北町
開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町
愛川町	清川村		

神奈川県建築会議

【構成団体】

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
一般社団法人 神奈川県建築士会
公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 神奈川地域会

災害時における相互協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社 茅ヶ崎市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（趣旨）

第2条 この協定は、甲及び乙が行う災害時の活動に関して、相互に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、災害時において必要と認めるときは、文書により協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

2 甲が乙に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- （1）災害応急対策に使用する車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （3）前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち乙が協力できる事項

3 乙が甲に協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- （1）避難者情報の収集
- （2）前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち甲が協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の要請に基づき実施した業務に要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、要請した者が負担する。

2 前項の費用は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、被災者の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、協力を要請する際の連絡方法について、別に定めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（乙の構成局）

第10条 乙は別表に定める郵便局から構成されるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。従前の「災害時における相互協力に関する覚書」はこの協定をもって廃止する。

令和元年8月20日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市内郵便局代表
神奈川県茅ヶ崎市富士見町16番8号
日本郵便株式会社 茅ヶ崎富士見郵便局
郵便局長

別 表

「災害時における相互協力に関する協定協力局（17局）」

茅ヶ崎富士見郵便局、茅ヶ崎郵便局、茅ヶ崎高田郵便局、茅ヶ崎小和田三郵便局、小出郵便局、茅ヶ崎松が丘郵便局、茅ヶ崎松林郵便局、茅ヶ崎若松郵便局、茅ヶ崎鶴が台郵便局、茅ヶ崎浜竹郵便局、茅ヶ崎矢畑郵便局、茅ヶ崎茶屋町郵便局、茅ヶ崎海岸郵便局、茅ヶ崎南湖郵便局、茅ヶ崎浜見平郵便局、茅ヶ崎香川郵便局、茅ヶ崎今宿郵便局

災害時における施設利用の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社東横イン（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、次の施設の利用について甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

- （1）名 称 東横INN湘南茅ヶ崎駅北口
- （2）所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目2番53号

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げるものについて、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

- （1）利用可能な客室数についての情報提供
- （2）客室の優先予約
- （3）避難施設としての利用
- （4）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

2 宿泊の申込み及び費用の支払いについては、乙の定める方法による。

（協力の期間）

第4条 市内の被害状況等を勘案し、甲乙協議により定めるものとする。

（経費負担）

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に係る宿泊の経費は宿泊者が、同条同項第3号及び第4号に係る経費は甲若しくは宿泊者のいずれかが負担する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都大田区新蒲田一丁目7番4号
株式会社東横イン
代表執行役社長

茅ヶ崎市での災害等における調査研究・支援活動に関する協定書

神奈川県茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙ともに平常時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動も行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第3条 甲の区域内において災害等が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- （1）無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- （2）無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供
- （3）取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- （4）作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- （5）前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

（連絡窓口）

第4条 甲及び乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

（経費の負担）

第5条 第3条各号の定めにより要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

- 甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長
- 乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン
理事長

災害時における地域支援の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、茅ヶ崎市域に「茅ヶ崎市地域防災計画」が対象とする地震、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）において、甲が実施する災害応急対策に対し、乙が協力する内容等を明示することを目的とする。

（要請）¹²⁵

第2条 甲は、災害発生時に必要がある場合、乙に対し、人員及び車両等の提供に関する協力を要請することができる。

なお、乙は、災害発生時に甲に対して協力する必要があると認める場合、甲に対して協力を申し出ることができる。

（協力内容）

第3条 本協定に基づき乙が甲に協力する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙の社員及び関係者の派遣
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲が協力を要請し、乙が協力可能な事項

（要請手続き）

第4条 第2条に基づく要請は、原則として第11条に基づき定める連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めのある場合、その他特別な事情がある場合を除き、要請に応ずるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として第11条に基づき定める連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による報告が困難な場合には、口頭で報告し、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく活動の実施に伴い知りえた相手方の事業及び技術に係る事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）¹²⁶

第7条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として乙の負担とする。

（サービス）

第8条 甲の要請に基づき活動する乙の社員のサービスその他の取扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第9条 本協定に基づく活動に従事した者の責に帰することができない理由による、負傷、疾病又は死亡した場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取扱い）

第10条 乙は、本協定に基づく活動に使用する車両について、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際し掛かる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）

第11条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時より次に掲げる事項につい

て相互協力を努めるものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 協力可能な人員及び車両等に関する乙から甲への情報提供
- (4) その他災害発生時に協力が必要な事項

(有効期間) 〇〇

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月7日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市辻堂神台二丁目2番41号
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局
局長

災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と亀井工業ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の避難者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、乙が所有する次の施設での入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（1）名称 野天湯元 湯快爽快 ちがさき

（2）所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目2番75号

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合、乙に対して次の業務について一定期間協力を要請することができる。

（1）避難者等に対する入浴支援

（2）避難者等に対する生活用水の提供

（3）避難者等に対する移動手段の提供（バスによる送迎）

（4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、この協定に基づく業務の実施にあたり、業務内容や手順等について、平常時に打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の業務を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、第2条第1項第1号に係る入浴料は神奈川県公衆浴場入浴料金統制額とし、同条同項第2号から第4号に係るその他の経費は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、連絡担当者を別に定めるとともに、変更があった場合には連絡するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に知り得た災害に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年10月27日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市南湖一丁目4番25号
亀井工業ホールディングス株式会社
代表取締役

別記様式1 (第2条関係)

第 号
年 月 日

亀井工業ホールディングス株式会社
代表取締役 様

茅ヶ崎市長

協力要請書

災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による 要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容 (提供内容及び数量、その他)	
履行期間	期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

別記様式2（第4条関係）

年 月 日

茅ヶ崎市長 様

亀井工業ホールディングス株式会社
代表取締役

業務実施報告書

災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による 要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
履行内容 (提供内容及び数量、その他)	
履行期間	期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

災害時における地域支援の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社林水泳教室（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次のことについて乙に応援協力を要請することができる。

- （1）生活用水の提供
- （2）輸送手段の提供
- （3）入浴施設等の使用
- （4）その他甲が協力を要請し、乙が協力可能な事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の社員及び関係者の派遣を含め可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した応援を完了した時は、別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（費用の額）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した応援に係る費用の額は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡担当者を別に定めるとともに、内容に変更が生じた場合には相手方に連絡するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく応援の実施中に知り得た災害に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定に基づく応援を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市若松町12番1号
株式会社林水泳教室
代表取締役

災害時における地域支援の協力に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社パルパル湘南スポーツクラブ（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次のことについて乙に応援協力を要請することができる。

- （1）生活用水の提供
- （2）輸送手段の提供
- （3）入浴施設等の使用
- （4）その他甲が協力を要請し、乙が協力可能な事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の社員及び関係者の派遣を含め可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した応援を完了した時は、別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（費用の額）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した応援に係る費用の額は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡担当者を別に定めるとともに、内容に変更が生じた場合には相手方に連絡するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく応援の実施中に知り得た災害に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定に基づく応援を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市本村一丁目4番20号
株式会社パルパル湘南スポーツクラブ
代表取締役

災害時における地域支援の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とショコー産業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次のことについて乙に応援協力を要請することができる。

- （1）生活用水の提供
- （2）輸送手段の提供
- （3）入浴施設等の使用
- （4）その他甲が協力を要請し、乙が協力可能な事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の社員及び関係者の派遣を含め可能な限り甲の要請に協力するものとする。ただし、やむをえない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した応援を完了した時は、別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（費用の額）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した応援に係る費用の額は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡担当者を別に定めるとともに、内容に変更が生じた場合には相手方に連絡するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく応援の実施中に知り得た災害に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定に基づく応援を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（法令等の遵守）

第11条 甲及び乙は、日本国の法令（茅ヶ崎市条例、規則等を含む。）を遵守するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月9日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市香川七丁目12番1号
ショコー産業株式会社
代表取締役社

災害時における避難者等に対する理容・美容サービス業務の提供協力に関する

協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部（以下「乙」という。）並びに神奈川県美容業生活衛生同業組合茅ヶ崎支部（以下「丙」という。）は、避難者等に対する理容・美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内において地震等の災害が発生し、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において住民の避難生活が長期化した場合、乙及び丙が業務を提供協力するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める「避難生活が長期化した場合」とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2並びに美容師法（昭和32年6月3日法律第163号）第2条第1項に定めがあるもののうち、業務履行が可能なものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員の経営する理容所の従業員もしくは美容師法に定める美容師免許を有する者で、丙の組合員又は丙の組合員の経営する美容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の対象者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民等で、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の提供協力の依頼）

第6条 甲は避難生活が長期化した場合において、乙及び丙に対し業務の提供協力を依頼することができるものとする。

2 甲は、乙及び丙に業務の提供協力を依頼するときは、理容・美容サービス業務の提供協力依頼書（第1号様式）により依頼するものとする。

3 乙及び丙は、甲から前項に定める業務の依頼があった場合は、乙又は丙どちらの組合員等を派遣するか協議するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙又は丙は、甲から前条に定める依頼があった場合は、乙又は丙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙及び丙は、業務が完了したときは、理容・美容サービス業務の提供協力報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙及び丙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第9条 乙及び丙は、業務の終了後、前条第2項の消耗品価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙又は丙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（法令等の遵守）

第10条 甲、乙及び丙は、日本国の法令（茅ヶ崎市条例、規則等を含む。）を遵守するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月19日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市南湖二丁目13番44号
神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
支部長

丙 茅ヶ崎市元町4番4号
神奈川県美容業生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
支部長

大地震時の電気火災の発生抑制に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と積水ハウス株式会社湘南支店（以下「乙」という。）は、大地震時の電気火災の発生抑制に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及を促進し、市街地における火災延焼リスクを低減することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）感震ブレーカーの設置促進に関すること
- （2）感震ブレーカーの必要性の説明に関すること

（報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力を実施した場合は、甲の求めに応じて、次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）感震ブレーカーの設置実績
- （2）その他必要な事項

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2番1号 アイクロス湘南九階
積水ハウス株式会社 湘南支店
支店長

大地震時の電気火災の発生抑制に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とトヨタホーム東京株式会社（以下「乙」という。）は、大地震時の電気火災の発生抑制に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及を促進し、市街地における火災延焼リスクを低減することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）感震ブレーカーの設置促進に関すること
- （2）感震ブレーカーの必要性の説明に関すること

（報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力を実施した場合は、甲の求めに応じて、次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）感震ブレーカーの設置実績
- （2）その他必要な事項

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区九段南二丁目3番18号
トヨタホーム東京株式会社
代表取締役

災害時における施設利用の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社東横イン（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、次の施設の利用について甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

- （1）名 称 東横INN茅ヶ崎市役所
- （2）所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番14号

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、次に掲げるものについて、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

- （1）利用可能な客室数についての情報提供
- （2）客室の優先予約
- （3）地域貢献施設の利用
- （4）その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、要請時の諸般の事情により、乙が可能と考える範囲で、甲の要請に協力するものとする。

2 宿泊の申込み及び費用の支払いについては、乙の定める方法による。

（協力の期間）

第4条 市内の被害状況等を勘案し、甲乙協議により定めるものとする。

（経費負担）

第5条 第2条第1項第1号及び第2号に係る宿泊の経費は宿泊者が、同条同項第3号及び第4号に係る経費は甲若しくは宿泊者のいずれかが負担する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年7月29日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都大田区新蒲田一丁目7番4号
株式会社東横イン
代表執行役社長

茅ヶ崎市地域防災計画 資料編

令和6年（2024年）2月発行 230部作成

発行 茅ヶ崎市防災会議

編集 暮らし安心部防災対策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7127（直通）

FAX 0467-82-1540

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

ホームページ
二次元バーコード

